ISSN 1343-6457

連合総研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

公正で健全な経済社会への道

2006～2007年度
経済情勢報告

財団法人
連合総合生活開発研究所

第一書林

公正で健全な経済社会への道

2006～2007年度 経済情勢報告

財団法人 連合総合生活開発研究所

第一書林

（財）連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所（略称、連合総研）は、「連合」のシンクタンクとして、連合および傘下の加盟労働組合が主要な闘争、政策・制度要求を推進するうえで必要とする国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行うとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、日本経済社会の発展と国民生活全般にわたる総合的向上を図る目的で、1987年12月に設立、その後88年12月、財団法人として新たなスタートを切った。研究活動は研究所長を中心に、本研究、委託研究などテーマ別に学者、専門家の協力を得ながら進めている。

1．経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム、セミナーの開催

＜連合総研フォーラム＞
第1回「生活の質向上を目指して」88年11月4日
第2回「新成長時代にむけて」89年11月13日
第3回「調整局面をいかに乗り切るか」90年11月8日
第4回「内需主導型経済の第二段階へ」91年11月1日
第5回「人間中心社会の基盤構築にむけて」92年11月4日
第6回「内需主導型経済の再構築」93年11月1日
第7回「構造調整を超え生活の新時代へ」94年11月2日
第8回「日本経済の新機軸を求めて」95年11月9日
第9回「自律的回復の道と構造改革の構図」96年11月5日
第10回「持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築」97年11月4日
第11回「危機の克服から経済再生へ」98年11月4日
第12回「安心社会への新たな発展の布石」99年11月2日
第13回「活力ある安心社会構築のために」2000年11月9日
第14回「デフレからの脱出と日本経済の再生」2001年11月8日
第15回「進路なき日本経済と労働の現状」2002年11月21日
第16回「産業競争力と人材活力の好循環を創造するために」2003年11月25日
第17回「持続的回復の条件は何か」2004年10月27日
第18回「生活の改善と安定成長への道筋」2005年10月26日

＜連合総研国際フォーラム＞
第1回「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」91年7月1-2日
第2回「新しい働き方を求めて――日本的雇用システムはどこへゆくのか」93年4月23日
第3回「発展するアジアと日本」94年9月2日
第4回「21世紀の経済社会システムとは――『社会的市場経済』は未来のモデルとなるか」
95年6月7-8日
第5回「生涯『しごと』／学習社会の構築をめざして――21世紀への日本の教育改革」
96年10月16-17日

＜連合総研創立10周年記念シンポジウム＞
「雇用・処遇・賃金の近未来と労働組合の選択」「グローバル化の中の労働組合の課題」
「労働の未来を考える」等　97年12月3-5日

＜国際労使関係研究会第12回世界会議特別セミナー＞
「コーポレート・ガバナンスと産業民主制」99年6月1日

＜雇用政策研究セミナー＞
「労働市場の構造変化と雇用政策の諸課題」2004年2月～11月

2．経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集および提供

研究広報誌の発行――機関誌『DIO』(毎月)、および“RENGO Research Institute Report”(年1回)の発行など。

3．調査研究報告書の発行（連合総研ホームページ［http://www.rengo-soken.or.jp/］を参照のこと）

はじめに

経済情勢報告は、連合総合生活開発研究所（連合総研）が、毎年1回、労働組合の積極的で責任ある活動への助言を目的として、勤労者生活を取り巻く経済状況を取りまとめて発表するもので、今回で19回目となります。

本報告は、当研究所の経済社会研究委員会でのご議論やご助言を踏まえ、当研究所の責任において取りまとめています。国民経済の安定と国民生活の向上という経済学の原点に立脚し、また、労働者の福祉の向上、良好な雇用・就業の確保など、勤労者の生活に密着する諸課題に関心の重点を向け、客観的な経済分析と社会的側面の分析に基づいた提言を行っています。

今回の報告書では、第Ⅰ部においては、最近1年間の内外経済情勢の分析を行いました。2002年1月を谷とした今回の景気回復局面は2006年9月で56ヶ月の長さとなり、当面景気回復局面は続くものと見込まれます。今後も安定的な成長が続くための課題、また昨今の労働市場をめぐる諸問題を分析しています。また、年2回、春と秋に連合総研が実施している「勤労者短観」に基づき、勤労者からみた景気回復の結果等を紹介しています。

第Ⅱ部においては、所得格差、賃金格差の現状と課題について分析、提言を行いました。格差に対する勤労者の意識を紹介するともに、所得格差を示す指標であるジニ係数の動向を明らかにしています。また、賃金格差については、企業間、年齢階級間、男女間、また、非正規雇用者と正規雇用者間の賃金格差について分析を行い、さらに、賃金の年間収入が最低生活費未満である賃金雇用者の実態を分析しています。

本報告書は、2007年の連合の政策・制度要求や春季生活闘争、経済政策や雇用政策をめぐる活動の参考資料として作成されたものですが、労働組合だけでなく、国民生活の向上と新たな福祉経済社会の構築に向けた議論の一助となれば幸甚です。

本報告にあたり、経済社会研究委員会の貞廣彰主査をはじめご協力いただいた各委員に感謝を申し上げるとともに、個別課題のヒアリングにご協力いただいた先生方に心から御礼申し上げます。

2006年10月

財団法人　連合総合生活開発研究所
所　長　薦田　隆成

公正で健全な経済社会への道

2006～2007年度 経済情勢報告

目　次

はじめに

第Ⅰ部　長期的かつ安定的な成長持続への課題 ―― 11

第1章　所得改善により内需主導となりつつある経済 ―― 12

第1節　長期化する景気回復局面　13

第2節　順調な生産、伸びが高い設備投資　19

第3節　所得改善がもたらす安定的な消費拡大へ　25

第4節　財政・金融政策の転換とその影響　33

第2章　雇用情勢 ―― 42

第1節　主要労働指標の動向　43

第2節　労働政策の動向　62

＊コラム　アンケートにみる「勤労者の仕事と暮らしの状況」について　65

第3章　国際経済の動向 ―― 74

第1節　日本の貿易収支の動向　75

第2節　米国経済の状況　81

第3節　中国経済の状況　85

第4節　原油価格・第一次産品価格の動向　90

第4章　安定的な成長への課題 ―― 93

第Ⅱ部　所得格差・賃金格差の現状と課題 ―――― 99

第1章　拡大がみられる所得格差 ―――― 100

第1節　拡大がみられる所得格差　100

第2節　勤労者の意識　102

＊コラム「機会の平等と結果の平等」107

第2章　経済格差の拡大の現状とその要因 ―――― 108

第1節　経済格差の拡大の動向　109

第2節　所得格差拡大の要因　114

第3節　ジニ係数の増大と2極化、貧困問題　122

第4節　所得格差の国際比較（OECDレポートにおける日本の特徴点）　127

第5節　大きい資産格差　131

第3章　賃金格差の現状とその要因 ―――― 134

第1節　正規社員における賃金格差の現状とその要因　135

第2節　正規社員・非正規社員間の賃金格差の現状とその要因　149

第4章　最低生活費未満の賃金雇用者と格差経済社会の課題 ―――― 159

第1節　最低生活費未満の賃金雇用者の問題について　160

第2節　公正で健全な経済社会への課題　169

むすび ―――― 173

［参考］2007年度日本経済の展望 ―――― 175

1．経済の現状

2．2007年度の情勢

3．2007年度の見通し

（付表）連合総研見通し総括表

図表一覧

図表Ⅰ-1-1① 実質成長率の推移（年度別、半期別）
図表Ⅰ-1-1② 実質成長率の推移（四半期別増減寄与度(年率)）
図表Ⅰ-1-2 物価の動向
図表Ⅰ-1-3 国内企業物価の推移
図表Ⅰ-1-4 設備過剰感の解消
図表Ⅰ-1-5① 雇用不足感の強まり（製造業）
図表Ⅰ-1-5② 雇用不足感の強まり（非製造業）
図表Ⅰ-1-6 今景気回復局面における情報化関連生産財の生産の推移
図表1-1-7 半導体需給と輸出動向
図表Ⅰ-1-8① 情報化関連生産財の在庫循環
図表Ⅰ-1-8② 情報化関連生産財以外の在庫循環
図表Ⅰ-1-9 企業収益の推移（資本金10億円以上企業の売上高経常利益率）
図表Ⅰ-1-10 産業別設備投資計画の伸び率と構成比
図表Ⅰ-1-11 地域別にみた工場立地件数の推移
図表Ⅰ-1-12 現金給与総額の推移
図表Ⅰ-1-13 定期給与の推移とパート比率の影響
図表Ⅰ-1-14 消費者態度指数の推移
図表Ⅰ-1-15 年間収入階級別にみたインターネット関連機器保有状況
図表Ⅰ-1-16 必要なものに支出する家計の行動
図表Ⅰ-1-17 労働分配率の推移
図表Ⅰ-1-18 労働生産性と実質賃金の推移
図表Ⅰ-1-19 不良債権等の推移（全国銀行）
図表Ⅰ-1-20 銀行貸出残高の伸び
図表Ⅰ-1-21 税収の推移
図表Ⅰ-1-22 2006年1月以降の短期金利の動向
図表Ⅰ-1-23① 主要国の株価の推移
図表Ⅰ-1-23② 主要国の株価の推移
図表Ⅰ-1-24 円－ドル、ユーロ－ドル、円－ユーロレートの推移
図表Ⅰ-2-1 完全失業率と求人倍率（季節調整値）
図表Ⅰ-2-2 主な国の長期失業割合
図表Ⅰ-2-3 賃金変動DIの推移
図表Ⅰ-2-4 性・年齢別の就業率の動向
図表Ⅰ-2-5 産業別雇用者数の推移
図表Ⅰ-2-6 雇用の非正規化の推移
図表Ⅰ-2-7 請負労働者がいる事業所割合（産業別）
図表Ⅰ-2-8 請負業における仕事の難易度
図表Ⅰ-2-9 副業のある雇用者の実数と比率
図表Ⅰ-2-10 副業のある正社員が副業を持つ理由
図表Ⅰ-2-11 日本の景気の現状と１年後の見通し（DI）
図表Ⅰ-2-12 賃金収入の現状と見通し（DI）
図表Ⅰ-2-13 1年以内に失業の不安を感じるか（失業不安指数）
図表Ⅰ-2-14 世帯消費の現状と見通し（DI）
図表Ⅰ-2-15 物価変動の現状と見通し（DI）
図表Ⅰ-2-16 仕事に関連して最も重要であると考えるもの
図表Ⅰ-2-17 勤め先での仕事についての評価（＜当てはまる＞－＜当てはまらない＞）
図表Ⅰ-2-18 「勤め先での仕事についての評価」および「仕事・生活の満足度」（指数）
図表Ⅰ-3-1 経常収支の推移と内訳
図表Ⅰ-3-2 原油輸入量の推移
図表Ⅰ-3-3 輸出入総額の推移
図表Ⅰ-3-4 輸出と実質実効為替レートの推移
図表Ⅰ-3-5 地域別輸出入動向
図表Ⅰ-3-6 経常収支バランス（世界経済に占める割合）
図表Ⅰ-3-7 日本の半導体輸出額の推移
図表Ⅰ-3-8 欧州経済の動向（実質GDP成長率）
図表Ⅰ-3-9 欧州の物価の動向（消費者物価指数）
図表Ⅰ-3-10 米国GDP成長率の推移
図表Ⅰ-3-11 米国の雇用者数、失業率の推移
図表Ⅰ-3-12 米国の消費者物価指数
図表Ⅰ-3-13 米国と日本の長短金利および欧州政策金利の推移
図表Ⅰ-3-14 中国の経済成長率と消費者物価指数の動向
図表Ⅰ-3-15 中国の失業率と賃金の動向
図表Ⅰ-3-16 中国における投資と消費の動向
図表Ⅰ-3-17 人民元の対ドルレートの推移（週次データ）

図表一覧

図表Ⅰ-3-18　中国の貿易収支と外貨準備高の推移
図表Ⅰ-3-19　中国都市部の失業者数と失業率
図表Ⅰ-3-20　失業率の高い都市
図表Ⅰ-3-21　原油価格の推移
図表Ⅰ-3-22　商品価格の推移
図表Ⅰ-3-23　店頭でのガソリン価格の推移
図表Ⅰ-4-1　緩やかだが長期にわたる景気回復局面
図表Ⅰ-4-2　企業（製造業）が直面する交易条件の推移
図表Ⅰ-4-3　今期景気回復局面における実際の為替レートと輸出企業の採算レート
図表Ⅱ-1-1　現在の生活に対する満足度の推移
図表Ⅱ-1-2　国民生活選好度調査にみる不平等感の高まり
図表Ⅱ-1-3　個人間の収入の差を拡大させた主要因
図表Ⅱ-1-4　収入差拡大の認識の違いによる、今後の収入差の見方
図表Ⅱ-1-5　個人間の収入差の今後の見方（年齢層別）
図表Ⅱ-1-6　世帯年収別にみた所得再配分政策への支持度合い
図表Ⅱ-1-7　収入差の今後の見方の違いにみる所得再配分政策への支持度合い
図表Ⅱ-2-1　ジニ係数を公表している調査報告
図表Ⅱ-2-2　世帯の所得・可処分所得の各種ジニ係数の推移
図表Ⅱ-2-3　年間所得の世帯主年齢階層別のジニ係数の推移
図表Ⅱ-2-4　単独世帯と2人以上世帯の年間所得ジニ係数の推移
図表Ⅱ-2-5　世帯別・年齢階層別の可処分所得ジニ係数
図表Ⅱ-2-6　対数所得分散増における高齢化、所得分散の寄与度
図表Ⅱ-2-7　世帯主64歳以下世帯の所得、可処分所得のジニ係数の推移
図表Ⅱ-2-8　世帯主64歳以下世帯における対数所得分散の寄与度
図表Ⅱ-2-9　雇用形態別のジニ係数の推移（男性労働者）
図表Ⅱ-2-10　年齢階層別のジニ係数の推移（男性労働者）
図表Ⅱ-2-11　非正規労働者の比率の増加
図表Ⅱ-2-12　年間所得ジニ係数前年差と実質GDP伸び率前年差
図表Ⅱ-2-13　ジニ係数前年差と第Ⅴ／第Ⅰ所得倍率前年差
図表Ⅱ-2-14　ジニ係数の前年差と所得第Ⅴ階級の所得の伸び率
図表Ⅱ-2-15　可処分所得200万円未満層の構成比の推移
図表Ⅱ-2-16　年齢階層別の相対的貧困率（等価所得換算）の推移
図表Ⅱ-2-17　所得2,000万円超の人員数構成比と所得額構成比
図表Ⅱ-2-18　1年以上失業者の推移
図表Ⅱ-2-19　年齢階層別の生活保護率の推移
図表Ⅱ-2-20　等価可処分所得のジニ係数の国際比較（生産人口）
図表Ⅱ-2-21　年齢階層別の相対的貧困率の国際比較（2000年）
図表Ⅱ-2-22　OECD主要国における移転所得、税による所得再分配
図表Ⅱ-2-23　土地資産のジニ係数の推移
図表Ⅱ-2-24　年収十分位間の資産格差（第Ⅹ分位／第Ⅰ分位）
図表Ⅱ-2-25　貯蓄「非保有」の世帯比率の推移
図表Ⅱ-3-1　賃金の改定額・改定率のばらつきの推移（四分位分散係数）
図表Ⅱ-3-2　企業業績の評価と賃金改定状況との関係（「企業業績」を重視した企業）
図表Ⅱ-3-3　企業規模間の賃金格差（所定内給与、大企業＝100）
図表Ⅱ-3-4　企業規模間の賃金格差の推移（所定内給与、大企業＝100）
図表Ⅱ-3-5　産業間の賃金格差（所定内給与）
図表Ⅱ-3-6　産業間の賃金格差の推移（所定内給与、産業計＝100）
図表Ⅱ-3-7　過去3年間の賃金制度の改定の有無、および改定内容別企業数割合
図表Ⅱ-3-8　年齢階級別の賃金水準の変化（所定内給与）

図表一覧

図表Ⅱ-3-9　同一年齢階級内での賃金の分散（所定内給与）
図表Ⅱ-3-10　標準労働者における年齢別十分位分散係数の変化（所定内給与）
図表Ⅱ-3-11　最高賃金・最低賃金の平均および最低賃金に対する最高賃金の倍率
図表Ⅱ-3-12　男女間の賃金格差の推移（所定内給与）
図表Ⅱ-3-13　役職構成比調整後の男女間の賃金格差（所定内給与）
図表Ⅱ-3-14　管理職に占める女性の割合の推移
図表Ⅱ-3-15　企業規模別の賃上げ実施状況
図表Ⅱ-3-16　正規の職員・従業員比率の推移（役員を除く）
図表Ⅱ-3-17　就業形態別労働者割合
図表Ⅱ-3-18　性、年齢階級、雇用形態別賃金および雇用形態間賃金格差
図表Ⅱ-3-19　就業形態別2003年9月の賃金総額階級の構成および平均賃金等
図表Ⅱ-3-20　短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり所定内給与額
図表Ⅱ-3-21　短時間労働者の性、企業規模別1時間当たり所定内給与額および企業規模間賃金格差
図表Ⅱ-3-22　短時間労働者の産業、性別1時間当たり所定内給与額および労働者構成比
図表Ⅱ-3-23　一般労働者・短時間労働者の1時間当たり年間収入額および賃金比の推移（一般労働者=100）
図表Ⅱ-3-24　非正社員を雇用する理由（事業所調査）
図表Ⅱ-3-25　現在の就業形態を選択した理由（個人調査）
図表Ⅱ-3-26　適用される制度別労働者割合
図表Ⅱ-4-1　最低生活費の試算
図表Ⅱ-4-2　最低生活費未満の賃金雇用者数および比率
図表Ⅱ-4-3　最低生活費未満の賃金雇用者比率の推移
図表Ⅱ-4-4　最低生活費未満の賃金雇用者比率の推移（性別・年齢層別）
図表Ⅱ-4-5　男女別・雇用形態別の単独生活費未満の賃金雇用者比率（2002年）
図表Ⅱ-4-6　男性正規労働者における単独生活費未満者の比率
図表Ⅱ-4-7　女性正規労働者における単独生活費未満者の比率
図表Ⅱ-4-8　女性パート労働者の単独生活費未満者の比率
図表Ⅱ-4-9　男性パート労働者の単独生活費未満者の比率
図表Ⅱ-4-10　派遣労働者の性別･年齢階層別の単独生活費未満者比率（2002年）

「経済社会研究委員会」について

経済社会研究委員会は、連合総研における常設の研究委員会です。経済情勢報告の取りまとめにあたり、当委員会において本報告書で取り上げる検討課題についてご議論いただくとともに、各委員からご助言をいただいています。

【委員構成】

主　査	貞廣　彰	早稲田大学政治経済学部教授
委　員	太田　清	日本総合研究所調査部主席研究員
委　員	北浦　正行	社会経済生産性本部社会労働部長
委　員	木村　福成	慶應義塾大学経済学部教授
委　員	駒村　康平	東洋大学経済学部教授
委　員	得本　輝人	国際労働財団理事長
委　員	吉川　薫	白鴎大学経営学部教授

第 I 部

長期的かつ安定的な成長持続への課題

第 1 章　所得改善により内需主導となりつつある経済

第 2 章　雇用情勢

第 3 章　国際経済の動向

第 4 章　安定的な成長への課題

第１章　所得改善により内需主導となりつつある経済

第Ⅰ部　第1章のポイント

第1節　長期化する景気回復局面

○ 2002年1月を谷とした今回の景気回復局面は2006年9月で56ヶ月の長さとなった。

○ 今回の景気回復局面は、輸出が牽引する形で始まり、その後企業の設備投資が回復し始めた。景気回復初期は、家計部門への波及効果が小さいものだったが、2004年末から2005年にかけては、徐々に賃金面も改善し、家計消費も2005年前半には増加基調に入った。

○ 景気回復が長期化し、ようやく日本経済がデフレから脱却する動きが強まっている。

○ 長期にわたってきた景気回復局面は、今後も当面持続すると考えられるが、原油価格や一次産品価格の高止まり、減速傾向にある米国経済等に留意が必要である。

第2節　順調な生産、伸びが高い設備投資

○ 生産活動は順調に推移しており、企業収益も増加を続けている。設備投資は高い伸びを示しており、また、今後も増加すると考えられる。

○ 今回の景気回復局面における大きな特徴は、地域間格差が著しいことである。全体としては景気回復の動きが続いているが、地域別にみるとまだばらつきがある。

第3節　所得改善がもたらす安定的な消費拡大へ

○ 現金給与総額は2005年に入ってからは前年に比べて増加傾向が続いており、所得の改善がうかがわれる。賃金アップを多くの勤労者が実感していることがアンケート調査からもわかる。

○ 消費マインドも改善し、消費も堅調に推移しているが、すべての層への所得面での波及が必要である。また、労働分配率は下げ止まったが、適正な賃金改定が今後も必要である。

第4節　財政・金融政策の転換とその影響

○ 2011年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化するために、少なくとも11.4兆円以上は歳出削減によって対応することとされた。

○ 今後の財政再建に必要な視点は、景気の安定化と分配の公正を確保することであり、財政再建に向かうあまり、財政の重要な機能である所得再分配機能を弱めてはならない。給付減として社会保障を見直し、特に生活保護の給付減を行うことは、低所得者層の所得の低下を意味するものである。

第1節　長期化する景気回復局面

長期化する景気回復局面

2002年1月を谷とした今回の景気回復局面は2006年9月で56ヶ月の長さとなりました。過去、長期にわたった景気拡大局面に比べますと、平均でみた経済成長率は高いものではありませんが、息長く経済が推移してきています。今回の景気回復局面は、輸出が牽引する形で始まり、その後企業の設備投資が回復し始めましたが、雇用者の所得は伸び悩み、したがって家計消費の拡大が弱いなど、景気回復初期は、家計部門への波及効果が小さいものでした。しかし、2004年末から2005年にかけては、徐々に賃金面も改善し、家計消費も2005年前半には増加基調に入りました。

この結果、実質GDPの対前年度比成長率をみますと、2004年度1.7%の後、2005年度には3.2%となりました。輸出は大幅に伸びてきましたが、輸入も増加したため、実質成長率を内需と外需（純輸出）に分けた寄与度では、設備投資、個人消費といった内需が外需を上回って推移しています。2006年4～6月期には、前期比年率で1.0%と、2005年第4四半期の4.0%、2006年第1～3月期の3.3%に比べると成長率はやや減速しました。輸出の伸びが鈍化したものの、企業の設備投資、個人消費は堅調な伸びを示しています（図表Ｉ-1-1①、図表Ｉ-1-1②）。

デフレから脱却する動き

景気回復が長期化し、ようやく日本経済がデフレから脱却する動きが強まっています。政府は2001年3月の「月例経済報告」において、日本経済がデフレに陥っているとの判断を示しました。2006年7月の「月例経済報告」においては、「今後の物価動向については注視していく必要がある」との判断にとどめました。すなわち、①各種の物価指標を総合的にみると、前年比で横ばいとなっており、現時点では「持続的な物価下落」というデフレの状況にはないものの、②「デフレから脱却する」ということは、再び物価が持続的に下落する状況に戻る見込みがないことであるとし、③現時点では「デフレに戻る見込みがないことを確認できる状況にはない」としています。

図表Ⅰ-1-1①　実質成長率の推移（年度別、半期別）

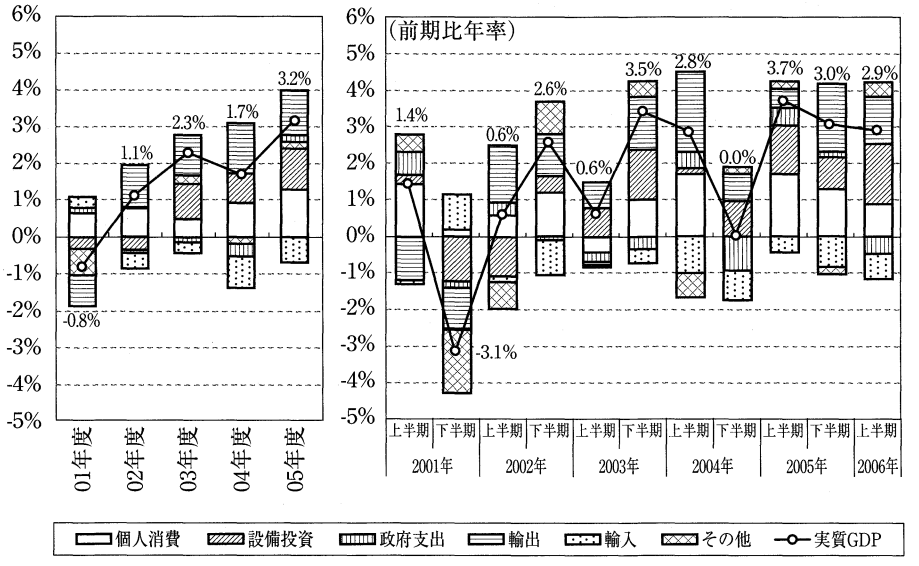

（注）その他は住宅投資と民間在庫の合計。
資料出所：内閣府「四半期別 GDP 速報」

図表Ⅰ-1-1②　実質成長率の推移（四半期別増減寄与度（年率））

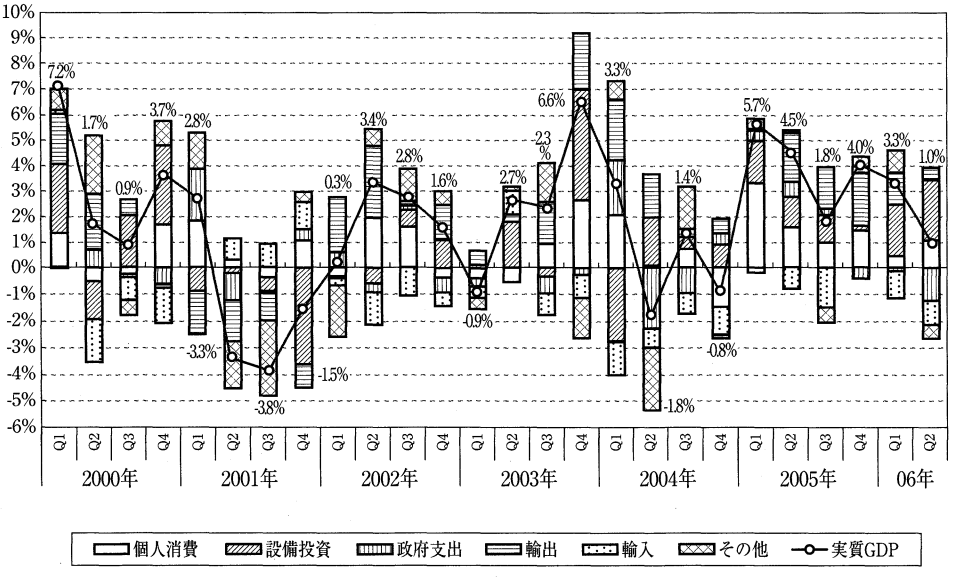

（注）その他は住宅投資と民間在庫の合計。
資料出所：内閣府「四半期別 GDP 速報」

それではいくつかの指標で物価の動きをみていきましょう（図表Ⅰ-1-2）。まず、国内における需要全体の物価動向を示す国内需要デフレータは、2006年1～3月期に前年同期比で0.0となった後、4～6月期においては、0.1とプラスに転じました。次に、国内企業物価は、原油価格や一次産品価格等の上昇もあって2004年から対前年比でみて上昇に転じ、2006年7月には対前年同月比で3.4%と1980年以降で最も高い上昇率となりました。原油や国際商品市況の高水準での推移が国内企業物価を押し上げています。需要段階別にみますと、素原材料、中間財の価格は上昇していたものの、最終財は緩やかな下落傾向が続いていました。しかし、2005年秋以降は最終財の価格も少しずつですが上昇に転じています（図表Ⅰ-1-3）。

最終財がやや上昇してきたことを背景に、物やサービスの購入段階での物価を示す消費者物価指数*1も上昇に転じつつあります。生鮮食品を除いた消費者物価指数をみますと、2004年から対前年比でみる下落幅が小さくなっていましたが、2006年に入ってからは対前年比で0となり、7月には対前年上昇率がプラス0.2%となっています。消費者物価につ

図表Ⅰ-1-2　物価の動向

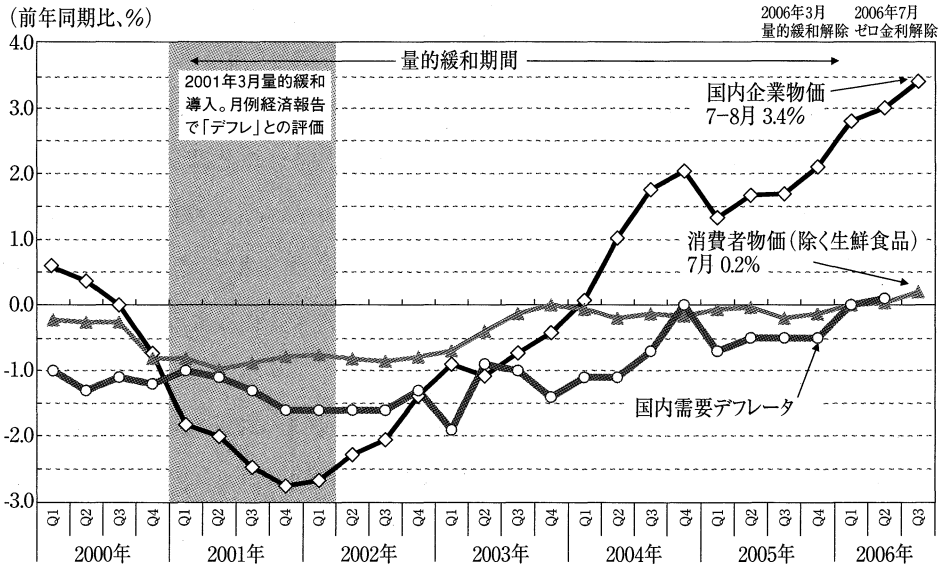

資料出所：内閣府「SNA 統計」、日本銀行「企業物価指数」、総務省「消費者物価指数」

＊1 消費者物価指数は2006年8月に基準改定が行われました。

図表Ⅰ-1-3　国内企業物価の推移

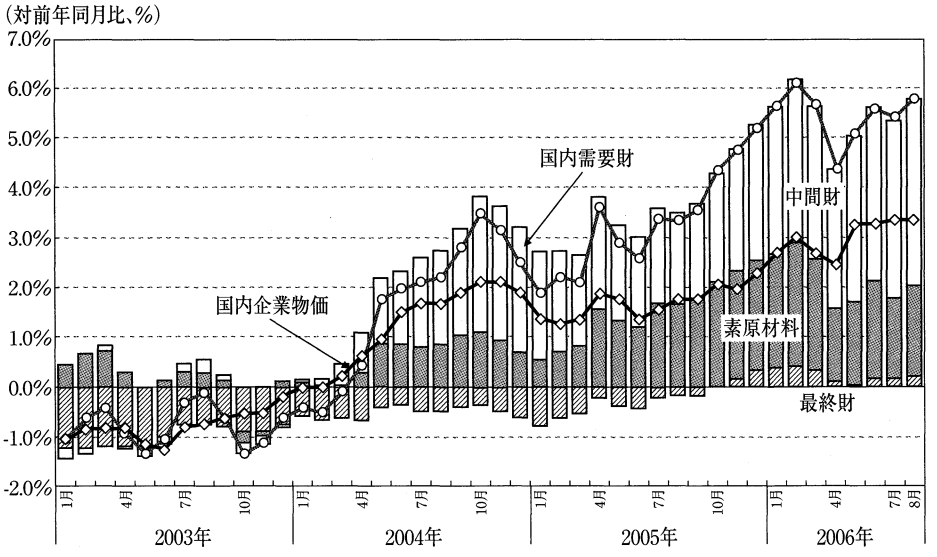

資料出所：日本銀行「企業物価指数」

いても、最近の原油高を背景に、下落傾向にはないと考えられます。

地価も一部上昇し始めています。(財)日本不動産研究所が毎年3月末と9月末に発表している「市街地価格指数」をみますと、六大都市（東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）においては、商業地は2005年9月末に前年同期比で2.9%の上昇となった後、2006年3月末は、前年同期比10.5%となっています。住宅地についても、2006年3月末時点で前年比1.5%の上昇となっています。2000年3月末の地価を100とする指数でみますと、2006年3月時点で、全国平均65.7と低い水準ですが、徐々に変化がみられるようになってきています。

設備や雇用の需給に関して、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」（以下、「日銀短観」といいます。）をみますと、設備の過剰感はほぼ解消しているといえます（図表Ⅰ-1-4）。さらに、製造業、非製造業、また企業の規模を問わず、雇用人員の不足感が強まっており（図表Ⅰ-1-5）、需給が引き締まりつつあることがわかります（雇用については、詳しくは第2章を参照してください）。

以上より、今後、物価が持続的に下落する状況に戻ってしまうことはないものと考え

られます。なお、9月の月例経済報告では「デフレ」の文言も消えました。

懸念材料も依然として存在

長期にわたってきた景気回復局面は、今後も当面持続すると考えられますが、景気の腰を折るおそれのある各種懸念材料も依然として存在します。原油価格や一次産品価格は高止まりしていますし、米国経済が減速傾向であることにも留意が必要です。また、世界的にみた情報化関連財に対する需要は、好調な輸出の背景でもあり、その動向については注意する必要があるでしょう。国内では、これまで緩やかに増加していた消費が停滞しないよう、所得の安定的な伸びが必要です。

図表Ⅰ-1-4　設備過剰感の解消

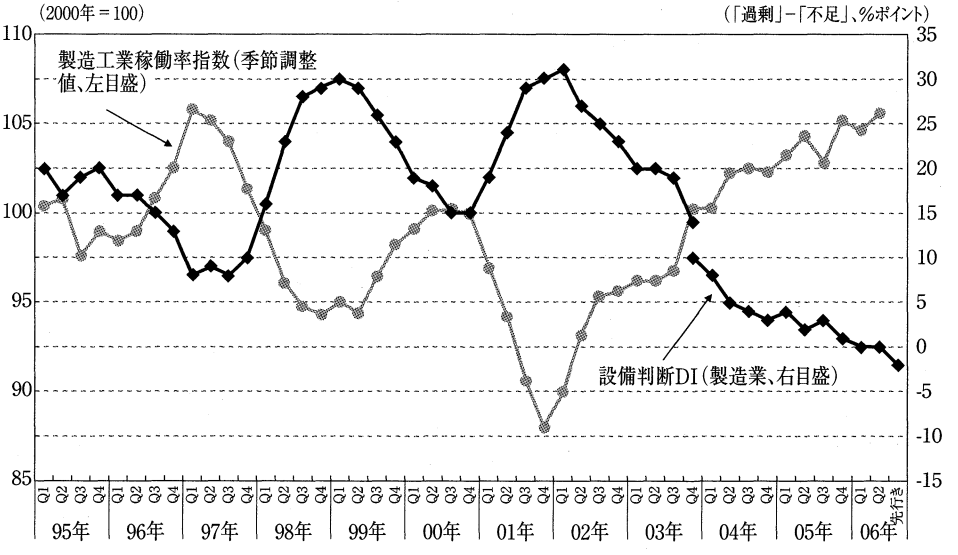

資料出所：経済産業省「鉱工業指数」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(2006年6月調査)
2003年に統計の見直しがあったため、接続していない。

図表Ⅰ-1-5①　雇用不安感の強まり（製造業）

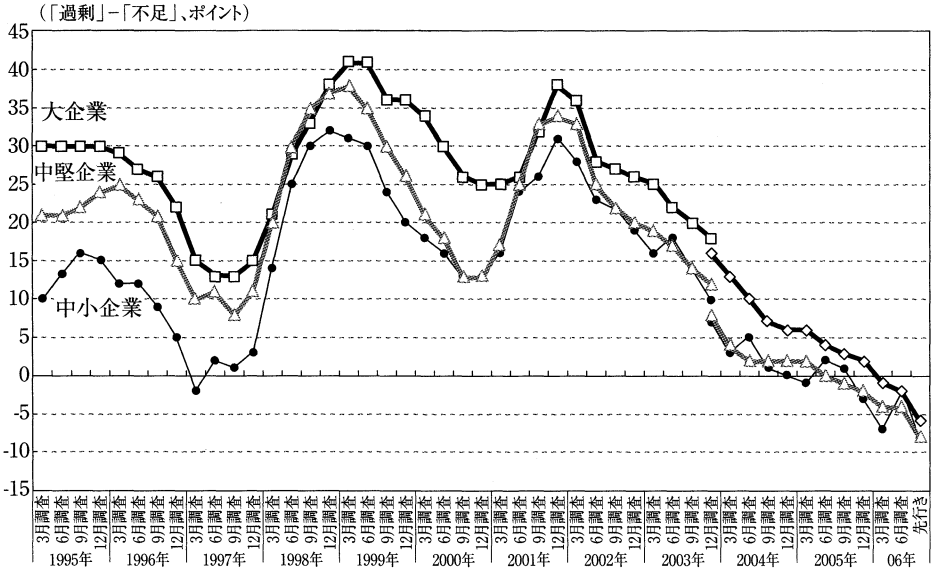

（注）2003年Q4の前と後では接続していない。
資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

図表Ⅰ-1-5②　雇用不安感の強まり（非製造業）

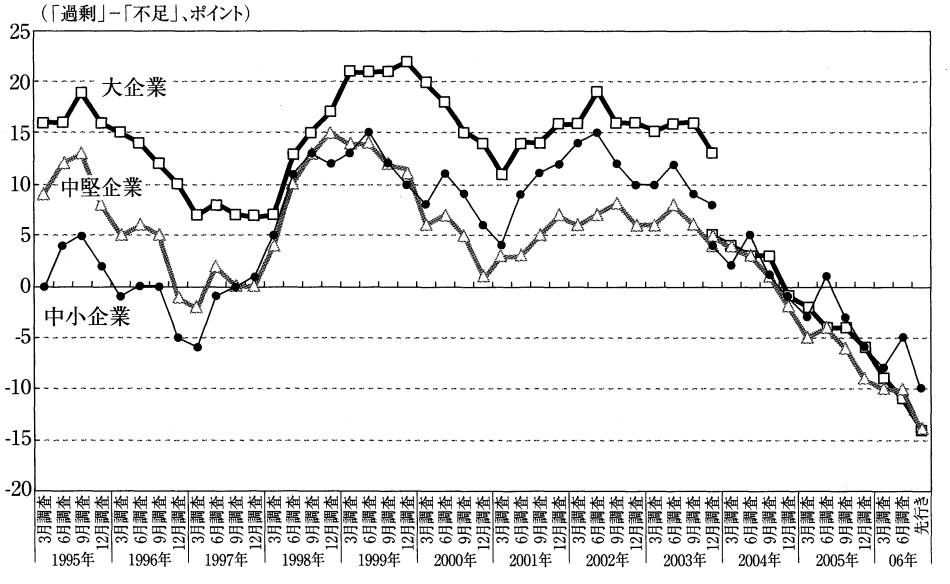

（注）2003年Q4の前と後では接続していない。
資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

第2節　順調な生産、伸びが高い設備投資

順調な生産活動

生産活動は順調に推移しているといえます。鉱工業生産指数をみても上昇傾向にあります。出荷も総じて堅調に推移しています。

情報化関連生産財の生産動向をみると、半導体部品の輸出の動向と連動した動きとなっています（図表Ｉ-1-6）。財務省の貿易統計によりますと、半導体電子部品の輸出は2005年4～6月期を底として前年比プラスの増加で推移しており、10～12月期以降は前年比約10%の伸びが続いていましたが、2006年7月は伸びが鈍化しています。世界の半導体産業のトレンドを示す有力な指標であるB/Bレシオをみますと、北米に本社を置く半導体製造装置メーカーのB/Bレシオ（出荷受注比率）は2006年に入ってから、また日本製半導体製造装置のB/Bレシオは2005年後半から、値は1を超え受注額が上回って推移している

図表Ｉ-1-6　今景気回復局面における情報化関連生産財の生産の推移

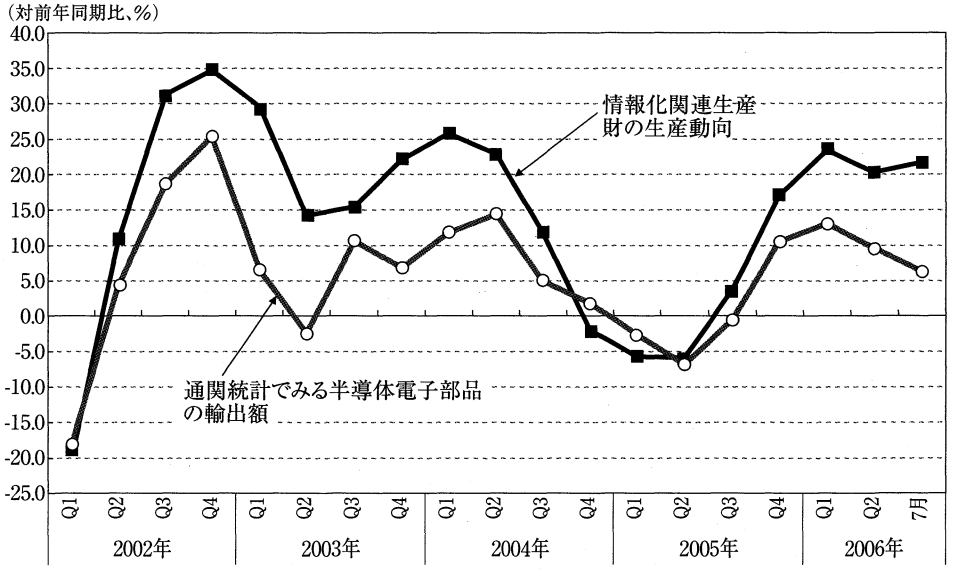

資料出所：経済産業省「鉱工業生産」、財務省「貿易統計」

ことから、当面、生産は続くとみられますが、B/Bレシオの数値もこのところ低下気味にあり（図表Ⅰ-1-7）、注視が必要です。

在庫循環をみますと、情報化関連生産財は、在庫が積み上がりつつある一方（図表Ⅰ-1-8①）、情報化関連生産財以外では、在庫積み上がりに減少が見られます（図表Ⅰ-1-8②）。

増加を続ける企業収益

製造業、非製造業ともに、企業収益は拡大を続けています。経常利益は、景気回復初期に急速に回復したあと、このところは緩やかに増加を続けています。「日銀短観」によって売上高経常利益率をみますと、大企業においては、製造業、非製造業ともにすでに80年代後半のバブル期の水準を超えています（図表Ⅰ-1-9）。好調な企業収益を背景に、企業の業況判断も改善しています。なお、「日銀短観」では、企業収益においてはバブル期の水準を超えているにもかかわらず、業況判断をみるとバブル期ほどには「良い」と判断している企業の割合が多くありません。これは、バブル崩壊後の景気後退局面を経

図表Ⅰ-1-7　半導体需給と輸出動向

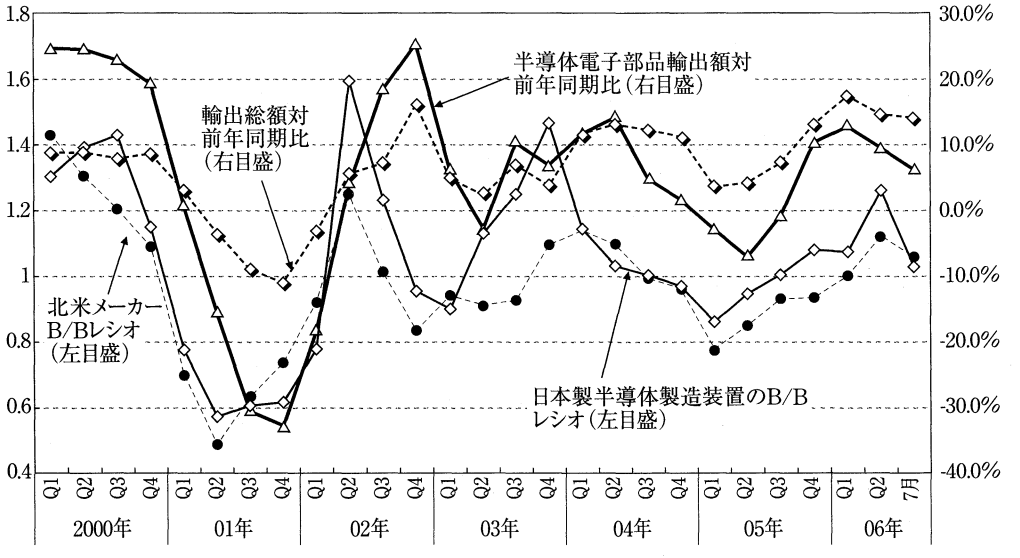

（注）SEMI公表の北米メーカー装置のB/Bレシオ
資料出所：財務省「貿易統計」、（社）日本半導体製造装置協会、Semiconductor Equipment and Materials Institute

図表Ⅰ-1-8①　情報化関連生産財の在庫循環

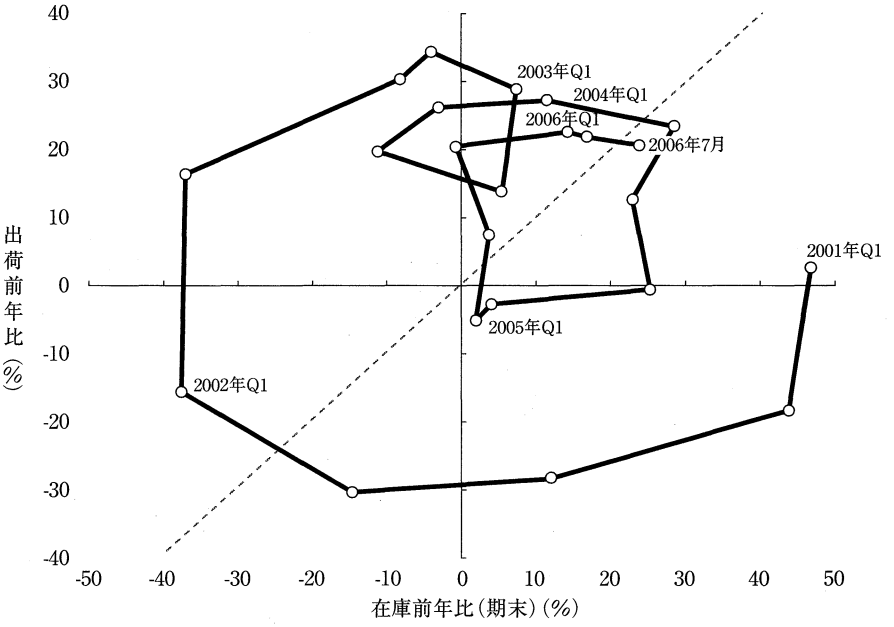

資料出所：経済産業省「鉱工業生産」

図表Ⅰ-1-8②　情報化関連生産財以外の在庫循環

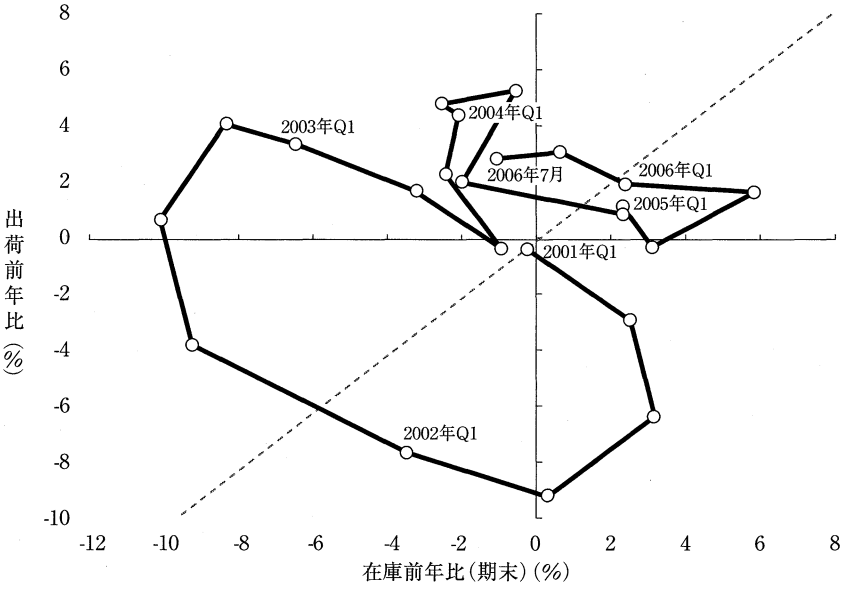

資料出所：経済産業省「鉱工業生産」

図表Ⅰ-1-9　企業収益の推移（資本金10億円以上企業の売上高経常利益率）

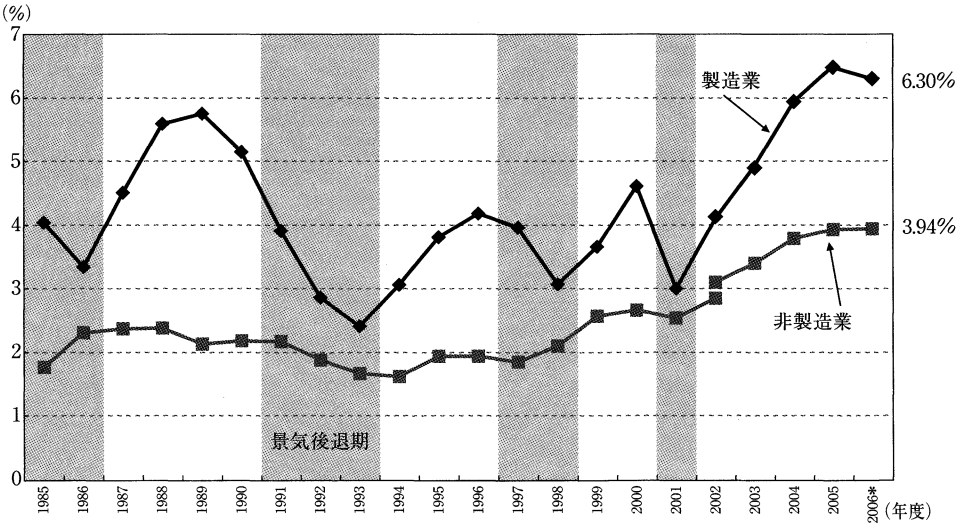

(注) 2006年度は2006年6月調査時点での計画。なお、2002年度以降のデータと以前のデータは接続していない。
資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

験した企業が、今期景気回復局面においては慎重であったことを示していると考えられます。

日本銀行が2006年7月14日にいわゆるゼロ金利を解除したことから、今後の金利上昇が予想されていますが、企業においては借入れがかなり減っていることから、金利上昇の企業収益への影響は少ないものと考えられます。むしろ、第3章でみますように、原油価格や第一次産品価格が高水準で推移していることによる企業収益への影響が懸念されるところです。

設備投資は今後も増加

設備投資は、2005年度も製造業を中心に増加しましたが、2006年度も増加傾向にあります。GDPベースでみても、対前年度比で2004年度5.6%、2005年度7.5%の後、2006年4～6月期は前年同期比で9.5%もの高い伸びとなりました。このところの設備過剰感の解消、また好調な生産や企業収益の堅調な推移を背景に、先行きに対する見方も強まっていることが、設備投資の増加につながっていると考えられます。経済産業省の「設備投資計画」*2（毎年3月に翌年度の計画について調査）で業種別に設備投資の動向をみますと（図

表Ⅰ-1-10)、製造業全体では対前年度比24.3%と大幅な増加が見込まれ、すべての業種で増加となりました。鉄鋼、化学、電子機器の伸びが全体の増加に大きく寄与しています。

図表Ⅰ-1-10　産業別設備投資計画の伸び率と構成比

① 製造業

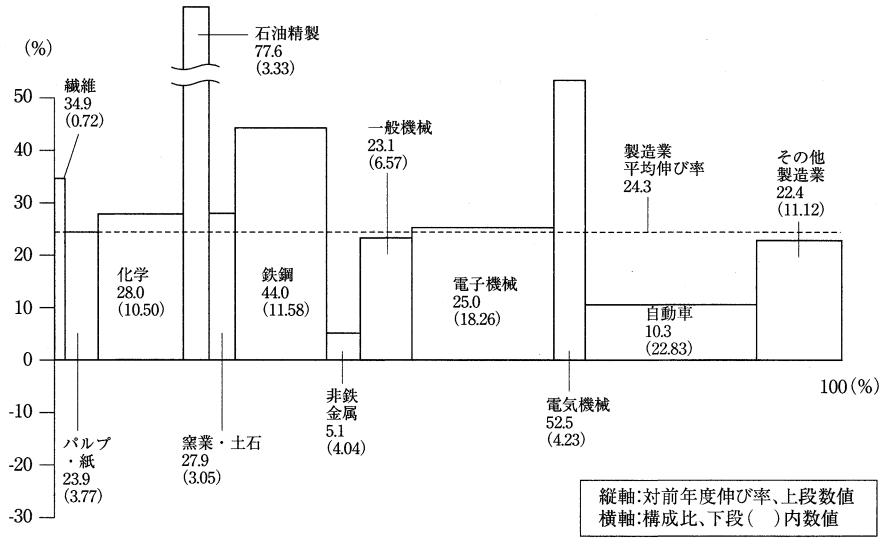

② 非製造業

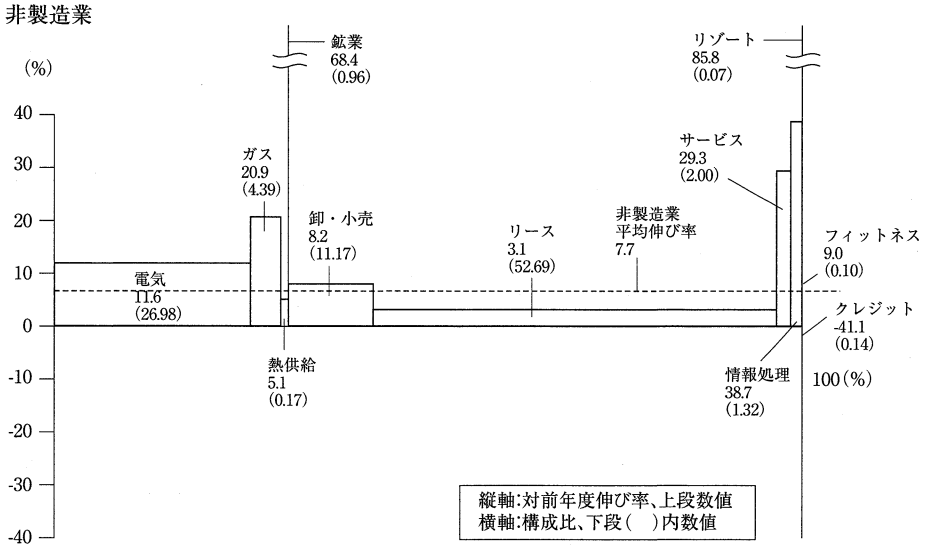

(注) 2006年3月31日時点で、2006年度における設備投資計画を調査したもの。横軸の構成比は、それぞれ製造業、非製造業の投資額を100としたときの構成比。
資料出所：経済産業省「設備投資調査」

＊2 経済産業省の所管業種および医薬品製造業、建設業、不動産業のうち、資本金1億円以上が対象となっています。

非製造業においては、業種によってばらつきがみられるものの、全体としては対前年度比7.7%増となる見込みとなっており、業種別にみると、電気の伸びが高くなっています。

設備投資の目的としては、生産能力増強のための投資に重点が置かれています。そのほか、更新維持補修や研究開発を目的としています。製造業においては、海外に最終組立部門を構築する一方で、国内では、高付加価値部品の生産を行うほか、研究開発を行う企業が多くあります。設備投資については、こうした海外との分業を前提とした形での能力増強要因も高いと考えられます。また、企業の期待成長率が高いことが、積極的な投資の背景になっていると考えられます。内閣府「企業行動アンケート調査」（毎年度1月に調査）によれば、企業による今後3年間（2006～2008年度）の実質経済成長率の見通しは1.9%となり、過去2年の調査時に比べても高くなっています。（2003、2004年度調査においては、今後3年間の成長率の見通しはそれぞれ1.5%でした。）

設備投資の先行指標である機械受注の動きをみても増加傾向にあり、当面設備投資は増加するものと考えられます。

地域における景気回復

今回の景気回復局面における大きな特徴は、地域間格差が著しいことにあります。全体としては景気回復の動きが続いていますが、地域別にみるとまだばらつきがあります。鉱工業生産を地域別にみますと2005年は北海道、東北、九州地域においては前年比でみてマイナスにありましたが、2006年に入ってからは、横ばいないし上昇に転じてきています。

一方で、工場立地件数をみますと*3、件数が多いのは、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）と関東内陸（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）となっており、地域に偏りがみられます（図表Ⅰ-1-11）。地価も、地方圏においては、下落率は小さくなったものの依然として下落は続いています。公共工事については、地方における厳しい財政状況を背景に、今後も減少を続けるものと見込まれ、2007年度予算の概算要求基準（シーリング）においても、公共事業費関連は前年度比3%削減することとなっていることか

*3 工場または事業場を建設する目的をもって取得された1,000㎡以上の用地を対象として、経済産業省が毎年度調査しています。

図表Ⅰ-1-11　地域別にみた工場立地件数の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	地域に含まれる都道府県名
北海道	35	46	51	57	北海道
北東北	32	43	47	55	青森県、岩手県、秋田県
南東北	114	132	151	166	宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東内陸	119	158	226	238	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
関東臨海	78	81	98	142	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
東海	109	158	210	248	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
北陸	40	42	52	87	富山県、石川県、福井県
近畿内陸	27	72	76	79	滋賀県、京都府、奈良県
近畿臨海	78	87	118	131	大阪府、兵庫県、和歌山県
山陰	9	10	8	24	鳥取県、島根県
山陽	45	40	44	75	岡山県、広島県、山口県
四国	37	45	50	40	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北九州	85	87	94	115	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
南九州	36	51	77	88	熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

資料出所：経済産業省「平成17年工場立地動向調査結果」

ら、公共工事への依存度を低下させる必要があります。

現在、主軸が家計消費に移りつつある景気回復の効果が地域における地元企業、中小企業に波及していくことにより、それぞれの地域における底上げが期待されます。また、地域における雇用拡大（雇用環境については第2章参照）には、当該地域経済の活性化が不可欠ですが、製造業における広域的な産業集積のみならず、商店街再開発というまちづくりを通じて地域の外からの需要を呼び込むことで地域経済を活性化させていくことも必要です*4。

第3節　所得改善がもたらす安定的な消費拡大へ

所得への波及効果がようやくみられた2005年

勤労者世帯の所得の源泉である賃金について、現金給与総額の動きをみますと、2005年に入ってからは前年に比べて増加傾向となっており（図表Ⅰ-1-12）、所得の改善がうかがわれました（現金給与総額の動き、また、雇用環境の動向については、第2章第1節を

＊4　橘川武郎・連合総研（2005年4月）『地域からの経済再生　産業集積・イノベーション・雇用創出』有斐閣、および、『経済情勢報告2005～2006』連合総研を参照してください。

図表Ⅰ-1-12　現金給与総額の推移

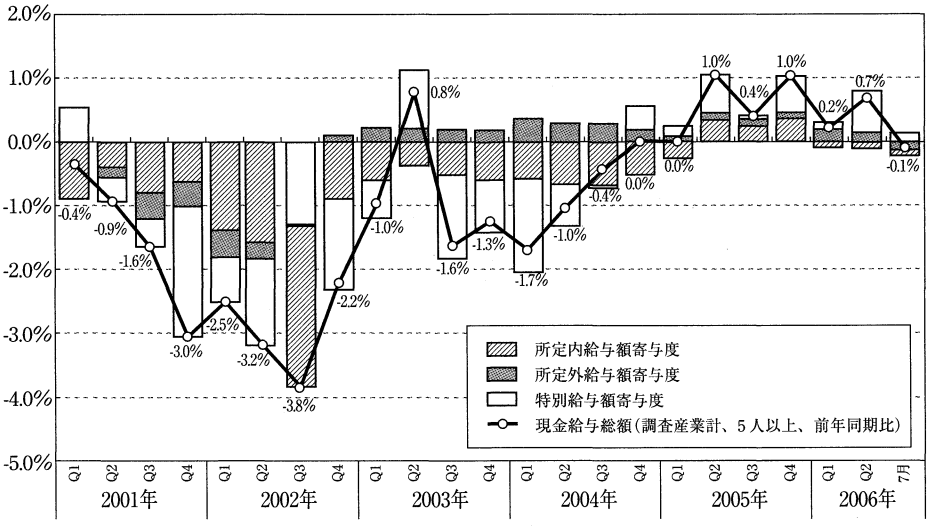

（注）2000年平均の現金給与総額のデータを用いてギャップ修正済みの金額を計算し、寄与度計算。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図表Ⅰ-1-13　定期給与の推移とパート比率の影響

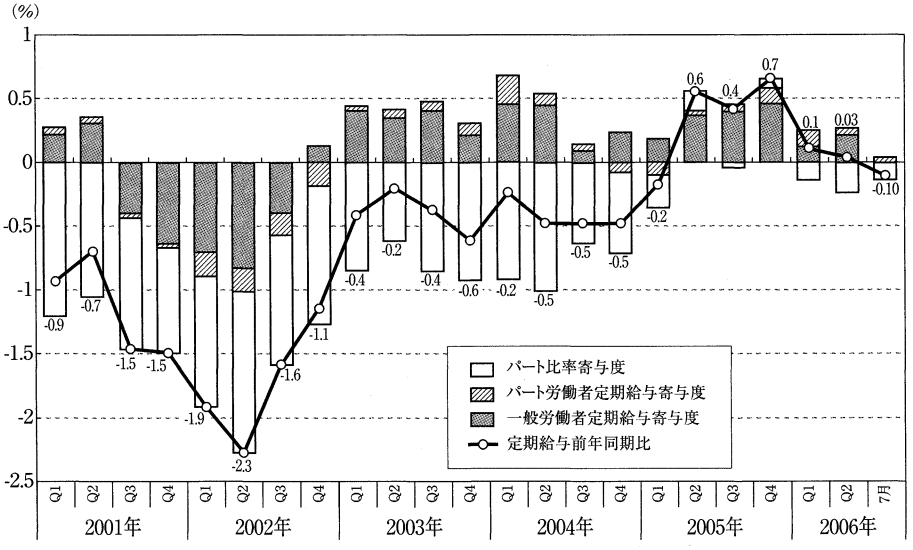

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

参照してください)。定期給与と特別給与に分けますと、特別給与額の寄与度が大きくなっており、定期給与は2006年に入ってからは横ばいとなっています。これは、一般労働者、パート労働者それぞれの定期給与は伸びていたものの、2005年には低下もしくは横ばいであったパート比率が、2006年に入ってから若干ですが上昇に転じていたことによります（図表Ⅰ-1-13)。

2005年に賃金が増加傾向で推移したこともあって、賃金アップを多くの勤労者が実感しました。2006年4月に連合総研が実施した「第11回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」(以下、「勤労者短観」といいます。結果についてはp.65のコラムを参照してください）では、「1年前と比べて賃金収入が増えた」と答えた人の割合から「減った」と回答した人の割合を引いた数値はプラス7.8となり、半年前の調査での数値に比べても増加しました（後掲図表Ⅰ-2-12を参照)。しかし、その内訳をみますと、「賃金収入に変化がない」と答えた割合が41.7%、「減っている」と答えた割合が18.6%となっており、最近の雇用情勢の改善が必ずしも所得改善に結びついているというわけでもなさそうです。

消費マインドも改善

雇用環境が改善するなか、2005年秋から2006年春にかけて、消費マインドの改善傾向がみられました。前述の「勤労者短観」では、1年前に比べて景気が「良くなった」との回答から「悪くなった」との回答を引いた数値は2006年4月で23.1となり、2001年の調査開始以来の最高値を更新しました（後掲図表Ⅰ-2-11)。また、世帯消費について1年前に比べて世帯消費が「増えた」とする回答から「減った」との回答を引いた数値も、2006年4月では28.3となっており、これまでの最高値となっています。今後1年間の消費の見通しについても、「増やす」との回答から「減る」の回答を引いた数値も30.2と大幅に上昇しています（後掲図表Ⅰ-2-14)。

消費も増加してきた

こうしたなか、GDP統計では、2005年前半から家計消費が増加基調に入っています。家計消費支出は、2005年度においては対前年度比で2.3%の伸びとなったあと、2006年4～6月期には、対前年同期比で1.9%の伸びとなりました。ただ、なお、春以降は消費マイン

ドの改善のペースがやや鈍化しています。内閣府の「消費動向調査」で消費者態度指数をみますと（図表Ⅰ-1-14）、雇用環境の改善を反映して、2005年の後半以降上昇傾向にありましたが、2006年4月をピークに若干低下しています。また、内閣府の「景気ウォッチャー調査」をみますと、現状判断DIは2005年から2006年にかけては上昇傾向でしたが、2006年に入ってから低下しています。これは、梅雨が長く、天候不順であったことなどによるものと考えられますが、家計の景況感が上向かなければ、個人消費の伸びも緩やかなものにとどまると考えられ、注視が必要です。

すべての層への所得面での波及が必要

消費の緩やかな増加の背景には、勤労者世帯については、すでに述べたように所得の改善と消費マインドの改善があると考えられます。しかし、第Ⅱ部でみますように、このところ所得格差は拡大の傾向にあります。勤労所得についても、正規雇用者と非正規雇用者等の間での格差は大きいものがあり、また、賃金水準については、雇用形態、企業の規模、企業の業種、性別にみると、依然大きな差があります（賃金水準の格差につ

図表Ⅰ-1-14　消費者態度指数の推移

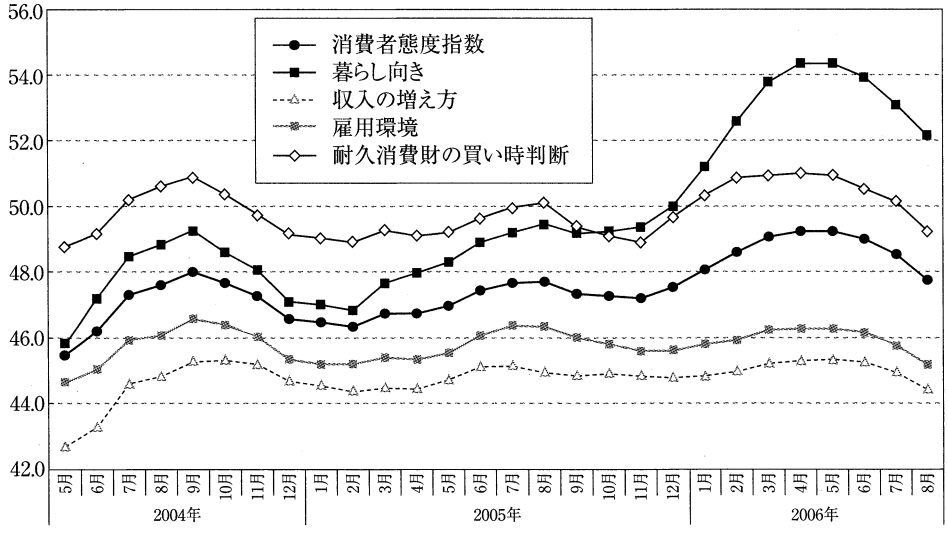

（注）単身世帯を除く一般世帯の原数値について、後方３期平均をとったもの。
資料出所：内閣府「消費動向調査」

いては、第Ⅰ部第3章を参照してください)。こうした労働市場における賃金格差の存在により、勤労者全体での所得水準の向上が図られないとすると、今後の消費の伸びにも大きな影響を与えるものと考えられます。

こうしたなか、景気回復を背景に、所得税は2006年1月から、住民税は6月から定率減税は半減され、2007年には完全に撤廃されます。年金保険料アップ等すでに勤労者の家計にとっての負担は大きくなっています。所得改善が完全にはみられないなかでのさらなる減税廃止は、可処分所得の減少をもたらす可能性があります。可処分所得の減少によって、耐久消費財などの買い控えなどがみられれば、個人消費の増加にも停滞がみられることになると考えられます。

金利引上げの効果

日本銀行の金利引上げに伴う預金金利や貸出金利の上昇は、貯蓄保有している家計にとっては利子所得の増加につながる一方で、住宅ローンを抱えている家計にとっては金利上昇により返済の負担が増加することになります。なお、引退した高齢無職世帯についても、収入のほとんどが公的年金給付であり、不足分は貯蓄（ほとんどが預貯金）の取り崩しにより各種消費がなされており、今後金利が上昇していけば利子所得の増加としてプラスの効果が出てくると考えられますが*5、現時点では金利の水準はまだ低いことから影響は大きくありません。

所得の裏付けがあっての消費拡大

情報化が進み、さまざまな情報がインターネットのホームページあるいは電子メールを使ってなされるようになりつつある今日、インターネット利用可能機器保有の有無が新たな情報格差をもたらす可能性もあります。総務省の「家計消費状況調査」を用いて、情報化関連の商品・サービスへの支出をみましょう。2人以上の世帯についてみますと、最近のインターネットの普及を反映して、携帯電話やパソコンなど、インターネットが利用できる機器を保有している世帯の割合は、2002年に52.7%だったのが、2005年の調査

*5 家計調査によれば、2005年においては、世帯主が60歳以上の無職世帯における1ヶ月の貯蓄純増額は－48,000円でした。また、平均貯蓄額は2,400万円であり、そのうち1,500万円が預貯金でした。

においては、62.8%と増加傾向にあります。

2005年について収入別にみますと、インターネットが利用できる機器を保有している世帯の割合、情報収集を目的としてインターネットを利用する割合は、収入が多い世帯ほど、高くなっています（図表Ⅰ-1-15）。インターネット機器の保有については、年齢による影響も大きいと考えられますが、収入の違いにより、昨今の情報化進展の効果を享受できない可能性があります。収入の増加により、潜在的需要が喚起され、消費につながることが期待されます。

また、2004年の「全国消費実態調査」で、4人家族の世帯支出をみますと、収入の違いが支出内容と支出額に大きな違いを与えていることがわかります。各収入階層の支出額を600万円から800万円未満の層の支出額で除した値をグラフにしてみますと、光熱費や通信費といった必要経費については、ばらつきが少ない一方で、被服や家具、教養娯楽といった項目については、収入の違いによる支出のばらつきが大きくなっています。子供の年齢による違いをみますと、子が高校生あるいは大学生の世帯は、長子が小・中学生の世帯に比べて、収入額の違いによる教育への支出額のばらつきが小さくなっています。必要経費に対しては他を切り詰めてでも支出する姿が浮かび上がります（図表Ⅰ-1-16）。

所得向上が消費拡大につながると同時に、家計所得の向上が消費活動を通じて小売業やサービス業へ波及することにより、経済の好循環が期待されます。

図表Ⅰ-1-15　年間収入階級別にみたインターネット関連機器保有状況

(%)

項目＼年収	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円～600万円	600万円～700万円	700万円～800万円	800万円～1,000万円	1,000万円～1,250万円	1,250万円～1,500万円	1,500万円以上
インターネットを利用した世帯員がいる割合	33.6	47.8	55.0	61.4	67.1	75.6	76.7	81.8	77.9
インターネット用途別利用状況									
電子メール	22.3	30.4	37.0	41.1	45.5	52.5	55.5	62.7	56.0
情報収集	29.7	44.1	50.5	57.3	62.1	70.8	73.2	77.4	75.5
インターネットショッピング	10.1	16.2	18.9	22.9	24.5	30.0	30.6	36.9	36.0
インターネットが利用できる機器を保有している世帯	48.8	62.9	70.3	73.7	79.2	85.7	86.2	90.9	86.1
移動電話機（携帯電話・PHS）	33.3	45.2	51.5	54.1	61.6	66.0	66.8	70.9	67.9
パソコン・ワープロ	39.7	54.5	61.8	66.6	72.4	81.1	83.0	87.0	83.1

（注）全国２人以上の世帯
資料出所：総務省「家計消費状況調査」（平成17年）

図表Ｉ-1-16　必要なものに支出する家計の行動

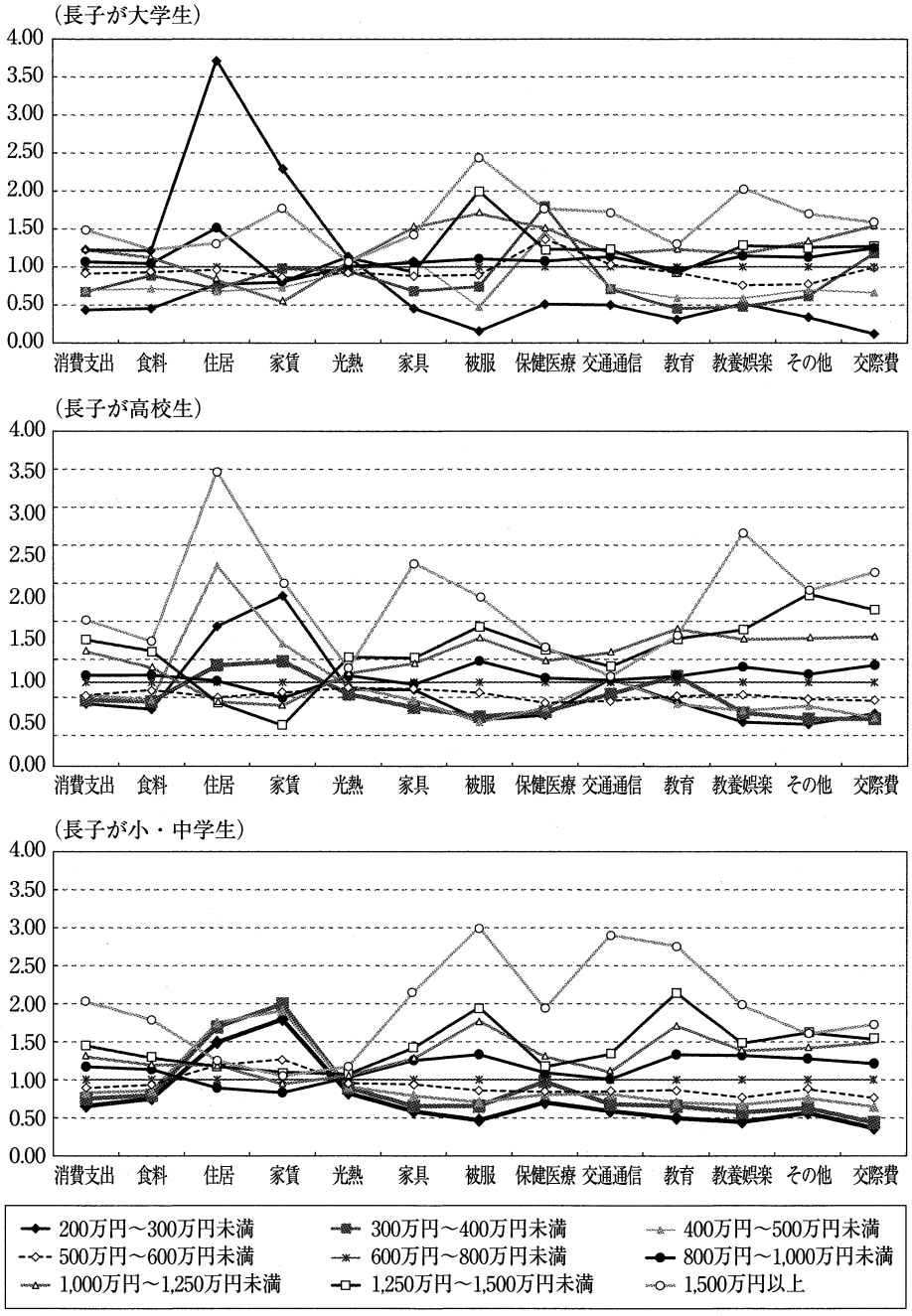

(注) 各所得階層における支出額を600～800万円の層の支出額で除したもの。
資料出所：総務省「全国消費実態調査」（平成16年度）

労働分配率は下げ止まったが、適正な賃金改定が今後も必要

今回の景気回復局面においては、労働分配率は急激に低下しましたが、所得水準の改善に見合う形で、このところその動きにも変化がみられています。GDP統計を用いて労働分配率の推移をみますと（図表Ⅰ-1-17）、雇用者報酬を名目GDPで除した値は、2004年後半ごろからようやく下げ止まりの動きがみられ、現在は、バブル期の水準とほぼ同じ水準で横ばいの動きとなってきています。

労働分配率と労働生産性、実質賃金の間には、実質賃金の変化率＝労働分配率の変化率＋労働生産性の変化率、との関係が恒常的に成立します*6。労働生産性として、雇用者数と労働時間を掛け合わせた労働投入量で実質GDPを除した値を用い、実質賃金としては、雇用者数1人当たりの実質雇用者報酬を労働時間で除した値を用いて、それぞれの推移をみることにします。労働生産性は今次景気回復局面の初期から上昇傾向にあるもの

図表Ⅰ-1-17　労働分配率の推移

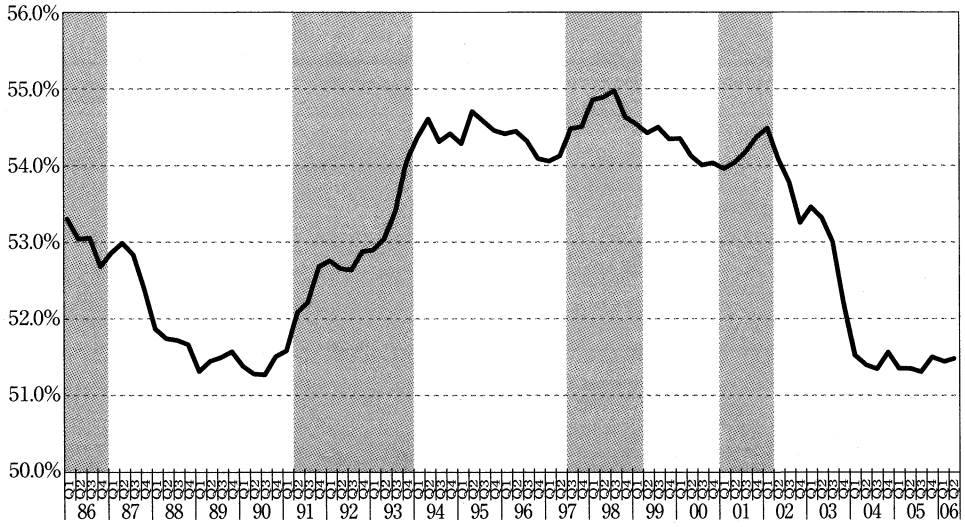

（注）雇用者報酬/名目GDPの後方3期移動平均を取ったもの。網かけ部分は景気後退期。
資料出所：内閣府「四半期別GDP速報」

*6 名目賃金をW、雇用者をL、物価水準をP、実質GDPをYとしますと、名目GDP＝P×Y、雇用者報酬はW×Lとして表されます。労働分配率＝(W×L)／(P×Y)として表すことができますが、右辺は、(W／P)／(Y／L)と変形できます。すなわち、労働分配率＝「GDPデフレータで実質化した1人当たりの雇用者報酬」／「労働生産性」となります。

図表Ⅰ-1-18　労働生産性と実質賃金の推移

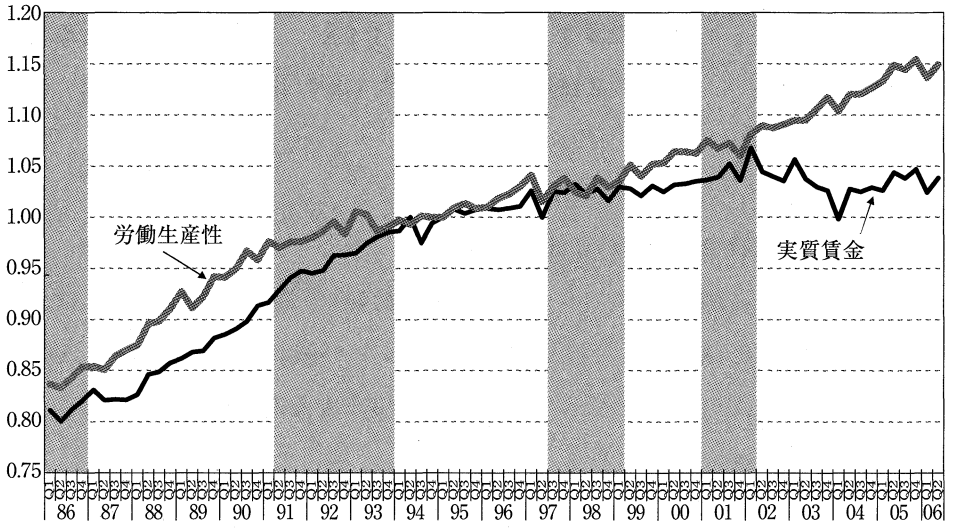

（注）労働生産性＝実質GDP／（雇用者数×総実労働時間指数）、実質賃金＝実質雇用者報酬／（雇用者数×総実労働時間指数）。いずれも、95年Q1の値を100として指数化。網かけ部分は景気後退期。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、内閣府「四半期別GDP統計」

の、実質賃金は頭打ちとなっていました（図表Ⅰ-1-18）。

労働分配率がようやく下げ止まってきたこの1年をみれば、生産性の伸びに実質賃金の伸びが追いついてきたといえなくもありませんが、依然として労働分配率は低い水準であり、景気・物価情勢を見極めつつ、さらなる賃金改定や賃金の低い非正規の雇用者の待遇改善が不可欠です。

第4節　財政・金融政策の転換とその影響

不良債権問題は大方片付き、銀行貸出も増加へ

2001年に発足した小泉政権のもと、政府は、不良債権処理、デフレ対策等を行ってきました。確かに、不良債権問題は大方片付き、いまや銀行貸出も増加に転じつつあります。政府は、2002年10月に取りまとめた「金融再生プログラム」において、2005年3月末には、主要行の不良債権比率を2002年3月末（8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るという目標を立てました。不良債権（金融再生法開示債権）の推移を

みますと、主要9行の不良債権の比率は、2005年3月末期には2.9%となった後、2006年3月末にはさらに低下し、1.8%となりました（図表Ⅰ-1-19）。また、民間銀行貸出の推移をみますと、2006年に入ってからは都銀等の貸出も前年同月比でみて増加傾向で推移しています（図表Ⅰ-1-20）。

財政再建第一で国民の負担増の可能性

政府支出の動向をGDPベースでみますと、公共投資（公的固定資本形成）は、2004年度に対前年度比12.4%減となったあと、2005年度も1.4%減となっています。2006年4～6月期も対前年同期比で7.5%減となっており、またGDP成長率への寄与度も小さく、今後も抑制傾向にあります。

税収は、景気回復を受けて自然増収基調にあります。2005年度税収の決算額は当初予算額に比べて5兆円の増収となりました（図表Ⅰ-1-21）。2006年度については、租税印紙収入は対前年度当初予算比で約1.9兆円の増加が見込まれていますが、2005年度決算額と

図表Ⅰ-1-19　不良債権等の推移（全国銀行）

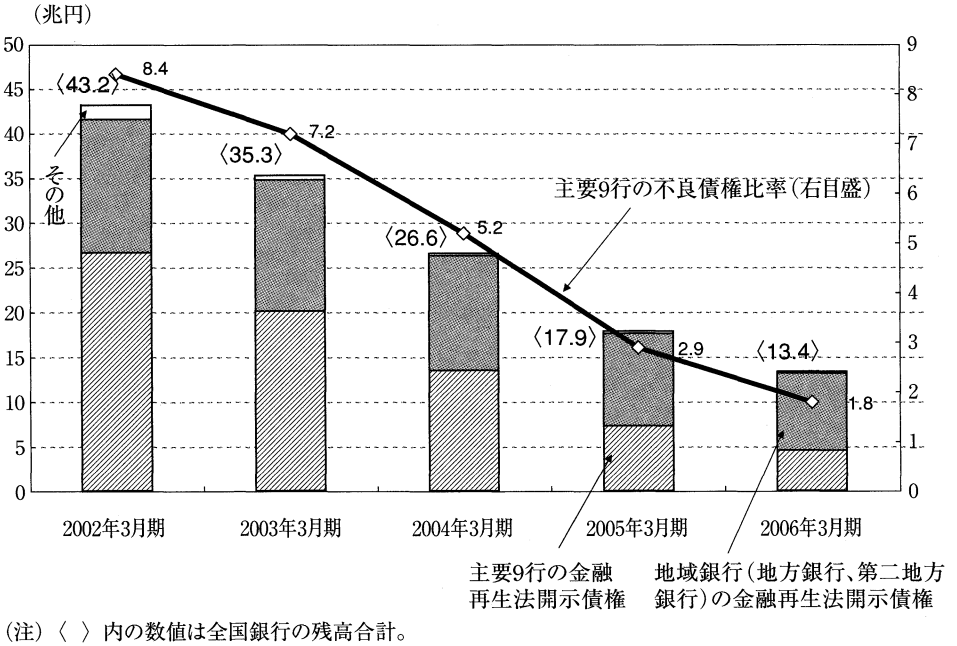

（注）〈　〉内の数値は全国銀行の残高合計。
資料出所：金融庁「18年3月期における不良債権の状況等」

図表Ⅰ-1-20　銀行貸出残高の伸び

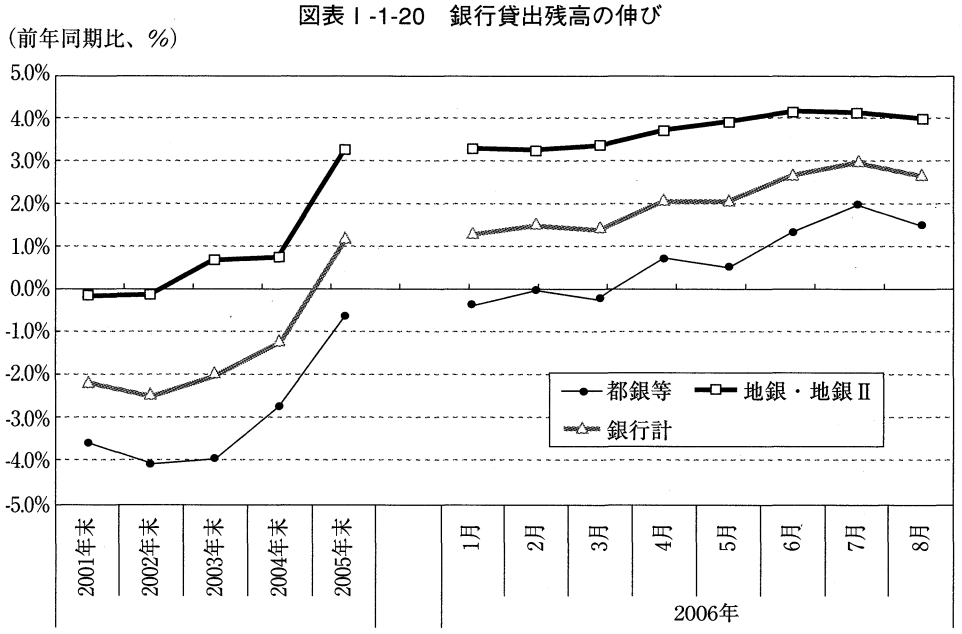

(注)(1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因を調整した総貸出平残の前年比。年末値はそれぞれ12月の値。
資料出所：日本銀行「貸出・資金吸収動向」

比べますと、3.2兆円低い水準となっており、税収見積もりがやや過少である可能性があります。今後、景気回復が長期化するなかで、欠損法人の比率が低下し、利益計上法人が増加していけば、法人税収も増加することが期待されます。また、個々の企業の事情によりますが、欠損金繰越控除期間（現在は7年間）を経過することによる法人税増収効果も期待できます。企業収益が増加していることを考慮すれば、法人税収入については、今後も増加傾向にあると考えられます。

2006年7月に決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、2011年度に国と地方の基礎的財政収支*7を黒字化するために、歳出削減もしくは歳入増によって16.5兆円程度が必要としました。16.5兆円のうち、少なくとも11.4兆円以上は歳出削減によって対応することとされ、歳出改革では対応しきれない額（2～5兆円）については、歳入改革によって対応することとされました。

政府は今後、大幅な歳出削減を中心とした財政再建を進め、また、消費税増税の方向も打ち出していますが、今後の財政再建に必要な視点は、景気の安定化と分配の公正を

*7 利払い費および債務償還費を除いた歳出が、公債金収入（借金）以外の収入でまかなわれることです。

図表Ⅰ-1-21　税収の推移

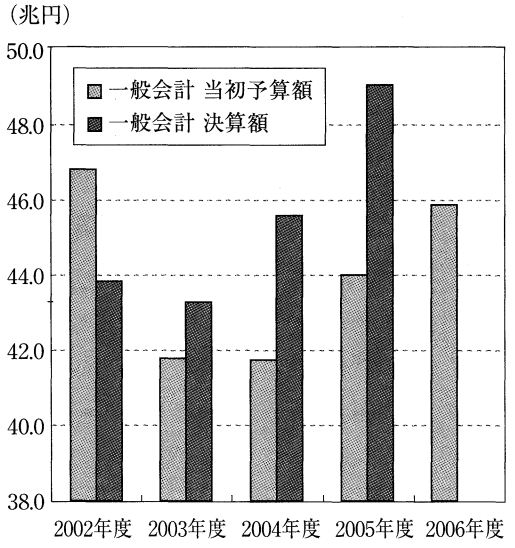

資料出所：財務省「租税及び印紙収入、収入額調」

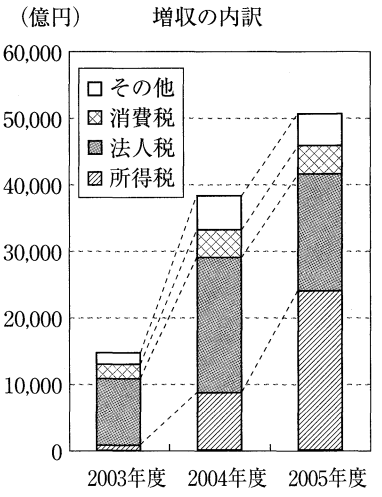

(注) 当初予算額と決算額の差
資料出所：財務省

確保することです。財政再建に向かうあまり、財政の重要な機能である所得再分配機能*8を弱めてはなりません。まず、歳出削減に際しては、政府のすべての政策・事業について厳格な効果の検証・評価を行い、不要不急の事業や不適正な支出の見直しを通じて無駄な歳出を徹底的に削減することが必要ですが、給付減として社会保障を見直し、特に生活保護の給付減を行うことは、低所得者層の所得の低下を意味するものであり、第Ⅱ部で分析します所得格差の是正に逆行するものです。

また、景気の安定化手段としては、財政再建が進められるなか、追加支出は難しくなることが予想されることから、財政制度がビルト・イン・スタビライザー（自動安定化装置）として有効に機能するような仕組みにしておくことが必要です。さらに、税制については、これまでの累次の所得税最高税率、相続税率の引下げにより所得再分配機能が弱くなっていることが、所得格差が縮小しない一つの理由でもあることから、税制の

*8 財政における収入と支出を通じて、個人間の所得格差を調整する働きが財政の所得再配分機能です。また、所得再配分機能を果たす税制や社会保障制度は、ビルト・イン・スタビライザーとしての機能を果たします。すなわち、好況のときは、所得税や法人税を中心に税収が増加し、民間の購買力を吸収するために需要がそれだけ抑制されます。不況時には、税収が減り失業保険や生活保護費の支払い等が増加して購買力の低下を食い止める、自動安定化機能も果たします。

見直しにあたっては、勤労に重く、資産に軽いという現行の税制を改めて、所得や資産の再分配機能の再構築に資する税制とすべきです。

量的緩和政策、ゼロ金利政策の解除

2006年前半は金融政策が転換点を迎えた時期でした。日本銀行は、2001年から続いていた量的緩和政策を2006年3月上旬に解除しました。

いわゆる「量的緩和政策」は、①日本銀行の金融市場調節の主たる操作目標を日銀の当座預金残高に変更し、所要準備額を大幅に上回る日銀当座預金を供給し、②潤沢な資金供給を消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで継続することを約束する、さらに③日銀当座預金の供給にあたっては、長期国債の買入れを増額する、というものでした。量的緩和政策をとっていた間は、無担保コールレート（オーバーナイト物）は0.001%まで低下し、1999～2000年のゼロ金利政策時の0.02～0.03%をさらに下回るものとなりました。2003年10月には（a）直近の消費者物価（除く生鮮食品）の前年比が数ヶ月平均してゼロ%以上となり、（b）先行きについても再びマイナスとなると見込まれない状況にならないと解除しない旨明確にしました。2005年11月には、消費者物価指数（除く生鮮食品、旧基準）が前年比でプラスに転じており、先行きもプラス基調になるとみて、日本銀行は量的緩和政策*9の解除に踏み切ったのでした。

3月からの新しい金融政策は以下のとおりでした。すなわち、金融市場調節の操作目標を日銀当座預金残高から無担保コールレート（オーバーナイト物）に戻し、そのレートをおおむねゼロ%で推移するよう促すこととしました。当座預金残高については、所要準備額に向けて削減していくこととされました。当座預金残高をみると、3月10日に31兆円であった残高は、かなりのペースで減額されていき、7月には10兆円を割りました。7月14日には、日本銀行は、それまで0%近傍に調整していたレートを0.25%前後で推移するよう促すことにし、また、基準貸付利率*10をそれまでの0.1%から0.4%に引き上げまし

*9 量的緩和政策の効果を分析した実証研究は多くありますが、総じて、量的緩和政策によって、緩和的な金融環境が作り出され、企業の回復をサポートする一方、総需要や物価への直接的な押し上げ効果は限定的との結果が多くを占めています。詳しくは、鵜飼博史（2006年7月）「量的緩和政策の効果：実証研究のサーベイ」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』を参照。

図表Ⅰ-1-22　2006年1月以降の短期金利の動向

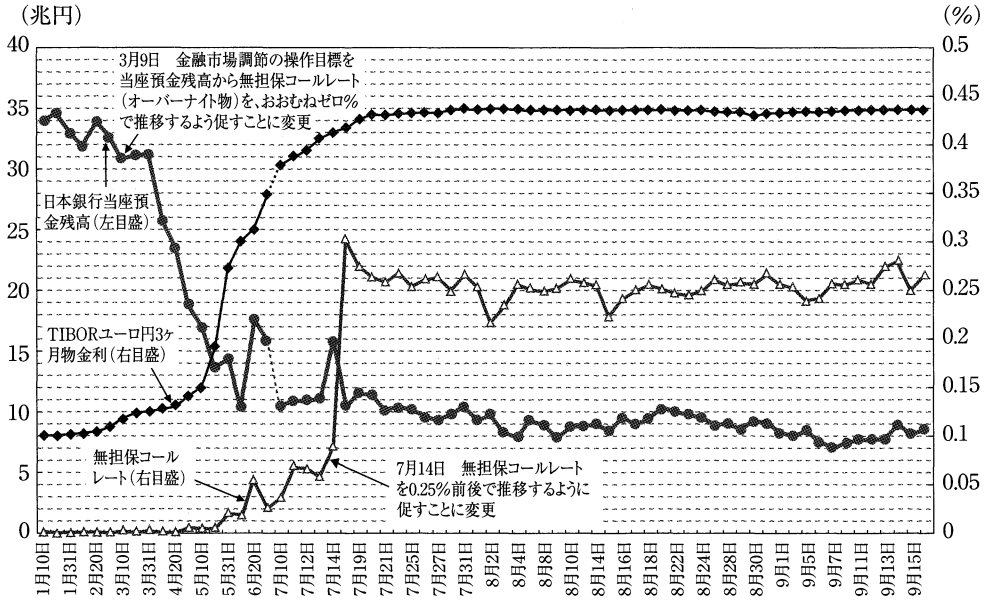

(注) TIBOR 3ヶ月物レート、無担保コールレートの4月30日分は28日(金)の値を、5月20日分は5月19日(金)の値を、6月10日分は6月9日(金)の値をそれぞれ使用。
資料出所：日本銀行、全銀協

た（図表Ⅰ-1-22）。

日本銀行としては、長期にわたりいわゆる「ゼロ金利」を維持してきましたが、経済・物価情勢が着実に改善していると判断し、それまでの政策金利水準を維持し続けると、かえって将来経済や物価が大きく変動する可能性があるとして、ゼロ金利の解除に踏み切ったのです。現行の金利の水準は、他主要国の政策金利と比較しても、かなり低いものとなっています（後掲図表Ⅰ-3-13を参照）。

一時調整局面に入った株価

株価は、低金利、また企業収益の上昇を背景に2005年中は上昇していました。2006年に入ってからは、為替レートの円高化、金利上昇、さらには、米国経済の減速の懸念により急落しました。

＊10 2001年に導入された補完貸付制度において、金融機関が担保の範囲内で日本銀行から借り入れる際の金利です。一方、コール市場は、金融機関同士でお金を融通しあう市場です。無担保コールレートが上昇しても、基準貸付利率を超えることはありません。

この間、海外の株式市場をみますと、アメリカダウ平均は2006年5月に市場最高値に近づいたのですが、米国経済の先行き不透明感もあって、調整局面に入りました。アジア諸国の株式市場においても、米国景気の減速懸念や世界的な金融引締めへの警戒感を背景に、韓国や台湾の株価も下落するなど、世界的に株価同時安となりました（図表Ｉ-1-23）。その後は、米国インフレ懸念の後退、利上げ期待の後退を背景に、横ばいないし上昇傾向で推移しています。

日本においては、低金利のなか株価の上昇を契機として、新規に株式投資を始めた個人も多く、全国5証券取引所上場会社の2005年度の個人株主数は3,808万人*11と2004年度に比べて延べ268万人増加しました。これは、株価指数が最高値を記録した1989年度（対前年度に比べ244万人個人株主数が増加）を上回るものです。インターネット取引の口座数をみると、2003年度末には500万口座であったのが、2004年度末には690万口座、2005年度末には1,000万口座へと大幅に増加しました。しかし、ライブドアの前社長や村上ファ

図表Ｉ-1-23①　主要国の株価の推移

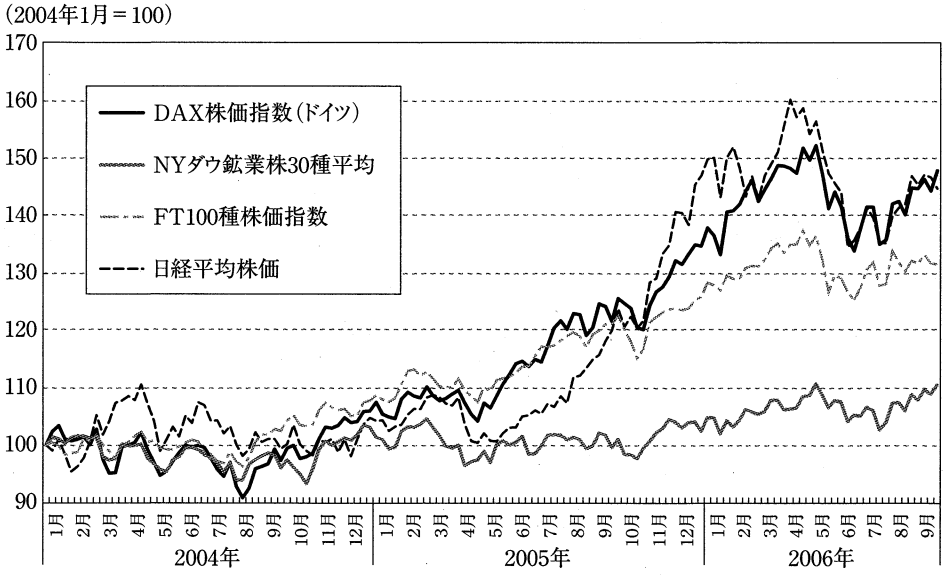

資料出所：日経 NEEDS-Financial Quest

＊11 各上場会社の株主数を単純に合算した「延べ人数」です。また株主数は、各調査対象会社について、年度中に到来した最終決算期末現在の株主名簿に基づき算出した数値です。資料出所：東京証券取引所「平成17年度株式分布状況調査」。

図表Ⅰ-1-23②　主要国の株価の推移

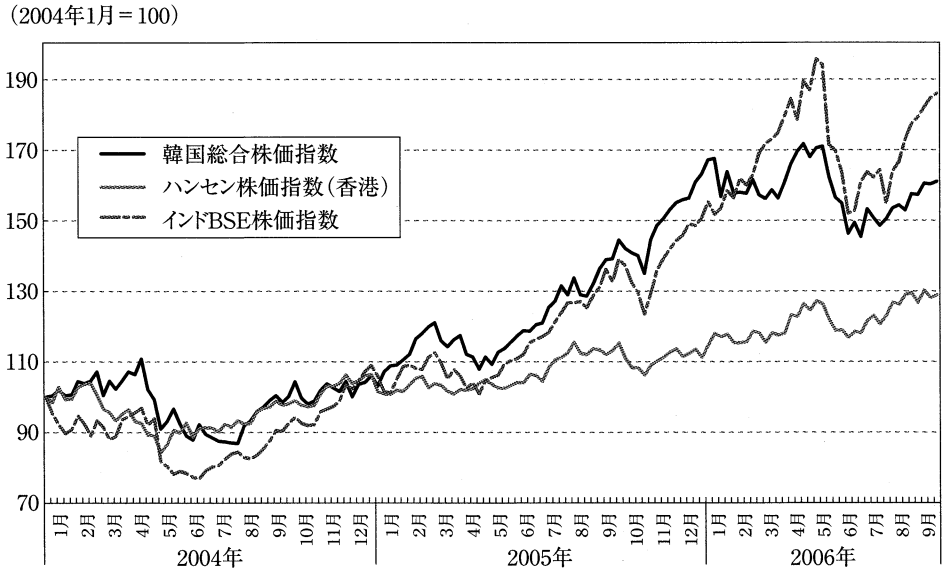

資料出所：日経 NEEDS-Financial Quest

図表Ⅰ-1-24　円-ドル、ユーロ-ドル、円-ユーロレートの推移

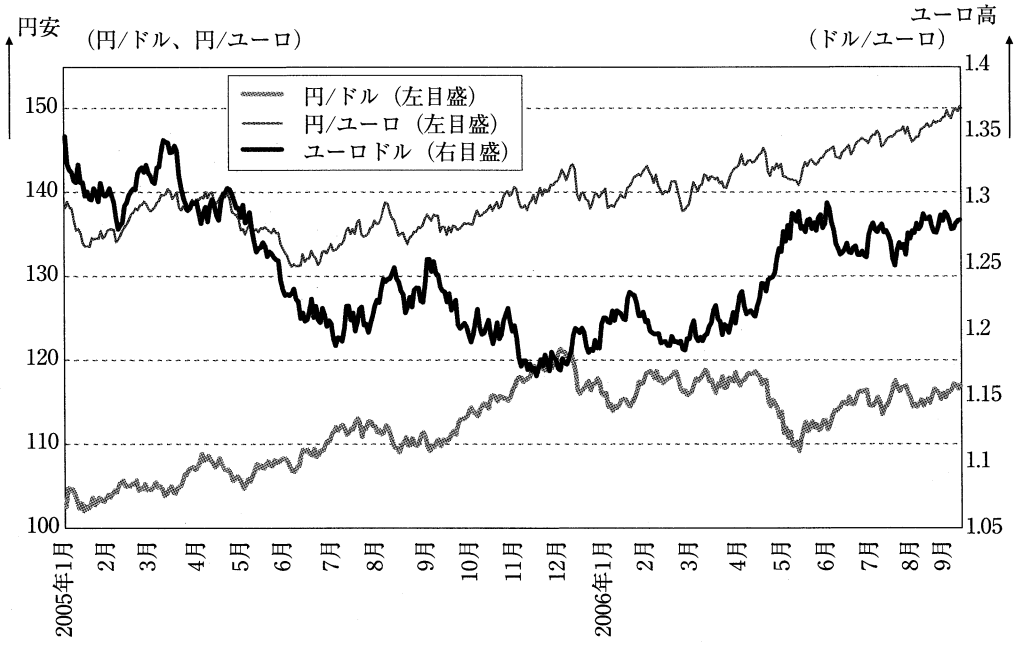

資料出所：日経NEEDS-Financial Quest

ンド前代表の逮捕等によって、投資心理が萎縮した可能性があります。

為替市場では、円ドルレートをみると、2005年は円安ドル高傾向で推移していました。2006年5月、一時的に円高傾向になりましたが、その後は、中東情勢の緊迫化、あるいは北朝鮮との緊張関係等もあって、ドル高に推移しました。円ユーロレートをみると、ユーロは、2006年8月ユーロ圏における金利先高感により、ユーロ導入後の最高値となりました（図表1-1-24）。

第2章　雇用情勢

第Ⅰ部　第2章のポイント

第1節　主要労働指標の動向

○ 完全失業率は、低下傾向にあり、2005年では4.4%と3年連続の低下となった。2006年に入っても低下し、大規模な人員削減の始まる1998年ごろの水準に戻っている。

○ 有効求人倍率は上昇傾向を強めて、バブル崩壊直後と同程度の水準になっている。

○ 雇用情勢が回復し、失業者数が減少するなかにあって、依然、失業者の3割を超える者が失業期間1年以上の長期失業者として滞留している。若年者が最も多くを占めており、若年雇用が悪化したことを反映している。

○ 企業の人手不足感はさらに高まっており、特に新規学卒は、「就職氷河期」から一転して「バブル期並みの売り手市場」が指摘されるが、企業の選別的な採用態度もみられる。転職前後で賃金が低下するケースの割合が以前よりも多くなっており、転職を通じて有利な雇用機会を見つけることが難しい実態がある。

○ 労働力人口は長期的に減少トレンドにあるが、景気回復から2005年は8年ぶりに増加に転じた。企業の人件費削減が進み人件費全体の増加圧力が低下するなかで就業率が回復している。

○ 雇用者数が3年連続で増加し、減少を続けていた男性の雇用も増加した。正規社員の増加もみられるが、これを上回って派遣労働などの非正規雇用が増加しており、雇用の非正規化は引き続き進展している。

○ アウトソーシングが拡大するなかで、ものづくり現場では請負労働者が増加している。技能レベルの向上が少ない業務が多く、キャリア形成に結びついていない。

○ 個人請負や副業など、従来の雇用とは異なる多様な就業形態がみられるが、失業をきっかけとした不本意なものや、本業のみでは生活できないことを背景とするものも多い。

○ 一般労働者、パートタイム労働者とも賃金が増加し、パートタイム比率の上昇も小幅となるなかで、現金給与総額は増加に転じた。2006年に入ってからは小規模企業で所定内給与の伸びが縮小する動きもみられる。

○ 減少していた所定内労働時間は下げ止まり、2006年に入って増加がみられる。

第2節　労働政策の動向
○ 改正高齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置の導入が義務化されたが、9割以上が継続雇用制度の導入であり、うち希望者全員を対象とするものは2割にとどまっている。
○「新しい自律的な労働時間制度」（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）の導入が検討されているが、すでに幾多の弾力化措置がなされたなかで長時間労働となっている実態を踏まえる必要がある。

第１節　主要労働指標の動向

バブル崩壊後高まった失業率は2003年以降低下傾向にあり、2006年にはさらに低下して3%台に迫る動きもみられますが、その一方で、長期失業者が滞留しており、厳しい雇用情勢を経験した若年層が長期失業者の多くを占めています。また、企業の人手不足感がさらに高まり、求人も増加していますが、転職が賃金の増加に結びつく傾向はかつてよりも弱まっています。雇用は量的に増大しており、これまで弱い動きであった常雇、正社員、男子の雇用も増加がみられますが、これを上回って派遣労働などの非正規雇用が拡大し、高齢化も背景としながら非正規化は進行しています。加えて、個人請負や副業など、就業形態の多様化と劣化のいずれの可能性をも持つ、従来の雇用の枠組みに収まらない形態がみられています。他方、雇用情勢の量的改善に比して賃金面の改善は緩やかにとどまる傾向にあります。

ここでは、さまざまなアンバランスを抱えながら量的回復を進める雇用・失業情勢を概観するとともに、多様性やワーク・ライフ・バランスにもかかわる労働政策上の課題をみていくこととします。

(1) 雇用情勢回復のなかで滞留する長期失業

低下傾向にある完全失業率

総務省統計局「労働力調査」によると、完全失業率は、バブル崩壊以降、上昇傾向で

推移しました。リストラに伴う激しい人員削減を背景に1990年代後半以降、失業率は急激に上昇し、2003年1月の5.5%をピークとして、その後は低下に転じました。2003年に5.3%とバブル崩壊以降初めて暦年平均で前年より低下し、その後もさらに低下幅を拡大して、2005年では4.4%と3年連続の低下となりました。

2005年に入ってからの完全失業率（季節調整値）の動きをみると、前年年央以降、景気が踊り場的な動きとなるなかで改善の動きも鈍化し、年末には反転、増加する動きもみられました。その後、景気の増勢回復のなかで、再び低下して、2006年6月には4.2%となりました（図表Ⅰ-2-1）。これは大幅な人員削減が始まる1998年ごろの水準に相当します。

一方、厚生労働省「職業安定業務統計」によると、有効求人倍率は再び上昇傾向となっています。2004年末から2005年春にかけて上昇傾向が緩やかとなりましたが、その後再び上昇し、2006年6月では1.08倍と、労働力需給が引き締まり気味だった1992年7月と同程度の水準となっています。

図表Ⅰ-2-1　完全失業率と求人倍率（季節調整値）

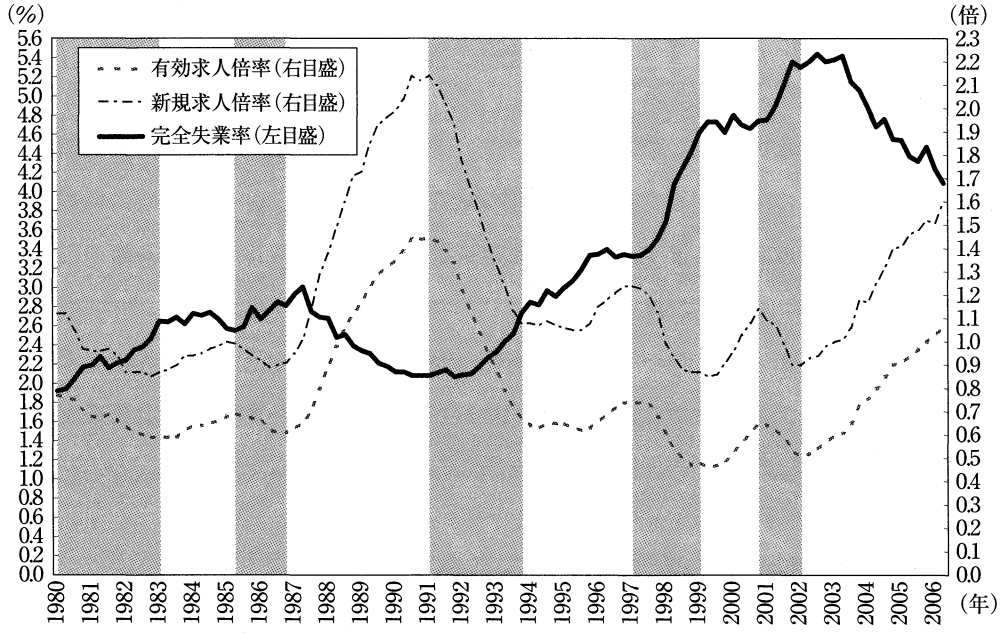

資料出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

完全失業者数は引き続き減少

完全失業者数は、2003年6月以降減少に転じ、暦年でも3年連続で低下し、2005年暦年では300万人を割りこんで294万人、前年差19万人と減少しています。求職理由別にみると、激しいリストラを背景に2002年には151万人にのぼった大量の非自発的離職失業者が減少を続け、2005年暦年では100万人となりました。他方、減少傾向にあった自発的離職失業者は景気回復を反映して110万人と前年よりも増加しました。厳しい学卒市場を背景に増加がみられた学卒未就職者も、団塊の2世以降の少子化世代の人口規模が年々減少している中で16万人、前年差2万人減と引き続き減少しています。また、その他（新たに職探しを始めた者）は65万人と低下しており、総じて雇用吸収力の高まりを反映して失業は量的には減少しています。

また、厚生労働省「職業安定業務統計」によると、新規求職者は、3年連続で減少を続けており、2005年は4.7%減となっています。求職者の減少傾向が求人倍率の持続的上昇の背景になっています。

雇用回復にもかかわらず滞留する長期失業者

総務省統計局「労働力調査」（2006年1～3月平均）により、失業期間1年以上の長期失業者をみると、バブル崩壊による失業率上昇開始の直前の時期にあたる1992年2月における21万人、15.3%という水準から長期にわたり増加傾向にあり、雇用が拡大するなかにあって、2006年1～3月平均では93万人、失業者に占める割合も32.5%となっています。うち、2年以上の者が54万人と多くを占め、長期失業者のなかでもより長期の者が滞留する傾向がみられます。特に若年雇用をめぐる厳しい環境のなかで25歳～34歳層が26万人と最も多くを占めています。雇用情勢が全般的に改善するなかで、不本意な非正規化など厳しい雇用情勢にあった若年層の雇用への移行が十分に進まず、長期失業者として滞留する者が恒常的にみられます。

こうした長期失業やこれと関係の深い若年失業は、OECD先進各国、特に大陸ヨーロッパで程度の差はあるものの、共通して問題となっています。特に、景気対策や狭義の失業対策が必ずしも有効に解決できない構造問題の性格があります。失業者に占める長期失業者の割合（長期失業比率）は特にドイツ、フランスで高く、4割から5割に達してお

図表Ⅰ-2-2　主な国の長期失業割合

(%)

	1990年	1995年	2000年	2005年
日本	19.1	18.1	25.5	33.3
アメリカ	5.5	9.7	6.0	11.8
カナダ	7.3	14.1	11.2	9.6
イギリス	34.4	43.6	28.0	22.4
ドイツ	46.8	48.7	51.5	54.0
フランス	38.1	42.3	42.6	42.5
イタリア	69.8	63.6	61.3	52.2
オランダ	49.3	46.8	−	40.1
スウェーデン	12.1	27.8	26.4	18.9
ベルギー	68.5	62.4	56.3	51.6
ルクセンブルク	47.4	23.8	22.4	26.3
デンマーク	29.9	27.9	20.0	25.9
フィンランド	9.2	37.6	29.0	24.9
ノルウェー	20.4	24.1	5.3	9.5
スペイン	54.0	56.9	47.6	32.6

(注) 失業者に占める失業期間が1年以上の者の割合である。
スウェーデンの2005年は2004年の数値である。
資料出所：OECD "Employment Outlook"

り、全体の失業率を高止まりさせています。日本は1990年代以降の長期失業比率の上昇の程度が大きいことが特徴となっています。社会福祉、教育分野など関連する分野の連携による積極的な対応が必要です（図表Ⅰ-2-2）。

(2) 人手不足分野の拡大とミスマッチ

雇用判断は不足超過がさらに拡大

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により、企業の雇用過剰感をみると、2005年3月に全規模合計で不足超過に転じた後、さらに低下を続けており、2006年6月調査では中小企業でわずかに不足超過幅が縮小する一方、大規模企業では不足超過幅が拡大しており、さらに先行き判断では、各規模で製造業、非製造業ともに不足超過幅の拡大を見込んでいます。また、厚生労働省「労働経済動向調査」で職種別の過不足感をみると、2005年2月調査以降、「管理」を残して「事務」も不足超過に転じましたが、2006年5月調査では残っていた「管理」も不足超過となり、特に「専門・技術」や「技能」の水準は

高くなっています。ただし、「技能工」や「単純工」は前回調査と比べて超過幅が横ばい、または縮小もみられ、第1四半期の景気回復のスピードが前年後半よりは落ち着いていたことを反映する動きとなっています。

なお、厚生労働省「労働経済動向調査」の雇用調整実施事業所割合については、大規模なリストラ・人員削減が以前よりも少なくなっていることから、2002年1～3月期をピークに低下傾向にあり、2006年5月では低い水準となっています。雇用調整の方法は、残業規制や配置転換などとなっています。

「人手不足」の動きは、学卒労働市場の需給関係に表れています。バブル崩壊後の不況のなかで、企業は新規学卒の採用抑制を続け、リストラの激化の下で、数年前までは「就職氷河期」とされる厳しい状況が続き、学卒後の無業や不本意就業など、若年者雇用の悪化の背景となってきました。しかしながら、景気回復のなかで大学卒を中心に学卒の労働力需給が一転し、2007年採用者に対する企業の求人意欲は高まり、バブル期並みの売り手市場である、とされています。ただし、企業は採用条件をかつてよりも厳しくし、選別的に採用する傾向もみられており、学生によっては依然、厳しい就職環境の者もいるなど、個人間の格差がみられます。また、今年2006年3月卒者の就職状況の結果を確認すると、就職希望者に対する就職者の比率である「就職率」は、大卒は95.3%（4月1日現在）、高卒の就職内定率は95.8%（3月31日現在）に回復しており、就職率の点では、学卒労働市場の回復を示しています。

こうした学卒労働市場の動きを、若年雇用が悪化するなかでみられたいわゆるフリーターやニートの動向と対比すると、次のような動きがみられます。フリーターの数は、雇用が回復するなかで減少がみられ、2003年の217万人から2年連続で減少し、2005年では201万人となっています。この間、若年人口が減少していますが、若年人口に占める割合でみても低下して6.2%となっています。これに対して、ニートは2002年以降、雇用が回復するなかにあって64万人のままで推移して、若年人口に対する比率ではむしろ上昇し2.0%となっており、「バブル期並みの人手不足」が就業意欲を高めることに結びついていません。

「人手不足」が労働市場の状態をうまく解決できているかどうかは、有利な転職が実現しているかどうかを確認することが一つの方法です。厚生労働省の「雇用動向調査」で転職入職者（1年前に就業しており、その後転職した者）の賃金変動状況を、「1割以上増

加」した割合から「1割以上減少」した割合（「賃金変動DI」という）によりみると、賃金変動DIの値は低下傾向にあり、バブル期に20%程度となった後、1998年以降はマイナスの値であり、賃金が減少する傾向が強くなっています。景気の悪化に伴い全体の賃金水準が低下したこともありますが、年齢別にみると、中高年層ではDIがマイナスであるのに対して、若年層では引き続き転職を通じて賃金の上昇がみられるものの、その水準はかつてよりも大幅に低下しており、転職を通じて有利な雇用機会を見つけることが難しくなっています（図表Ⅰ-2-3）。

今後の長期的な労働力人口の減少傾向や、団塊の世代の大量退職に伴う2007年問題への対応をも背景に景気が回復するなかで労働力不足が高まり、学卒求人もバブル期並みとなるなど、「人手不足」が高まっていますが、一方で低い就業意欲や、転職メリットの減少による異動による調整力の低下のほか、長期失業者の滞留や意図せざる非正規化の

図表Ⅰ-2-3　賃金変動DIの推移

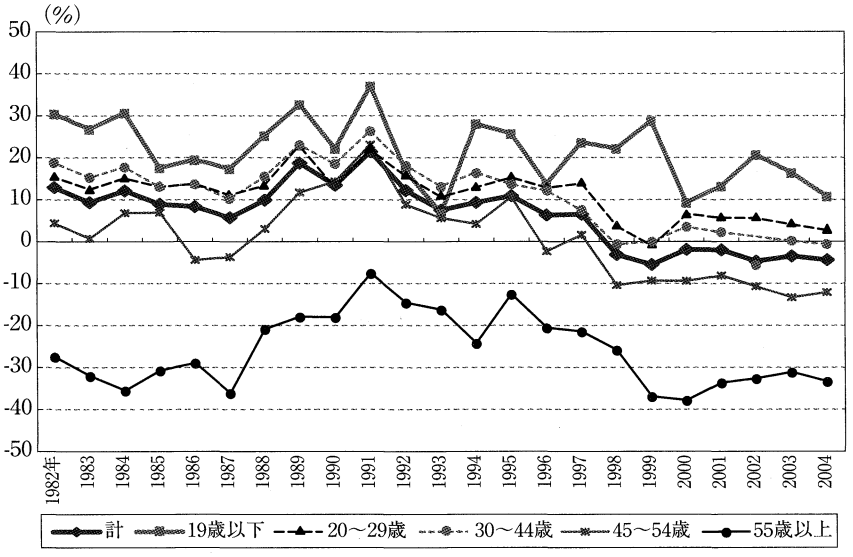

（注）「賃金変動DI」は、転職の前後での賃金水準の変動について、「10%以上上がった」と回答した者の割合から「10%以上下がった」と回答した者の割合を差し引いた数値。転職時の転職元と転職先の賃金水準の格差を反映するが、景気変動や賃金改定などによる全体的な賃金水準の変化の影響も含まれる可能性がある。
（入職前1年間に就業経験があることがこの調査の「転職入職者」の要件であり、それ以外は「未就業者」としての入職となる。）
資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」各年版

進展など、労働市場におけるミスマッチは拡大しています。

(3) 減少トレンドのなかでの労働力人口の増加

2005年には日本の総人口が減少に転じ、今後長期的に人口が減少する人口減少社会に突入しました。労働力人口も長期的にはこの人口減少を背景に減少傾向で推移することになりますが、雇用を取り巻く環境の悪化から、労働力人口は、1990年代後半以降、すでに減少を続けてきました。2005年は雇用の回復を背景に労働力率の低下が8年ぶりに下げ止まり、労働力人口の減少も止まり、8万人増と7年ぶりの増加に転じました。

労働力率と就業率の回復

労働力率は労働力の供給面を表す指標であり、労働力供給側の変化を反映しますが、景気回復に伴う労働力需要の回復による就業機会の拡大が労働力率の動きにも影響していると考えられるため、ここでは需要面の動きをより反映する就業率の動向をみることとします。

性・年齢別にここ10年ほどの就業率の動きをみると、多くの年齢区分で男性の就業率が低下し、女性の就業率の上昇がみられます。特に最近約5年間においては、雇用情勢悪化のなかで性・年齢別にみた就業率の動向は異なっており、この間の雇用吸収力が性・年齢ごとに非対照的に影響していることがわかります。

1990年代後半の時期は、団塊の2世が労働市場に入りきった時期であるとともに、団塊の世代が賃金カーブ上のピークへと向う50歳代に入り始めた時期です。人口規模の特に大きい2つの世代が同時に労働力に含まれるなかで、金融など経済が不安定化したため、人件費負担が拡大し、両世代の属する25～34歳、45～54歳層を中心に強い人件費削減圧力が働いたと考えられます。

次いで、2000年以降の5年間の時期は、団塊の2世は引き続き25～34歳に属しますが、団塊の世代は賃金カーブのピークを迎えた後、2002年以降、賃金が横ばいまたは低下していく55～59歳層に移行しています。この時期は再び不良債権処理などを背景に、賃金カットや人員削減、非正規雇用への転換など大規模なリストラが集中的に実施された

2001年から2003年の時期と重なっています。2002年以降の時期は、こうした大規模な人件費削減を経て、また賃金カーブ上、高齢化が人件費負担を従来ほど増大させない、むしろ2007年以降における団塊の世代の退職期を間近に人件費負担の低下が見込まれる時期となっています。こうした環境のなかで、25～34歳層の就業率は、正規雇用の多い男性で低下が大きいのに対して、非正規の多い女性はむしろ上昇しています。他方、団塊の2世よりも若い層の15～24歳層は、男女とも就業率が低下しています。また、45～54歳層、55～64歳層についてみると、団塊の世代が45～54歳層に属する期間は、男性ではどちらの年齢層でも就業率が低下し、団塊の世代が55～64歳層に移行してからは、どちらの年齢層も上昇に転じています。特に、人件費全体の増加圧力が低下するなかで、2005年にはこれまで下がり続けていた15～24歳層の就業率も上昇に転じています（図表Ⅰ-2-4）。

図表Ⅰ-2-4　性・年齢別の就業率の動向

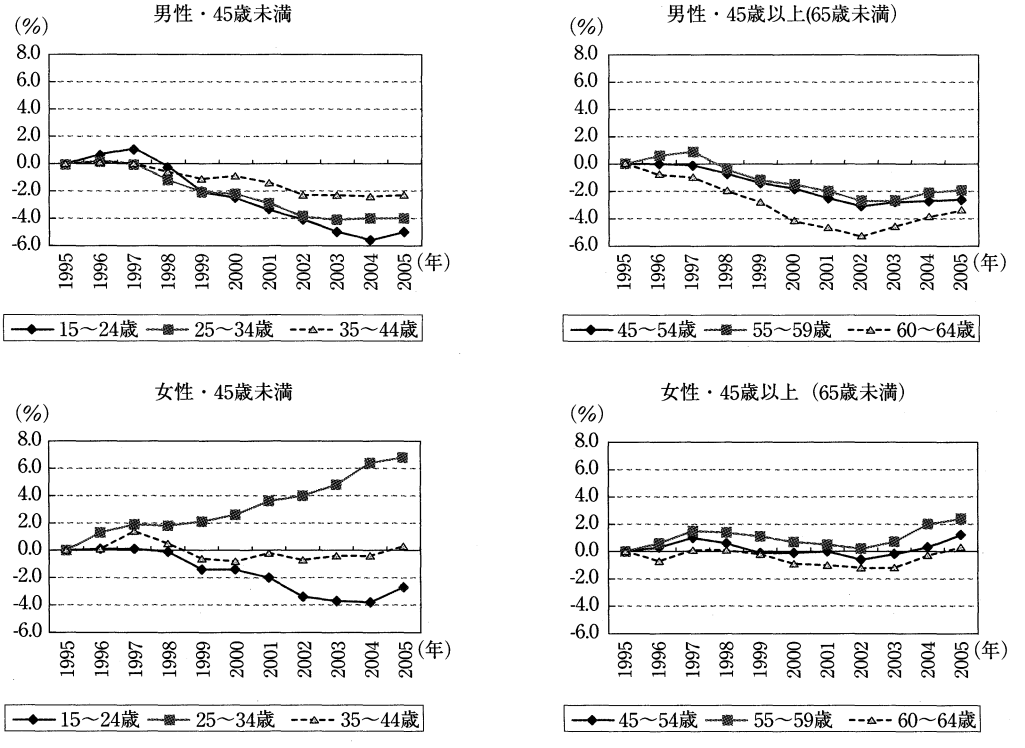

（注）1. 就業率は性・年齢別の人口に占める就業者の比率。
2. 数値は1995年の就業率と各年の就業率との差であり、1995年を基準とした変化を示す。
資料出所：総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」(2005年)

雇用者数の増加は再び拡大

企業の求人が増勢を回復したことを背景に、雇用も増勢を拡大しています。総務省統計局「労働力調査」によると、景気回復の持続を背景に、雇用者数は2003年以降、3年連続で増加しており、2005年の暦年平均では5,393万人、前年差38万人増と増加幅を拡大しました。これを非農林業について雇用形態別にみると、「臨時雇」（1ヶ月以上1年以下の雇用契約の者）についてはこの約10年の間、一貫して増加しており、2005年でも前年差19万人増となっています。2005年には「常雇」（期間の定めなきまたは1年を超える雇用契約の者）についても前年差23万人増と、1997年以来7年ぶりに増加に転じた前年に引き続いて増加しました。2005年に入ってからの動きをみると、年前半は、前年年末から春までの景気の調整局面の下に、常雇の増加が縮小したのに対して、臨時雇が引き続き増加を続けました。年央以降は景気の回復がさらに進み、常雇が臨時雇等を上回る増加を示しました。なお、労働力調査の「常雇」は「期間の定めなき雇用」であれば足りるため、「正社員」以外に非正規雇用も含まれることに注意が必要です。

雇用を男女別にみると、女性が堅調に増加を続ける一方で、男性は、減少を続けるというパターンが続いていましたが、2005年には女性が暦年で26万人増と3年連続の増加になる一方で、男性も11万人増と増加に転じました。特に、2005年前半は依然、男性の雇用の回復が遅れていたのに対して、後半以降は男性の雇用が大きく拡大し、男女ともに雇用は堅調な増加を示しています。男性の雇用の増加は正社員の増加の背景にもなっています。

企業の従業者規模別にみると、500人以上、30～499人規模の大企業、中堅規模企業の雇用が堅調に増加を続けたのに対して、1～29人規模企業では、減少が続き、暦年で3年連続の減少となりました。これは全体としての雇用では男性の増加を上回る傾向のある女性においても同じであり、2005年には1～29人規模では、男女ともに雇用の減少がみられました。建設業や軽工業分野など、産業の立地特性とも関係していると考えられ、こうした企業の多い地域の雇用回復の遅れをもたらしたと考えられます。他方、2006年に入り、1～29人規模でも雇用の増加がみられるようになっています。

製造業では雇用に回復の動き、建設業は引き続き減少

産業別にみると、医療福祉業、サービス業では堅調に増加を続ける一方、建設業は引き続き減少しています。製造業も暦年では依然減少していますが、2005年第4四半期以降は増加に転じており、回復に転じてきています。このほか、運輸業、金融・保険業、不動産業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業では増減を繰り返しています（図表Ⅰ-2-5）。

地域別の動きとしては、「労働力調査」によると、2005年平均では就業者数が増加した県が29あり、前年の22より増大し、6割以上となっています。うち、2年連続での増加は関東や中部地方を中心とした15県となっています。雇用機会の拡大が大きい地域は、電機、自動車をはじめ、厚い産業集積を形成している大都市圏の地域が中心ですが、その周辺の地域にも広がりがみられます。それ以外の地域では減少を続けている地域もみられ、産業集積の違いなどを背景とした地域格差がみられます。雇用の回復を広く波及させながら、それを土台として、地域の資源と主体的な創意工夫を生かした雇用創出を実現していくことが必要です。

図表Ⅰ-2-5　産業別雇用者数の推移

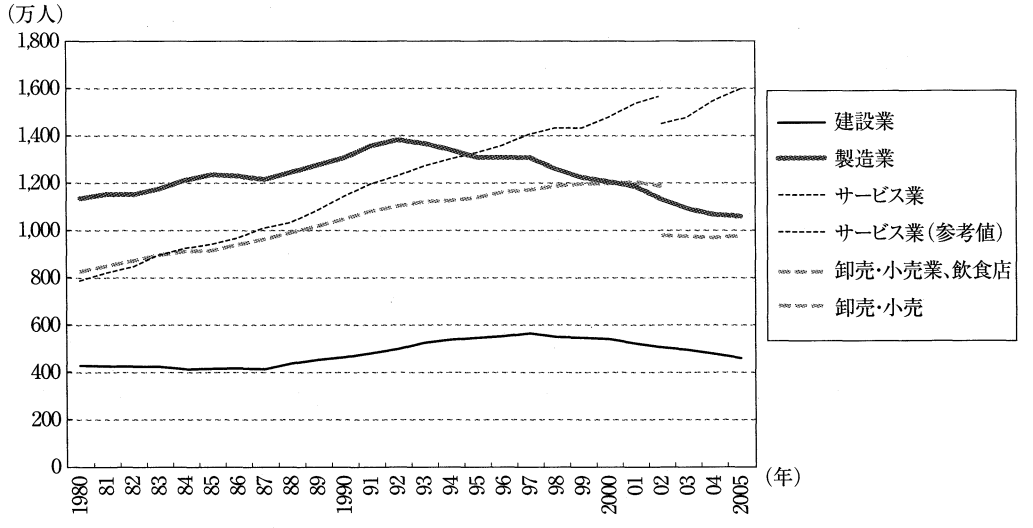

(注) 産業分類の変更により、建設業を除き2003年以降の数値はそれ以前と接続しない。
サービス業（参考値）は、新分類の「医療, 福祉」、「教育, 学習支援業」、「複合サービス業」および「サービス業」を加えた数値。

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

雇用の多様化と劣化

労働力調査詳細結果をみると、役員を除く雇用者に占める非正規比率は上昇傾向にあり、時系列比較が可能な第1四半期をみると、2006年第1四半期では33.2%（前年差0.9%上昇）になっています。第1四半期、第2四半期には、これまで減少していた正社員に当たる「正規の職員・従業員」も増加していますが、「非正規の職員・従業員」の増加も大幅となっており、依然、正社員の増加を内容とする雇用回復に戻ったとはいえません。また、非正規雇用の増加は、必ずしも「パート」の増加でなく、派遣労働者や契約社員・嘱託の増加を中心とした非正規雇用の拡大の傾向が続いています。なお、「嘱託」は定年後の再雇用の形態として利用される傾向があり、高齢者の増加を反映して増加しています。高齢者の労働市場からの引退過程は各人で多様であり、高齢化に起因する多様化、非正規化の動きも含まれています（図表Ｉ-2-6）。

グローバルな競争への対応やバブル崩壊後の不況下の激しいリストラを背景として、企業はコスト削減のためアウトソーシングを進め、請負会社を利用する比重を高めています。「請負業」自体を規制する法はなく、実態も多様なため、公式統計を含めて全容を把握することは困難ですが、限られたデータからわかる現在の姿は次のようになっています。

請負労働者数全体の人数は100万～200万人程度いるともいわれますが、正確にははっきりしません。厚生労働省の「派遣労働者等実態調査報告」（2004年）によれば、請負労働者がいる事業所は18.3%あり、産業別では、情報通信業における41.1%が高く、次いで製造業の30.7%が高くなっています。ただし、物の製造を行う請負労働者では両者は差があり、製造業が中心となっています。ここでは製造業について事業所規模別にみると、500人以上規模で79.2%、100～499人規模で53.0%、30～99人規模で21.9%となっています。また、製造業のなかでも消費関連よりも素材関連、機械関連で高く、500人以上規模では素材関連、機械関連は8割を超え、うち物の製造を行う請負労働者でも6割を超えており、物づくり現場での請負の活用が浸透しています。電機総研が2003年に実施した「電機産業における業務請負の活用実態に関する調査」（2003年）によれば、電機分野では、製造業務での活用は9割に上り、事業所の就業者に占める構成でも16%と、パート・臨時など

図表Ⅰ-2-6 雇用の非正規化の推移

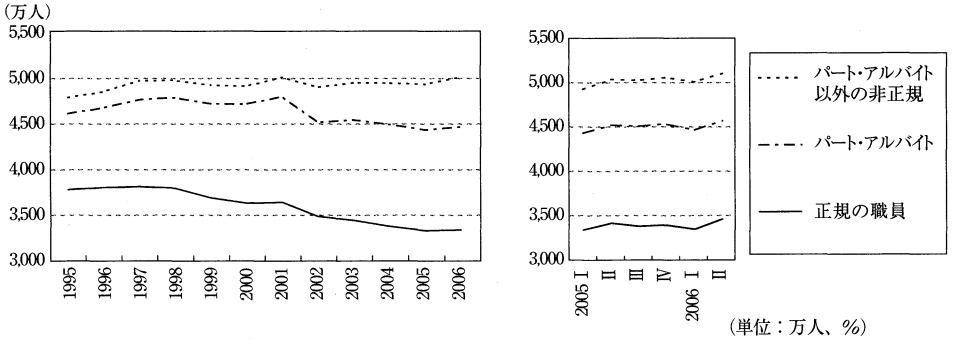

(単位：万人、%)

年・期	役員を除く雇用者	正規の職員・従業員		非正規の職員・従業員					
				パート・アルバイト		派遣社員、契約社員・嘱託、その他		うち派遣社員	
1995	4,780	3,779	(79.1)	825	(17.3)	176	(3.7)	-	-
2000	4,903	3,630	(74.0)	1,078	(22.0)	195	(4.0)	33	(0.7)
2001	4,999	3,640	(72.8)	1,152	(23.0)	208	(4.2)	45	(0.9)
2002	4,891	3,486	(71.3)	1,023	(20.9)	383	(7.8)	39	(0.8)
2003	4,941	3,444	(69.7)	1,092	(22.1)	404	(8.2)	46	(0.9)
2004	4,934	3,380	(68.5)	1,106	(22.4)	449	(9.1)	62	(1.3)
2005	4,923	3,333	(67.7)	1,095	(22.2)	496	(10.1)	95	(1.9)
2006	5,002	3,340	(66.8)	1,121	(22.4)	542	(10.8)	121	(2.4)
2005 Ⅰ	4,923	3,333	(67.7)	1,095	(22.2)	496	(10.1)	95	(1.9)
Ⅱ	5,032	3,408	(67.7)	1,108	(22.0)	516	(10.3)	102	(2.0)
Ⅲ	5,021	3,372	(67.2)	1,132	(22.5)	518	(10.3)	113	(2.3)
Ⅳ	5,053	3,384	(67.0)	1,145	(22.7)	524	(10.4)	114	(2.3)
2006 Ⅰ	5,002	3,340	(66.8)	1,121	(22.4)	542	(10.8)	121	(2.4)
Ⅱ	5,101	3,454	(67.7)	1,112	(21.8)	535	(10.5)	120	(2.4)

(注) 1. 調査票の変更に伴い、2002年以降、それまで「パート・アルバイト」として回答していた者の一部が「契約社員・嘱託」と回答するようになった可能性があるなど、それ以前と接続しない。
2. (　) は役員を除く雇用者に占める構成比。
3. 「年」の数値は、2001年以前は2月、2002年以降は1～3月平均の値。
資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査(2001年以前)」および「労働力調査(詳細結果)」(2002年以降)

の5%弱を上回って量的にも正社員に次ぐ労働力となっており、年間を通じて活用しています（図表Ⅰ-2-7)。

製造業の請負事業については、厚生労働省が2005年11月に審議会の参考として「労働者需給制度についてのアンケート調査」を実施し、報告しています。

請負事業所のうち、労働者派遣事業を兼業しているものが62.5%を占めています。また、製造業務への労働者派遣を行いたい、行っているとするものが74.5%と高くなっています。

請負発注者への調査では、請負労働者受入れの理由としては、「一時的・季節的な業務量の増大に対応するため」(49.8%)、「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」(39.9%)、「経費が割安なため」(34.2%) が高くなっています。製造業務への労働者派遣

図表Ⅰ-2-7　請負労働者がいる事業所割合（産業別）

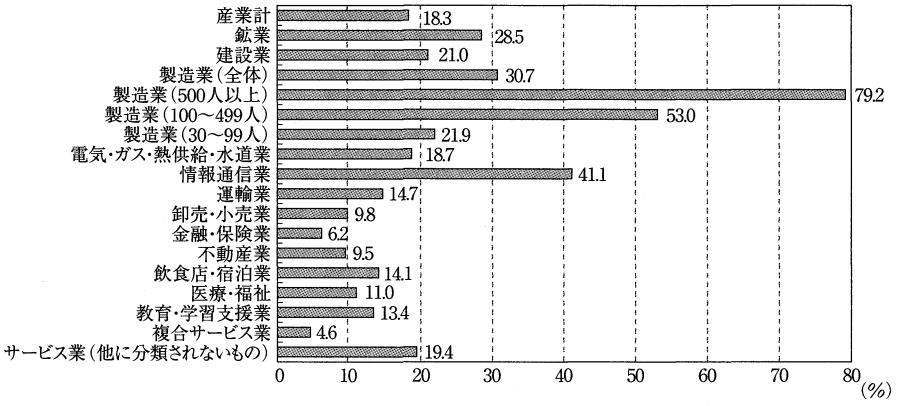

資料出所：厚生労働省「派遣労働者実態調査」（2004年）

への意向は「活用したい」とする事業所が4割程度みられますが、「活用したくない」も3割みられ、活用したくない理由として、1年の派遣期間の制限がある（3割）、就業管理の負担が増大する（約6%）等をあげています。この点を、厚生労働省「派遣労働者実態調査」の「今後の派遣労働者への置き換え予定の有無」についての結果と照らすと、製造業では「置き換えを考えている」の1割程度に対して、「考えてない」が4割を占め、請負の利用を継続する意向が上回っていますが、大規模では、「置き換えを考えている」が3割に上っており、今後、1年の派遣期間の制限が解除されれば、より活用の意向が高まると考えられます。

請負労働者に対する調査の結果からは、年齢別には20代が35.4%、30代が34.3%と若年層に依存した構造です。就業実態は、残業については、「ほとんど毎日ある」が28.0%、「週2～3日程度」が32.7%あり、残業をする場合の平均残業時間は2～3時間が42.3%となっています。平均時間給は1,011円、月額は20.5万円、年収は259.8万円であり、派遣労働者を若干下回る水準となっています。請負労働者として働くことを選択した理由としては、「仕事がすぐに見つかる」（38.5%)、「正社員として働きたいが就職先が見つからなかった」（30.7%）とするものが多く、労働需要が非正規の低賃金分野に偏って拡大したことを反映しています。請負という働き方のデメリットとしては、「将来の見通しが立たない」（39.9%)、「雇用が不安定である」（28.7%)、「収入が不安定である」（31.4%)、「技能

図表Ⅰ-2-8　請負業における仕事の難易度

(%)

		1週間以内	2～3週間から1ヶ月程度	2～3ヶ月程度	半年以上
勤続期間	半年未満	29.8	38.3	24.8	7.1
	半年以上1年未満	15.0	37.8	26.1	21.6
	2年以上2年未満	13.4	36.8	27.4	22.4
	2年以上	13.9	34.6	22.9	28.6

(注) 回答者が現在就いている仕事を新人が一通りこなせるまでにかかる期間。
資料出所：東京大学社会科学研究所「製造業務における請負・派遣社員の働き方に関する調査」(2005年)

が向上しても評価が上がらない」(27.3%) が多くなっています。

東京大学社会科学研究所「製造業務における請負・派遣社員の働き方に関する調査」(2005年) でみると、請負労働者が主に担当する業務は「1週間程度の経験や訓練でこなせる仕事である」とする企業が多くなっています。習得に時間のかかる業務を経験したことがある者はほとんどなく、勤続が長くなっても業務の経験の幅や難易度は広がりも上昇もない業務に就いています。仕事の多くが半年ほどすると技能レベルが頭打ちします。請負労働として働き続けることがキャリア形成につながっておらず、こうした分野に多くの若者が就いています (図表Ⅰ-2-8)。

以上、製造業分野などの「請負会社」に雇用される労働者の状況にふれましたが、請負労働者はあくまで「雇用労働者」であり、労働法規等の保護の対象として、被用者保険の適用対象にもなり得ます。しかし、「請負」に関しては、雇用に明確に属するもの以外に、「雇用」との関係が不明確なものもあります。なかには「偽装請負」もみられ、いったん解雇して形式のうえでは個人事業主として請負関係に変わるケースもみられます。企業の人件費負担の削減と引き換えに、雇用労働者としての保護が失われることになり、こうしたことを勧める悪質なコンサルタントの例もみられます。他方、本格的な自営業開業に結びつく可能性があるものや、多様な働き方を可能とするものもあり、概念・実態の多様性や客観的データの不足から一律の評価を下しにくい状況にあります。

概念上、「個人事業主」に分類される請負業者が「個人請負」ですが、さらに、雇用者を雇用しておらず、受注先が少数に限られるものは、「雇用労働」の性格が強くなります。

米国の2000年の調査では、自分をフリーエージェントと位置付ける労働者が全就業者の26%に達しているというデータがみられます。日本では0.8～3.2%程度であるという説があります。労働政策研究・研修機構が行ったインターネット調査である「働き方に関する意識調査」の結果からは、個人請負について次のような姿が描き出されています。①個人請負における男性の割合は8割と、非正規雇用が3割であるのに対して高く、家計の主な収入の担い手であると考えられること、②業務を委託する企業が個人請負を社会保険に加入させる割合は低く、福利厚生は非正社員よりもかなり低いレベルであること、③労働時間や年収、時間当たり年収は非正規よりも正社員に近いが、年収は正社員より180万円程度低く、個人間のばらつきも大きいこと、④働き方への満足度は比較的高いが、収入の水準や安定性の満足度は低いこと、⑤就業選択の理由としては、「自分の生活スタイルに合わせて自由に仕事がしたかった」や「今までの経験・知識や資格を生かしたかったから」が5割を超えていること、と指摘しています。他方、失業などを経験している者もみられ、失業をきっかけに、不本意に個人請負を選んでいることも考えられます。請負については開業など就業機会の開発に結びつく可能性も秘めていますが、現段階ではこうした積極的な側面が十分開花しておらず、雇用との適切な関係など整備すべき課題が多いと考えられます。

雇用形態の非正規化や雇用と請負などの非雇用との関係に関しては、近年、雇用者の副業が話題とされています。全体の数がどの程度に上るかは不明確ですが、就業構造基本調査を用いた試算として、2002年において副業を持つ雇用者は約197万9千人（雇用者の3.6%）とする指摘があります。副業を持つ雇用者の特徴としては、①男性については、本業が正規社員の者で副業が「自営業主」である者が、本業が会社役員などの者では副業が「雇用者」である者が多い、②女性については、副業が「自営業主」である者は少なく、副業も「雇用者」である者が多いことがあげられます。特に本業がアルバイトや派遣社員の場合は、3人に2人が副業も雇用者である、という傾向が指摘されています。必ずしも絶対数が顕著ではありません（本業が「パート」の女性で約15万人）が、女性を中心に、非正規雇用を複数掛け持っている者がみられており、生活難から副業をせざるを得ないことが考えられます。また、労働政策研究・研修機構の「日本人の働き方調

査」でも、副業を持っている正社員が6%おり、副業を持つ理由としては、「本業だけでは生活できない」とする者が20.1%います。特に副業も「雇用」の者では32.8%となっています。副業も加えると、「短時間勤務」であっても労働時間はもっと長いということになります（図表Ⅰ-2-9、図表Ⅰ-2-10）。

図表Ⅰ-2-9　副業のある雇用者の実数と比率

本業の就業形態	雇用者総数（万人）	うち副業のある雇用者						
		副業の就業形態別人数（万人）				副業の就業形態別構成（%）		
		総　数	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者
男女計	5,473.3	197.9	76.4	40.1	81.5	38.6	20.3	41.2
会社などの役員	389.5	30.3	10.2	2.1	18.0	33.7	6.9	59.4
正規の職員・従業員	3,455.7	81.2	39.5	19.8	21.9	48.6	24.4	27.0
非正規合計	1,620.5	85.9	26.2	18.1	41.4	30.5	21.1	48.2
男性	3,220.1	117.4	59.3	18.1	39.9	50.5	15.4	34.0
会社などの役員	295.7	24.2	8.6	1.1	14.5	35.5	4.5	59.9
正規の職員・従業員	2,441.2	63.5	36.2	13.5	13.9	57.0	21.3	21.9
非正規合計	478.1	29.1	14.2	3.7	11.4	48.8	12.7	39.2
パート	62.8	4.1	2.3	0.5	1.4	56.1	12.2	34.1
アルバイト	209.6	11.6	4.0	1.5	6.1	34.5	12.9	52.6
労働者派遣事業所の派遣社員	20.4	1.0	0.3	0.1	0.6	30.0	10.0	60.0
契約社員・嘱託	130.9	8.1	4.9	1.0	2.3	60.5	12.3	28.4
その他	54.4	4.3	2.7	0.6	1.0	62.8	14.0	23.3
女性	2,253.1	80.6	17.1	21.9	41.6	21.2	27.2	51.6
会社などの役員	93.9	6.1	1.5	1.0	3.5	24.6	16.4	57.4
正規の職員・従業員	1,014.5	17.7	3.4	6.3	8.0	19.2	35.6	45.2
非正規合計	1,142.5	56.7	12.0	14.6	30.0	21.2	25.7	52.9
パート	719.6	32.5	7.0	10.4	15.1	21.5	32.0	46.5
アルバイト	214.1	12.8	2.3	2.0	8.4	18.0	15.6	65.6
労働者派遣事業所の派遣社員	51.7	2.0	0.3	0.4	1.3	15.0	20.0	65.0
契約社員・嘱託	116.9	6.0	1.6	1.1	3.3	26.7	18.3	55.0
その他	40.2	3.4	0.8	0.7	1.9	23.5	20.6	55.9

(注)「副業の就業形態別構成」は、本業の就業形態ごとに、副業のある者を100としたときの副業の就業形態別の構成比である。
資料出所：総務省「就業構造基本調査」(2002年)

図表Ⅰ-2-10　副業のある正社員が副業を持つ理由

(単位：%)

区分	合計 ( ) 内は人数	もともとの本業	本業だけでは生活できない	特別の出費に対応	将来への備え	本当に好きな仕事だから	本業の性格上当然	その他	特に理由はない	無回答
合　計	100.0 (174)	8.0	20.1	8.6	16.1	10.9	6.3	10.9	14.4	4.6
男　性	100.0 (112)	5.4	17.9	7.1	18.8	12.5	9.8	9.8	13.4	5.4
女　性	100.0 (62)	12.9	24.2	11.3	11.3	8.1	0.0	12.9	16.1	3.2
副業も雇用	100.0 (67)	4.5	32.8	13.4	10.4	6.0	14.9	7.5	10.4	0.0

(注) 正社員2,893人のうち、「副業を持っている」と回答した者174人（6.0%）からの回答である。
資料出所：労働政策研究・研修機構「日本人の働き方総合調査」(2006年)

(4) 増加に向う賃金

賃金は一般労働者、パート労働者ともに増加

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額（事業所規模5人以上）は、2001年以降、4年連続で減少を続けていましたが、2005年は前年比0.6%増と5年ぶりに増加に転じました。うち、所定内給与は0.2%増、所定外給与が1.6%増、特別給与が2.1%増となっています。実質賃金も5年ぶりに増加して1.0%増となりました。

就業形態別にみると、現金給与総額は一般労働者（フルタイムの常用労働者）で前年比0.7%増、パートタイム労働者も0.5%増と昨年に引き続きいずれも増加しています。2004年も一般労働者0.3%増、パートタイム労働者0.6%増と増加したにもかかわらず両者を合わせた現金給与総額が0.7%減と減少したのは、両者の賃金水準に格差があるなかで、より賃金の低いパートタイム労働者の割合（パートタイム労働者比率）が引き続き高まっていたことによるものですが、2005年は大幅に増加していたパートタイム労働者の増加がとまる一方、一般労働者が8年ぶりに増加に転じたことからパートタイム労働者比率の上昇幅も小幅にとどまったことが寄与しています。

厚生労働省「賃金引き上げ等の実態に関する調査」(2005年）によると、賃金の改定率は2003年に過去最低の1.0%増となった後、2004年に1.3%増と増加幅が拡大に転じ、昨年2005年は1.4%増とさらに増加幅を拡大しました。なお、このなかには賃金を引き下げたものも含まれており、引き上げたものに限れば、2004年は1.7%増、2005年は1.8%増となっています。1人当たり平均賃金を引き上げる改定を行った企業割合は73.5%（前年比.3.7%ポイント増)、賃金の改定を行わなかった企業割合は20.3%（同1.17%ポイント減）となりました。さらに、一般職（非管理職）についてみると、ベアと定昇を区別している企業のうち、ベースアップを行った企業は26.7%、行わなかった企業は72.9%となっており、ベースダウンを行う企業は0.4%とほとんどみられなくなりました。同様に、一般職の定期昇給制度がある企業のうち、定期昇給を実施した企業は85.9%で、実施しなかった企業は13.0%となっています。

2005年に入ってからの動きをみると、「毎月勤労統計調査」の現金給与総額、所定内給与ともに4月以降、年内は増加基調にありましたが、2006年に入ってからは、所定内労働

時間が緩やかながら増加するなかで、所定内給与の増加幅が縮小し、前年比で減少の月もみられます。他方、所定外労働時間が引き続き前年比で増加していることを背景に所定外給与が増加を続けています。こうしたなかで、現金給与総額は所定内給与の伸びが縮小しながらも増加傾向で推移しています。

所定内給与の伸びの縮小がみられる原因はデータの制約もあり明らかではありませんが、規模別で動きに差があり、30人以上規模に比べて5～29人の小規模企業でより縮小がみられます。小規模のサンプル替えの影響も考えられますが、実態として小規模でより縮小していることが懸念され、注意が必要です。その他、考慮すべき要素としては、①パートタイム比率の上昇は大きくないこと、②パートタイムの所定内給与が増加傾向にある一方、一般労働者（フルタイム）の所定内給与の伸びが低いこと、③パートタイムが労働時間の変化を反映しやすい時給・日給形態が基本である一方、正社員が含まれる一般労働者は労働時間との比例関係の薄い（ノーワーク・ノーペイが単純に成立しない）月給形態が基本であること、④所定内労働時間はわずかに増加していること、⑤一般労働者は正社員のみならずフルタイムの非正規社員も含まれており、労働力調査等でみられるように、フルタイム内での非正規社員の比率は上昇傾向にあること、⑥正社員と非正規社員には賃金水準の格差があり、昇給制度など適用される制度が異なること、などがあげられます。

なお、正社員の賃金制度は中高年中心のリストラや高齢化対応を反映して変更が加えられており、年齢による賃金カーブはフラット化、特に55歳以上の高齢層で賃金水準の横ばいまたは低下する形状（ピークアウト）に変化しています。他方、2005年には団塊の世代はすべて55歳を超える層に移行しており、仮に年功的な定期昇給を行っても、高齢化がそのまま賃金水準の自然増に結びつかなくなっていると考えられます。また、昇給や賃金改善が、いわゆる成果主義化のなかで、特定の層を選別的に引き上げる傾向もみられます。今後については、2007年度以降の数年は賃金水準の高い団塊の世代の多くが定年退職すること、継続雇用、転職で労働市場にとどまったとしても、退職前よりも賃金が大幅に下がる現実があること、なども今後の賃金水準をみるうえで考慮する必要があります。

毎月勤労統計でみた2005年の年末賞与は、8年ぶりの増加となった前年に引き続いて増

加しました。2006年の夏の賞与も大企業を中心に明るさがみられるところであり、今後はこうした動きを所得全体の向上に結びつくよう波及させていく必要があります。

今後の賃金や一時金への配分をめぐっては、企業の収益・利益が過去最高の水準をみせる動きもあるなど、これまでとは異なる環境にあることを念頭に、労使が十分に協議して適切な配分の向上を実現し、これを中小企業や非正規の分野に波及させていくべきでしょう。こうしたことが、安定した所得に裏付けられた持続的な景気回復を可能とし、デフレからの脱却を確実なものとしていくと考えられます。

(5) 再び増加のみられる労働時間

総実労働時間は下げ止まりから増加の動き

「毎月勤労統計調査」によると、総実労働時間（事業所規模5人以上）は、2004年に4年ぶりに増加しましたが、2005年は再び減少しました。所定内労働時間は0.7%減、所定外労働時間は増加幅が縮小し1.1%増となりました。この結果、パートタイム労働者を含む全体の年間総実労働時間は1,802時間、前年比0.6%減となりました。就業形態別にみると、総実労働時間は、一般労働者で0.6%減、パートタイム労働者で0.4%減となり、ともに減少しました。2004年までは、一般労働者、パートタイム労働者それぞれの動きに加えて、相対的に労働時間が短いパートタイム労働者の構成比が高まることにより、両者を合わせた合計の総実労働時間の伸びが低くとどまる傾向がみられましたが、2005年はパートタイム比率の上昇は小幅であるため、パートタイム比率の変化による引き下げ効果は大きく働いていません。

2006年に入ってからは、所定外労働時間が増加傾向に戻り、引き続き増加するなかで、所定内労働時間も4月には下げ止まり、総実労働時間も増加しています。

常用雇用指数は、2005年以降、それ以前とは異なる動きをみせるようになっています。一般労働者とパートタイム労働者を合わせた常用雇用者数は、一般労働者が減少し、パートが増加する組合せのなかで長く低下を続けましたが、2005年にはこの傾向が変わり、一般労働者が増加し、パートタイムは第1四半期に減少するなど年間の増加が縮小するなかで、常用雇用全体は2年連続の増加となりました。また、2005年中はパートタイム比率

は横ばいぎみで推移しています。2005年に入ってからも、一般労働者が引き続き増加を続けており、パートタイムも増加は徐々に回復していますが、以前のようにパートタイム比率が顕著に上昇する動きはみられません。

第2節　労働政策の動向

高齢者継続雇用の推進

超高齢化が人口減少を伴いながら進行する時代に入り、また2007年度からの団塊の世代の大量退職を迎え、この2006年4月から、改正高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置の導入が義務化されました。定年の定めをしている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②継続雇用（現に雇用している高齢者が希望するときは定年後も引き続いて雇用する制度）の導入、③定年の定めの廃止、のいずれかの措置を講じなければならないという内容です。この場合、過半数組合または過半数を代表する者との書面での協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合でも②の継続雇用制度を定めたものとみなす、とする例外を定めており、さらにこの例外の例外として、協定が結べない場合でも、就業規則でこれに代えることも時限的に認めています。企業の取組状況を厚生労働省が調査した結果では、雇用確保措置の内容としては、定年廃止はほとんどなく、定年の引き上げも6%程度であり、9割以上が継続雇用制度の導入となっています。また、継続雇用制度としては、本来の「希望者全員」とするものは2割にとどまり、7割が労使協定、1割が就業規則によるものとなっており、対象者が選別されるものが大半です。対象者の選別のあり方を含め、制度が合理的であり、また、退職者の意向が十分反映できることが重要です。

継続雇用制度の形態としては、定年退職後の再雇用のケースと退職せず勤務延長するケースがありますが、いずれも課題があります。継続雇用の適用に際して賃金を大幅に引き下げる例が多くみられますが、従前と同じ仕事に就く場合は「同一労働同一賃金」の原則と乖離します。また、再雇用の場合、「嘱託」で1年の有期雇用契約を結ぶ例が多くみられますが、有期雇用一般の課題として、雇い止めの問題が生じ得ます。勤務延長

については、退職前の労働条件の引き下げとセットとした制度変更の場合などは、就業規則の不利益変更に伴う問題が生じる可能性もあります。いずれにせよ、関係者の実質的な合意のうえに制度が円滑に運用され、非組合員であっても退職者本人の希望が実現するとともに、現役も含めた労働条件の確保がなされるようにしていく必要があります。

多様化とワーク・ライフ・バランス

1980年代以降、労働時間の短縮が取り組まれ、現在、年間の平均労働時間は1,800時間台となっています。しかしながら、これはパートタイムなどの短時間労働者の構成比が高まったことによるもので、個々人をみればむしろ長時間化の傾向があります。特に、企業の激しい人員削減に伴い非正規化が進みましたが、正規、非正規ともに長時間化がみられ、景気の回復に伴う所定外労働時間の増加により仕事と生活のアンバランスが拡大しています。週60時間以上従業者の割合は上昇傾向にあり、2006年6月には非農林業雇用者で10.7%となっています。特に若年層の男性で高く、30歳代では2割を超えています。職種別には、販売従事者、運輸・通信従事者、技術者など、競争の激化や営業時間延長、フルタイムでの非正規化の進展や、裁量労働制の導入が背景として考えられます。

賃金不払い残業については、数年にわたる行政の監督指導にもかかわらず、依然として後を絶たず、約2割の事業所で違反がみられます。2004年度の1年間に全国の労働基準監督署が労働基準法違反として是正を指導した結果では、割増賃金の是正支払い額は、226億円、労働者平均では13万円と大きな額に上っています。

他方、労働者の働き方の多様化を背景に、労働基準法の労働時間規制を緩和し雇用社会のニーズに対応した法制度の枠組みが厚生労働省において検討され、2006年1月に「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」が発表されました。同研究会では、労働時間の割増賃金の適用を除外する制度として、米国のホワイトカラー・エグゼンプションが検討されましたが、米国では労働時間の上限規制自体がなく、他方、転職が容易なことなど、労働事情が日本とは異なり、制度をそのまま導入することは適当ではない、と結論付けられました。

これに代えて、労働時間規制が適用されない労働者についての社会的ニーズに対応するため、「新しい自律的な労働時間制度」（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）

を導入することが検討されています。「仕事を通じたより一層の自己実現や能力発揮を望む者であって、自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく成果や能力などで評価されることがふさわしい者」を想定していますが、成果主義化の下での裁量労働制が長時間労働をもたらしていることなどを考慮すると、むしろ長時間労働を悪化させる懸念があります。特に、労働基準法が法定労働時間を1週40時間、1日8時間と規制しながらも、三六協定その他による例外のさらなる例外を定め実質的な規制が緩くなっているにもかかわらず、それさえも守れずに賃金不払い残業が後を絶たないことや、先進国のなかでも顕著に長時間労働であることなど、必要性や目的と手段との対応関係について実態をよく踏まえた議論が重要です。

特に、過労死が大きな社会問題となり、その根絶が課題であるなかで、労働時間規制の適用除外を通じて事業主を「無責任」化することや、労働時間、休日および深夜業の割増賃金の適用除外を通じて賃金不払い残業を「合法化」する結果とならないよう、十分注視していくことが必要です。少子化社会への対応や、国民医療費が高まるなかでの健康確保の取り組みなど、政策の整合性を確保し、ワーク・ライフ・バランスの実現に結び付けることが重要です。

コラム　アンケートにみる「勤労者の仕事と暮らしの状況」について

―景気・賃金収入・消費についての認識は改善基調を継続しているが、5人に1人弱が依然として失業不安を感じている。勤め先での仕事への評価は、全体として肯定的な回答が半数を超えるが、自己啓発への時間的余裕、キャリアアップへの支援、賃金・処遇への納得性で否定的な回答が多い。―

連合総研で毎年4月・10月に実施している「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート(勤労者短観)*」から、景気・雇用・生活に対する雇用者の認識を紹介します。

1. 景気、賃金、消費動向等についての認識

〔景気の現状・見通し〕

景気の現状、1年後の見通しはともに回復基調が続く回答結果となっています。

景気判断DI（＜良くなった(良くなる)－悪くなった(悪くなる)＞）は現状、見通しともにプラス幅が大幅に改善し、前回調査に続き調査開始以来の最高値を更新するなど、景気回復の持続についての認識の広がりをみることができます（図表Ⅰ-2-11）。

〔賃金収入の現状・見通し〕

賃金収入の現状、今後1年間の見通しはともに増加傾向を示しています。

賃金収入DI（＜増えた(増える)－減った(減る)＞）は、今後1年間の見通しが調査開始以来初めてプラスに転じ、景気回復の好影響が家計部門にも広がりつつあることがうかがえます（図表Ⅰ-2-12）。

〔失業不安〕

向こう1年間において失業の不安を感じている雇用者の割合は低下傾向にありますが、5人に1人弱が依然として不安を感じています（図表Ⅰ-2-13）。

〔世帯消費の現状・見通し〕

世帯消費についての認識は引き続き堅調に推移しています。

＊首都圏・関西圏の20～50歳代および60歳代前半の雇用者を対象にした郵送自記入式のアンケート調査を2001年4月から年2回実施しています。

図表Ⅰ-2-11　日本の景気の現状と1年後の見通し（DI）

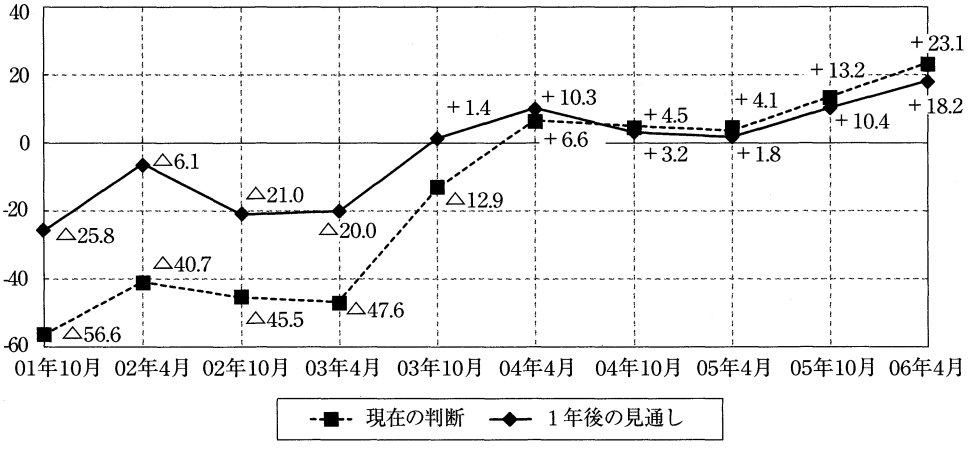

（注）1．指数の計算方法＝{「かなり良くなった（良くなる）」×１＋「やや良くなった（良くなる）」×0.5
＋「変わらない」×０＋「やや悪くなった（悪くなる）」×（－0.5）
＋「かなり悪くなった（悪くなる）」×（－1）}÷回答数×100
2．雇用者（20～59歳）について、「わからない」「無回答」を除外して集計。

図表Ⅰ-2-12　賃金収入の現状と見通し（DI）

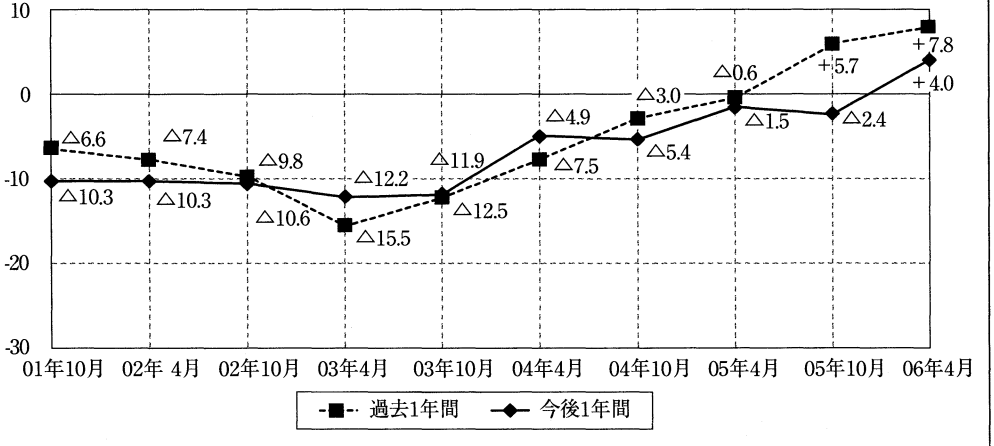

（注）1．指数の計算方法＝{「かなり増えた（増える）」×１＋「やや増えた（増える）」×0.5＋「変わらない」×0＋「やや減った（減る）」×（－0.5）＋「かなり減った（減る）」×（－1）}÷回答数×100
2．雇用者（20～59歳）について、「わからない」「無回答」を除外して集計。

図表Ⅰ-2-13　1年以内に失業の不安を感じるか（失業不安指数）

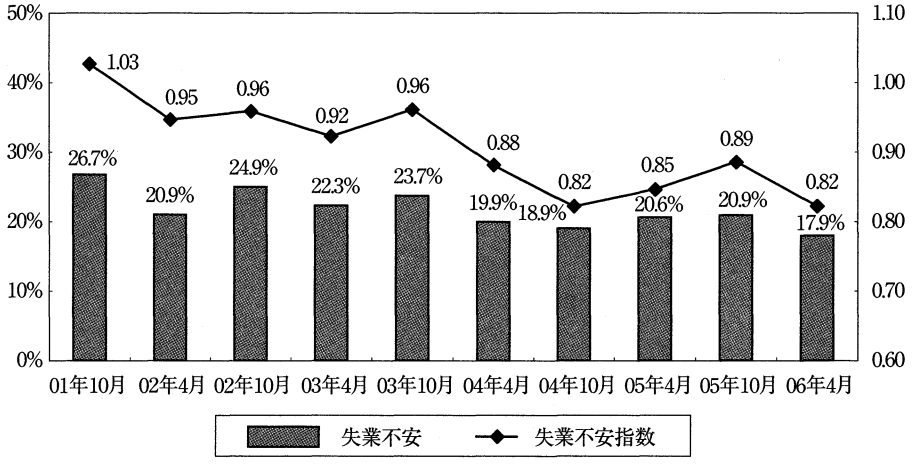

（注）1．雇用者（20～59歳）について集計。
2．失業不安＝「かなり感じる」＋「やや感じる」
3．指数の計算方法＝{「かなり感じる」×３＋「やや感じる」×２＋「あまり感じない」×１
＋「ほとんど感じない」×０}÷回答数（「わからない」「無回答」を除く）

図表Ⅰ-2-14　世帯消費の現状と見通し（DI）

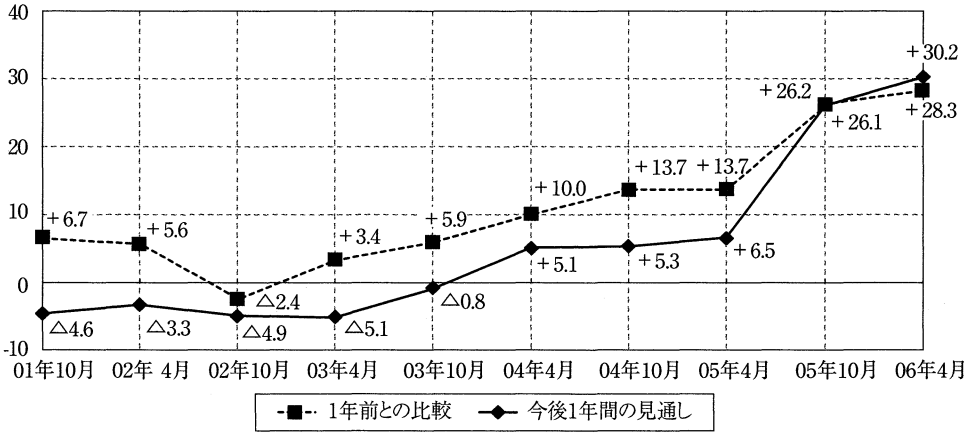

（注）1．指数の計算方法＝{＜増えた(増える)＞×１＋「変わらない」×０＋＜減った(減る)＞
×（－1）}÷回答数×100
＜増えた＞＝「かなり増えた」＋「やや増えた」
＜減った＞＝「かなり減った」＋「やや減った」
2．雇用者（20～59歳）について、「わからない」「無回答」を除外して集計。

図表Ⅰ-2-15　物価変動の現状と見通し（DI）

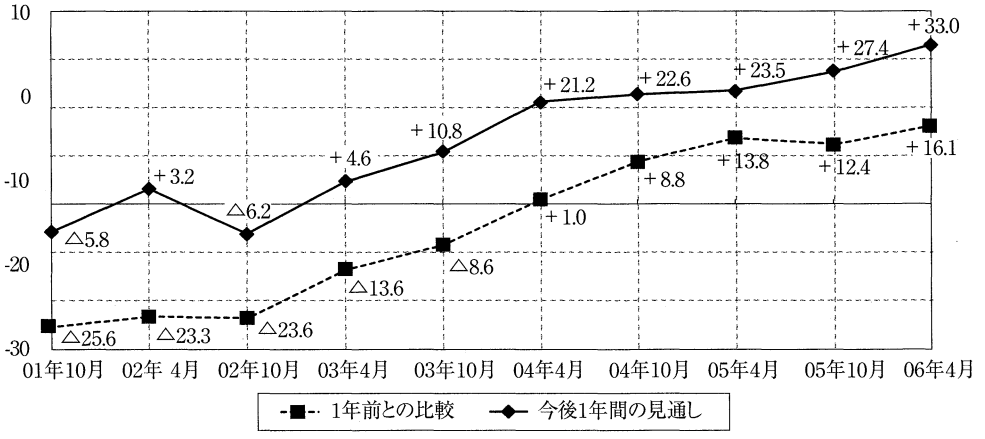

（注）1. 指数の計算方法＝{「かなり上がった（上がる）」×１＋「やや上がった（上がる）」×0.5＋「変わらない」×０＋「やや下がった（下がる）」×（－0.5）＋「かなり下がった（下がる）」×（－１）}÷回答数×100
2. 雇用者（20～59歳）について、「わからない」「無回答」を除外して集計。

世帯消費DI（＜増えた（増える）－減った（減る）＞）は現状、1年後の見通しともに増加傾向を示し、過去の最高値を更新するなど、消費マインドの好調さが今後も持続することの可能性を示しています（図表Ⅰ-2-14）。

〔物価の現状・見通し〕

物価の上昇感はより一層強まっています。

物価DI（＜上がった（上がる）－下がった（下がる）＞）は現状、1年後の見通しともに上昇傾向を示しています（図表Ⅰ-2-15）。

2.「仕事で最も重要であると考えるもの」および「勤め先での仕事についての評価」

第10回調査（2005年10月）から、新しい質問として「仕事に関連して重要と考える項目」および「勤め先での仕事についての評価」を尋ねることとし、仕事の質についての認識やその変化を把握することにしました。ここでは主に第11回調査（2006年4月）の結果を紹介します。

〔仕事に関連して最も重要であると考えるもの〕

仕事に関連して最も重要であると考えるものについての回答結果を示したのが

図表Ⅰ-2-16　仕事に関連して最も重要であると考えるもの

		仕事に働きがいを感じることができる	家計をまかなえる賃金・処遇条件である	仕事と生活のバランスが適度である	職場の人間関係がよい	自分の能力・専門性を生かすことができる	雇用が安定している	精神的なストレスが少ない	その他	無回答	回答数
合計		24.3	24.1	16.6	11.5	7.7	7.6	6.1	0.4	1.7	781
	第10回調査	21.4	25.9	17.6	8.9	8.5	7.9	6.4	1.0	2.4	762
	20代	33.7	18.1	16.1	13.0	7.3	4.1	5.7	0.5	1.6	193
	30代	22.7	28.0	17.4	10.1	6.8	7.2	6.8	0.5	0.5	207
	40代	22.2	25.6	16.1	10.6	6.7	5.6	9.4	0.6	3.3	180
	50代	18.9	24.4	16.9	12.4	10.0	12.9	3.0	0.0	1.5	201
	60代前半（外数）	15.9	17.9	17.9	9.3	13.9	13.9	8.6	2.0	0.7	151
男性	計	27.4	28.0	13.6	7.1	9.2	7.9	5.0	0.4	1.3	478
	20代	33.9	22.0	16.5	10.1	8.3	3.7	3.7	0.9	0.9	109
	30代	27.7	28.5	13.1	5.8	7.3	9.5	6.6	0.7	0.7	137
	40代	26.4	32.1	15.1	6.6	7.5	4.7	5.7	0.0	1.9	106
	50代	22.2	29.4	10.3	6.3	13.5	12.7	4.0	0.0	1.6	126
	60代前半（外数）	17.1	17.1	15.2	10.5	16.2	13.3	9.5	1.0	0.0	105
女性	計	19.5	17.8	21.5	18.5	5.3	6.9	7.9	0.3	2.3	303
	20代	33.3	13.1	15.5	16.7	6.0	4.8	8.3	0.0	2.4	84
	30代	12.9	27.1	25.7	18.6	5.7	2.9	7.1	0.0	0.0	70
	40代	16.2	16.2	17.6	16.2	5.4	6.8	14.9	1.4	5.4	74
	50代	13.3	16.0	28.0	22.7	4.0	13.3	1.3	0.0	1.3	75
	60代前半（外数）	13.0	19.6	23.9	6.5	8.7	15.2	6.5	4.3	2.2	46
就業形態別	正社員計	27.1	26.4	14.3	8.1	8.8	8.1	5.3	0.2	1.8	546
	非正社員計	17.9	18.7	22.1	19.6	5.1	6.4	8.1	0.9	1.3	235

(注) 1. 第11回勤労者短観（2006年4月）
2. 雇用者(20～59歳および60代前半)について、無回答を除いて集計。60代前半は合計、男性計、女性計、就業形態別の外数。

図表Ⅰ-2-16です。第10回調査（2005年10月）と第11回調査（2006年4月）で順位に大きな変動はありません。以下、第11回調査結果についてみることにします。

仕事に関連して最も重要であると考えるものは、「働きがい」（24.3%）が最も多く、「賃金・処遇条件」（24.1%）、「仕事と生活のバランス」（16.6%）、「人間関係」（11.5%）と続きます。

年齢層別にみると、20代では「働きがい」が、30代～50代では「賃金・処遇条件」が、60代前半層では「賃金・処遇条件」と「仕事と生活のバランス」が最も多くなっています。また、「働きがい」は年齢層が高まるにつれて割合が少なくなるのに対し、「能力・専門性を生かせる」、「雇用が安定している」は年齢層が高まるにつれて割合が多くなるという特徴があります。

性別・年齢層別にみると、男性は「賃金・処遇条件」（28.0%）、「働きがい」（27.4%）の割合が多くなっています。このうち20代を除くすべての年齢層で「賃金・処遇条件」が最も多く、20代では「働きがい」が最も多いのが特徴です。女性は「仕事と生活のバランス」（21.5%）、「働きがい」（19.5%）、「人間関係」

(18.5%)、「賃金・処遇条件」(17.8%) がそれぞれ2割前後を占めるなかで、40代以上の年齢層では「仕事と生活のバランス」が最も多く、20代では「働きがい」、30代では「賃金・処遇条件」が最も多くなっています。

就業形態別にみると、正社員は「働きがい」(27.1%)、「賃金・処遇条件」(26.4%) が多く、非正社員（パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣労働者の合計）は「仕事と生活のバランス」(22.1%)、「人間関係」(19.6%) が多いというように違いがみられます。

〔勤め先での仕事についての評価および仕事・生活の満足度〕

仕事に関連する10項目について、勤め先でどの程度当てはまるかを尋ね、各項目の評価（＜当てはまる＞の回答割合－＜当てはまらない＞の回答割合）を示したのが図表Ⅰ-2-17です。第10回調査（2005年10月）と第11回調査（2006年4月）で順位に変動はありません。以下、第11回調査結果についてみることにします。

総合平均（10項目の単純平均値）は13.8とプラス評価になっています。プラス評価が多いのは、「一定の責任・裁量の付与」(47.7)、「職場の人間関係」(46.6)、「働きがい」(31.8)、「能力・専門性を生かせる」(29.1) です。他方、マイナス評

図表Ⅰ-2-17　勤め先での仕事についての評価（＜当てはまる＞－＜当てはまらない＞）

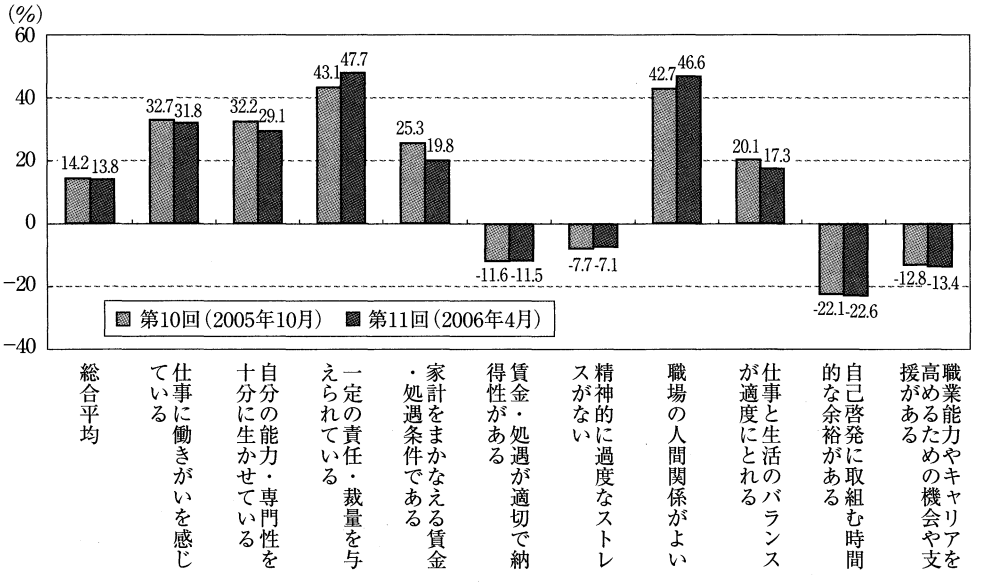

(注)1. 雇用者(20～59歳)について、無回答を除いて集計。
2. ＜当てはまる＞＝「当てはまる」+「どちらかというと当てはまる」
＜当てはまらない＞＝「当てはまらない」+「どちらかというと当てはまらない」

価が多いのは、「自己啓発に取組む時間的な余裕」（－22.6）、「職業能力やキャリアを高める機会や支援」（－13.4）、「賃金・処遇の適切さ・納得性」（－11.5）、「精神的なストレス」（－7.1）です。

勤め先での仕事についての評価を、性別・年齢層別および就業形態別にみたのが図表Ⅰ-2-18です。

年齢層別にみると、「総合平均」では40代～50代でプラス評価がやや少なくなっています。年齢層が高くなるにつれてプラス評価が少なくなるのは、「家計をまかなえる賃金」、「賃金・処遇の適切さ・納得性」、「職業能力やキャリアを高める機会や支援」であり、年齢層が高くなるにつれてプラス評価が多くなるのは、「能力・専門性を生かせる」、「精神的なストレス」、「仕事と生活のバランス」、「自己啓発に取組む時間的な余裕」となっています。また、「働きがい」は20代と50代～60代前半層でプラス評価が多くなっています。

性別にみると、総合平均については、男性計（14.0）・女性計（13.4）で大きな違いはありません。しかし、個々の項目では男性と女性との間で評価に大きな差がみられるものがあります。男性のほうが女性よりもプラス評価が多い（あるいはマイナス評価が少ない）ものは、「家計をまかなえる賃金」（差は28.5）、「職業能力やキャリアを高める機会や支援」（差は20.5）、「能力・専門性を生かせる」（差は18.8）、「一定の責任・裁量の付与」（差は18.0）です。他方、男性のほうが女性よりもマイナス評価が多い（あるいはプラス評価が少ない）ものは、「仕事と生活のバランス」（差は42.5）、「精神的なストレス」（差は21.3）、「自己啓発に取組む時間的な余裕」（差は10.7）となっています。また、男女間で差が小さいものは、「職場の人間関係」、「働きがい」、「賃金・処遇の適切さ・納得性」となっています。

就業形態別では、正社員に男性の割合が多く、非正社員に女性の割合が多いことから、正社員・非正社員別の違いは、男女別の違いとおおむね似た傾向を示しています。正社員のほうが非正社員よりもプラス評価が多いものは、「家計をまかなえる賃金」（差は51.5）、「職業能力やキャリアを高める機会や支援」（差は42.8）、「能力・専門性を生かせる」（差は30.7）、「一定の責任・裁量の付与」（差は27.9）です。他方、正社員のほうが非正社員よりもマイナス評価が多いものは、「仕事と生活のバランス」（差は53.2）、「精神的なストレス」（差は38.3）、「自己啓発に取組む時間的な余裕」（差は26.8）となっています。

次に、「仕事に対する満足度」および「生活全般についての満足度」について、ウエイト付けした指数（DI）でみると、全般的に仕事の満足度よりも生活全般の

満足度のほうがプラス評価が多くなっています。年齢層別では、仕事の満足度・生活全般の満足度ともに、60代前半層におけるプラス評価が最も多く、次に多いのが20代となっています。

性別にみると、仕事の満足度・生活全般の満足度ともに、男性よりも女性のほうがプラス評価が多く、そのなかで男性は20代・60代前半層、女性は50代～60代前半層でプラス評価が多いのが特徴です。

就業形態別にみると、仕事の満足度では、非正社員のほうが正社員よりもプラス評価が多く、生活全般の満足度ではその逆となっています。

図表Ⅰ-2-18　「勤め先での仕事についての評価」および「仕事・生活の満足度」（指数）

		勤め先での仕事についての評価（＜当てはまる＞－＜当てはまらない＞）											満足度		回答数
		総合平均	仕事に働きがいを感じている	自分の能力・専門性を十分に生かせている	一定の責任・裁量を与えられている	家計をまかなえる賃金・処遇条件である	賃金・処遇が適切で納得性がある	精神的に過度なストレスがない	職場の人間関係がよい	仕事と生活のバランスが適度にとれる	自己啓発に取組む時間的な余裕がある	職業能力やキャリアを高めるための機会や支援がある	勤務先での仕事に対する満足度	生活全般についての満足度	
合計		13.8	31.8	29.1	47.7	19.8	-11.5	-7.1	46.6	17.3	-22.6	-13.4	8.1	12.0	781
	20代	15.4	36.5	26.0	47.4	22.9	-3.7	-13.1	46.6	9.9	-24.2	5.8	9.9	15.8	193
	30代	15.1	24.6	24.6	52.7	28.5	-9.2	-2.9	55.3	17.9	-26.6	-14.0	6.9	12.1	207
	40代	12.0	27.4	35.2	39.3	15.1	-7.9	-14.0	41.9	19.6	-27.4	-9.0	6.2	8.2	180
	50代	12.4	38.7	31.3	50.2	12.0	-24.6	0.5	41.7	21.6	-12.6	-35.0	9.1	11.5	201
	60代前半(外数)	16.3	42.9	37.3	43.6	-4.1	-12.0	17.0	33.3	40.0	2.0	-37.8	22.5	27.3	151
男性	計	14.0	31.2	36.4	54.6	30.8	-12.4	-15.3	46.2	0.8	-26.7	-5.5	6.0	9.6	478
	20代	19.0	41.3	32.1	58.9	32.1	1.9	-16.7	55.6	-5.6	-34.6	24.1	13.3	21.6	109
	30代	15.2	28.5	31.4	63.5	34.3	-12.4	-12.4	59.1	0.7	-34.3	-6.6	5.8	9.5	137
	40代	13.7	26.4	50.9	47.2	32.1	-9.4	-26.4	41.5	-1.9	-24.5	1.0	3.3	3.8	106
	50代	8.9	29.6	33.3	47.6	24.8	-27.4	-7.9	28.0	8.8	-13.6	-34.9	2.0	4.0	126
	60代前半(外数)	20.8	45.6	44.8	46.2	7.7	-6.7	24.3	35.2	42.9	5.8	-37.9	23.6	27.9	105
女性	計	13.4	32.7	17.6	36.7	2.3	-10.0	6.0	47.2	43.3	-16.0	-26.0	11.4	15.8	303
	20代	10.8	30.1	18.1	32.5	10.8	-10.8	-8.4	34.9	30.1	-10.8	-18.1	5.5	8.3	84
	30代	14.9	17.1	11.4	31.4	17.1	-2.9	15.9	47.8	51.4	-11.4	-28.6	9.0	17.1	70
	40代	9.6	28.8	12.3	27.8	-9.6	-5.6	4.1	42.5	50.7	-31.5	-23.3	10.6	14.6	74
	50代	18.4	54.1	28.0	54.7	-9.3	-20.0	14.7	64.9	43.2	-10.8	-35.1	20.7	24.0	75
	60代前半(外数)	5.6	36.4	20.0	37.8	-31.8	-24.4	0.0	28.9	33.3	-6.7	-37.8	20.0	26.1	46
就業形態別	正社員計	14.1	31.1	38.3	56.1	35.3	-14.4	-18.6	42.9	1.3	-30.6	-0.6	7.2	13.1	546
	非正社員計	13.0	33.3	7.7	28.2	-16.2	-4.7	19.7	55.2	54.5	-3.9	-43.3	10.0	9.3	235

（注）1. 第11回勤労者短観（2006年4月）。雇用者（20～59歳および60代前半）について、無回答を除いて集計。60代前半は合計、男性計、女性計、就業形態別の外数。
2. 「仕事についての評価」：＜当てはまる＞＝「当てはまる」＋「どちらかというと当てはまる」
＜当てはまらない＞＝「どちらかというと当てはまらない」＋「当てはまらない」
3. 「満足度」指数の計算方法＝{「かなり満足」×1＋「やや満足」×0.5＋「やや不満」×（－0.5）＋「かなり不満」×（－1）}÷（回答数－無回答）×100

《調査の実施概要》

１．調査目的

本調査は、勤労者のアンケート調査により日本の景気動向や仕事と暮らしについての勤労者の認識を定期的に把握するとともに、その改善に向けた政策的諸課題を検討する基礎的資料を得ることを目的としている。2001年4月に第1回調査を開始して、以降毎年4月と10月に定期的に調査を実施している。

２．調査の対象

首都圏および関西圏に居住する20代～50代および60代前半層の民間企業に勤める雇用者

※本文の記述および図表は基本的に「20代～50代」の集計結果を用いている。

３．サンプル数および抽出方法

首都圏（京浜葉都市圏）と関西圏（京阪神都市圏）の民間雇用者の人口規模を考慮して、両圏内の総サンプル数の比率を2：1とし、「平成14年就業構造基本調査」の首都圏および関西圏における雇用者の性別・年齢階層・雇用形態別の分布を考慮したうえでサンプル割付基準を作成した。この割付基準に基づいて(株)インテージのモニター（全国約22万人）の中から、20代～50代については首都圏、関西圏に居住する900名、60代前半層については首都圏、関西圏に居住する200名を抽出した。

なお、20代～50代900人に対する60代前半層の人数は、「平成14年就業構造基本調査」によると50人強となるが、60代前半層における十分なサンプル数を確保するため便宜上200人とした。こうした扱いを行ったことから、平均値を求める際には、20代～50代と60代前半層とを別個に集計している。

４．実施期間・回収状況

	20代～50代（配布数900）	60代前半（配布数200）
第10回調査（2005年10月7日～17日）	有効回答数762名（84.7%）	有効回答数158名（79.0%）
第11回調査（2006年3月31日～4月10日）	有効回答数781名（86.8%）	有効回答数151名（75.5%）

第3章　国際経済の動向

第Ⅰ部　第３章のポイント

第１節　日本の貿易収支の動向

○ 2005年度においては初めて、所得収支の黒字が貿易収支黒字を上回った。

○ 低水準の円実質実効為替レートの効果により今後も輸出は堅調に推移すると考えられるが、日本の輸出の2割強を占める米国経済が減速傾向にあり、注視が必要である。

○ 世界的な経常収支不均衡の持続可能性は、依然世界経済にとって懸念材料である。

○ 欧州経済は緩やかに景気回復している。インフレに対する警戒感から、政策金利は、2005年後半から引き上げられている。

第2節　米国経済の状況

○ アメリカでは、景気の減速傾向がみられる。

○ これまで、景気の過熱を抑えるために金融引締めが行われてきた。数次の金利引上げは、諸外国からの資金流入の要因ともなっている。

○ 持続可能性が懸念され続けるなか、経常収支赤字幅は増加の一途をたどっている。政府部門の赤字は、削減が進んでいる。

第3節　中国経済の状況

○ 中国は、高い成長を維持している。経済成長の内訳は、投資・輸出主導となっている。投資抑制効果を期待して、貸出金利が引き上げられている。景気過熱が懸念される状況にあるが、物価は低位で安定している。

○ 中国においては、高い経済成長の裏で大量失業問題と地域間での所得格差の問題がある。

第4節　原油価格・第一次産品価格の動向

○ 原油価格は、2006年に入ってから再び上昇している。原油以外の一次産品価格も、2005年秋以降上昇傾向にある。

○ 原油価格が日本経済に与える影響は過去に比べて低下していると考えられるが、今後の動向に注意が必要である。

○ 原油価格やその他一次産品価格の上昇分について、中小企業を中心に原材料価格上昇を売上価格に転嫁できないなど、企業収益への影響が懸念される。また、原油価格のガソリン価格への転嫁が進むと、家計への影響が出てくる。

第１節　日本の貿易収支の動向

所得収支が貿易収支を上回る

わが国の経常収支をみますと、2005年度においては初めて、所得収支の黒字が貿易収支を上回ることになりました（図表Ⅰ-3-1）。原油価格が高水準で推移していることから、原油輸入量でみれば大幅な増加はみられないものの輸入額が増加しました（図表Ⅰ-3-2）。2005年度の輸出額は2004年度を上回ったのですが、輸入額が増加した結果、貿易収支が縮小したのです。一方、所得収支は、日本企業の海外進出の拡大を背景とした直接投資収益、および海外の金融資産等から得られる証券投資収益の黒字幅の拡大により今後も増加傾向にあると考えられます。

図表Ⅰ-3-1　経常収支の推移と内訳

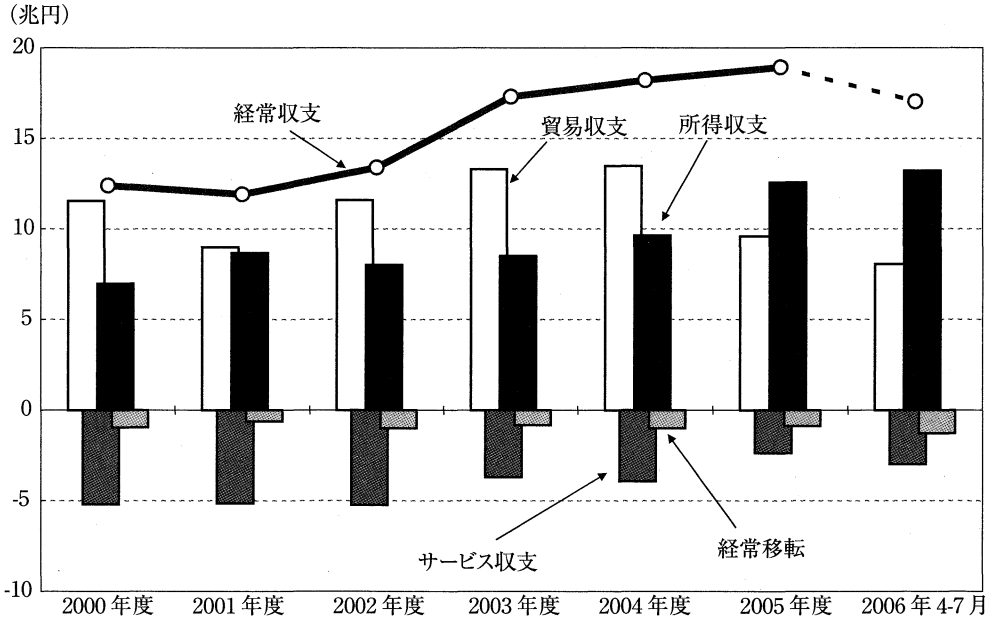

（注）2006年4-7月分は季節調整値を３倍したもの。
資料出所：財務省「国際収支統計」

図表Ⅰ-3-2　原油輸入量の推移

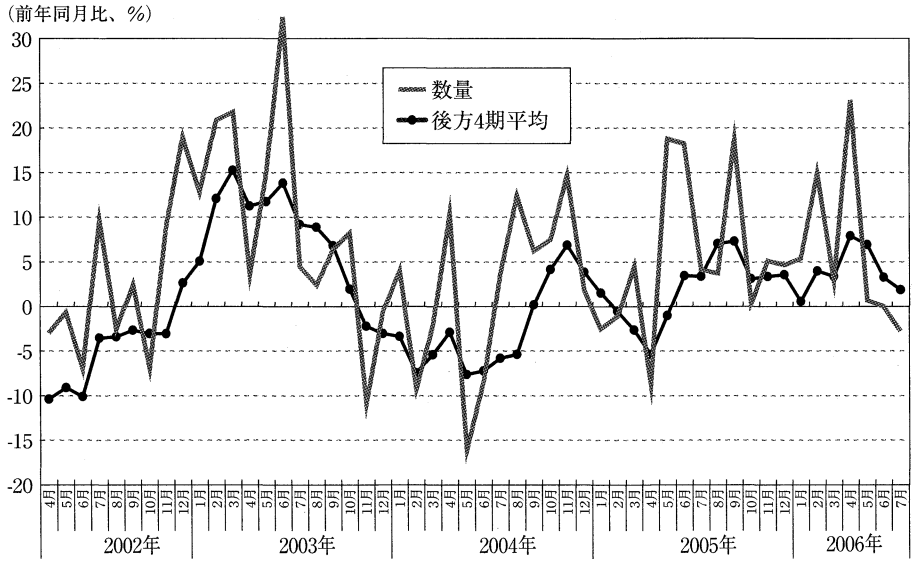

資料出所：財務省「貿易統計」

堅調な輸出

輸出をみますと、輸出額、数量ともに2005年夏以降2006年初まで急増しました（図表Ⅰ-3-3）。これは、為替レートの大幅な減価（円安）によるものと考えられます。円の輸出先諸国との実質為替レートを日本の輸出ウェイトで加重平均した、円の実質実効為替レートをみますと、過去10年で最も安い水準にあり（図表Ⅰ-3-4）、この効果により今後も輸出は堅調に推移すると考えられますが、日本の輸出の2割強を占める米国経済が減速傾向にあることもあり、注視が必要です。

地域別にみると、対米、対中を中心に順調な伸びがみられます（図表Ⅰ-3-5）。東アジア域内では、日本やNIESが付加価値の高い中間財を生産し、中国とASEANがその中間財を輸入して最終財に組み立てるという工程間での分業の進展があります。電機や電子産業においては、高付加価値製品については日本で量産する一方で、汎用的な製品の量産は海外での製造拠点で行われることから、中間財の輸出が増加しています。また、自動車産業においては、国内生産が半分を占めていますが、アジアでの生産は増加しています。自動車販売の地域別需要をみると、中国市場は世界市場の約9%を占めるまでとなっており、現在は米国、日本に次ぐ世界第3位ですが、2006年には日本を抜いて世界第2

図表Ⅰ-3-3　輸出入総額の推移

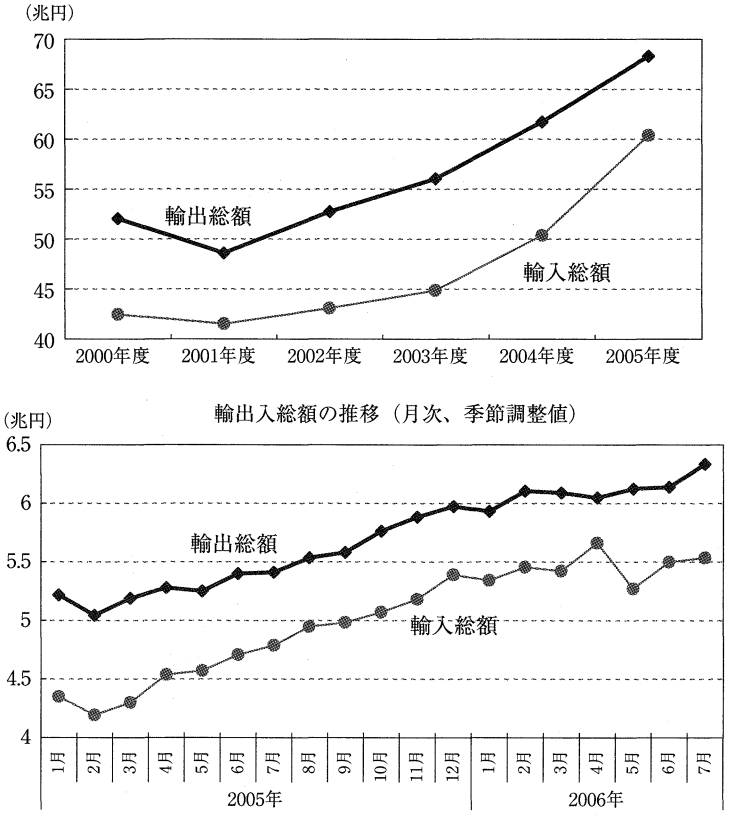

資料出所：財務省「貿易統計」

位の自動車市場に成長する勢いとなっています*12。日系の主要メーカーの中国戦略により、現地生産能力の増強投資が積極化しています。

好調に推移してきた海外経済

輸出の堅調な増加には、好調な海外景気が寄与することはいうまでもありません。この点、IMFの見通し(2006年9月)では、世界のGDP成長率は2005年4.8%のあと、2006年5.1%、2007年4.9%となっていますが、世界経済としての懸念材料には、米国の大幅な経常収支赤字と他の国の経常収支黒字という世界的な経常収支不均衡の持続可能性、また、

*12 日本政策投資銀行「自動車メーカーの中国展開の現状と市場予測」『DBJ Monthly Overview』(2006年7,8月)

図表Ⅰ-3-4　輸出と実質実効為替レートの推移

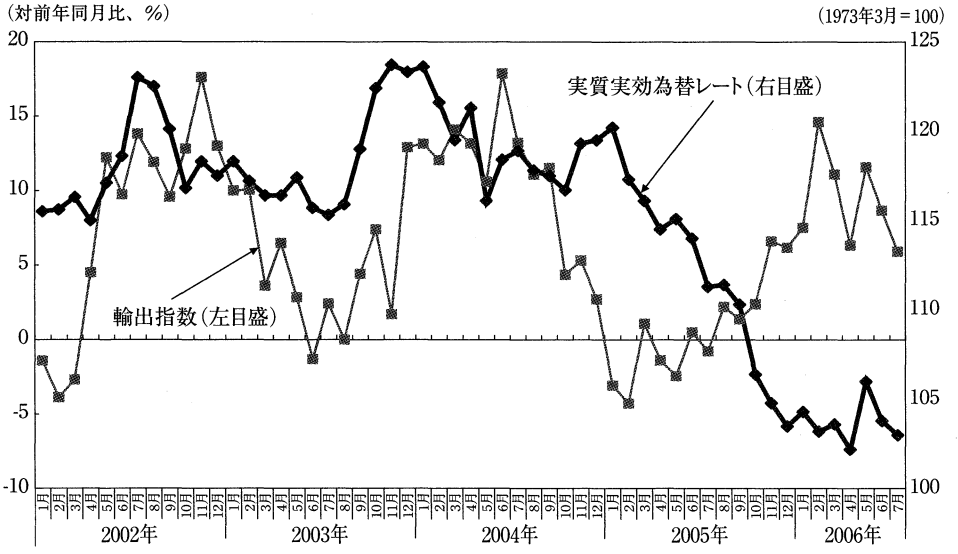

資料出所：財務省「貿易統計」、日本銀行

図表Ⅰ-3-5　地域別輸出入動向

(10億円)

		2004年度	2005年度	(2004－2005)増加率	2006年4－7月期
輸出	総額	61,719	68,296	10.7%	24,453
	対アジア	29,958	32,901	9.8%	11,689
	(うち中国)	8,087	9,339	15.5%	3,493
	(中国の占める割合)	13.1%	13.7%	－	14.3%
	対北米	14,713	16,440	11.7%	5,881
	(うちアメリカ)	13,862	15,413	11.2%	5,491
	(アメリカの占める割合)	22.5%	22.6%	－	22.5%
	対EU	9,482	9,937	4.8%	3,521
	その他	7,566	9,019	19.2%	3,363
輸入	総額	50,386	60,408	19.9%	21,725
	対アジア	22,891	26,480	15.7%	9,375
	(うち中国)	10,633	12,486	17.4%	4,362
	(中国の占める割合)	21.1%	20.7%	－	20.1%
	対北米	7,670	8,425	9.8%	2,969
	(うちアメリカ)	6,746	7,395	9.6%	2,596
	(アメリカの占める割合)	13.4%	12.2%	－	11.9%
	対EU	6,226	6,631	6.5%	2,230
	その他	13,599	18,873	38.8%	7,152

資料出所：財務省「貿易統計」

高騰が続いた原油価格がもたらすインフレの可能性への懸念があります（図表Ⅰ-3-6）。

アジア諸国では中国をはじめとしてNIES、またその他の国々でも景気拡大が続いています。日本からの半導体の輸出額の約8割がアジア向けであり（NIESの占める割合は約5割、中国は16%）、アジア諸国の景気が持続することは、わが国の景気持続に寄与することになります（図表Ⅰ-3-7）。アジア諸国においては、輸出も好調であり、その結果、外貨準備高は高水準となっています。

欧州経済は緩やかに景気回復

欧州経済は緩やかに景気回復しています。ユーロ圏の実質GDP対前年比成長率をみますと、2004年2.1%、2005年1.3%の後、欧州委員会の経済見通し（2006年9月）によれば、2006年には2.5%となっています（図表Ⅰ-3-8、9）。2006年はドイツでサッカーのワールドカップが開催され、ユーロ参加国が順調に試合を勝ち進んだこともあり、消費者マインドは大幅に改善しました。金融面をみますと、ECB（欧州中央銀行）、イギリスイングランド銀行（BOE）はそれぞれ政策金利を引き上げています（後掲図表Ⅰ-3-13参照）。

図表Ⅰ-3-6　経常収支バランス（世界経済に占める割合）

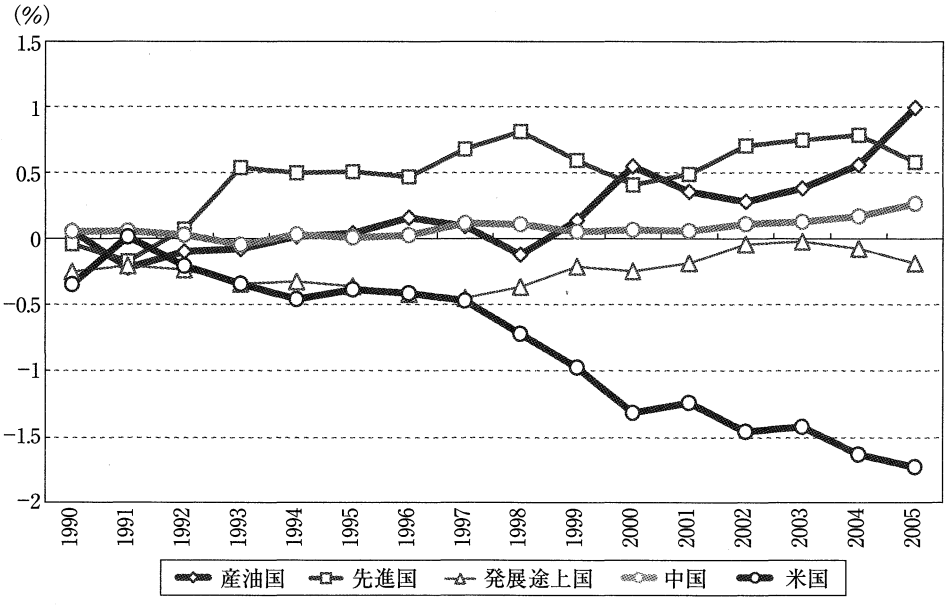

資料出所：IMF“World Economic Outlook”2006、2.1図

図表Ⅰ-3-7　日本の半導体輸出額の推移

（対前年同期比、%）

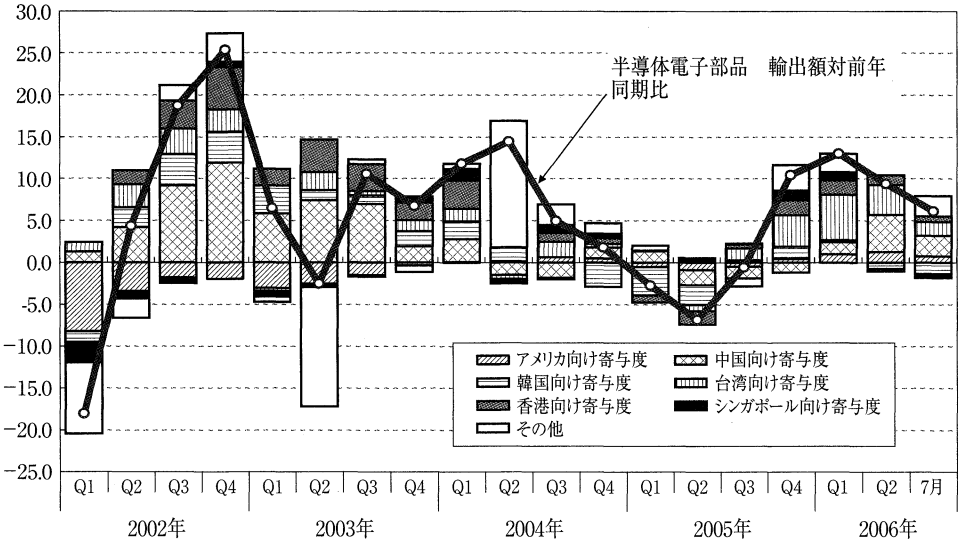

資料出所：財務省「貿易統計」

図表Ⅰ-3-8　欧州経済の動向（実質GDP成長率）

（対前期比年率、%）

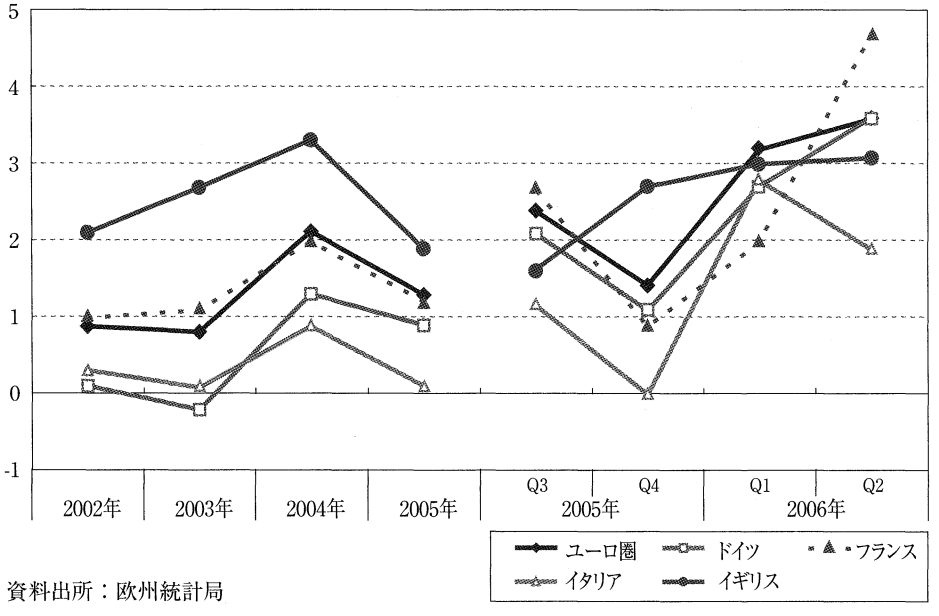

資料出所：欧州統計局

図表Ⅰ-3-9　欧州の物価の動向（消費者物価指数）

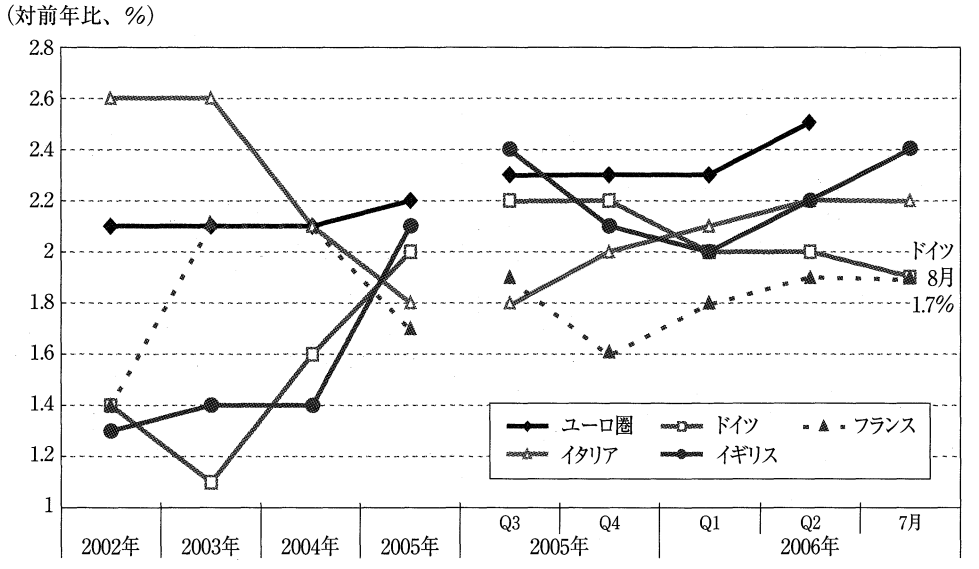

資料出所：欧州統計局、内閣府「海外経済データ」

第2節　米国経済の状況

減速がみられる米国経済

アメリカでは2006年第1四半期には年率換算で前期比5.6%の増加となるなど好調でしたが、第2四半期は前期比年率で2.9%（2次速報値）となり、また、雇用者の増加幅が縮小しつつあるなど、景気の減速傾向がみられるようになりました（図表Ⅰ-3-10、11）。住宅価格上昇率がこのところ鈍化していることから、住宅要因による消費押し上げ効果が剥離しているとみられます。一方、物価の動向をみますと、変動の大きい食料とエネルギーとを除いて算出される消費者物価指数（コア物価）は2006年3月以降上昇率が上がっており、インフレ圧力となっているとみられます（図表Ⅰ-3-12）。

これまで、景気の過熱を抑えるためにフェデラルファンドレート引上げという金融引き締めが行われてきました。2005年に引き続き2006年に入ってからも、フェデラルファンドレートは引き上げられ、6月時点で5.25%となりました。米国経済に減速傾向がみら

図表Ⅰ-3-10　米国GDP成長率の推移

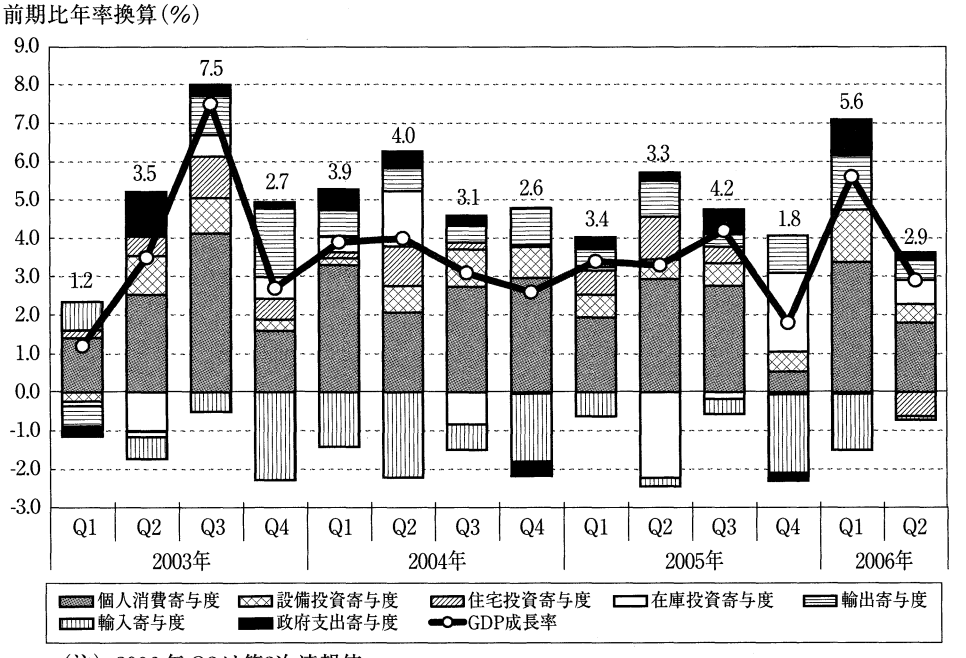

(注) 2006年Q2は第2次速報値
資料出所：米国商務省

図表Ⅰ-3-11　米国の雇用者数、失業率の推移

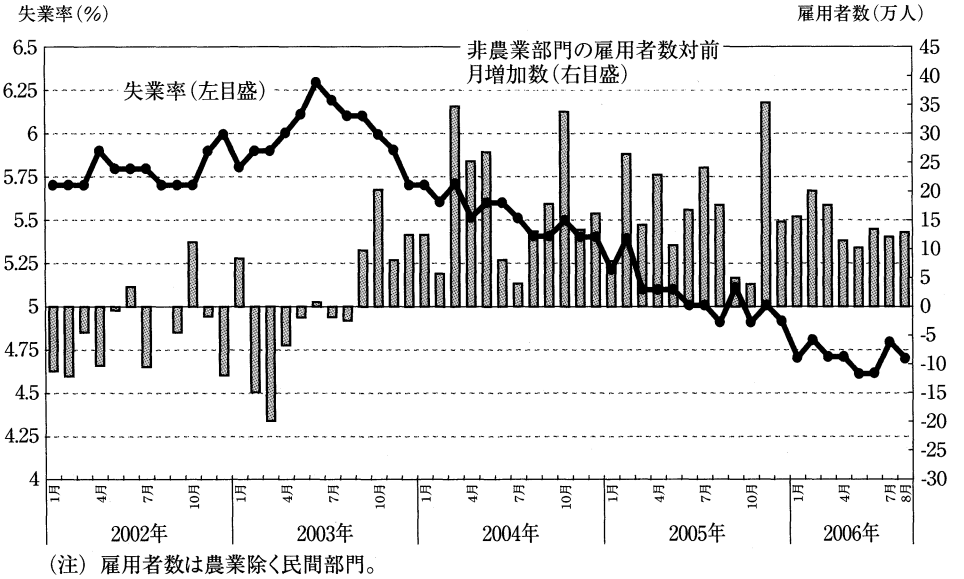

(注) 雇用者数は農業除く民間部門。
資料出所：米国労働省

図表Ⅰ-3-12　米国の消費者物価指数

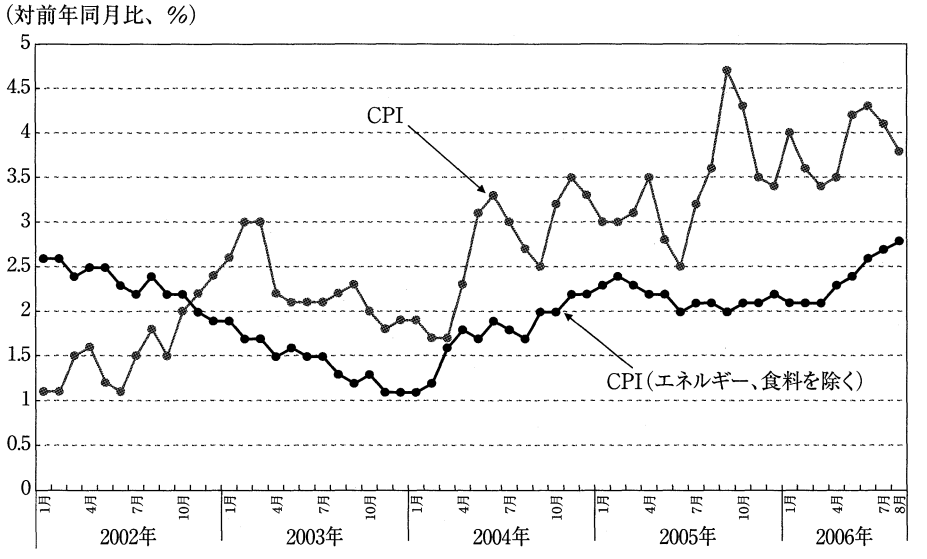

資料出所：米国商務省

れることもあって、8月および9月に開催された連邦準備制度理事会（FRB）のFOMC（連邦公開市場委員会）では、フェデラルファンドレートの引上げは見送られました。

これまでの数次の引上げを受けて、現在アメリカの金利は高くなっており、諸外国からの資金流入の要因ともなっています。7月に日本が利上げを行いましたが、金利差は当面解消されないと考えられます。なお、ヨーロッパにおいても、ECB（欧州中央銀行）は2006年に入ってからは、3月、6月に引き続き、原油高の間接的な影響やドイツなど財政赤字国における間接税引上げがインフレにつながるおそれが高いこと、また、過剰流動性が長期的にインフレをもたらす懸念がある、として、8月にも政策金利を引き上げ3.00%としました（図表Ⅰ-3-13）。イギリスイングランド銀行（BOE）も、政策金利を2年ぶりに引き上げました。

図表Ⅰ-3-13　米国と日本の長短金利および欧州政策金利の推移

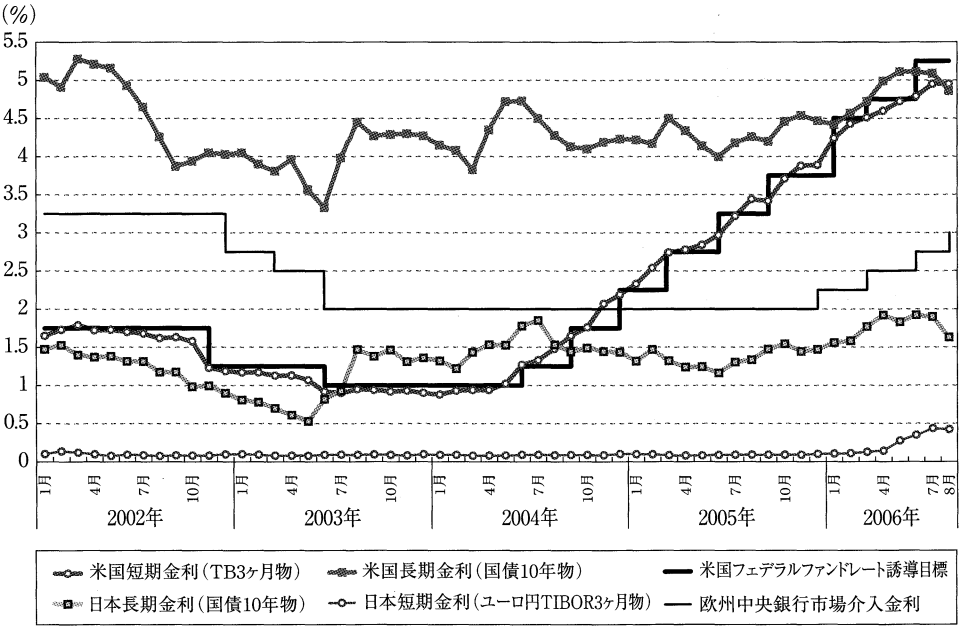

資料出所：米国連邦準備制度、日本銀行、全国銀行協会、欧州中央銀行

拡大傾向が続く経常収支赤字

経常収支赤字は引き続き拡大しています。1991年にいったん赤字幅はほぼゼロになったのですが、それ以降、持続可能性が懸念されつづけるなかで、経常収支赤字幅は増加の一途をたどっています。貿易収支の赤字額も依然拡大しており、2005年には7,827億ドル、2006年に入ってからも1～6月の累積額は4,186億ドルとなり、対前年同期比で13%増となっています。

米国の巨額の経常収支赤字は、マクロ的にみれば、米国内における貯蓄不足に起因しています。ISバランスをみますと、政府部門の赤字と家計部門の赤字が二大要因です。

民間家計部門をみますと、低下傾向にあった家計貯蓄率は、2005年とうとうマイナスになりました。所得がプラス方向で伸びているにもかかわらず、消費がそれを上回る伸びとなったためです。所得以上の消費を可能としてきたものは、近年の低金利を利用した借入増でした。住宅を担保としたローンを利用している家計が、住宅価格上昇による担保余裕分でローンの借り増しを行って多くの現金を手にしています。ただし、このところ住宅価格も頭打ちとなっており、個人消費の増加傾向も止まりつつあります。

政府部門の赤字については、削減が進んでいます。多額のイラク戦費もあって2004年に過去最高の4,128億ドル（対GDP比6%）に達した財政赤字については、2009年度までに半減させる目標を立てていました。好調な景気の下、法人税や所得税収が予想を大きく上回り、税収が高い伸びを示した結果、予定より1年早い2008年度（2007年10月から2008年9月）には財政赤字が半減するとの見通しを立てています。

赤字を出し続けることができるのは、米国経済の潜在的成長に対する諸外国の期待が高く、また、安全資産としてアメリカの金融投資への依存が高いことから、諸外国からのアメリカへの資金が流入し続けているからです。経常収支赤字の持続可能性について、ドル暴落を引き起こすのではないかとの懸念がある一方で、現在の高金利を背景に、ドル高基調に変化はないとの見方もあります。

第3節　中国経済の状況

高成長を続ける中国経済

中国では、2003年10.0%、2004年10.1%、2005年10.2%の実質成長を遂げたあと2006年に入ってからも高い成長を維持しています。2006年1～3月期は前年同期比10.3%の後、4～6月の実質GDP成長率は前年同期比11.3%となり、経済成長がさらに加速しています。内訳をみますと、投資・輸出主導となっています。投資抑制効果を期待して、2006年4月に貸出金利（1年物法定貸出金利）が年5.58%から5.85%に引き上げられ、さらに8月にも引き上げられ、6.27%となりましたが、銀行貸出の伸びはさらに高まっており、マネーサプライも高い伸びが続いています。景気過熱が懸念される状況にありますが、物価は低位で安定しています。個人消費も拡大しています（図表Ⅰ-3-14、15、16）。

中国は、2005 年7月に人民元を米ドルに対し約2%切り上げ、それまで事実上対ドル固定相場だった為替レートから、ドルや円、ユーロなどで構成する通貨バスケットを参考とした管理変動相場制に移行しました。日々の変動は鈍いものとなっていますが、徐々に切り上げられてきています。切上げの幅が小さいのは、輸出企業の競争力を維持したいとの中国政府の思惑があるからとみられます。中国の貿易黒字は引き続き拡大が続いており、元高への圧力は強まっています（図表Ⅰ-3-17、18）。

図表Ⅰ-3-14　中国の経済成長率と消費者物価指数の動向

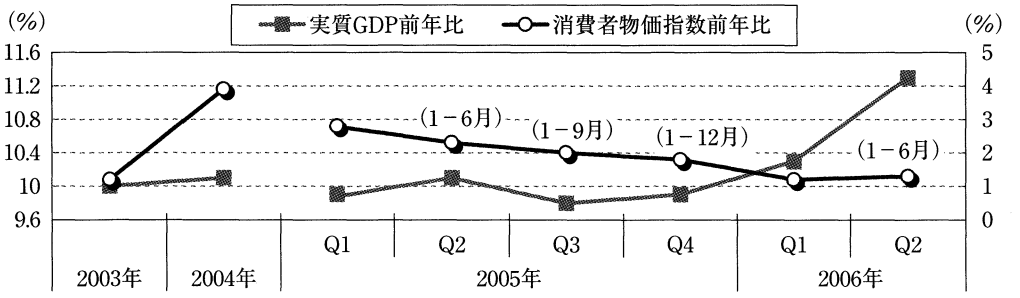

資料出所：中国国家統計局、内閣府「海外経済データ」

図表Ⅰ-3-15　中国の失業率と賃金の動向

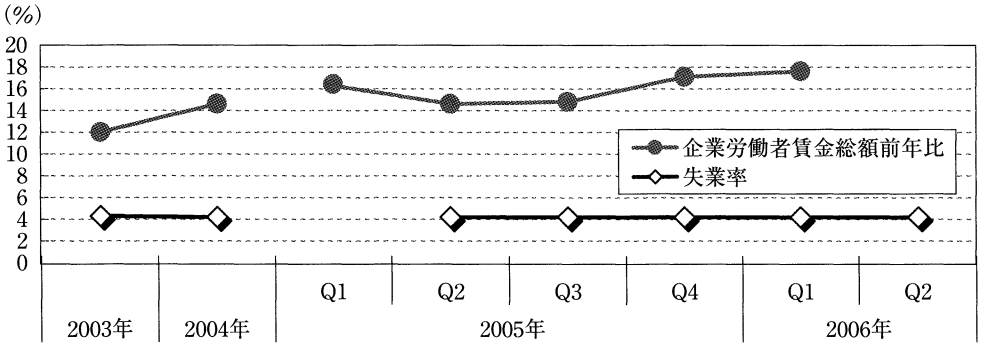

資料出所：中国国家統計局、内閣府「海外経済データ」

図表Ⅰ-3-16　中国における投資と消費の動向

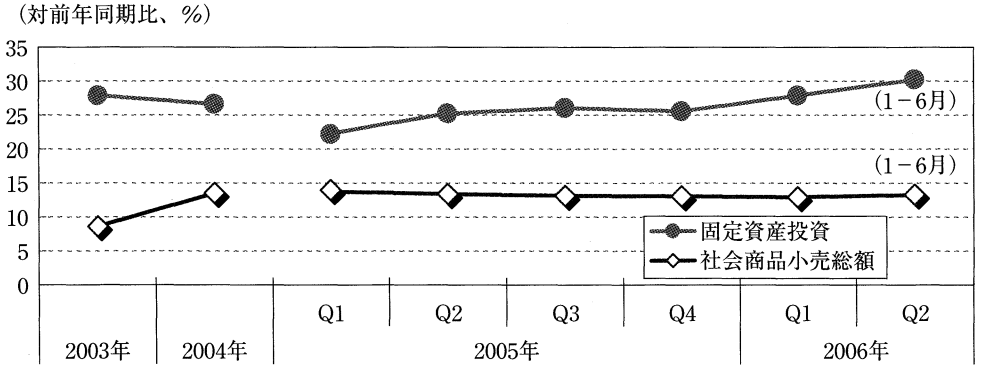

資料出所：中国国家統計局、内閣府「海外経済データ」

図表Ⅰ-3-17　人民元の対ドルレートの推移（週次データ）

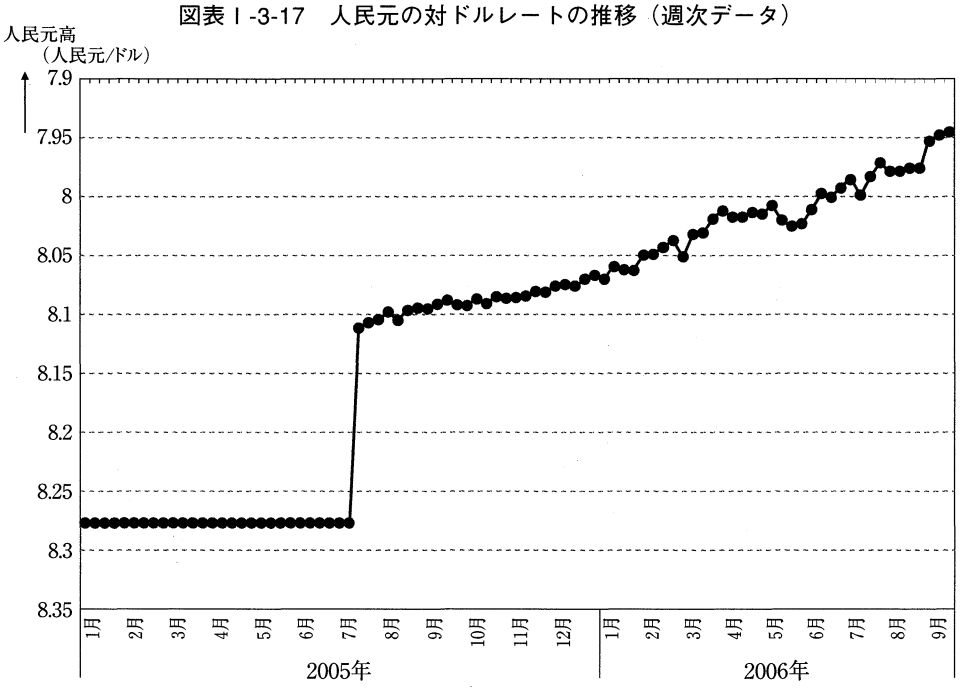

資料出所：日経 NEEDS-Financial Quest

図表Ⅰ-3-18　中国の貿易収支と外貨準備高の推移

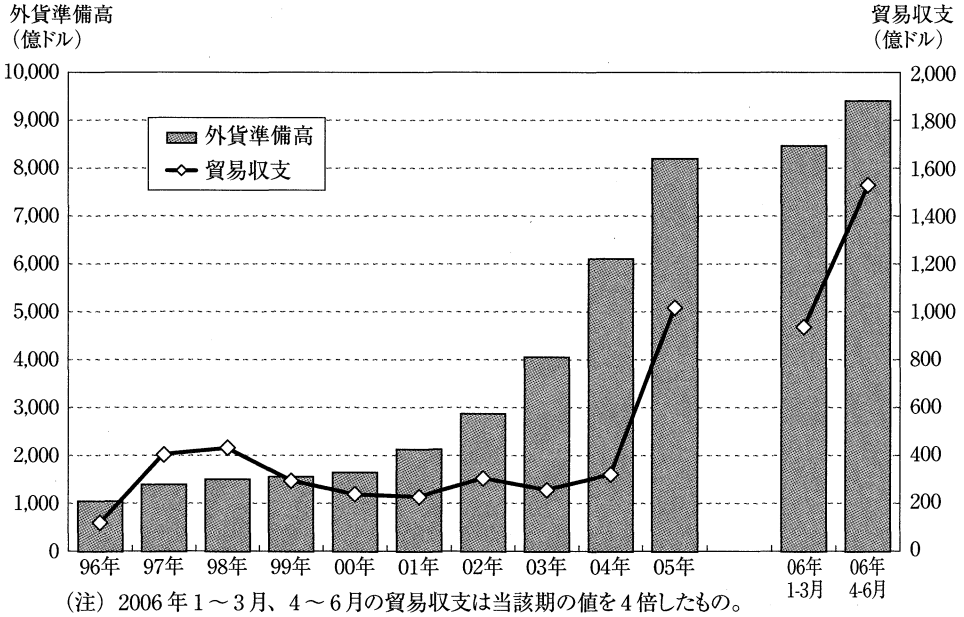

（注）2006年１～３月、４～６月の貿易収支は当該期の値を４倍したもの。
資料出所：内閣府「海外経済データ」

大量失業問題と地域間の所得格差

中国においては、高い経済成長の裏で、大量失業問題と地域間での所得格差問題があります*13。統計上の失業率は、2003年4.3%、2004年4.2%、2005年4.2%であり、2006年1～3月期の失業率も4.2%となっていますが、一時帰休者を含めると、6～7%の失業率となります。

過去においては、都市部に大量に人が余ってしまった1961年～1963年、農村に送り込んだ都市部の若者層が都市部に戻ってきてしまい大量失業となった1978年～1979年に大量失業がみられました。その後、1990年代になると、国営企業以外にも多くの新興企業

図表Ⅰ-3-19　中国都市部の失業者数と失業率

年	登録失業者数（万人）	登録失業率（%）	一時帰休者（万人）	一時帰休者を加えた失業率（%）	失業者数（調査数）（万人）
1978	530.0	5.3			
1979	567.6	5.4			
1980	541.5	4.9			
1981	439.5	3.8			
1982	379.4	3.2			
1983	271.4	2.3			
1984	235.7	1.9			
1985	238.5	1.8			
1986	264.4	2.0			
1987	276.6	2.0			
1988	296.2	2.0			
1989	377.9	2.6			
1990	383.2	2.5			
1991	352.2	2.3			
1992	363.9	2.3			
1993	420.1	2.6	150	3.53	
1994	476.4	2.8	180	3.86	
1995	519.6	2.9	282	4.47	790
1996	553.0	3.0	534	5.90	815
1997	570.0	3.1	995	8.51	980
1998	571.0	3.1	877	7.86	
1999	575.0	3.1	937	8.15	
2000	595.0	3.1	911	7.85	
2001	681.0	3.6	742	7.52	
2002	770.0	4.0	613	7.21	
2003	800.0	4.3	421	6.56	
2004	827.0	4.2	272	5.58	

資料出所：丸川知雄「中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題」『連合総研レポートDIO』No.207、2006年7・8月号より転載
国家統計局（各年版）、国家統計局人口和社会科技統計司・労働和社会保障部規画財務司編（各年）より

*13 丸川知雄「中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題」『連合総研レポート DIO』No.207（2006年7・8月号）

図表Ⅰ-3-20　失業率の高い都市

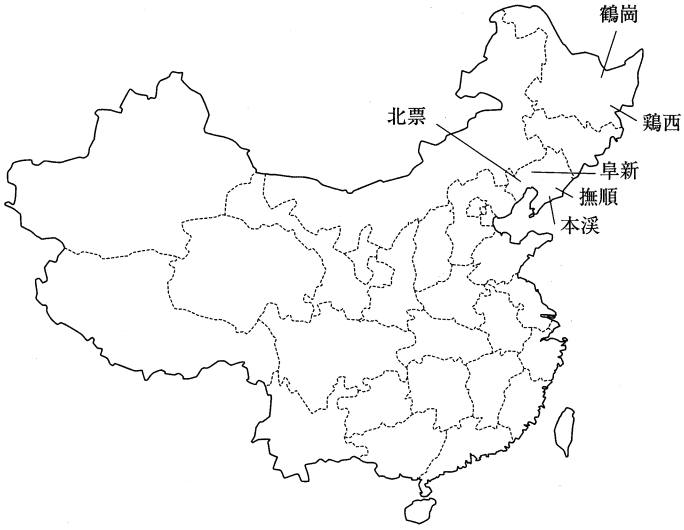

資料出所：丸川知雄「中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題」
『連合総研レポートDIO』No.207、2006年7・8月号より転載

が現れ、また国営企業の数も増え、互いに競争するようになりました。外資系企業に比べて生産性が相対的に低い国営企業では「潜在失業」を抱え込んでいましたが、1995年ごろから、国営企業が経営改善のために人員削減を行うようになり、「企業内部で無理に仕事に就けずにとりあえず家に帰らせる」といういわゆる自宅待機が増えました。1999年～2000年にかけては、事実上の解雇である「一時帰休者」*14の数が失業者として登録されている者の数を上回りました。その後、一時帰休者の数は減少していますが、一時帰休者を加えた失業率は6%となっています（図表Ⅰ-3-19）。

また、中国では、地域間の所得格差が拡大しています。特に、東北部における資源枯渇型都市（炭鉱町等で炭資源が枯渇した都市）では、労働者が仕事を失ってしまうという問題をかかえています。失業率の高い地域をみると、上位を占めるのは産炭地が多く、国有炭鉱1社に依存する企業城下町となっています（図表Ⅰ-3-20）。当該企業の経営が悪化し、人員が削減されると同時に、炭鉱の周りの学校や食堂等関連部門にも多くの余剰労働力が滞留してしまっています。失業がもたらす貧困問題も深刻なものとなっています。

＊14 一時帰休者とは登録失業とは別のカテゴリーで、国営企業や公営企業から解雇された人だけが含まれます。

第4節　原油価格・第一次産品価格の動向

上昇傾向が続く原油価格・一次産品価格

原油価格は、2005年秋にかけて上昇し、年末にかけてやや下落し、その後落ち着いていたものの、2006年に入ってから再び上昇しています。原油価格をWTI先物価格でみますと、1～3月期平均は1バレルあたり63.5ドルでしたが、4～6月期には70.7ドルとなりました（図表Ⅰ-3-21）。この背景としては、中国や米国等による旺盛な需要見通し、米国におけるガソリン需要に加え、イラクでの核開発問題、ナイジェリアでの政情不安に対する懸念があります。さらに、イスラエルのレバノンヒズボラ攻撃など、中東情勢の一層の不安定化に対する懸念がありました。また、投機資金の流入もあったとみられています。日本の輸入原油価格に影響が大きいドバイスポット価格も大幅に上昇しました。

原油等一次産品の価格の上昇は、輸入物価には影響を及ぼしているものの、第一次オイルショック時に比べて、GDPに占める原油輸入額の割合が低下していますし、省エネ

図表Ⅰ-3-21　原油価格の推移

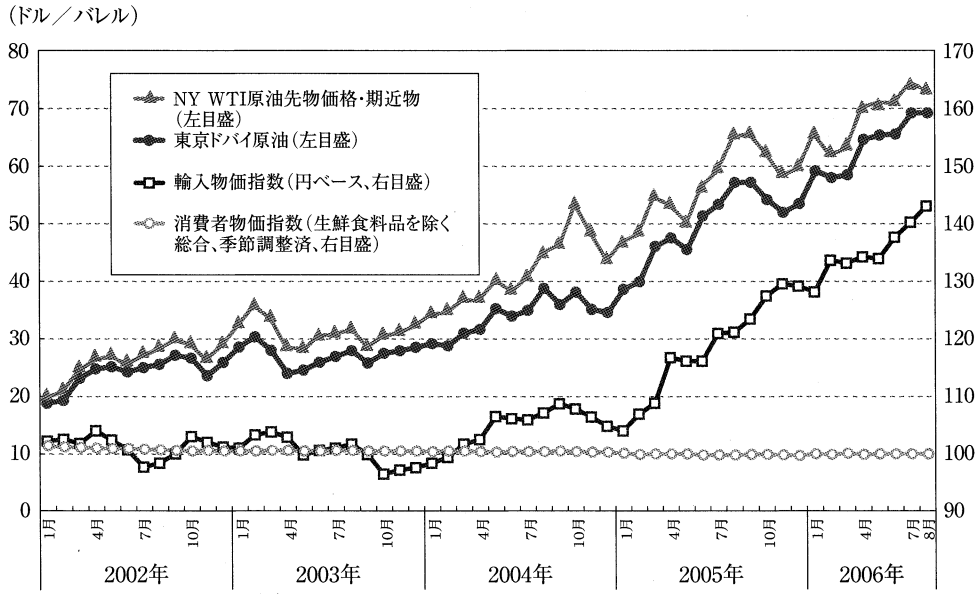

資料出所：日経NEEDS-Financial Quest、日本銀行、総務省

が進み、実質GDP一単位の生産に必要なエネルギー量は約3分の2に低下しています。また、一次エネルギーに占める石油の割合は、1973年の約8割から2004年には約5割に低下しているなど原油依存度の低下もあって、輸入物価の上昇が国内の消費者物価に与える影響はかなり小さくなっています。これらのことから、原油価格が日本経済に与える影響は低下していると考えられますが、今後の動向に注意が必要なのはいうまでもありません。これまでの原油価格の上昇は世界経済の好調を背景とした価格上昇でもあったことから、企業にとっては売上増により価格上昇を吸収できる状況にありましたが、今後、米国経済の減速が明らかになってくると、コスト吸収が困難になってくる可能性があります。

原油以外の一次産品価格も、2005年秋以降上昇傾向にあります。重油を指数として含んでいない、日経商品指数の「17種平均」をみても、鋼材や非鉄金属の高騰を反映して、上昇傾向にあります（図表Ｉ-3-22）。

図表Ｉ-3-22　商品価格の推移

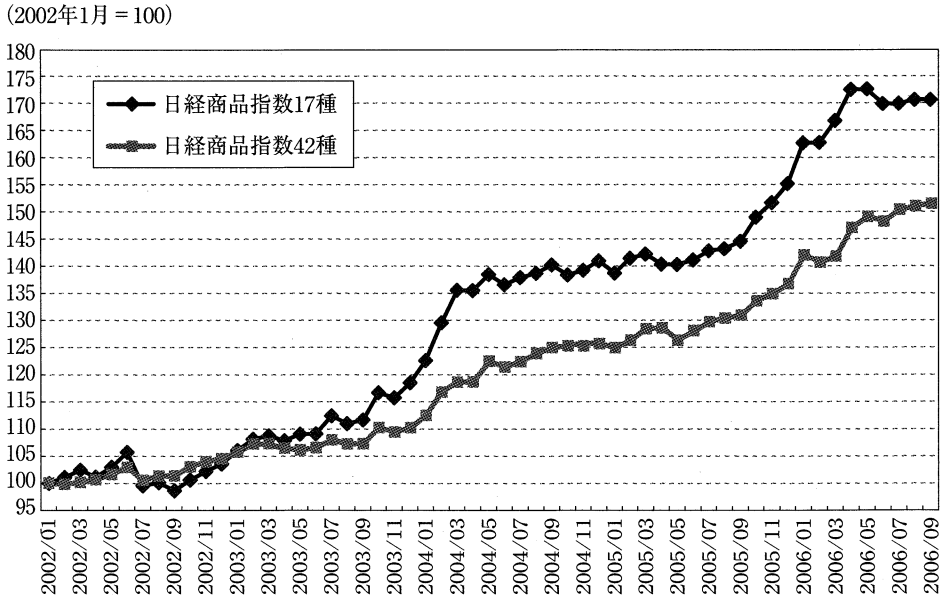

(注) 月間終値。
資料出所：日経NEEDS-Financial Quest

懸念される企業収益への影響

これら原油価格やその他一次産品価格の上昇分について、中小企業を中心に、原材料価格上昇を売上価格に転嫁できないなど、企業収益への影響が懸念されます。原油価格についてみると、経済産業省の調査によれば、原油価格上昇の収益への影響について、大企業では、「やや圧迫」と回答する企業が2月調査では約2割だったのが、4月調査では約4割に増加していました。価格転嫁については、価格転嫁が「できている」または「ある程度できている」と回答する企業は約3割（2月調査）から約4割（4月）に増加しました。一方、中小企業は「収益をやや圧迫」「収益を大きく圧迫」と回答した企業の割合は7割を超えています。

また、高水準で推移している原油価格の転嫁により、家計への影響も懸念されます。店頭のガソリン価格も上昇しました（図表Ⅰ-3-23）。石油情報センターの調査では、ガソリンスタンド店頭でのガソリン価格は、2005年後半から2006年春までは130円前後で推移していましたが、8月からは140円台になりました。

図表Ⅰ-3-23　店頭でのガソリン価格の推移

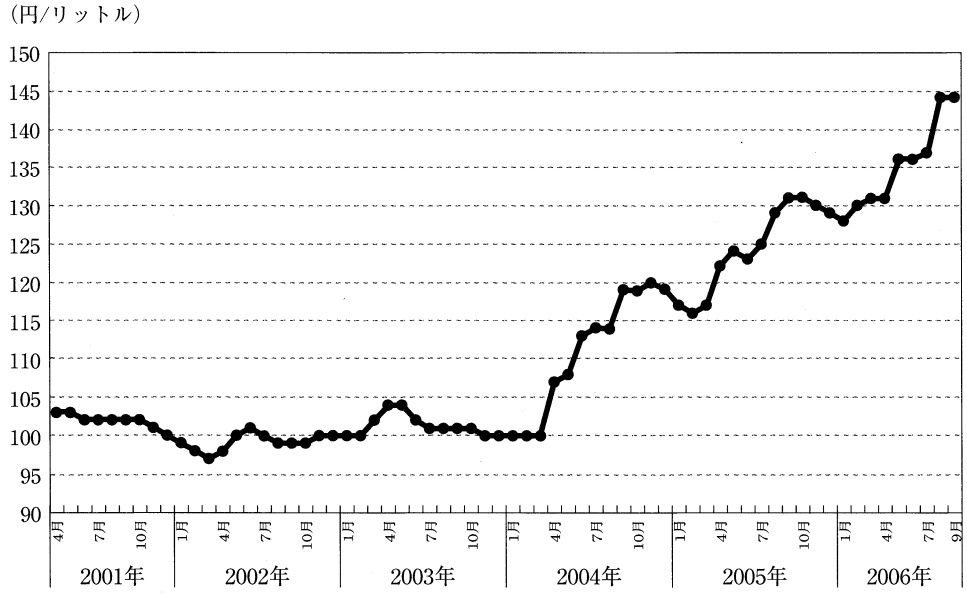

(注) 毎月10日現在のレギュラーガソリン価格（9月は11日）。2004年4月以降の価格は消費税込み。
2004年3月以前の価格には消費税相当額が含まれていない。
資料出所：石油情報センター

第4章　安定的な成長への課題

第Ⅰ部　第４章のポイント

○ 景気動向指数CI指数でみても、景気回復局面はしばらく続くものと見込まれる。
○ 今後のリスク要因としては、米国経済の一層の減速があげられる。また、企業収益の圧迫要因となる素原材料価格の高止まりも懸念材料である。
○ 好調な輸出の背景にあった為替レートの水準が急に円高へと進むようなことがあれば、輸出採算の悪化が考えられよう。
○ 経済成長に見合った分配を正規雇用者、非正規雇用者問わず適切に行うべきである。
○ 所得格差、また、賃金格差が改善され、勤労者全体での所得水準の向上が図られていくことにより、潜在的需要が喚起されて、今後の消費の伸びにつながることが期待される。
○ 内需中心の持続的な安定成長のためにも、本格的かつ持続的な消費拡大に向け、勤労者にとっての雇用の安定性への不安の解消、将来に対する安心感の保障、勤労者すべての層へ所得としての成果の等しい分配が不可欠である。

長期化する景気回復局面

第1章で示したように、今回の景気回復局面を振り返ると、当初は外需主導であり、その後企業部門の体質改善、収益増加につながったものの、家計部門への波及が遅れ、家計消費の拡大は弱いものでした。しかし、2004年末から2005年にかけて徐々に賃金面も改善し、家計消費も2005年前半には増加基調に入り、設備投資も引き続き好調となっています。物価も下落傾向から脱しています。企業収益は増加傾向にあり、企業の期待成長率も高まっています。設備投資が高い伸びであってもそれが直ちに過剰設備をもたらすことにはならないと考えられます。

雇用環境も改善し、消費マインドも改善してきました。この結果、個人消費も緩やかに増加しています。米国経済については減速傾向にありますが、好調な海外経済を背景に、輸出も堅調に推移しています。

以上の動きを景気変動の大きさやテンポ（量感）を表している景気動向指数CI指数*15でみますと、景気の動きとほぼ同じ動きをする一致指数は、2002年のはじめを底として上昇過程にあり、景気回復局面はしばらく続くものと見込まれます（図表Ⅰ-4-1参照）。

こうしたなか、「勤労者短観」（2006年4月）では、1年後の景気の見通しについても、「良くなる」との回答から「悪くなる」を差し引いた値は2006年4月で18.2となり、半年前の調査よりも大幅に改善しました（前掲図表Ⅰ-2-11参照）。

安定的な成長が続くための課題

今後のリスク要因としてあげなければならないのは、米国経済の一層の減速です。また、企業収益の圧迫要因となる素原材料価格の高止まりも懸念材料です。企業が直面す

図表Ⅰ-4-1　緩やかだが長期にわたる景気回復局面

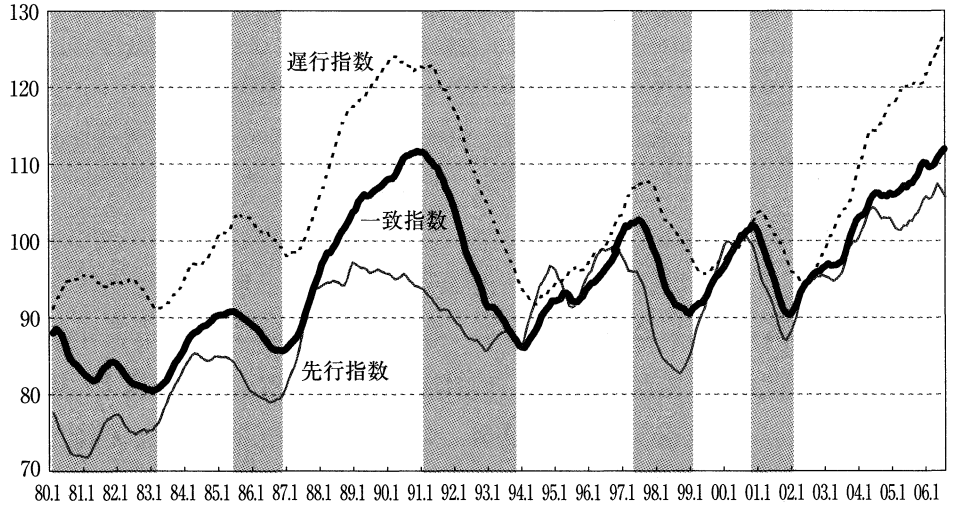

（注）CI指数のそれぞれについてを3ヶ月移動平均をとったもの。
資料出所：内閣府「景気動向指数」

＊15 CIでは、一般に一致指数が上昇しているときが景気の拡張局面、低下しているときは後退局面となります。変化の大きさが景気の拡大または後退のテンポを表すことから、その時々の景気の量感を観察することができます。

る投入コストと産出コストの比である交易条件指数の推移をみますと、輸入品の投入コストが2005年以降急上昇していることを背景に、交易条件指数は悪化しています（図表Ⅰ-4-2）。このほか、好調な輸出の背景にあった為替レートの水準が急に円高へ変化進むようなことがあれば輸出採算の悪化が考えられますが、今回の景気回復局面においては、為替レートは輸出企業の採算レートを大きく割り込むことはなく推移しています（図表Ⅰ-4-3）。

国際政治の面からは、中東情勢など不安材料が多くあります。情報化関連財に対する世界の需要動向にも注意する必要があります。

所得としての成果の分配が不可欠

景気回復の持続を背景として、雇用者数が増加するなど、雇用環境は一時よりも改善していますが、第2章でみたように、役員を除く雇用者に占める非正規比率は今なお高く、3人に1人がパートやアルバイト、派遣労働者や契約社員、嘱託といったいわゆる非正規雇用者となっています。また、「勤労者短観」においてみられるように、向こう1年間において失業の不安を感じている雇用者の割合は低下してきましたが、依然として、5人に1人弱は失業不安を感じています（前掲図表Ⅰ-2-13参照）。

現金給与総額がようやく対前年比でプラスに転じるなど、所得改善がみられるようになっていますが、一方で、物価が上昇しつつあるなか、実質賃金は横ばいにすぎないといえましょう。

第1章でみましたように、労働生産性が今次景気回復局面の初期から上昇傾向にあった一方で実質賃金が頭打ちとなっていた結果、依然として労働分配率は低い水準であり、今後は景気・物価情勢を見極めつつ、さらなる賃金改定や賃金の低い非正規の労働者の待遇改善が不可欠です。企業がバブル期の水準を超えた収益を享受するなか、企業の期待する今後3年間の成長率も1.9%となっています。経済成長に見合った分配を正規雇用者、非正規雇用者問わず適切に行うべきです。

所得格差、また、賃金格差が改善され、勤労者全体での所得水準の向上が図られていくことにより、潜在的需要が喚起されて、今後の消費の伸びにつながることが期待されます。今後、海外経済の減速等により輸出の伸びが緩やかになるとしても、内需中心の

図表Ⅰ-4-2　企業（製造業）が直面する交易条件の推移

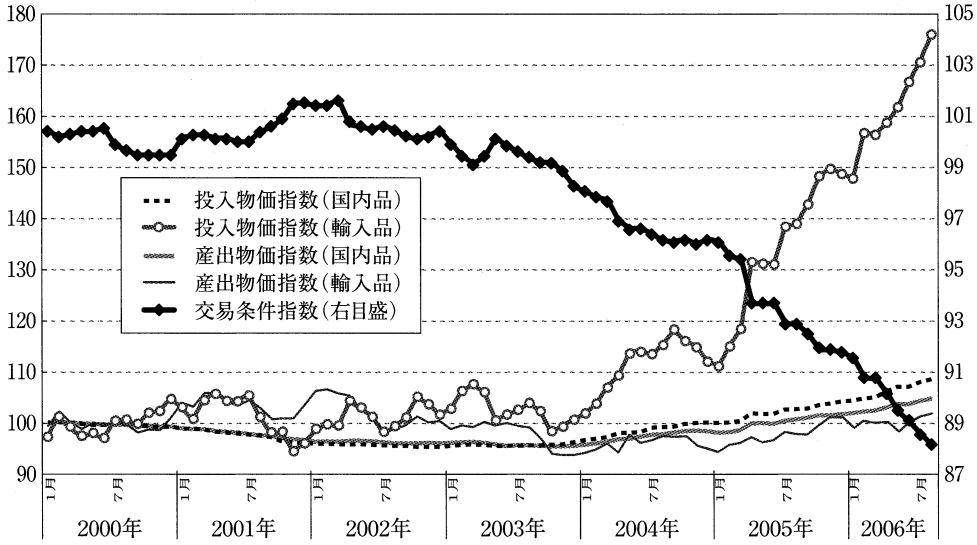

（注）2000年の数値が100。交易条件指数とは産出価格を投入価格で除したもの。
資料出所：日本銀行

図表Ⅰ-4-3　今期景気回復局面における実際の為替レートと輸出企業の採算レート

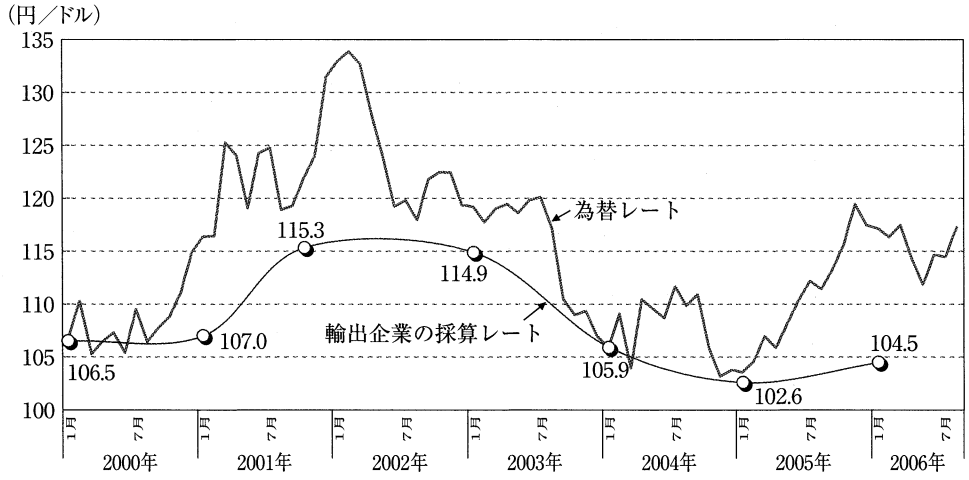

（注）実際のレートは東京市場スポットレートの月末値。
資料出所：日本銀行、内閣府「企業行動アンケート調査」

持続的な安定成長のためにも、本格的かつ持続的な消費拡大に向け、勤労者にとっての雇用の安定性に対する不安を解消し、将来に対する安心感を保障するとともに、勤労者すべての層へ所得として成果を均等に分配していくことが不可欠です。

第Ⅱ部では、所得格差、賃金格差の実態と改善への処方箋を明らかにします。

第 Ⅱ 部
所得格差・賃金格差の現状と課題

第 1 章　拡大がみられる所得格差

第 2 章　経済格差の拡大の現状とその要因

第 3 章　賃金格差の現状とその要因

第 4 章　最低生活費未満の賃金雇用者と格差経済社会の課題

第１章　拡大がみられる所得格差

第Ⅱ部　第１章のポイント

第１節　拡大がみられる所得格差

○この数年で国民の生活全般に対する満足度は低下してきたが、満足度の低下の背景にも格差問題があると考えられる。2006年に入ってから、各種報道機関が行った意識調査においても、格差が拡大したとの見方が多くなっている。

○労働市場をみると、依然として相当数が失業に滞留する傾向がみられる。非正規雇用の増加に代表される雇用の2極化によってもたらされる格差も大きいといえる。

第２節　勤労者の意識

○「個人間の収入の差」について、5年前と比べて拡大したとする割合は全体の6割に上っており、「パート・派遣労働など非正規雇用の増加」が格差拡大の要因としてあげられている。

○「収入の差」は今後、「縮小すべき」との回答が最も多い。「税制を中心とする国の所得再分配政策」については、高所得者層に対する所得税の負担増や低所得者層に対する所得税の負担減に対する支持が高い。また、消費税の持つ逆進性の緩和に対する支持も高い。

第１節　拡大がみられる所得格差

わが国は、戦後長い間、国際的にみても所得格差の小さい国であると考えられてきていましたが、このところ格差が拡大し始めていると考えられます。世間でも「勝ち組」「負け組」と一律的に線を引く風潮がみられます。

この数年で国民の生活全般に対する満足度は低下してきました。内閣府の「国民生活に関する世論調査」での、現在の生活に対する満足度をみますと、1995年に72.7となった後は低下傾向にあり、不満は同年にそれまでの最も低い値である24.6となった後、上昇傾

図表Ⅱ-1-1　現在の生活に対する満足度の推移

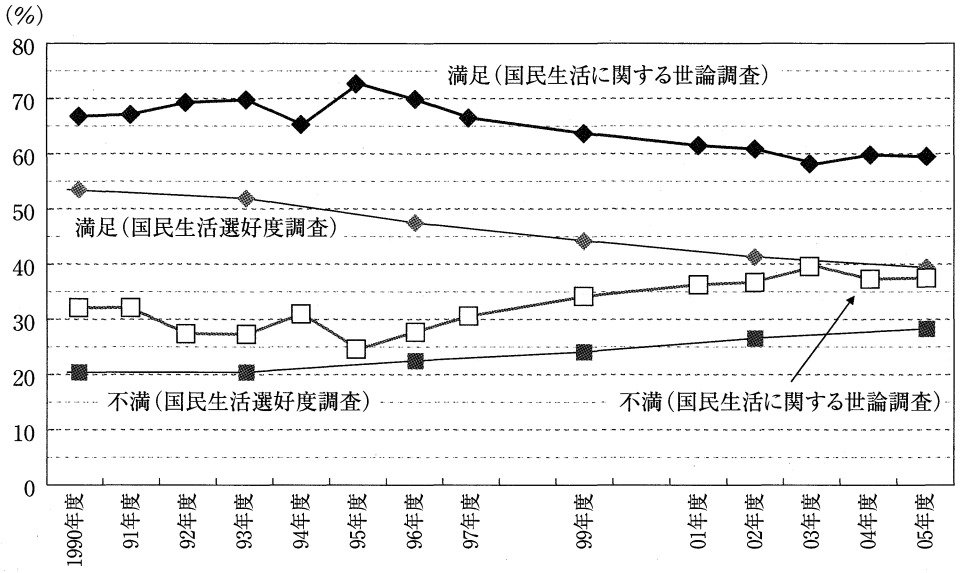

資料出所：内閣府「国民生活に関する世論調査」、「国民生活選好度調査」

向にあります（図表Ⅱ-1-1）。この満足度の低下の背景にも格差問題があると考えられます。2006年に入ってから各種報道機関が行った意識調査においても、格差が拡大したとの見方が多くなっていました。

労働市場をみると、第Ⅰ部第2章で示したように、雇用回復のなかで失業者数が減少傾向にあるなかで、長期失業も減少していますが、依然として相当数が失業に滞留する傾向がみられます。

また、第3章で詳しく分析しますが、非正規雇用の増加に代表される雇用の2極化によってもたらされる格差も大きいといえます。企業間格差も依然として存在していますし、男女間格差については、雇用機会均等法施行から20年が経過し、男女共同参画法などが整備されたにもかかわらず、男女の賃金面での格差は残っています。

さて、昨今の格差に関しては、個人の感覚に起因する論調もなくはないように見受けられます。例えば所得が低くても格差を感じない個人がいることもあるでしょうし、高所得であっても、より高い所得者と比べて格差を感じる個人もいるでしょう。格差を論ずる際には、所得額や資産額などの「事実」に則して議論をする必要があります。

第2章においては、所得格差、資産格差の拡大について、不平等に関する代表的な指標

である「ジニ係数」等を用いて明らかにします。第3章においては、賃金格差に焦点をあて、正社員・非正社員間の賃金格差の現状を分析するとともに、正社員間における賃金格差の現状を分析します。第4章では、賃金の年間収入が最低生活費未満である賃金雇用者層の実態を分析します。

今回の景気回復局面における大きな特徴は、地域間格差が著しいことにあります。雇用に関しても地域間における格差は依然解消されていません。本報告においては分析対象とはしていませんが、地域経済の格差拡大が日本経済にとってより深刻な問題であることはいうまでもありません。

第2節　勤労者の意識

本節では、格差に関する勤労者の意識を整理します。まず、内閣府の「国民生活選好度調査」によりますと、「収入や財産の不平等が少ないこと」が、満たされていない、と考えている人の割合は、年々増加しており、人々の間における不平等感が高まっていることがうかがわれます（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2　国民生活選好度調査にみる不平等感の高まり

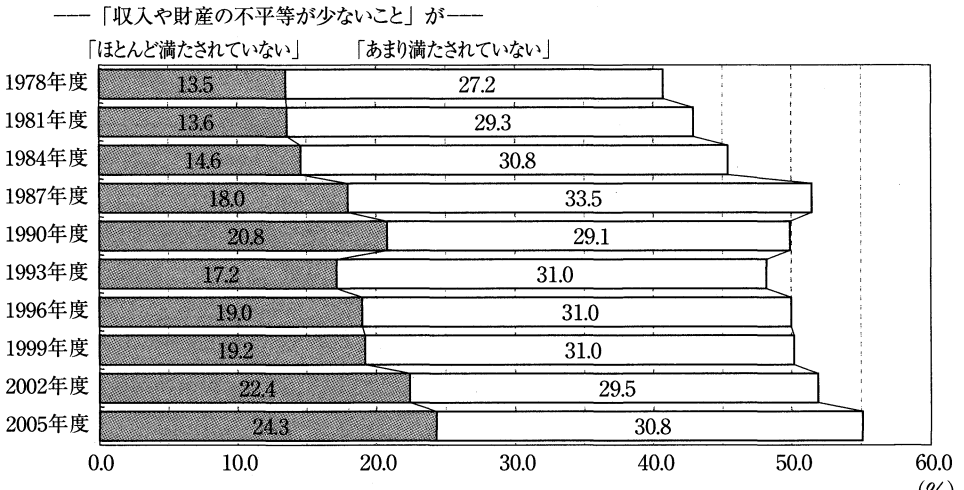

資料出所：経済企画庁・内閣府「国民生活選好度調査」

連合総研が2006年4月に実施したアンケートによりますと、「個人間の収入の差」について、5年前と比べて拡大したとする割合は全体の6割に上っています。個人間の収入の差を拡大させた要因を尋ねたところ、要因として最も回答割合が高くなったものは、「パート・派遣労働など非正規雇用の増加」でした。次に多い回答として、「失業や就職難などで収入のない人の増加」、「企業間の業績格差の拡大による賃金の差の拡大」が続いて

図表Ⅱ-1-3　個人間の収入の差を拡大させた主要因

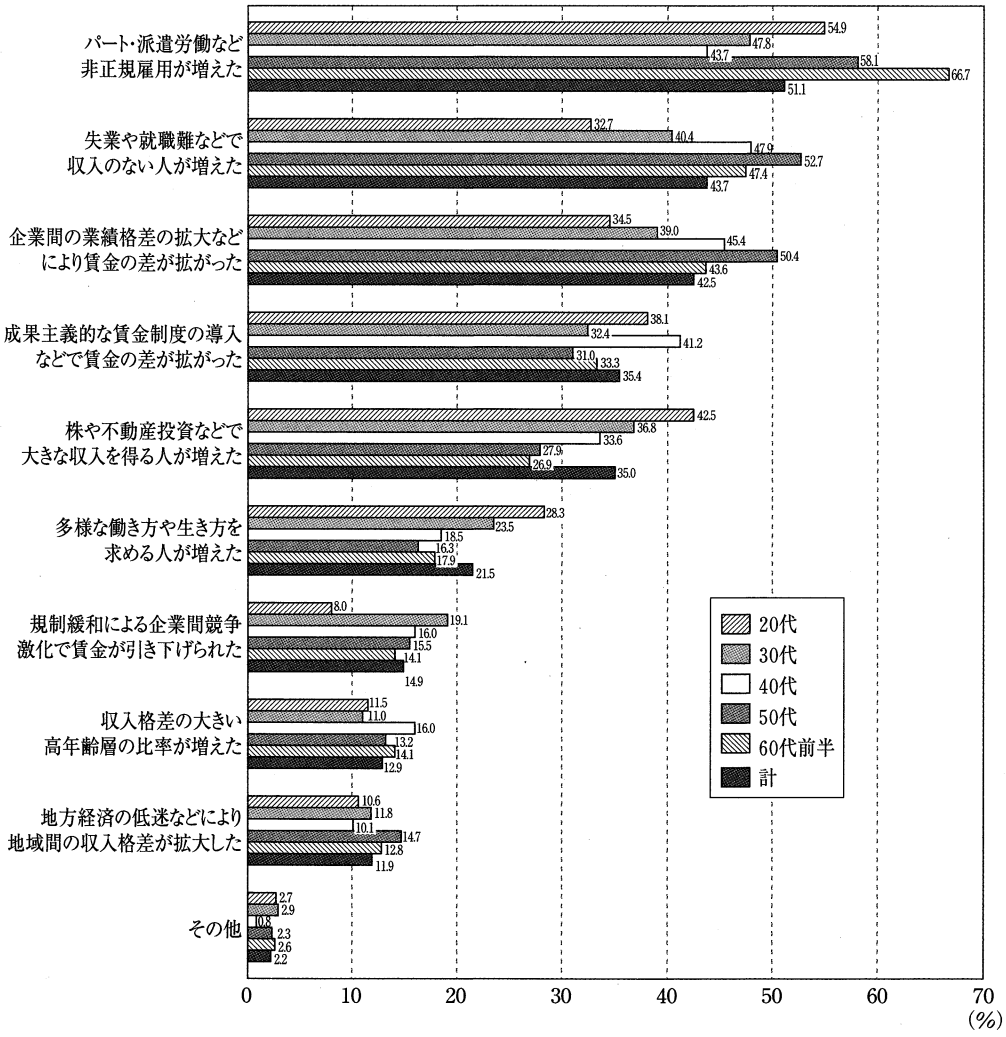

(注)「5年前と比べて個人間の収入差が拡大した」と回答した人について集計。
資料出所：連合総研「勤労者短観」(2006年4月)

いました。すなわち、労働市場における雇用環境の変化に起因すると考えていることがわかります（図表Ⅱ-1-3）。

「収入の差は今後どうなるのがよいか」、という点については、「縮小すべき」との回答が最も多くなっています。特に、「個人間の収入の差」が過去5年間で拡大したと感じている人に限ってみますと、約半分の人が、「収入差は縮小すべき」と回答しています（図

図表Ⅱ-1-4　収入差拡大の認識の違いによる、今後の収入差の見方

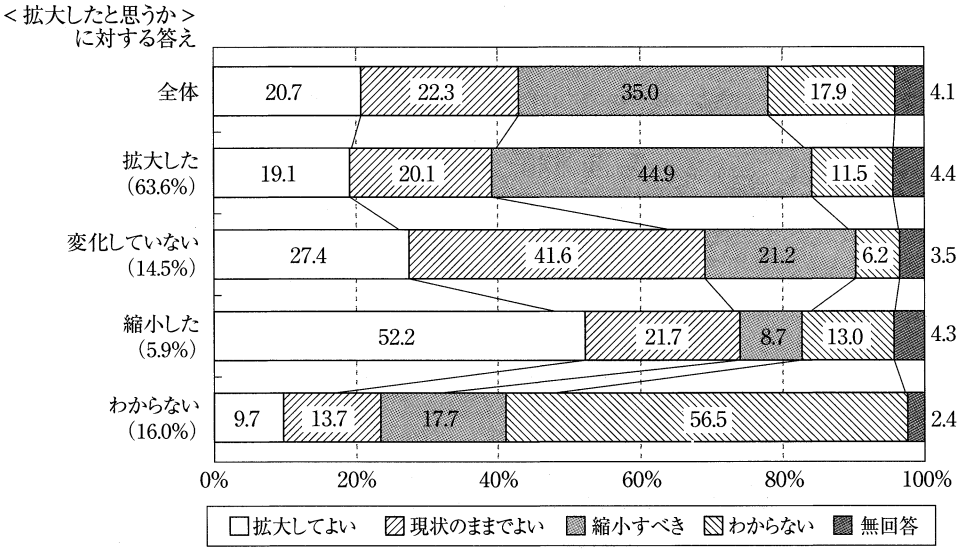

（注）20～59歳について集計。
資料出所：連合総研「勤労者短観」（2006年4月）

図表Ⅱ-1-5　個人間の収入差の今後の見方（年齢層別）

		拡大してよい	現状のままでよい	縮小すべき	わからない	無回答	回答数
合計		20.7%	22.3%	35.0%	17.9%	4.1%	781
	20代	25.9%	22.8%	21.8%	23.3%	6.2%	193
	30代	22.2%	25.1%	32.4%	18.4%	1.9%	207
	40代	16.7%	21.1%	37.2%	18.3%	6.7%	180
	50代	17.9%	19.9%	48.3%	11.9%	2.0%	201
	60代前半	13.9%	21.9%	40.4%	20.5%	3.3%	151

資料出所：連合総研「勤労者短観」（2006年4月）

表Ⅱ-1-4)。なお、年齢別でみると、20代が他の層に比べて、「個人間の収入差が今後拡大してよい」と思っている割合が高く、「縮小すべき」と思っている人の割合が低い結果となりました（図表Ⅱ-1-5)。この層だけの異なる結果は、収入差が拡大した要因のとらえ方の違いによると考えられます。20代の回答者は、個人の収入差が拡大した要因を、「本人の選択」、「賃金制度見直し」および「株や不動産投資による高所得者の増加」など、雇用情勢に直接関係のない理由としている割合が他の年齢層に比べて高くなっています。加えて、「賃金制度見直し」については、若年層にとっては、若くても賃金が高くなることを期待させるものです。このような理由から、若年層については、他の年齢層と異なる結果が出ているものと考えられます。

所得には、課税前の所得と、課税あるいは給付といった所得再分配*1が行われた後の所得があります。国民の再分配に対する意識を連合総研の「勤労者短観」でみますと、「税制を中心とする国の所得再分配政策」については、高所得者層に対する所得税の負担増や低所得者層に対する所得税の負担減に対する支持が高いものとなっています。また、消費税の持つ逆進性の緩和に対する支持も高くなっています。これらは、中堅の所得層で高い支持を得ています（図表Ⅱ-1-6)。

前節でみた個人間の収入の差に関する考え方の違いによって、再分配政策についての意識をみますと、個人間の収入の差は縮小すべき、との意見を持つ人ほど、再分配政策に対する支持が高いことがわかります（図表Ⅱ-1-7)。

＊1 財政における収入と支出を通じて、個人間の所得格差を調整するはたらきが所得再配分機能です。すなわち、収入面では、租税における累進課税制度等により、高額所得者にはより重く、低額所得者にはより軽い課税を行います。また、支出面では、生活保護費、年金や失業保険等の社会保障給付や義務教育や低家賃住宅の整備等、低所得者等に対しより多くの経費を振り向けることによって、所得の再分配が行われることになります。

図表Ⅱ-1-6　世帯年収別にみた所得再配分政策への支持度合い

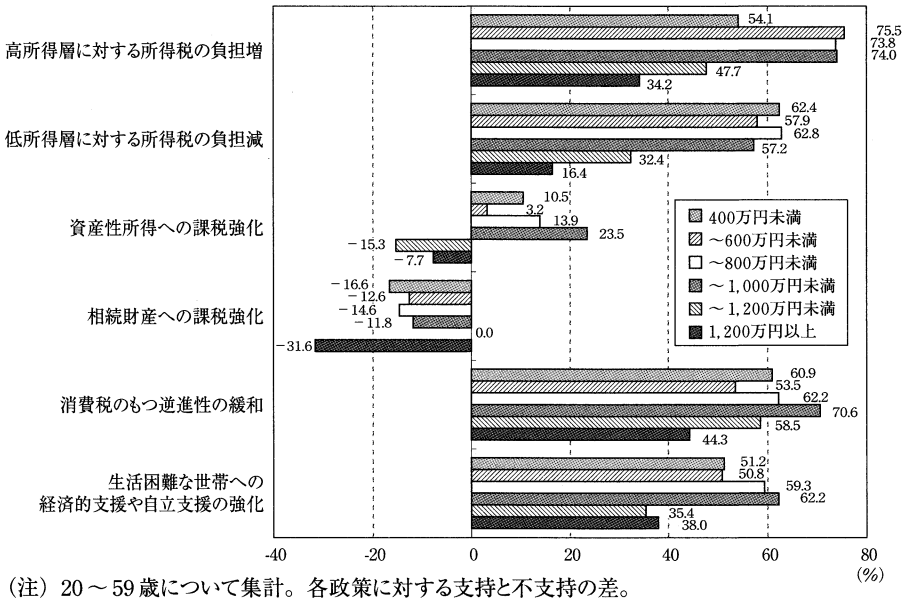

（注）20～59歳について集計。各政策に対する支持と不支持の差。
資料出所：連合総研「第11回勤労者短観」（2006年4月）

図表Ⅱ-1-7　収入差の今後の見方の違いにみる所得再配分政策への支持度合い

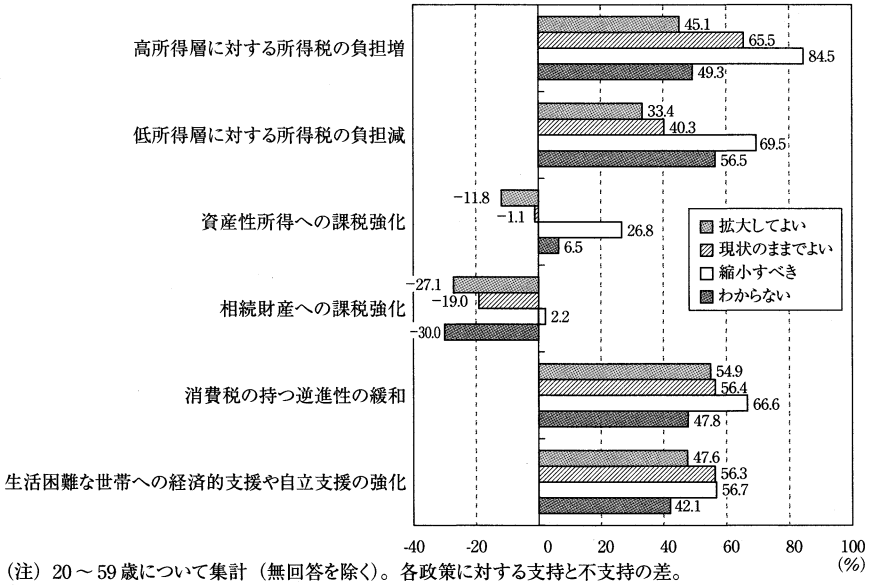

（注）20～59歳について集計（無回答を除く）。各政策に対する支持と不支持の差。
資料出所：連合総研「勤労者短観」（2006年4月）

コラム

機会の平等と結果の平等

平等、不平等を考えるうえでは、2つの概念があります。「機会の平等」と「結果の平等」です。例えば、人々が教育を受け、また職業について収入を得る場合のように、経済活動の結果に注目するのが結果の平等、不平等といった概念です。一方、人々が平等に教育を受ける可能性が等しく与えられているか、職業に就くことができる可能性が平等に与えられているか、など、人々の経済活動の前提として等しく平等の機会が与えられているかに注目するのが機会の平等、不平等といった概念です。

機会の平等を確保することについて否定する人はあまりいません。機会が平等に与えられなければ、競争に参加することもできなくなります。機会さえ平等に与えられていれば、あとは個人の頑張り次第であり、結果まで平等にする必要はないとの理屈も成り立つでしょう。

これは一人の個人についてみると説得力を持ちます。しかし、世代の連鎖を考慮しますと、ある程度、結果を平等にする必要性も出てきます。すなわち、親の世代において結果の不平等が大きいと、子供の世代における「機会の平等」を阻害することになりかねません。経済活動の結果の不平等が大きいということは、貧富の差が大きいということを意味します。親の世代の経済的な格差が大きいと子供の世代において「機会」が不平等となり、格差が次々に連鎖して、階層の固定化につながる可能性があります。したがって、結果の不平等も極端であってはならない、ということになります。

（機会の平等については、第18回連合総研フォーラムにおける橘木俊詔京都大学教授の講演（DIONo.200 2005年12月所収）をご覧ください。

第2章　経済格差の拡大の現状とその要因

第Ⅱ部　第２章のポイント

第1節　所得格差の拡大の動向

○ 所得格差を示すジニ係数は、80年代半ばから2000年までは傾向的に上昇している。2001年から2003年（特に2003年）にかけてジニ係数はやや低下しているが、この6月発表の2004年の所得ジニ係数は過去最高の値に再び上昇している。

第2節　所得格差拡大の要因

○ ジニ係数の上昇要因を対数分散手法により分析すると、確かに高齢者世帯増が影響を与えている（特に90年代後半以降）が、同時に64歳以下世帯の所得分散（格差）の拡大も影響を与え続けている。90年代後半以降では生産人口世帯においては1人世帯増の影響は小さくなっている。

○ 就業構造基本統計の個人ベースの年間所得（賃金）のジニ係数は1997年から2002年にかけて増加し、特に20歳代、30歳代のジニ係数が高まっている。これには非正規雇用者の増大が影響を与えている。

第3節　ジニ係数の増大と2極化、貧困問題

○ 所得格差の増大は、1997年ごろから可処分所得200万円未満の世帯比率を傾向的に増加させてきている。日本の相対的貧困率は、2003年まで上昇傾向を続けている。一方、年間所得2,000万円超の人数、その金額の全体に対する比率は、2004年には増加している。

第4節　所得格差の国際比較（OECDレポートによる日本の特徴点）

○ 日本の可処分所得ジニ係数（等価所得）は、90年代に悪化し、2000年にはOECDの高水準グループに入ってきている。

○ 日本の相対的貧困率（中位数所得の50％以下の所得者比率）は2000年にはOECD26ヶ国中5位と高く、特に20歳代、30歳代、40歳代、50歳代の働き盛りの年齢層においても11％以上の高い比率になっている。

第5節　大きい資産格差

○ 資産にかかわるジニ係数は、バブル崩壊以降2000年初頭までは低下傾向にあったが、2003年以降には土地資産格差は再び拡大する動きにある。金融資産の保有では、2000年以降には貯蓄無しとする世帯が20歳代、30歳代の世帯で増加しつつある。

第１節　所得格差の拡大の動向

所得格差は80年代、90年代には拡大傾向

所得格差を示す指標としては、ジニ係数がよく用いられます。ジニ係数は、集団の構成員同士のあらゆる組み合わせの所得額の差の平均値を構成員の平均所得額で除したものであり、完全に所得額が平等であればその値はゼロとなり、構成員間の所得格差が大きければ1に近い値をとる係数です*1。

政府がジニ係数を公表している統計は、**図表Ⅱ-2-1**に示したように「国民生活基礎調査」(毎年)、「所得再分配調査」(3年毎)、「全国消費実態調査」(5年毎)、「家計調査」(毎年)です。これら政府発表のジニ係数は、これまではすべて世帯単位で計算されてきました。

ジニ係数は、調査対象サンプルの特色やジニ係数の計算方法によって、その値の大きさなどが異なる特色をみせます。1人世帯を含んだ世帯所得によるジニ係数（「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」）の数値は、2人以上世帯（全国消費実態調査、家計調査）のその数値よりも高い値を示します*2。

また、年間所得と可処分所得（年間所得から税･社会保険料を控除したもの）のジニ係数では、年間所得のジニ係数が高くなっています（可処分所得には所得再配分効果が含まれる)。

以下では、日本社会の所得分配の特色を把握するため、1人世帯を含む世帯単位のジニ係数について、毎年のジニ係数を発表している「国民生活基礎調査」（無作為抽出）の統

---

*1 通常のジニ係数の計算は、構成員の累積所得と累積人員を1で基準化して描かれるローレンツ曲線と完全平等を想定する対角線のズレを示した面積の2倍の値で行います。ずれの面積が小さいほどジニ係数はゼロに近く、所得分布は平等を意味しています。この計算式と本文で定義したジニ係数の定義式は、数学的に同値となっています。

ジニ係数＝$1-\Sigma ri\times(qi+q^{i-1})/10{,}000$

ri：第 i 階層に属する世帯の百分率

qi：第 i 階層までの所得額累積百分率

または、以下の式（同値）となる。

ジニ係数＝構成員同士のあらゆる組み合わせの所得差の平均／構成員の平均所得

$$GC=\frac{1}{2n^2\mu}\sum_{j=1}^{n}\sum_{i=1}^{n}\left|y_i-y_j\right|$$

GC：ジニ係数、n：構成員数、μ：構成員の平均所得、y_i：第 i 人の所得

*2 ジニ係数は、計算方法によってもその値の大きさは影響を受けます。通常は所得階級表や所得階層分位値から計算しますが、この場合には、所得階層が多いもの、分位数が多いもの（五分位値よりは十分位値によるもの）が高い値をとります。

図表Ⅱ-2-1　ジニ係数を公表している調査報告

調査名	国民生活基礎調査	所得再分配調査	全国消費実態調査	家計調査
調査目的	福祉、年金、所得等の基礎事項(以下：所得調査の場合)	社会保障給付、税による所得再分配	家計の収支および貯蓄、住宅など家計資産の調査	全国の全世帯の家計調査
調査対象	2段階層化無作為抽出・2000単位区の全所帯、世帯員	2段階層化無作為抽出：500単位の全世帯、除く住込・寮の単独世帯。	2段階・3段階の層化系統抽出・4566調査区から系統抽出	層化3段抽出・調査区から世帯類型ごとに系統抽出
1人世帯の扱い	無作為で抽出 合算集計	無作為抽出（一部除外)。合算集計	別途抽出・別途集計	1人世帯は2000年以降に別途集計、合算集計
調査のやり方	調査員による面接聞き取り調査票記入	調査員による面接聞き取り調査	世帯員が記入、調査員が回収	世帯員が記入、調査員が回収
調査対象の規模	大規模年3万6千世帯、通常年1万世帯	対象：約1万世帯	2人以上世帯：約6万世帯。1人世帯：約5000世帯	全国約9000世帯
調査実施年等	毎年。大規模調査は3年ごと	3年に1度（最近年：2002年)	5年に1度(最近年：2004年)	毎年（毎月)
発表の所得ジニ係数の特色（世帯所帯、個人等)	年間所得、世帯(含む1人世帯)単位	公的給付を除く年間所得、世帯(含む1人世帯)。等価所得併記	年間所得、2人以上世帯	年間所得、2人以上世帯。
調査主体	厚生労働省	厚生労働省	総務省	総務省

資料出所：上記の各統計の「調査の概要」「調査世帯の選定方法」から。

計を基本にして所得格差（ジニ係数）の動きをみていくことにします*3。

政府の各機関が発表しているジニ係数および「国民生活基礎調査」各年のジニ係数（連合総研が世帯数の所得階級表から試算）は、図表Ⅱ-2-2に示したように、80年代、90年代には拡大傾向をみせています。特に、1人世帯を含む全世帯ベースのジニ係数ではその傾向が顕著です。しかし2001年以降では「国民生活基礎調査」のその値はやや低下し、04年に再上昇する動きとなっており、90年代までの動きとはやや異なっています（家計調査の05年のジニ係数も再び増加)。

*3 1人世帯を含む世帯所得のジニ係数は、「国民生活基礎調査」(毎年）と「所得再分配調査」(3年ごと）で公表されています。前者の係数よりも後者のジニ係数が高くなっていますが、これは所得再分配調査の「当初所得」概念が通常の「所得」定義とは異なり、年金や失業給付、生活保護等の公的給付を含まない当初所得に限定していること、したがって低所得者が厚くなる所得分布となっていることが影響しています。

図表Ⅱ-2-2　世帯の所得･可処分所得の各種ジニ係数の推移

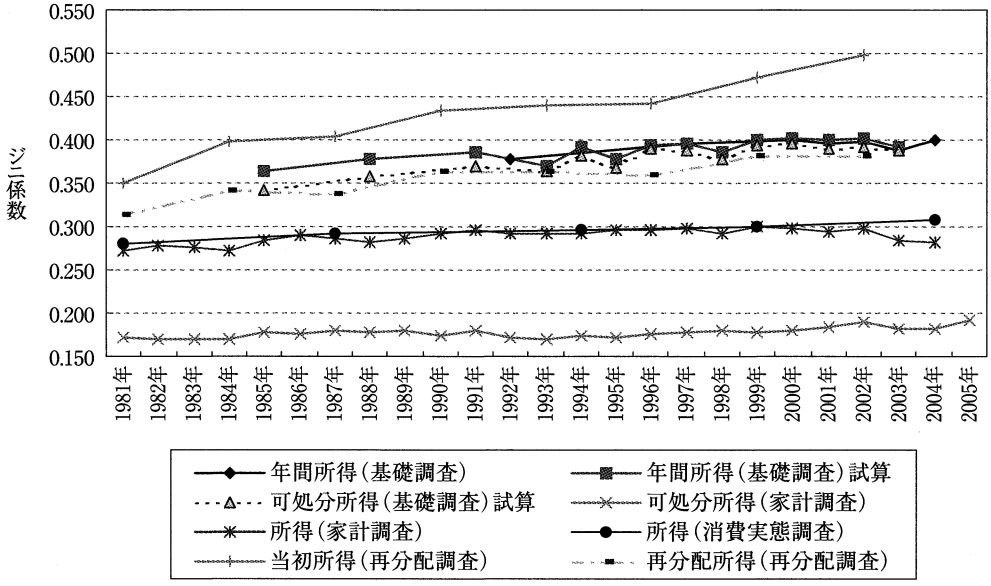

資料出所：「所得再分配調査」「国民生活基礎調査」「全国消費実態調査」「家計調査」「国民生活白書」

2001年以降のジニ係数の動向とその特色

2001年以降のジニ係数は、統計によって異なる動きを示しています。「国民生活基礎調査」の2001年以降のジニ係数は、2001年にやや低下、2002年若干上昇、2003年減少、2004年には2000年水準に上昇という動きです（図表Ⅱ-2-2参照）。

「所得再分配調査」のジニ係数は3年ごとの発表であり、1999年と2002年ではその値は当初所得、可処分所得*4ともに上昇しています。「全国消費実態調査」の値は2人以上世帯を対象としたジニ係数（5年毎）ですが、1999年と2004年ではそのジニ係数は増大しています。所得階級表を発表している「就業構造基本調査」によって、その有業者個人ベースの所得におけるジニ係数を計算しますと、97年の0.341から02年には0.355に上昇しています*5。

「国民生活基礎調査」の2001年および2003年、特に2003年の年間所得・可処分所得のジニ係数はかなり大きく低下していますが、これは本章第2節でみるように2001年以降には

＊4 「所得再分配調査」の可処分所得には実物の医療給付を加算しており、通常の可処分所得の定義とは異なっています。
＊5 太田清（2005年5月）内閣府経済社会総合研究所「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」ESRI Discussion Paper Series No.140 表5-1。

物価下落（デフレ）傾向が続き所得の伸びがこの年にマイナスになったこと、特に高所得者層の所得の伸びが2003年に大きなマイナスをとったことが影響しています。

そして、04年にはジニ係数は再上昇し、これまでの最高値を超えています*6（所得階級表は、現時点では未発表のため内容分析できません）。

また、国税庁の税務統計による所得階級別の所得者数、所得額表*7から個人ベースのジニ係数を試算してみますと、99年のジニ係数0.367が2001年0.369、2003年0.372、2004年には0.381と上昇しており、税務統計においては99年以降のジニ係数は継続的に拡大しています。さらに、財務省の法人統計によりますと、企業規模10億円以上の1人当たり役員給与額の平均値（ほぼ所得第Ⅴ階級の水準に匹敵）は、90年代から2002年にかけた停滞状況から、2003年ごろを区切りとして明確な上昇傾向をみせています。

このようにみると、2001年以降についてジニ係数の上昇が停止したと判断することはできないと思われます。

世帯主年齢階層別、世帯類型別のジニ係数の特色

世帯主年齢階級別にジニ係数を試算しますと、世帯主の年齢階層によって、そのジニ係数の水準、および90年代半ば以降のその変化には相違がみられます。

まず、ジニ係数の水準（格差の大きさ）については世帯主65歳以上の世帯、60歳代前半層の世帯、29歳以下の世帯で所得格差が高くなっています。一方、30歳代の世帯主世帯、40歳代の世帯主世帯のジニ係数は低くなっています。すなわち、これらの世帯主年齢階層の世帯での所得格差は相対的には小さくなっています（図表Ⅱ-2-3）。

そして、これら年齢階層別のジニ係数の動きは、年齢階層によって異なっており、65歳以上世帯主の世帯のジニ係数は90年代以降最近まで緩やかに低下傾向を続けています。一方29歳以下世帯主の世帯、および30歳代世帯主の世帯では、そのジニ係数は90年代半ば以降には緩やかな上昇傾向をみせてきています。

次に、雇用者世帯（含む役員）、自営業者世帯（事業経営者、商店主、農業など）、そ

＊6　厚生労働省「平成17年 国民生活基礎調査の概況」（2006年6月28日発表）。
＊7　国税庁の「民間給与実態調査報告」の給与階級別の給与者数、給与額（1年以上勤務のもの）と「申告所得税の実態」の総括表（源泉徴収の年末調整者および2,000万円以上の給与所得者を除く）を合算した所得階級別の所得者数、所得額表。対象母集団は約4,900万人。

図表Ⅱ-2-3　年間所得の世帯主年齢階層別のジニ係数の推移

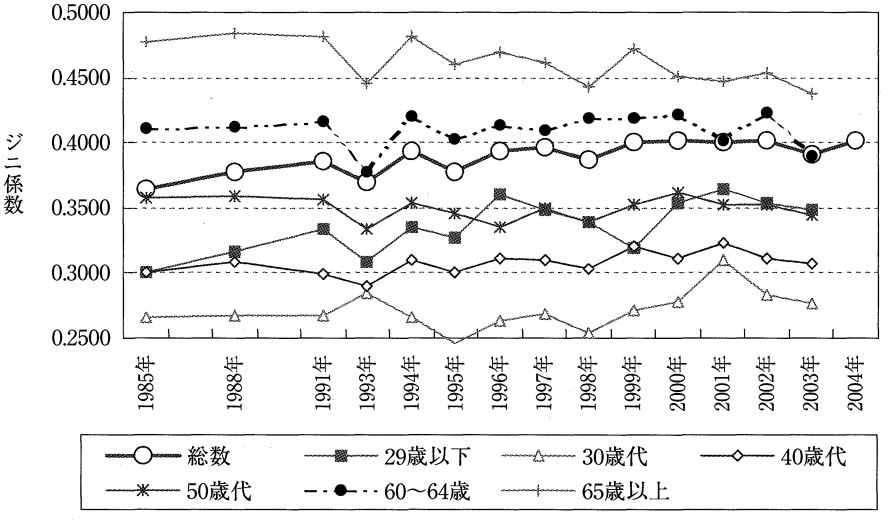

資料出所：「国民生活基礎調査」の所得分布表から試算

図表Ⅱ-2-4　単独世帯と2人以上世帯の年間所得ジニ係数の推移

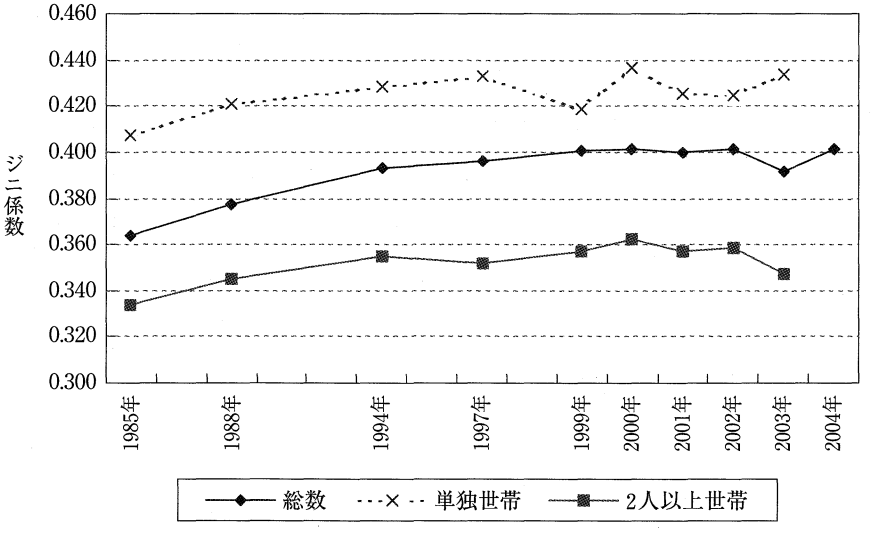

資料出所：「国民生活基礎調査」の所得分布表から試算

図表Ⅱ-2-5　世帯別・年齢階層別の可処分所得ジニ係数

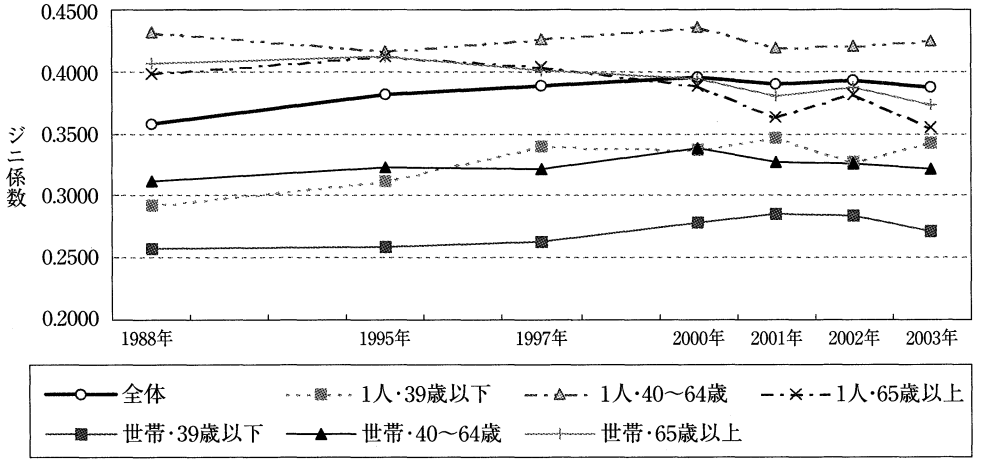

（注）１人世帯には、寮生活等の学生、住込み労働者を含む。世帯表記は２人以上世帯。
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査各年版」から連合総研試算

の他世帯（無業世帯など）のジニ係数の特色をみますと、ジニ係数の水準は自営業世帯が高く（所得格差が大きく）、雇用者世帯は相対的に小さくなっています。しかし、いずれの世帯ともに、その所得格差は、90年代には拡大し、2001年以降にはデフレの影響で休止ないしやや低下しています。

また、1人世帯および2人以上世帯の年間所得のジニ係数をみますと、1人世帯のジニ係数が2人以上世帯のジニ係数より大きくなっていますが、双方ともに2000年、2001年ごろまでは上昇しています（可処分所得でも同じ。図表Ⅱ-2-4参照）。また、その世帯主年齢階層別の可処分所得のジニ係数の推移をみますと、世帯主39歳以下の1人世帯、世帯主39歳以下の2人以上世帯のジニ係数は上昇傾向を維持しています。一方、世帯主40歳～64歳の1人世帯でははは0.4を超える高いジニ係数を維持しています（図表Ⅱ-2-5参照）。

第2節　所得格差拡大の要因

高齢者比率の増大と所得格差の拡大の両要因が影響

所得格差の拡大（ジニ係数の増大）は、人口の高齢化が主因となっていると政府関係機関は主張しています（「平成18年度 年次経済財政報告」「平成16年1月月例報告・付属資

料」、「平成14年所得再分配調査報告書」など)。

確かに、人口の高齢化は、65歳以上世帯主の世帯構成比を高めてきており、ジニ係数に影響を与えています（「国民生活基礎調査」の所得表における世帯主65歳以上の世帯比率は88年18.2%、94年23.1%、2000年30.9%、2003年35.1%)。

しかし、この間のジニ係数の上昇傾向が人口の高齢化の影響が主因であり、所得格差の拡大の影響は小さいとする理解は正しいとはいえません。

「国民生活基礎調査」の1988年、1994年、2002年の3年次の可処分所得値を対数分散*8の手法によって、高齢化の影響と所得格差の影響がどのように作用しているかを試算してみました。すなわち、世帯主65歳以上の世帯、世帯主39歳以下の世帯、世帯主40～64歳の世帯の3グループに区分し、その対数所得分散が、どのように影響しているかをみてみました。

1988年と1994年の可処分所得の対数分散の値の差は、0.0217ポイントの増と格差は拡大しており、その対数分散値（格差）の増大では、75%が所得分散（格差）の増大によるものであり、また25%が年齢構成比の変化（高齢化）によるものでした（図表Ⅱ-2-6)。

1994年と2002年の間では、その対数分散の値は、0.0088ポイントの増と格差の上昇テン

図表Ⅱ-2-6　対数所得分散増における高齢化、所得分散の寄与度

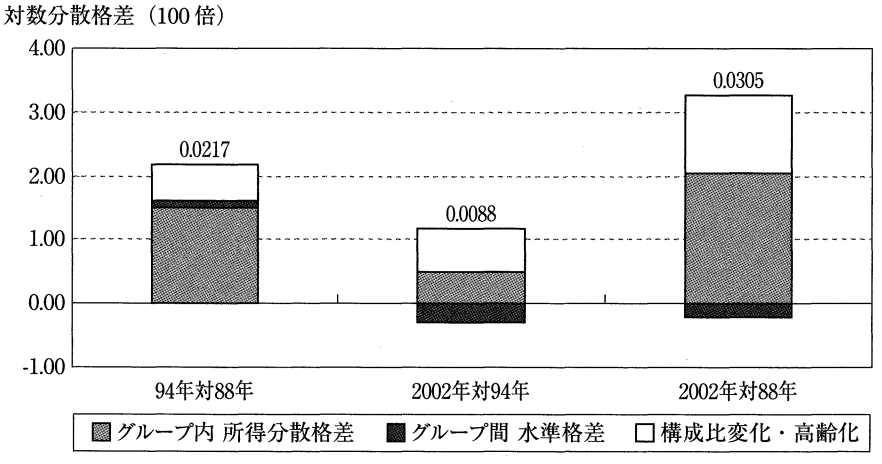

資料出所：「国民生活基礎調査」から連合総研試算

*8 対数分散の定義式は、前掲の太田論文の付注1を参照。

ポは鈍化していますが、この上昇では、所得分散（格差）の増大が20%（グループ内格差ではプラス55%寄与、グループ間でマイナス34%寄与）、年齢構成の変化（高齢化）が79%の寄与となっています。

2002年と1988年との14年間では、対数分散の増大は、所得格差の拡大の寄与度が60%、年齢構成の変化（高齢化）の寄与度が40%となっています。

以上の分析結果から、90年代後半以降の所得格差の拡大では、世帯年齢の高齢化が大きく影響していることは確かですが、同時にグループ内の所得分散（格差）の増大も依然として影響し続けていることがわかります。

このことは、世帯主年齢階層64歳以下世帯のジニ係数の推移をみても理解することができます。図表Ⅱ-2-7に示したように、世帯主64歳以下世帯の年間所得および可処分所得のジニ係数は、2001年ごろまで傾向的に上昇を続けてきているのです（2001年以降の低下の要因にデフレ経済による所得上位層の所得の伸び低下が影響していることについては、次節参照のこと）。

64歳以下世帯では、単身者世帯の増大の影響は小さい

世帯構成において単身世帯の増大など世帯構成の小規模化が、世帯の高齢化とともにジニ係数を高めていると指摘されています（厚生労働省「所得再分配調査報告・平成14

図表Ⅱ-2-7　世帯主64歳以下世帯の所得、可処分所得のジニ係数の推移

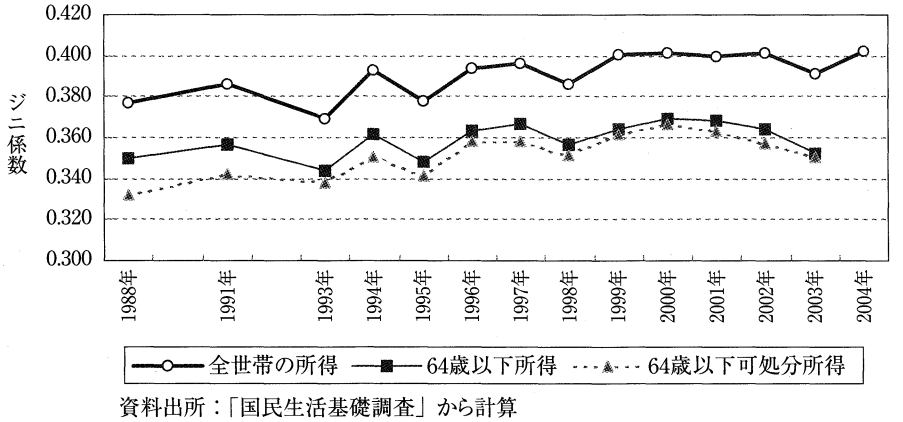

資料出所：「国民生活基礎調査」から計算

年」など)。

世帯主64歳以下の世帯について、1人世帯の39歳以下および40～64歳世帯と2人以上世帯の3グループに分けて、88年、94年、2002年の可処分所得の対数分散を計算し、1人世帯の構成比増と所得分散拡大のそれぞれの影響度を試算してみました。その結果は、88年対94年では、その可処分所得の対数分散増加は0.0188ポイントで、その68%は所得分散（格差）の拡大が要因であり、その32%が1人世帯の構成比増によるものです。

2002年対94年では、可処分所得の対数分散の増加は0.0165ポイントで、その93%は所得分散（格差）の拡大であり、構成比変化（1人世帯構成比増）の寄与度は7%です。

88年対2002年の14年間では、その対数分散の増加のうち80%が所得分散の拡大によるもの、構成比変化によるものは20%です（図表Ⅱ-2-8)。

以上のように、世帯主64歳以下の世帯における1人世帯構成比増が可処分所得の所得格差に与える影響は、ここ14年間においては20%程度であり、特に近年においては10%未満に弱まっているといえましょう。

世帯主64歳以下の世帯に占める1人世帯の構成比は、88年11.2%、94年15.6%、2002年16.3%となっており、90年代の後半以降には世帯主64歳以下の世帯においては、1人世帯

図表Ⅱ-2-8　世帯主64歳以下世帯における対数所得分散の寄与度

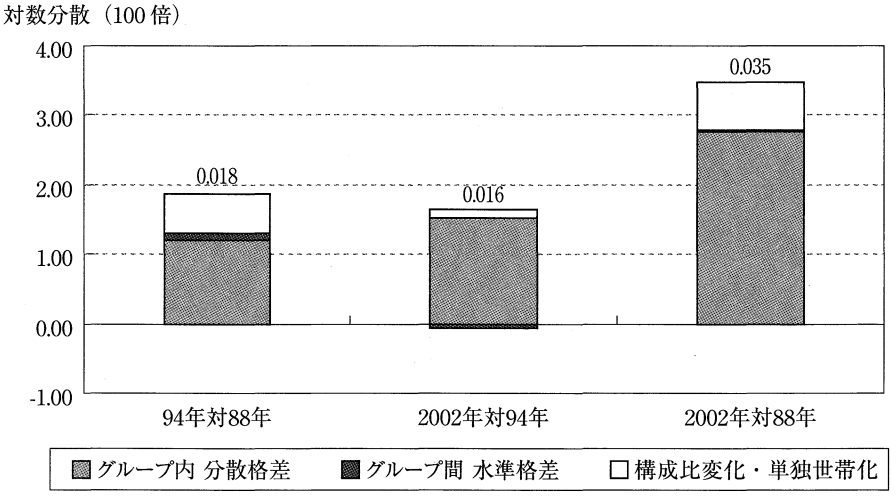

資料出所：「国民生活基礎調査」から試算

の比率の増加は極めて緩やかな増加となっています。

ジニ係数の増大には、非正規雇用の拡大が作用

90年代後半以降においてジニ係数（所得格差）の増大が目立っている世帯は、世帯主29歳以下の世帯、および世帯主30歳代の世帯です。なかでも1人世帯における世帯主40歳以下の世帯でジニ係数の増加が目につきます。

これら世代の所得格差の増加には、この間にこれらの年齢階層の就業形態では非正規雇用比率が増大していることが影響しています。太田清氏（日本総研主席研究員）は、「就業構造基本調査」の個人ベースの所得分布表から男性雇用者、男性正規雇用者、男性非正規雇用者についてそれぞれの年間所得のジニ係数を計算しています。それによると、図表Ⅱ-2-9にみるように、男性非正規雇用者のジニ係数の水準が高い（所得格差が大きい）こと、そして2002年のその値はその前の調査の1997年調査よりさらに高まっています。

また、年齢階層別男性雇用者の年間所得ジニ係数の増加幅は、図表Ⅱ-2-10に示したように20～24歳層、30～34歳層、25～29歳層、35～39歳層が、その他中高年層を上回っており、若年者を中心にしてジニ係数が高まっています。

1997年から2002年にかけて、若年雇用者においては非正規雇用者の比率が急テンポに

図表Ⅱ-2-9　雇用形態別のジニ係数の推移（男性労働者）

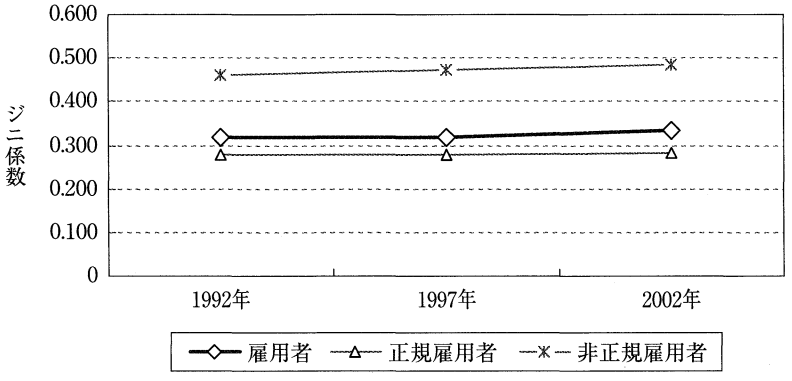

資料出所：太田清（2005年5月）内閣府経済社会総合研究所「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」ESRI Discussion Paper Series No.140 表5-1。

図表Ⅱ-2-10　年齢階層別のジニ係数の推移（男性労働者）

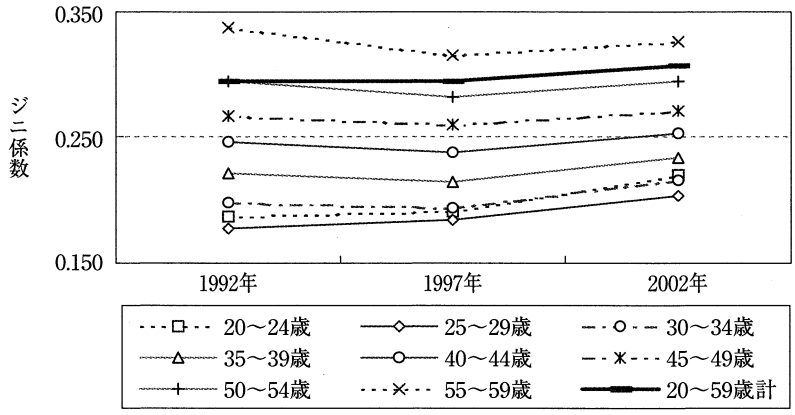

資料出所：太田清（2005）前掲論文、第5-1表。

図表Ⅱ-2-11　非正規労働者の比率の増加

① 男性雇用者の非正規労働者比率　（単位:%）

	1992年	1997年	2002年	02年－97年
年齢計	9.0	10.1	14.8	4.7
29歳以下	13.4	16.6	25.7	9.1
30歳代	3.0	3.5	6.8	3.3
40歳代	3.1	3.3	5.6	2.3
50歳代	6.2	4.9	8.1	3.2
60～64歳	31.8	31.5	41.1	9.5
65歳以上	35.5	38.2	42.4	4.2

② 雇用者(男女計)における非正規労働者比率　（単位:%）

	1992年	1997年	2002年	02年－97年
年齢計	20.1	22.9	29.6	6.7
29歳以下	17.2	22.7	34.1	11.4
30歳代	16.0	17.4	22.5	5.1
40歳代	21.0	22.6	27.1	4.5
50歳代	20.0	21.0	26.5	5.5
60～64歳	37.2	40.0	49.2	9.1
65歳以上	37.8	41.3	44.8	3.5

資料出所:「就業構造基本調査」

増大しており、この非正規雇用の増大が所得格差の拡大に影響を与えていると指摘できます（図表Ⅱ-2-11）。

景気変動がジニ係数に与える影響

ジニ係数の増減には、景気変動の影響がみてとれます。年間所得のジニ係数の前年差と実質GDP伸び率の前年差との関係を1994年から2004年の11個のデータにより探りますと、図表Ⅱ-2-12に示したように、いくつかの年のデータを例外として、多くの年では両者に一定の相関関係がみられます[*9]。すなわち、この期間には、実質GDPの伸びが前年より増大する年のジニ係数は増加し、実質GDPの伸びが前年より減少する年にはジニ係数が低下する関係がみてとれます。

一方、この相関関係からやや外れている年は、95年、2000年、2003年の値です。この

図表Ⅱ-2-12　年間所得ジニ係数前年差と実質GDP伸び率前年差

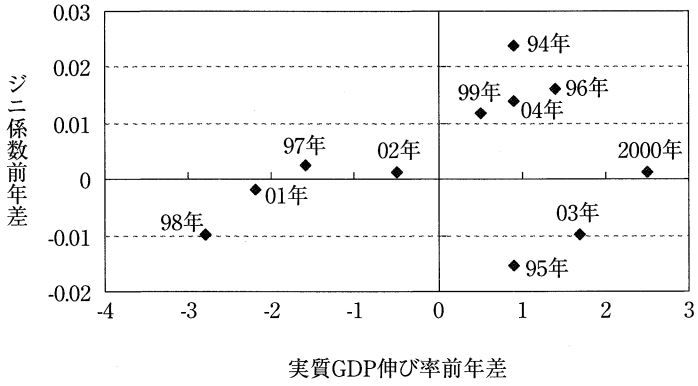

資料出所：「国民生活基礎調査」94年～04年、04年は「概況」の数字

95年、03年、2000年には、そのジニ係数の増減幅が他の年より小さくなる動きを示しています。これらの年は、消費者物価の伸び率がマイナスに転化した年であり、また高位所得層（第Ⅴ階層；上位20%層）の所得の伸び率がマイナスで、かつ他の所得階層の所得伸び率より低下幅が大きくなっています。

ジニ係数の前年差の変動に与える要因としては、所得第Ⅴ階層の第Ⅰ階層に対する倍率の増大がジニ係数の上昇に大きな影響を与えています（図表Ⅱ-2-13）。すなわち、第Ⅴ所得階層所得額の第Ⅰ階層の所得額に対する倍率は、92年～95年には8.4～9.8倍（単純平均9倍）でしたが、2001年～2004年には9.7～10.5倍（単純平均10倍）に高まっており、このことがジニ係数の増大に影響を与えているのです。また、高位所得の第Ⅴ階層の所得の伸びもジニ係数の増大に影響を与えています（相関係数0.831、1%水準で有意。図表Ⅱ-2-14）。

以上のことから、90年代の中ごろ以降現在までのジニ係数の変動には、高位所得者層の所得の伸び率と低所得者の所得の伸び率との関係、すなわち所得倍率が影響を与えていると指摘できます。そして、2001年以降にジニ係数が低下、停止の動きをみせているのはデフレ経済による景気先行き不透明感の強まりが影響して、各階層の所得の伸びが

＊9 ジニ係数の前年差と実質GDPの伸び率前年差との間における関係は、家計調査の年間所得ジニ係数（2人以上世帯、十分位値から計算）においても2000年、2003年の値が、他の年の傾向から外れる同じ特色がみられる。

図表Ⅱ-2-13　ジニ係数前年差と第Ⅴ／第Ⅰ所得倍率前年差

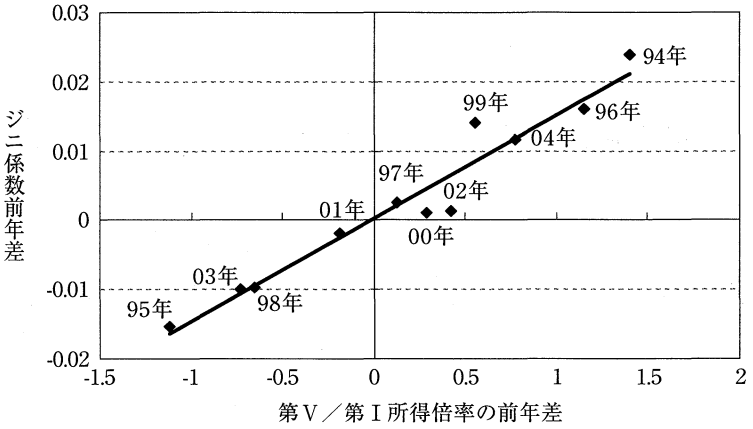

（注）相関係数0.972、1%水準で有意。
資料出所：「国民生活基礎調査」

図表Ⅱ-2-14　ジニ係数の前年差と所得第Ⅴ階級の所得の伸び率

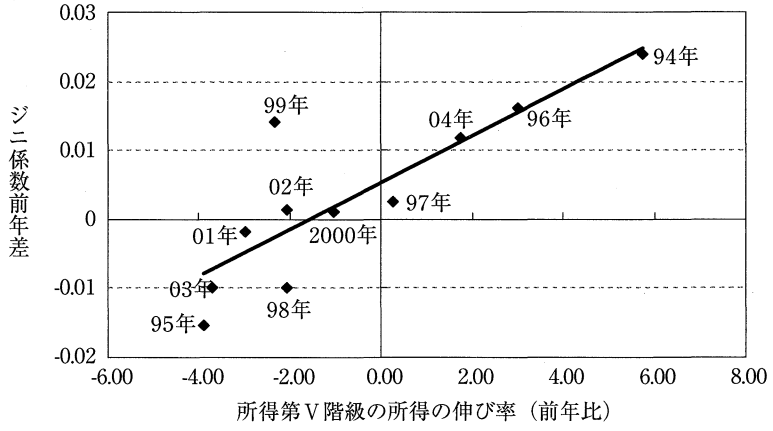

（注）相関係数0.831、１%水準で有意（両側）。
資料出所：「国民生活基礎調査」

マイナスとなるなかで特に高位所得者の伸びが大きくマイナスに低下していること（2003年にはマイナス7%の伸び率）が作用しています。しかし、04年には低位所得者の所得の伸びがマイナスに転化したなかで、高位所得者の所得の伸びがプラスに回復したことから、そのジニ係数は従来のピークである2000年値を上回る水準に高まっています。

したがって、今後デフレ経済から脱却するとともに、所得の伸びが高位所得者を中心

に回復し、低位所得者の所得回復が遅れをとれば、ジニ係数は再び拡大傾向をとると推測されます。

第3節　ジニ係数の増大と2極化、貧困問題

所得格差の拡大を示すジニ係数の増大は、日本における所得分布にどのような影響を与えているかを考えましょう。この所得格差の拡大基調のなかで、低所得層の増大、高所得層の集中化、長期失業・生活保護率の高まりの動きなどが生じていることが指摘できます。

年間所得200万円未満の低所得層の構成比の増大

所得階層別の分布の変化をみますと、年間可処分所得（税・社会保険料控除後の所得）200万円未満の世帯が97年ごろからじりじり増大する傾向が表れています。図表Ⅱ-2-15に示したように、可処分所得200万円未満の世帯が全世帯（含む1人世帯）数に占める比率は、97年には18.7%でしたが、以降その比率は増加をたどり、2003年には23.2%までに高まっています。

世帯主年齢階層別にみますと、可処分所得200万円未満層が3～4割に達している年齢階層は、世帯主29歳以下世帯（43%）、65歳以上の世帯（35%）となっています。次いで世帯主50歳代で15%、30歳代、40歳代では10%前後となっています。特に29歳以下の若年者層では、5人に2人が可処分所得200万円に達しておらず、その該当者は2000年ごろから増加傾向にあります。

この可処分所得における傾向は、税込みの年収200万円未満の世帯比率においてもほぼ同じ傾向をみせています（2003年：年齢計18%、29歳以下34%、64歳以上29%、30歳代8%、40歳代7%、50歳代10%）。

年間所得200万円以下の所得者の比率が、増加傾向にあることは、国税庁の税務統計の合算した所得階級表*10からも確認できます。その200万円以下の人員構成比は、99年19%、2001年20%、2003年21%、2004年23%と顕著に増えています。

この低所得者の動きについて、相対的貧困率（中央値・中位数の人の所得の半数以下

図表Ⅱ-2-15　可処分所得200万円未満層の構成比の推移

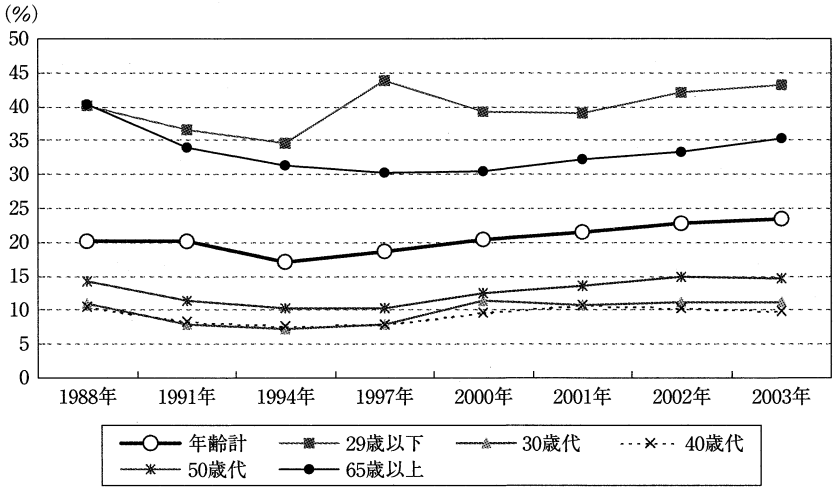

資料出所:「国民生活基礎調査」から計算

の所得しかない人々の全体に対する比率、等価所得*11による太田氏の計算）の推移からみてみますと、図表Ⅱ-2-16に示されているように、29歳以下の年齢層で相対的貧困者の割合が98年以降に急速に高まっていることがわかります*12。また、70歳以上の年齢層では相対的貧困率が25%と4人に1人の割合と高いこと、60歳代の貧困率が近年には平均値以上に高まる傾向をみせています。OECDレポートでは日本において90年代後半に相対的貧困率が高まっていることが指摘されていますが、その傾向は2000年代初頭においても継続しているということができます。

高所得層における所得占有率はやや上昇

国民生活基礎調査で公表されている所得分布統計においては、「2,000万円以上」が最高区分であり、この区分に所属する世帯比率は、97年の1.00%が近年のピークとなり、以降その比率は2001年に0.64%、2002年0.48%、2003年0.37%と低下してきています。しかし、

＊10 ＊7で、合算の対象と重複者の調整方法を注記。
＊11 等価所得とは世帯所得を世帯個々人に振り分けた所得で、世帯人数の平方根で世帯所得を除して世帯員個々人に所属させる。ここで使った国民生活基礎調査では世帯員の年齢が把握できないため、世帯主年齢階層に当てはめて年齢階層別の等価所得を計算している。
＊12 BER（2006年7月号）のこの論文は、主席研究員 太田清、主任研究員 小方尚子氏の共著。それによると、国民生活基礎調査の96年、97年データには学生のサンプルが相対的に多く、そのため29歳以下の所得分布がより低位になっていると指摘され、その修正データも示されている。

図表Ⅱ-2-16　年齢階層別の相対的貧困率（等価所得換算）の推移

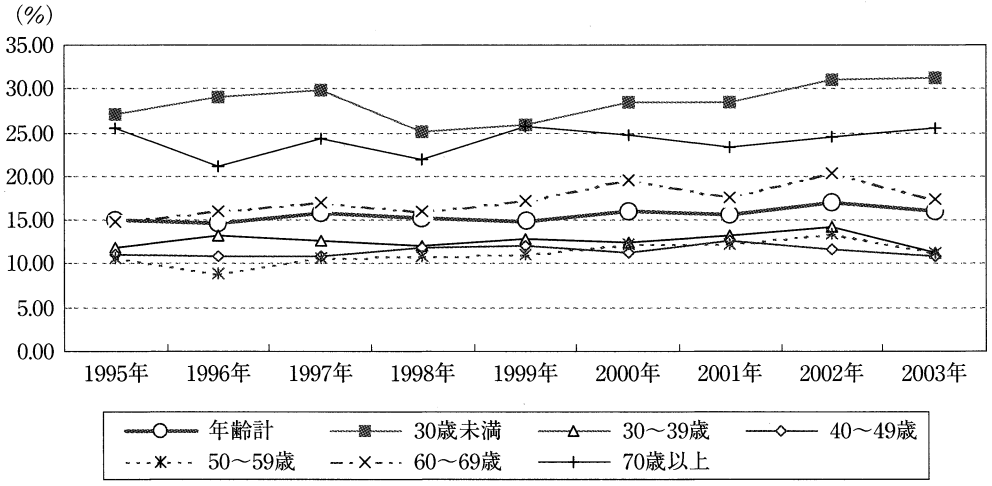

資料出所：太田清・小方尚子「所得格差の最近の状況」、BER 2006年7月号、(株)日本総合研究所、図12

この所得区分の平均所得額が公表されていないため、この階層が全世帯の所得の何%を占有しているかが正確に計算できません。

所得階級別に所得額が明示されている上記の国税庁の税務統計（申告所得税と民間給与実態調査を合算）の所得階級別人員、所得額によって年間所得2,000万円以上の人員数、所得額をその全人員数、所得額で除したシェアを計算してみました。その結果は、図表Ⅱ-2-17のとおりです。

対象の所得者数は約4,900万人となります。そのうち2,000万円以上の所得の者は、2004年には34.3万人で、全人員数の0.70%に当たります。同じ年のこの所得階級の所得額は全体所得額の6.10%を占めています。1999年のそれぞれの値は、人員比率が0.65%、所得額シェアが5.19%でした。表から読み取れるように、この間に人員の比率は0.65%前後、その所得額のシェアは5%強で推移してきましたが、2004年には人員比率、所得シェアともにやや増加しています（同図表のB/Aの値も参照）。

財務省の法人統計によって、企業規模別に役員1人平均給与（含む賞与）額の推移をみますと、資本金10億円以上企業の1人平均役員給与額は90年代（2000／1991）には10年間で3%増にとどまっていましたが、2002年前年比22%増、2003年同0.6%増、2004年には同30%増と急上昇をみせています。

図表Ⅱ-2-17　所得2,000万円超の人員数構成比と所得額構成比

	該当人員数	人員構成比	所得額構成比		総人員数
	(千人)	A(%)	B(%)	B／A	(千人)
1999年	318	0.65	5.19	8.03	49,249
2000年	327	0.67	5.38	8.07	49,097
2001年	329	0.67	5.37	8.02	49,110
2002年	310	0.64	5.11	8.02	48,608
2003年	315	0.65	5.36	8.27	48,579
2004年	343	0.70	6.10	8.72	48,930

資料出所：国税庁の税務統計（申告所得税+民間給与実態統計調査（重複調整））

長期失業者の滞留と若年者、高齢者における生活保護率の増大

90年代の半ば以降の所得格差の拡大は、失業率の増大と並行して進行してきており、失業率、失業者数の高止まりでは1年以上失業している長期失業者の比率が増大しています。また、失業率の増大に比例して被生活保護者の数が増加してきていますが、その増加では5歳～19歳の児童・少年層における保護率が急速に高まっていることが注目されます。

1年以上の失業者数は、2006年1～3月期で、いまだ93万人もいます。失業率が4.9%であった2000年第1四半期には83万人でした。その後の不況の長期化のなかで2003年第1四半期には失業率が5.5%まで高まり、1年以上の失業者は112万人に膨れ上がりました。2004年春ごろから景気は緩やかな回復基調となり、失業率はこの2006年の第1四半期には4.4%まで下がってきましたが、長期失業者数は最悪期に比べ、わずかに19万人の減にとどまっています。特に25～34歳、35～44歳の働き盛りの青年、壮年層においては、1年以上の失業者数は数万人の減少にすぎず長期失業者は滞留している状況にあります(図表Ⅱ-2-18)。

失業者に占める1年以上失業者の比率は、2006年第1四半期においても32.9%と3人に1人が1年以上の失業者です。男性の場合には、その比率は39%にも達しています。そしてこの比率は、2003年第1四半期に30.9%と30%台に上昇した後、2004年第1四半期34.0%、2005年第1四半期33.1%そして2006年32.9%に高止まりしています。

これらの長期失業者は、失業保険の給付期間も切れ、預金の取り崩しなどで生活を強いられています。この失業増の影響などを受けて、子供たちにも影響が出ています。経済的理由で国や市町村などから給食費、学用品、就学旅行費などの「就学援助」を受けた児童数は2004年度には133万人、全児童の12.8%を占めるまでに増大しているのです*13。

図表Ⅱ-2-18　1年以上失業者の推移

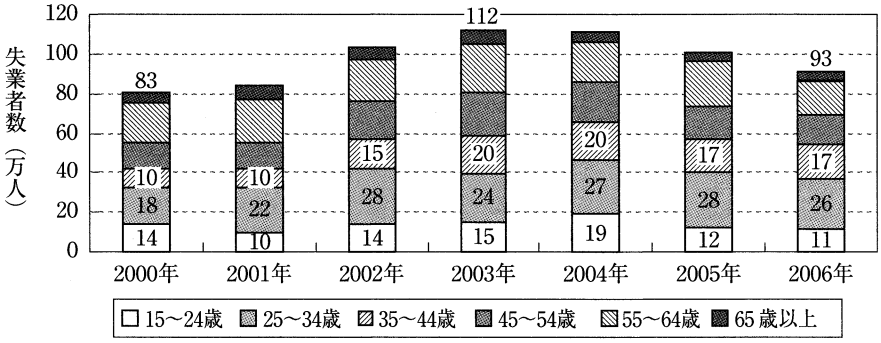

資料出所：総務省「労働力調査」（詳細集計、2000年、01年は2月特別調査）、各年第1四半期の値

失業率、失業者数の高止まりは、生活保護率（被生活保護者数の全人口に占める比率）を増加させています。被生活保護者数は2006年3月に150万人に増大を続けており、その保護率（人口1,000人比）は11.8パーミル（千分比）に上昇しています。被保護者数の伸び率と失業率との間には、強い相関関係がみられます*14。現在の4%強の失業率が続いていきますと、これまでの相関関係からは被保護者数の対前年同月比は約3%程度の増加になるおそれが強いのです。

被保護者数の増大とともに、被保護者の年齢階層にも新たな変化が現れています。それは、6～19歳層の保護率の急テンポな上昇です。2000年にはその保護率7.3パーミルが2004年には10.6パーミルとこの4年間に3.3ポイント増になっています。同じように、65～69歳層の保護率の上昇も急テンポでこの間に5.3ポイント増であり、2004年のその保護率は22.1パーミルに高まっています。次いで70歳以上層で増加テンポが大きく、またこの年齢層では65～69歳層に続いてその保護率は20パーミル強と高くなっています（図表Ⅱ-2-19）。

生活保護の世帯別の保護率をみますと、2004年の世帯当たりの保護率は21.5パーミルとなっていますが、母子世帯では139.7パーミルとその世帯の14%が保護を受けざるを得なくなっています。また、その増加テンポも大きくなっています。

＊13 讀賣新聞06年6月17日。
＊14 厚生労働省 平成18年5月15日「全国福祉事務所長会議 社会援護局長・説明資料」3頁。

図表Ⅱ-2-19　年齢階層別の生活保護率の推移

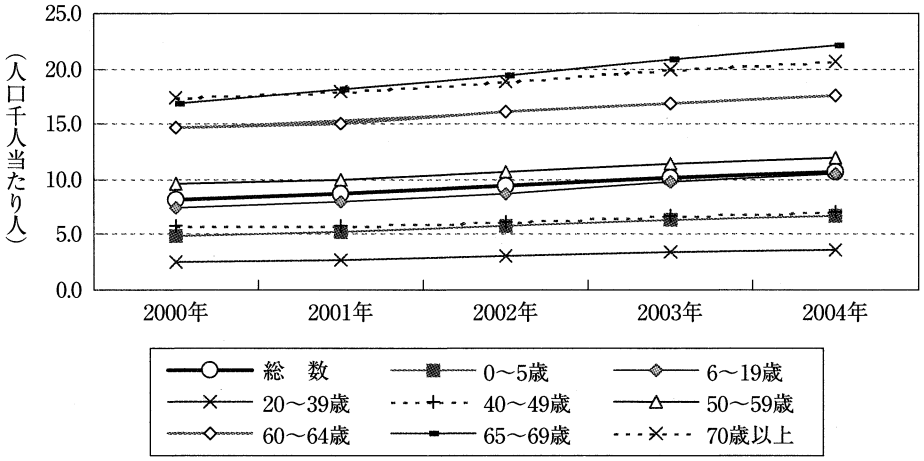

資料出所：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、総務省「人口推計」

第4節　所得格差の国際比較（OECDレポートにおける日本の特徴点）

OECDは2005年2月に「所得分配と貧困／ワーキングレポート22」を公表し、2006年7月には「OECDの対日経済報告」（OECD Economic Surveys JAPAN July 2006）を発表しています。この2つのレポートはジニ係数および相対的貧困率（中位者所得の50%以下層の比率）について、OECD各国間における比較分析を行っています。この分析からは、日本の所得格差のいくつかの特色が浮かび出ており、所得格差問題に対する示唆を与えています。

日本のジニ係数は、80年代半ば以降2000年にかけOECD平均より上昇

「所得分配と貧困レポート」では、各国の所得分配調査から、世帯当たり所得を世帯員1人当たり所得に換算（世帯員人数のルート値で除算）した等価所得および等価可処分所得によるジニ係数を算出しています（国際比較として各国の世帯構成の差を除去する方法）。

当初所得とは税金・社会保険料込み所得のことで、この等価当初所得によるジニ係数（18歳～65歳までの生産人口の場合）をみると、日本のジニ係数は低い位置にあり、2000

年においても主要15ヶ国中でデンマーク、オランダに次いで下から3位にあります。しかし、90年代半ばから2000年にかけた日本の当初所得でのジニ係数の上昇テンポは高く、ドイツに次いで2位となっています。

可処分所得とは当初所得から税金・社会保険料を控除し、失業手当・児童手当・年金等の公的な金銭給付を含めた所得のことです。この等価可処分所得のジニ係数（18～65歳の生産人口）をみますと、2000年の日本の位置は、アメリカ、イタリア、ギリシャ、ニュージーランド、イギリスに次いで主要15ヶ国中の6位であり、高位グループの中に入ってきています。90年代半ばの7位から順位を高めています（図表Ⅱ-2-20参照）。

このように、日本のジニ係数はOECD主要国と比較しますと、当初所得では低いが、可処分所得では所得格差が大きな国の仲間入りをしつつあります。日本の等価可処分所得によるジニ係数が相対的に高い位置にあるのは、日本の公的給付（失業保険、生活扶助、児童手当など）の支給額が欧州各国に比べ低いことが影響しています。

高い日本の相対的貧困率

「所得分配と貧困レポート」は、中位数にある人の所得額の50%水準以下の人々が全人数に対して占める割合を相対的貧困率と定義してOECD諸国の比較を行っています。2000年の可処分所得においては、日本の相対的貧困率は15.3%であり、OECD26ヶ国中で

図表Ⅱ-2-20　等価可処分所得のジニ係数の国際比較（生産人口）

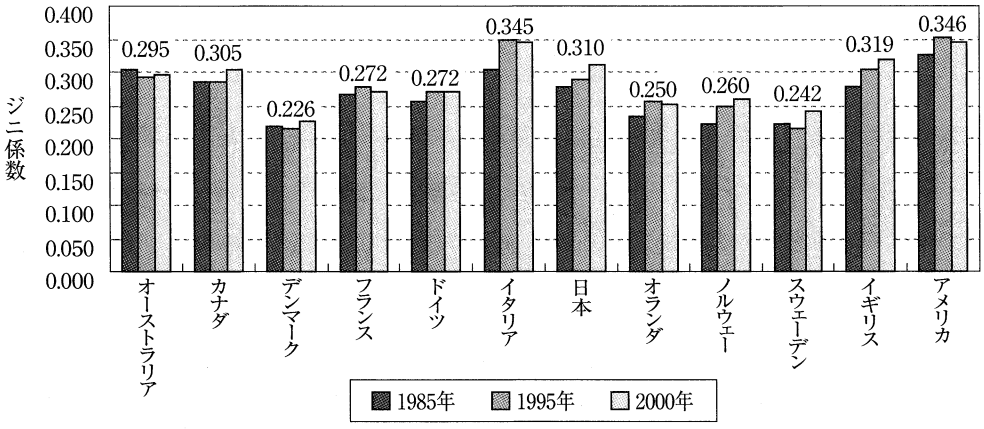

資料出所：OECD(2005)"Income Distribution And Poverty In OECD"

メキシコ、アメリカ、トルコ、アイルランドに次いで5位であり、26ヶ国平均の10.4%に比較して貧困率が高い国となっています。そして、日本の可処分所得における相対的貧困率の高さはすべての年齢で高いこと、特に20歳代、30歳代、40歳代、50歳代の働き盛りの年齢において10%を超える高率となっている特色があります（図表Ⅱ-2-21）。これは日本においては就労している人の場合でも相対的貧困層に入る人が多いことが要因になっています。

多くのOECD諸国では、相対的貧困層の多くは、無業の人々が中心となっていますが、日本、メキシコ、ギリシャ、ポルトガルでは、相対的貧困層の7割強が勤労者であり、特に日本では勤労者の割合が高く、しかも2人働き世帯の構成員でも貧困率が高い割合をみせています*15。このことから、日本の場合には「働いても貧困を抜け出せない」構造となっている問題が浮かび出ています。

「OECDの対日経済報告」では、日本では子供を持つ母親片親世帯の母親は83%が働いていますが、その世帯の52%は相対的貧困層にとどまっていること、これはOECD諸国平均の21%に比較して高い値になっていると指摘されています。その原因としては、その

図表Ⅱ-2-21　年齢階層別の相対的貧困率の国際比較（2000年）

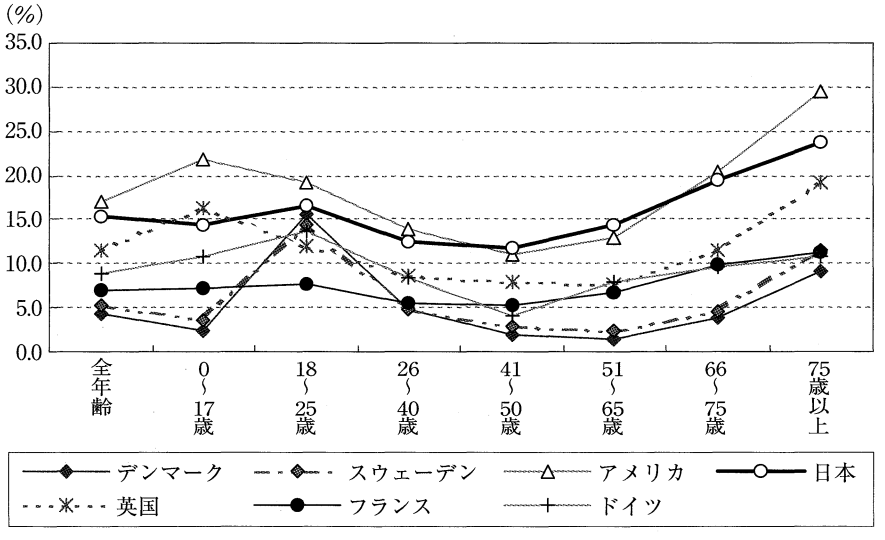

資料出所：OECD(2005)"Income Distribution And Poverty In OECD"

*15 OECD（2005）「所得分配と貧困レポート」12図。

賃金の低さ、非正規雇用が多いこと、家族給付が低いことが言及されています*16。

同報告では、18～65歳の生産人口における当初所得（税･社会保険料込み）と可処分所得との双方の相対的貧困率を示していますが、日本の場合には当初所得の相対的貧困率はOECD17ヶ国平均より低く2000年で16.5%ですが、90年代中ごろから比較するとその水準は2.5%ポイント増と他の諸国より大きく増大していること、可処分所得の相対的貧困率は2000年で13.5%であり、OECD主要17ヶ国の中では米国に次いで2位と高いことが紹介されています。そして、この可処分所得の相対的貧困率の上昇は賃金格差の拡大を反映した当初所得での貧困率の増大が大きな要因と指摘されています*17。

日本の低い移転所得・税の所得再分配機能

「OECDの対日経済報告」は、OECD諸国の所得再分配（2000年）についても比較分析を行っています。その比較分析の一つとして、家計可処分所得に占める移転所得（社会保障給付など）比率が示されています。

それによると、日本のその比率は17.0%であり、OECD27ヶ国（除くアイスランド、韓国、スロバキア）平均の20.1%よりも低くなっています。そして移転所得額に占める低位20%の第Ⅰ五分位階層のシェアはOECD27ヶ国平均では22.8%ですが、日本のそのシェアは15.7%にすぎず、イタリアとともに主要国では所得移転比率が低いことが示されています（図表Ⅱ-2-22）。

租税の負担については日本の低所得者の租税負担率は7%と高く，他の諸国に比較して低位所得者に重い租税負担となっています。

この結果、第Ⅰ五分位所得階層の純移転所得（所得移転額から租税負担額を控除したもの）が全家計可処分所得に占める比率は、日本の場合は1.3%にすぎず、OECD27ヶ国平均の4.0%と比較するとその3分の1の水準にとどまっています（図表Ⅱ-2-22を参照）。

また、所得の上位20%層への移転所得額に対して所得下位20%層の移転所得額が何倍に当たるかの倍率をみますと、日本の場合は0.8倍であり、最下位所得層への移転額は最上位所得層への移転額の8割分にしか当たっていません。多くのOECD諸国では当然にこ

*16 OECD（2006）「OECDの対日経済報告（英文）」115頁。
*17 OECD　同上 111頁。

図表Ⅱ-2-22　OECD主要国における移転所得、税による所得再分配

	家計可処分所得に占める移転所得比率	移転所得での第Ⅰ五分位層のシェア	第Ⅰ五分位層移転所得の全家計可処分シェア	家計可処分所得における租税負担率	第Ⅰ五分位層の租税のシェア	第Ⅰ五分位層租税額の全家計シェア	第Ⅰ五分位層の純移転所得の全家計シェア	移転所得倍率（最低層／最上位層）
	A(%)	B(%)	C＝A＊B	D(%)	E(%)	F＝D＊E	C－F	倍
オーストラリア	15.1	40.6	6.1	24.8	0.4	0.1	6.0	12.7
ベルギー	31.4	20.3	6.4	37.3	1.0	0.4	6.0	1.3
カナダ	14.7	26.3	3.9	28.8	3.6	1.0	2.8	1.7
フランス	30.1	19.6	5.9	9.2	7.7	0.7	5.2	0.8
ドイツ	26.9	20.2	5.4	38.3	3.0	1.2	4.3	1.0
イタリア	28.0	11.7	3.3	28.9	2.7	0.8	2.5	0.4
日本	17.0	15.7	2.7	18.2	7.4	1.4	1.3	0.8
オランダ	19.0	32.5	6.2	34.5	5.2	1.8	4.4	3.1
ノルウェー	20.6	30.7	6.3	34.2	4.3	1.5	4.9	2.9
ポルトガル	19.5	16.8	3.3	17.2	3.5	0.6	2.7	0.5
スウェーデン	32.2	25.8	8.3	46.3	5.5	2.6	5.8	2.0
英国	16.8	33.7	5.7	21.5	1.8	0.4	5.3	4.8
米国	7.4	25.5	1.9	32.1	1.4	0.5	1.4	1.4
OECD27ヶ国計	20.1	22.8	4.6	29.3	4.0	1.2	4.0	2.1

資料出所：OECD(2006)「OECDの対日経済報告(英文)」113頁

の倍率は1を上回っており、平均値では2.1倍になっています。

以上のように、日本における所得移転額（社会保障給付、公的生活給付）は、全家計平均（家計可処分所得に占める比率）においても低く、また低位所得者への所得再分配機能が際立って貧弱な事態にとどまっている現状が示されています。

第5節　大きい資産格差

統計にみる大きな資産格差ジニ係数

日本においては、預金・保険・株式・金融債券などの金融資産および土地・家屋等不動産の資産については、所得格差よりもさらに大きな不平等が存在しています。

「国民生活白書 平成18年版」によると、図表Ⅱ-2-23に示したように土地資産の2003年のジニ係数は、0.589であり、所得格差の0.4の値と比較して不平等度はさらに大きくなっています。この間1991年の資産バブルの崩壊以降には資産価格が下落し、その影響により土地資産ジニ係数は低下傾向をたどりましたが、2003年ごろから再び拡大の方向に動

図表Ⅱ-2-23　土地資産のジニ係数の推移

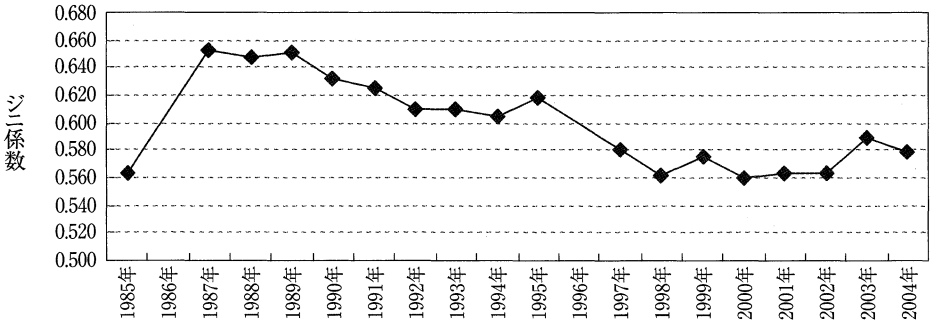

資料出所：内閣府「国民生活白書」（平成18年版）

き出しています。これは、土地価格の下げ止まり、一部地域の地価上昇などが影響しています。

金融資産の格差（貯蓄動向調査）も、2000年のそのジニ係数は0.4839という高い値を示しています（内閣府「国民生活白書 平成18年版」、275頁）。その後の年のジニ係数は同統計が「家計調査」に統合されたため示されていません。

近年には再び、資産格差は拡大傾向

所得階級間の資産格差について、第X十分位所得階級（所得額が上から10%）の試算額が第I十分位所得階層（下から10%階級）の資産額に対して何倍になっているかの倍率でみてみましょう。「全国消費実態調査」のデータから計算したその値は、図表Ⅱ-2-24に示したように、資産全体では、2004年に3.4倍となります。94年には3.4倍、99年には3.1倍でしたが2004年には再び97年水準に回復してきています。そのなかで、土地・住宅資産についてのその倍率は、2004年の値が94年よりも上回り、土地・住宅資産の所得階層間の格

図表Ⅱ-2-24　年収十分位間の資産格差（第Ｘ分位／第Ｉ分位）

（単位：倍率）

	1994年	1999年	2004年
資産計	3.4	3.1	3.4
金融資産	2.6	2.5	2.6
宅地･住宅	3.6	3.2	3.7
耐久消費財	3.9	4.1	3.3
年間収入	7.4	7.5	7.9

資料出所：総務省「全国消費実態調査」各年版

差が再び拡大傾向をみせている姿を示しています。

貯蓄無し世帯の増加

また金融資産では、近年の不況長期化の影響もあり、貯蓄ゼロと回答する世帯が2001年ごろから20%を上回る水準に高まってきています（図表Ⅱ-2-25、金融広報中央委員会の「家計の金融資産に関する世論調査」*18）。同調査によれば、2005年には貯蓄ゼロ回答の世帯は23.8%に増加しています。世帯主年齢階層別にみると、世帯主20歳代の世帯で「貯蓄無し」世帯が35%を上回り、30歳代、40歳代の世帯も2005年には25%水準を超えるに至っています。

図表Ⅱ-2-25　貯蓄「非保有」の世帯比率の推移

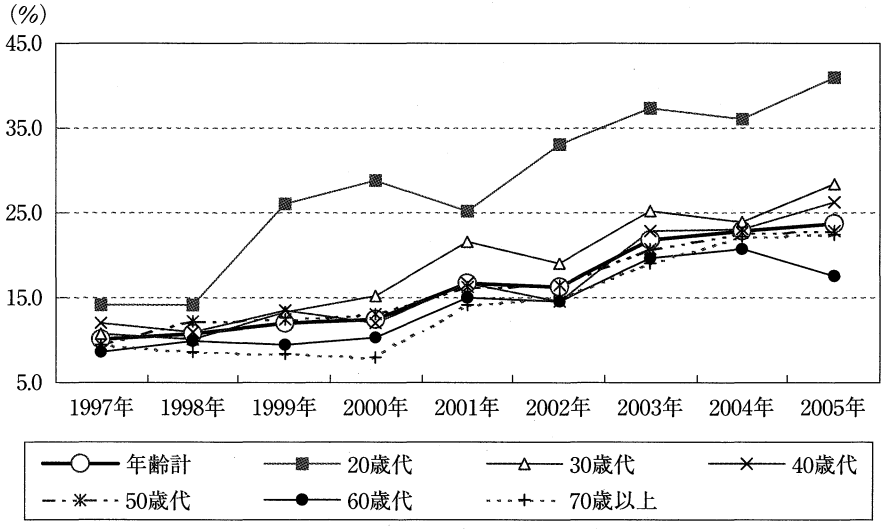

資料出所：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

*18 このアンケート調査での貯蓄（金融資産）には、事業性の預貯金等および給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金は含まれていない。

第3章　賃金格差の現状とその要因

第Ⅱ部　第3章のポイント

第1節　正規社員における賃金格差の現状とその要因

○ 企業の賃金改定は、1990年代末以降、企業間の業績格差の拡大を背景に賃金改定額・改定率のばらつきが拡大している。大企業と中小企業間の賃金格差は、1990年代半ばから拡大傾向を続けており、長期不況がとりわけ中小企業の経営に深刻な影響をもたらしたことや、業績回復が大企業を中心に進んだことが影響しているものと考えられる。産業間では、1990年との比較において、特定の産業において賃金の相対的水準の大幅な低下がみられる。

○ 年齢階級別の賃金水準は、1990年との比較において、40歳代以上の相対的水準が低下しており、賃金カーブのフラット化がみられる。同一年齢階級内における賃金のばらつきを標準労働者（男性）でみると、大卒・40歳以上における分散の拡大が目立つ。これらの変化には、成果主義型賃金制度に象徴される賃金制度の見直しが進んだことが影響していると考えられる。

○ 男女間の賃金格差は縮小傾向が続いてきたが、近年の格差縮小は、女性労働者の高学歴化や勤続年数の伸びなどが大きく影響しており、これらの影響を除くと縮小度合いが大きく減ずる。2007年の男女雇用機会均等法改正法の施行を踏まえた均等処遇の実現に向けた労使の取り組みとあわせ、男女が分け隔てなく無理なく働くことができるような周辺環境の整備も重要である。

第2節　正規社員・非正規社員間の賃金格差の現状とその要因

○ 正規社員に対する非正規社員の賃金水準をみると、フルタイムの非正規社員では7割弱、パートタイム労働者（短時間労働者）を含めた非正規社員平均では5割弱の水準にある。

○ 一般労働者に対するパートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与水準は、男が5割強、女が7割弱であり、1時間当たりの年間収入で比べるとさらに格差は拡大する。女性を例に賃金格差の推移をみると、1990年代には格差の拡大が続いたが、2002年に底を打ってからは格差が縮まる傾向にある。

○ 一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差の背景・要因としては、パートタイム労働には単純・定型的業務が多いこと、勤続年数が長くなっても賃金の伸びが少ないこと、就業調整（＝年収調整）をする女性パートが少なくないこと、

パートタイム労働者が賃金の低い職種に集中する傾向が進んだことが指摘されている。

○ 現下の景気回復局面においても、非正規社員の賃金水準が伸び悩み、正規社員としての就労機会が減少したことにより、生計面で自立できない層が拡大している。今後、正規社員への就労機会を逸した若年層に対する公的職業訓練や就労支援策、生計費確保をも考慮した法定最低賃金制度の整備、さらには低賃金の産業・職種における公正競争を図る観点などからの産業別ないし職種別最低賃金の確立などが重要である。

○ また、非正規社員の基幹化・戦力化が進むなかで、非正規社員における賃金・処遇への納得感を高めるためにも正規・非正規社員間における均等処遇の実現が重要であり、福利厚生、教育訓練を含めた対応が求められる。

第3章では、雇用者に焦点を当てて、個人間の収入格差に大きなかかわりを持つ賃金格差について分析します。

先に紹介した連合総研「第11回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」(以下、「勤労者短観」という。)では、個人間の収入の差を拡大させた主要因として、「企業間の業績格差の拡大などにより賃金の差が拡がったこと」(42.5%) や「成果主義的な賃金制度の導入などで賃金の差が拡がったこと」(35.4%) といった賃金関連の回答が上位を占めています。また、最も割合の多い「パート・派遣労働など非正規雇用が増えたこと」(51.1%) という回答の背景には、正規・非正規雇用間における大きな賃金格差の存在があります。

以下では、雇用者の意識調査で指摘された、賃金におけるさまざまな格差の存在やそれらの変化が、実際の労働統計においてどのように表れているかを確認し、今後の政策課題について考察します。

第1節　正規社員における賃金格差の現状とその要因

ここでは、正規社員について、企業間、年齢階級間および男女間における賃金格差の現状や変化を概観します。

(1) 企業間の賃金格差（企業規模間、産業間）

企業間の賃金格差の動向に関連して、まず企業における近年の賃金改定の状況をみることにします。

厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」をみると、賃金改定額・改定率の企業間のばらつき（分散係数）が1990年代末に大きく拡大し（図表Ⅱ-3-1）、現在に至っています*1。こうした変化の背景には、多くの企業が賃金改定にあたり「企業業績」を最も

図表Ⅱ-3-1　賃金の改定額・改定率のばらつきの推移（四分位分散係数）

	賃金の改定額	賃金の改定率
1990年	0.204	0.140
1991年	0.191	0.136
1992年	0.181	0.144
1993年	0.240	0.197
1994年	0.264	0.234
1995年	0.275	0.259
1996年	0.262	0.241
1997年	0.261	0.241
1998年	0.379　<0.393>	0.344　<0.353>
1999年	0.528　<0.539>	0.470　<0.485>
2000年	0.643　<0.658>	0.596　<0.601>

（注）1. 四分位分散係数＝（第3・四分位数－第1・四分位数）／（2×中位数）
2. ＜　＞内は、1997年以前の旧対象産業による数値である。
資料出所：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

重要な考慮要素としており、そのような企業では、企業業績の良し悪しの差が、賃金改定の差に端的に反映されていることがあります（図表Ⅱ-3-2）。

こうしたことから、「勝ち組」「負け組」という言葉に象徴される企業間の業績格差の拡大は、企業の賃金改定にばらつきを生じさせ、その結果として企業間における賃金水

＊1「2005年賃金引上げ等の実態に関する調査」における「1人当たり平均賃金の改定額の階級別企業分布」を用いて連合総研で試算した賃金改定額の四分位分散係数は0.7前後です（概算値）。

図表Ⅱ-3-2　企業業績の評価と賃金改定状況との関係（「企業業績」を重視した企業）

（単位：%）

年・業績評価	計		1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
2005年					
「良い」と評価	(23.4)	100.0	96.2	0.0	3.8
「悪い」と評価	(33.9)	100.0	53.1	9.1	37.7
どちらともいえない	(42.6)	100.0	86.3	0.8	12.9
2004年					
「良い」と評価	(22.0)	100.0	95.9	0.4	3.6
「悪い」と評価	(42.2)	100.0	64.6	8.0	27.5
どちらともいえない	(35.8)	100.0	82.1	1.7	16.2

（注）1. 賃金の改定を実施または予定している企業および賃金の改定を実施しない企業のうち、賃金の改定の決定にあたり「企業業績」を重視した企業についての数値である。
2. （　）内は、「企業業績」を重視した企業に占める「良い」「悪い」「どちらともいえない」それぞれの割合である。

資料出所：厚生労働省「2005年賃金引上げ等の実態に関する調査」

準の差を広げる方向に影響したと考えられます。

次に、企業規模間、産業間における賃金格差の状況をみます。今日に至る景気回復局面において、企業業績の回復状況は、中小企業よりも大企業、非製造業よりも製造業といったように、企業規模や産業によって違いがみられます。そこで、賃金に関するマクロデータで、企業規模間、産業間における賃金の格差がどのように推移したかをみることにします。

なお、以下では主に厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて一般労働者（短時間労働者以外の常用労働者）の賃金水準を分析しますが、このなかには、正規社員のほかにフルタイムの非正規社員が一定割合（2005年調査で13%）含まれています。

企業規模間の賃金格差

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で企業規模ごとの賃金水準（所定内給与）をみると、企業規模が小さいほど賃金水準が低下しています（図表Ⅱ-3-3）。企業規模間における労働者の属性の違いによる影響を除くため、労働者の性、学歴、年齢、勤続年数別

図表Ⅱ-3-3　企業規模間の賃金格差（所定内給与、大企業＝100）

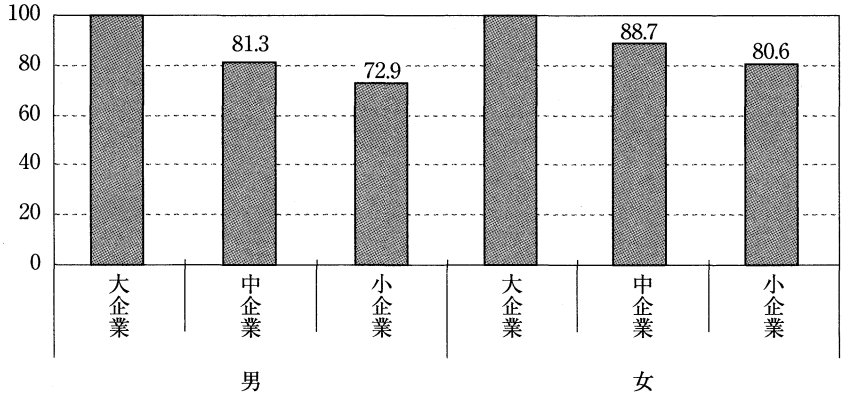

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

の人員構成比を、企業規模計と同一に補正して計算すると、企業規模間の賃金差は縮小しますが、大企業と中小企業との間にはなお10ポイント前後の差が存在しています（図表Ⅱ-3-4）。

過去15年間の推移をみると、企業規模間の賃金格差は、90年代半ばまでは若干縮小する傾向にありましたが、それ以降は拡大を続けていることがわかります。これには、長

図表Ⅱ-3-4　企業規模間の賃金格差の推移（所定内給与、大企業＝100）
（性、学歴、年齢、勤続年数別の人員構成比を企業規模計と同一に補正）

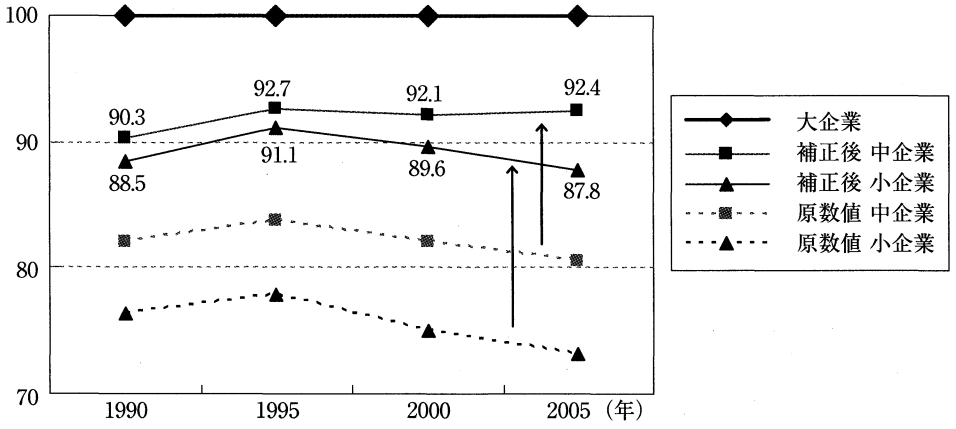

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

期不況がとりわけ中小企業の経営に深刻な影響をもたらしたとともに、企業業績の回復が、大企業を中心に進んだことが影響しているものと考えられます。

産業間の賃金格差

産業間の賃金水準（所定内給与）をみると、産業計100に対して、「金融・保険業」（男女それぞれ139.9、112.3）、「教育・学習支援業」（同133.2、136.9）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（同124.4、133.6）が高い水準にあります。その一方で、「飲食店、宿泊業」（同81.9、81.5）が低い水準にあります（図表Ⅱ-3-5）。

図表Ⅱ-3-5　産業間の賃金格差（所定内給与）

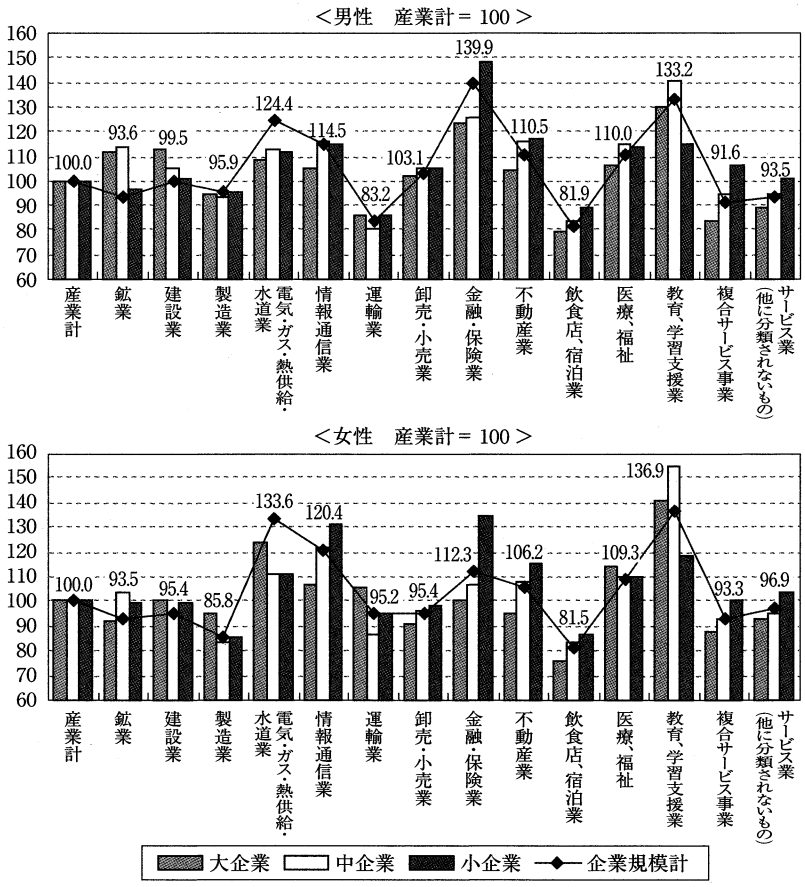

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

図表Ⅱ-3-6　産業間の賃金格差の推移（所定内給与、産業計＝100）

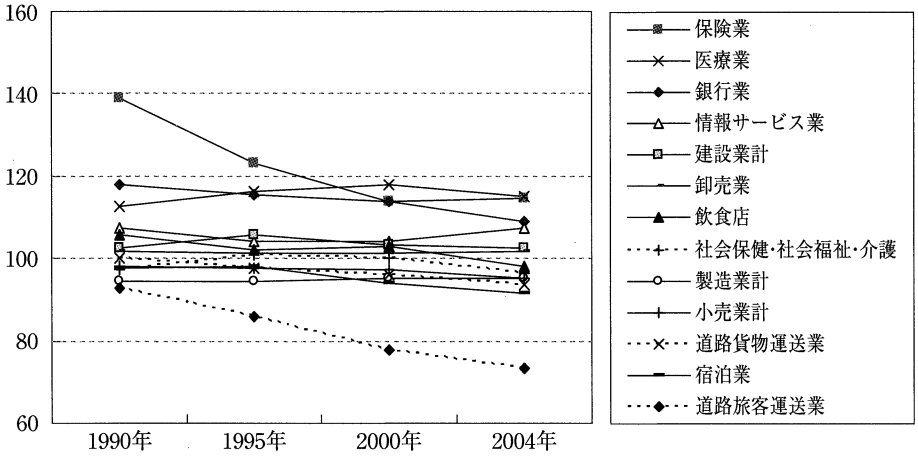

（注）1. 各年について産業計を100としたパーシェ指数（性、学歴、年齢、勤続 同一条件）
2. 人員数が全体の1%以上を占める産業を選んで集計した（産業計の約8割の人員数をカバー）。
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて連合にて試算。

次に、主な産業の賃金水準について過去14年間の推移をみます（図表Ⅱ-3-6）。ここでは、各年について産業計の賃金水準を100とし、性、学歴、年齢、勤続年数別の人員構成比を産業計と同一に補正した指数を用いています。

全体としては産業間の賃金格差の変化はほぼフラットに推移していますが、「保険業」、「道路旅客運送業」の相対的水準が大きく低下していることが目立ちます。90年代以降、長期の経済低迷、金融機関の不良債権問題、経済のグローバル化や規制緩和の進展による企業間競争の激化といった厳しい経営環境が続いたなかで、賃金の抑制・引き下げ圧力が特定の産業にとりわけ大きくかかったものと思われます。このことは、連合総研「勤労者短観」において、個人間の収入の差を拡大させた主要因の1つとして「規制緩和による企業間競争激化で賃金が引き下げられた」（14.9%）をあげる回答が一定の割合を占めたことからもうかがえます。

(2) 年齢階級ごとにみた賃金格差（年齢階級別、同一年齢階級内）

90年代後半以降、企業において大規模なリストラが進められるとともに、成果主義型賃金制度を代表例とする賃金・処遇制度の改定が多くの企業で行われました（図表Ⅱ-3-7）。

図表Ⅱ-3-7　過去3年間の賃金制度の改定の有無、および改定内容別企業数割合

（単位：%）

	全企業	右記の制度改定を行った企業の割合	改定項目（複数回答、制度改定を行った企業=100）												
			業績・成果に対応する賃金部分の拡大	職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大	職務、職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大	職能資格制度の改定・導入	手当を縮減し基本給へ組入れ	年俸制の改定・導入	賃金表の導入	基本給を抑制し、賞与のウエイトを相対的に拡大	基本給を増加し、賞与のウエイトを相対的に縮小＊	複線型賃金体系の改定・導入	昇給幅の縮小＊	昇給幅の拡大＊	定期昇給の廃止＊
2004年	100.0	38.4	20.7	17.6	15.5	10.1	9.8	6.1	5.6	2.4	1.7	1.6	－	－	－
1999年	100.0	53.0	15.5	15.8	11.3	8.7	6.4	5.4	5.2	2.7	-	1.9	30.1	10.5	10.5
1996年	100.0	49.7	15.0	15.7	12.1	7.8	4.9	3.0	6.8	3.5	-	1.3	23.3	11.9	3.8

（注）＊は2004年調査で追加・削除のあった項目
資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」（2004年）および「賃金労働時間制度等総合調査」（1999年、1996年）

この間、各年代層における賃金水準がどのように変化したか、年齢階級別の賃金水準と同一年齢階級内における賃金の分散（ばらつき）を概観し、この間の賃金制度改定とのかかわりなどを考察します。

年齢階級別の賃金水準

まず、年齢階級と賃金水準の関係をみるため、20～24歳における賃金（所定内給与）を100としたときの年齢階級ごとの相対的な賃金水準をみます（図表Ⅱ-3-8）。比較的人数の多い高卒、大卒について男女別にみると、男性に比べて女性は賃金カーブがフラットな形状をしています。これは、男性に比べて女性は勤続年数が比較的短いことや管理職になる比率が低いことなどにより、年齢階級の高まりと賃金水準の増加との関係が弱いことが影響しています。

過去15年間の推移をみると、総じて40歳代以上の年齢階級で賃金の相対水準が低下し、賃金カーブがフラット化していることがわかります。

図表Ⅱ-3-8　年齢階級別の賃金水準の変化（所定内給与）

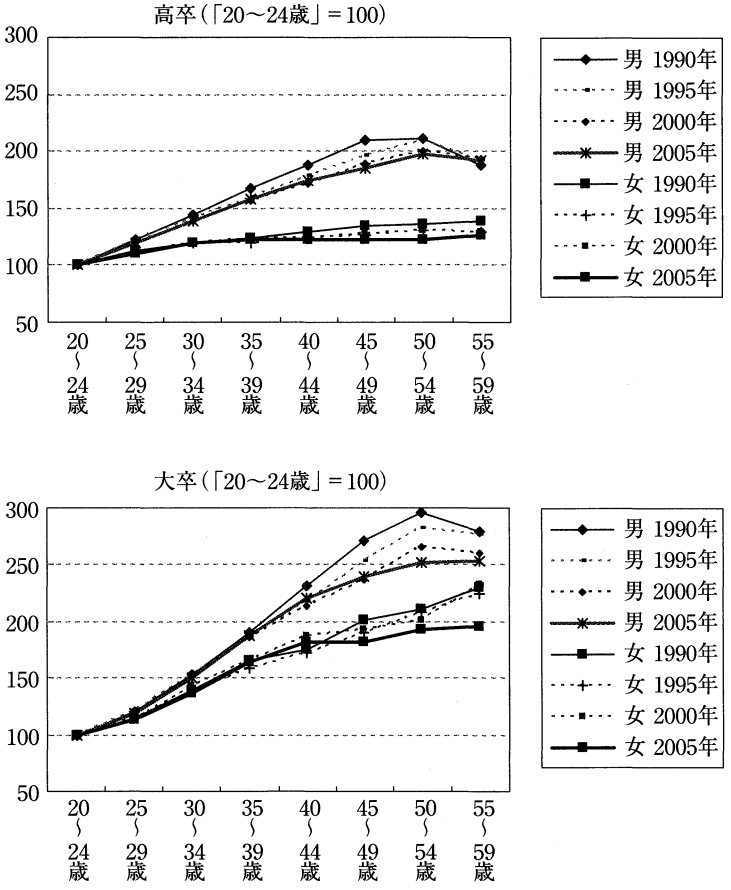

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

同一年齢階級内での賃金の分散

同一年齢階級内における賃金（所定内給与）の分散を知るため、「第1・十分位数」、「中位数」、「第9・十分位数」をみると、年齢層が高まるにつれて、同一年齢階級内での分散が大きくなることがわかります（図表Ⅱ-3-9）。

次に、過去15年間の変化の特徴を、同一年齢・勤続である標準労働者（男性の高卒・大卒）のデータを用いてみます。図表Ⅱ-3-10は、所定内給与額の分布特性値（十分位分散係数*2）の変化を示したものです。このうち、大卒については全般的に賃金の分散が拡

図表Ⅱ-3-9　同一年齢階級内での賃金の分散（所定内給与）

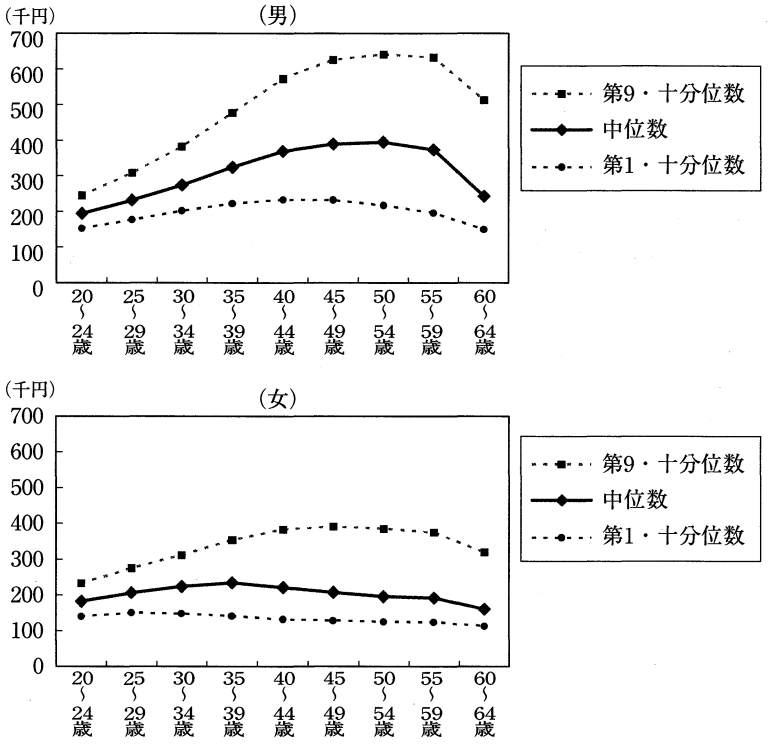

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

図表Ⅱ-3-10　標準労働者における年齢別十分位分散係数の変化（所定内給与）

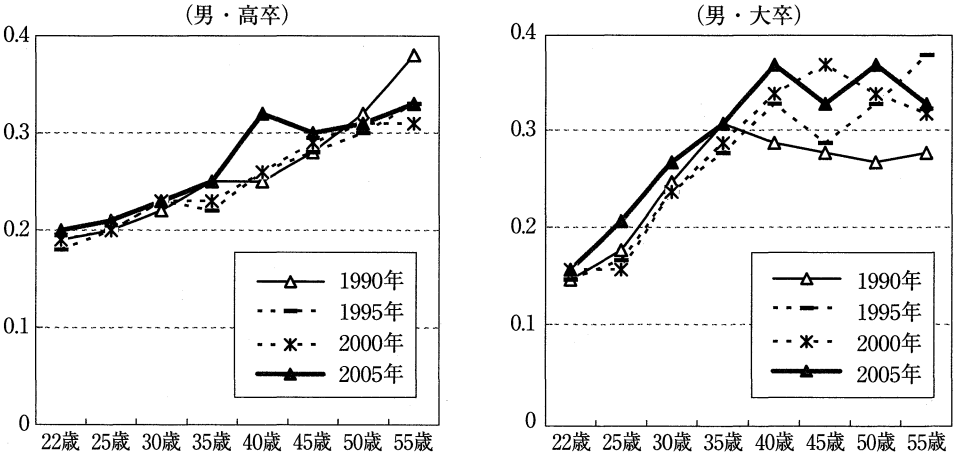

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

大するなかで、特に40歳以上の年齢層における分散の拡大が目立ちます。

このような賃金カーブのフラット化や一部の層における分散の拡大は、成果主義型賃金制度に象徴される年功的賃金の縮小および業績・成果に対応した評価給の拡大などの賃金制度の見直しが進んだことが影響していると考えられます。

内閣府経済社会総合研究所「2004年度企業行動に関するアンケート調査」では、年齢階層別の最高賃金と最低賃金に着目して、企業における賃金体系の変化について分析しています。まず、30歳代以下、40歳代、50歳代以上の年齢層内における最高賃金・最低賃金の平均（40歳代の雇用者の平均賃金を100とした指数）は、年齢層が高まるにつれてそれぞれ上昇しています（図表Ⅱ-3-11）。

図表Ⅱ-3-11　最高賃金・最低賃金の平均および最低賃金に対する最高賃金の倍率

		同一年齢層内の最高賃金			同一年齢層内の最低賃金			最高賃金倍率＝最高賃金÷最低賃金		
		1999年 (c)	2004年 (d)	差 (d)－(c)	1999年 (c)	2004年 (d)	差 (d)－(c)	1999年 (c)	2004年 (d)	差 (d)－(c)
全回答企業	30歳代以下(a)	101.9	104.9	3.0	65.0	62.1	-2.9	1.57	1.69	0.12
	40歳代	121.3	124.6	3.3	79.6	75.2	-4.4	1.52	1.66	0.13
	50歳代以上(b)	129.7	131.0	1.3	86.6	81.1	-5.5	1.50	1.62	0.12
	差　(b)－(a)	27.8	26.1	-1.7	21.6	19.0	-2.6			
うち、成果主義的賃金の割合が50%以上の企業	30歳代以下(a)	104.8	111.7	6.9	61.7	58.5	-3.2	1.70	1.91	0.21
	40歳代	124.3	129.8	5.5	75.9	70.1	-5.8	1.64	1.85	0.21
	50歳代以上(b)	132.7	134.1	1.4	81.6	74.6	-7.0	1.63	1.80	0.17
	差　(b)－(a)	27.9	22.4	-5.5	19.9	16.1	-3.8			

（注）40歳代の雇用者の平均賃金を100とした場合
資料出所：内閣府経済社会総合研究所「2004年度企業行動に関するアンケート調査」

1999年から2004年の5年間の変化をみると、最高賃金は各年齢層で上昇し、最低賃金は各年齢層で低下しています。また、最高賃金の上昇幅は「30歳代以下」「40歳代」よりも「50歳代以上」で小さく、最低賃金の低下幅は「50歳代以上」「40歳代」よりも「30歳代以下」で小さくなっており、年齢層間の最高賃金の差および最低賃金の差はそれぞれ縮小しています。このような変化により、各年齢層において同一年齢層内の賃金格差が拡大するとともに、年齢層別の最高賃金カーブおよび最低賃金カーブは傾きが緩やかにな

＊2　十分位分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

この数値が大きいほど、分散が大きいことを示しています。

っています。

さらに、全回答企業と成果主義的賃金の割合が50%以上と回答した企業（以下、「成果主義的賃金制度導入企業」という。）との間で最高賃金・最低賃金の状況を比較すると、同一年齢層内の賃金格差は、成果主義的賃金制度導入企業で相対的に大きくなっています。また、5年間における同一年齢層内の賃金格差の拡大や年齢層別の最高賃金カーブ・最低賃金カーブのフラット化という変化は、成果主義的賃金制度導入企業においてより大きく表れており、成果主義的賃金制度の導入とこれらの変化とのかかわりがうかがわれます。

(3) 男女間の賃金格差

男女間の賃金格差は、縮小傾向が続いてきました。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で一般労働者における男女の所定内給与を比較すると、男100に対して女は65.9と、7割を下回る水準にあります（図表II-3-12）。男女間の賃金格差の推移をみると、2005年は前年に比べてわずかに拡大していますが、それまではほぼ一貫して縮小傾向が続きました。

図表II-3-12　男女間の賃金格差の推移（所定内給与）

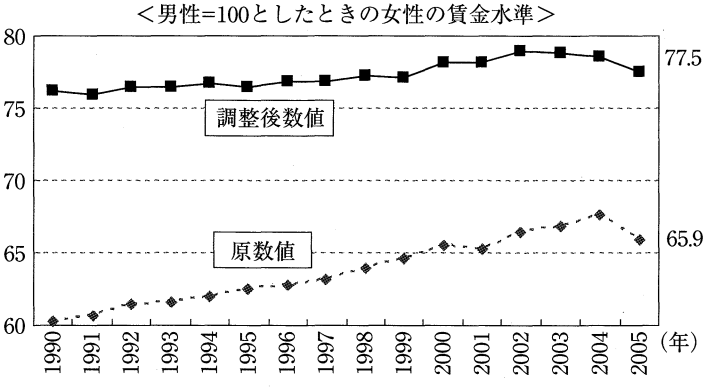

(注) 調整後数値：学歴、勤続年数、企業規模別の構成比を男性労働者に揃えた値。
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

次に、女性労働者の学歴、勤続年数、企業規模別の構成比を男性労働者の構成比と同一にして男女間で比較すると、男100に対して女は77.5と、格差は10ポイント超縮小します。また過去からの推移をみると、格差の縮小幅は、調整前の値に比べて調整後の値のほうが小幅になっています。このことから、近年の賃金格差の縮小は、女性労働者の高学歴化や勤続年数の伸びなどが大きく影響しているといえます。

また、役職別の賃金データ（企業規模100人以上、部長・課長・係長・非役職について集計）を用いて、学歴、勤続年数および役職の構成比を同一にして、男女の所定内給与の水準を比較すると、男100に対して、女87.2と、男女の賃金差がさらに縮まります。これにより、男女における役職者比率の違いも、男女の賃金水準の差に影響していることがわかります（図表Ⅱ-3-13）。

近年における男女間の賃金格差の縮小は、1986年に男女雇用機会均等法が施行され、

図表Ⅱ-3-13　役職構成比調整後の男女間の賃金格差（所定内給与）

＜男性＝100としたときの女性の賃金水準。
企業規模100人以上、部長・課長・係長・非役職について集計＞

	原数値	調整後数値	差異
男	100.0	100.0	-
女	67.6	87.2	19.6

（注）調整後数値：学歴、勤続年数、役職（部長、課長、係長、非役職）構成を男性労働者の比率に揃えた値。
資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

図表Ⅱ-3-14　管理職に占める女性の割合の推移

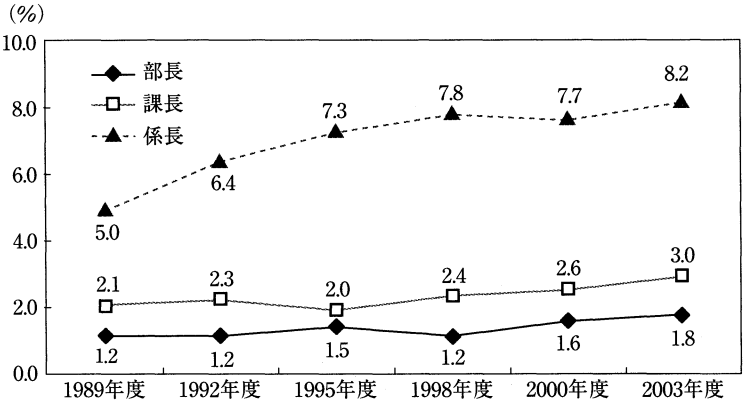

（注）当該役職がある企業に占める割合である。
資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

その後1999年の同法改正により採用・昇進などでの均等処遇が事業主の努力義務から差別禁止へと改められたことの効果の表れと考えられます。厚生労働省「2003年度女性雇用管理調査」では、改正男女雇用機会均等法の施行から4年余が経過した後の状況を調べています。このなかでは、係長相当職以上の管理職全体に占める女性の割合が年々高まりをみせていることがわかります（図表II-3-14）。

(4) 小括

大企業に対する中小企業の賃金格差は、1990年代半ばから拡大傾向にあり、これには長期不況がとりわけ中小企業に深刻な影響をもたらし、かつ中小企業の業績回復のテンポが遅かったことにより、賃金改善が相対的に進まなかったことが影響しているものと考えられます（図表II-3-15）。中小企業の労働条件の相対的な低下は、今後、中小企業での人材確保をより困難にする可能性があります。企業規模間の賃金格差の縮小に向けては、中小企業において企業業績の回復に応じた適切な労働条件整備が行われることが必要であり、それを後押しするためにも景気回復のさらなる持続とともに、中小企業の経営を疲弊させる不公正な取引関係の是正が求められます。

年齢階級ごとの賃金格差については、成果主義型賃金制度の広がりを背景に、中高年

図表II-3-15　企業規模別の賃上げ実施状況
（賃上げを実施した企業の割合）

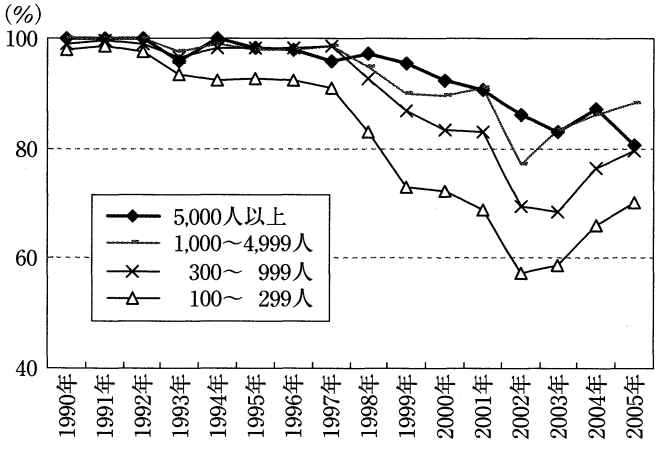

資料出所：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

層における賃金カーブのフラット化や、同一年齢階級内での賃金差の拡大がみられました。労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」（2005年：従業員調査）では、同世代内の賃金格差が「拡大してきた」とする正社員のうち、同世代内で自分の賃金水準が高いと感じている者の過半数（51.4%）が「働く意欲が高まった」、賃金水準が低いと感じている者の4割超（42.0%）が「働く意欲が低下した」と回答しており、賃金・処遇制度の見直しを進めつつ、社員全体のモラールを高めていくことの難しさがうかがわれます。連合総研「勤労者短観」では、仕事に対する評価項目のなかで「賃金・処遇が適切で納得性がある」の項目でマイナス評価が多いという結果が出ており（前掲図表Ⅰ-2-17参照）、賃金制度のメンテナンスや、評価・処遇に関する労使間の話し合いの緊密化など、労働者の納得感・モラール向上を図るための工夫が求められます。

男女間の賃金格差については、縮小傾向にあるとはいえ、女性労働者の高学歴化や勤続年数の伸びの影響を除くと改善度合いが大きく減ずることや、英米独仏における男性賃金100に対する女性賃金比（75～80前後）と比べて劣位にあることなど、依然として課題は残されています。また、いわゆる間接差別という形で問題が潜在化することも懸念されます。

2007年4月に施行される男女雇用機会均等法改正法では、性別禁止の範囲拡大、昇進にあたって転勤経験を要件とするなどの間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの推進などが盛り込まれており、各企業における同法の趣旨を踏まえた施策の展開が求められます。

加えて、男性の働き方に女性が合わせるという形で女性の賃金・処遇改善や昇進・昇格が進むということではなく、男女の別に関係なく、仕事と生活の調和を図りながら無理なく働くことができるような業務運営の見直しや労働時間に対する意識変革を進めるなど、周辺の環境整備も重要です。

第2節　正規社員・非正規社員間の賃金格差の現状とその要因

(1)　非正規社員の就業状況

ここでは、正規社員・非正規社員間の賃金格差の現状をみる前に、まず非正規社員の就業状況を概観します。

雇用者に占める正規社員の比率は、1990年代半ばまで80%前後で推移しましたが、それ以降低下を続け、2003年には70%を下回り、2006年には66.8%となっています（図表II-3-16）。その結果、現在、雇用者に占める非正規社員の割合は約3分の1に達し、女性に限るとその割合は約半数に及んでいます。非正規社員のうち最も割合が多いのはパートタイム労働者で、非正規社員の約3分の2に達します（図表II-3-17）。雇用者に占める割合は2割強、女性に限ると約4割という状況です。年齢階級別では、近年若年層における非正規社員の増加が目立ちます。

図表II-3-16　正規の職員・従業員比率の推移（役員を除く）

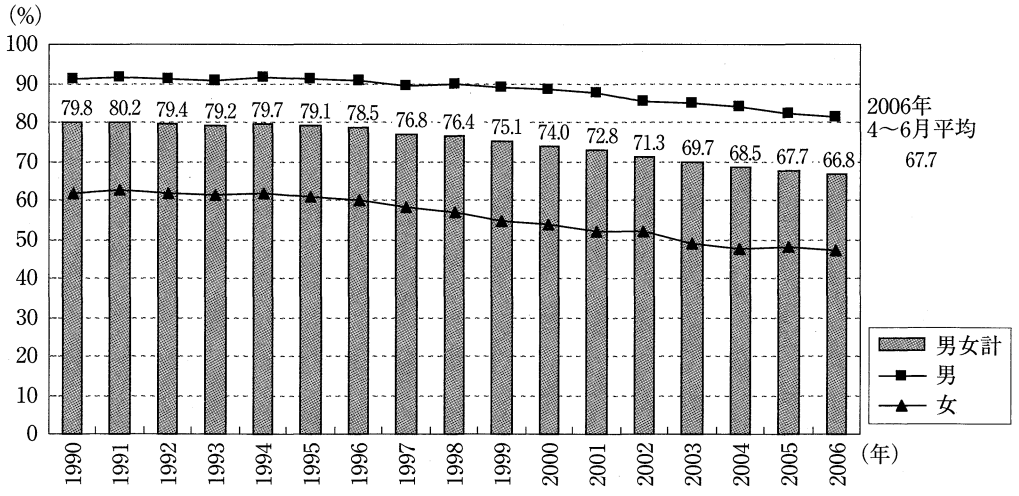

(注) 2001年以前は「労働力調査特別調査」(各年2月)、2002年以降は「労働力調査(詳細結果)」(各年1～3月平均) の数値である。
資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」「労働力調査（詳細結果）」

図表Ⅱ-3-17　就業形態別労働者割合

（単位：%）

		計	正社員	非正社員	就業形態						
					パートタイム労働者	契約社員	派遣労働者	出向社員	嘱託社員	臨時的雇用者	その他
	2003年	100.0	65.4	34.6 〔100.0〕	23.0 〔66.7〕	2.3 〔6.8〕	2.0 〔5.6〕	1.5 〔4.4〕	1.4 〔4.1〕	0.8 〔2.4〕	3.4 〔10.0〕
	1999年	100.0	72.5	27.5	14.5	2.3	1.1	1.3	-	1.8	6.5
男		100.0	80.0	20.0	9.6	1.9	1.0	2.2	1.8	0.9	2.6
女		100.0	44.4	55.6	42.5	2.9	3.4	0.6	0.9	0.8	4.6

（注）1.〔　〕は、「非正社員」の計を100とした就業形態別の労働者割合である。
2.「嘱託社員」は、1999年調査では「その他」に含まれる。
資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(2)　非正規社員の賃金の現状

連合総研「勤労者短観」では、「パート・派遣労働など非正規雇用が増えたこと」が個人間の収入の差を拡大させた主要因の首位にあげられました。これは、非正規社員の賃金水準が正規社員のそれに比べて低水準にあることが背景となっています。ここでは、非正規社員の賃金水準の実態を賃金統計でみます。

平均賃金月額

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の2005年調査では、一般労働者（短時間労働者以外の常用労働者）の賃金水準について、正規社員・正規社員以外（＝非正規社員）別にみることができます（図表Ⅱ-3-18）。非正規社員の所定内給与（月額）は、男221.3千円、女168.4千円であり、正規社員の7割以下の水準にあります。これを年齢階級別にみると、「18歳～19歳」の入口段階では男女ともに91と格差が小さいのに対し、年齢を重ねるにつれて格差が開き、40歳代以降は60前後の水準に固定されます。正規社員は長期雇用により経験などを積んで技能が高まりますが、非正規社員の場合は低位のままであることが、こうした格差の特徴や賃金カーブのフラットさの背景にあると考えられます。

次に、短時間労働者を含めた非正規社員の賃金水準は、厚生労働省「就業形態の多様

図表Ⅱ-3-18　性、年齢階級、雇用形態別賃金および雇用形態間賃金格差

年齢階級（歳）	賃金（千円）				雇用形態間格差（正社員・正職員＝100）	
	男		女		男	女
	正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外		
計	348.1	221.3	239.2	168.4	64	70
18～19	169.1	153.5	156.6	142.6	91	91
20～24	201.2	173.5	190.9	161.5	86	85
25～29	243.0	201.9	217.1	183.1	83	84
30～34	291.1	224.0	241.6	187.4	77	78
35～39	347.7	238.4	264.3	179.0	69	68
40～44	398.7	240.3	270.1	168.2	60	62
45～49	424.1	238.0	269.0	160.8	56	60
50～54	429.5	232.8	259.3	156.3	54	60
55～59	414.0	247.0	252.9	156.5	60	62
60～64	327.9	233.5	230.5	154.8	71	67
平均年齢（歳）	41.3	45.1	37.9	41.2		
勤続年数（年）	14.1	6.0	9.7	5.5		

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

図表Ⅱ-3-19　就業形態別2003年9月の賃金総額階級の構成および平均賃金等

	10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30～40万円未満	40～50万円未満	50万円以上	不詳	平均賃金月額（千円）	指数（正社員＝100） 平均賃金月額	時間当たり賃金	(1999年調査)
正社員	1.0	20.8	33.3	25.2	10.3	7.2	2.1	297.3	100	100	(100)
非正社員	37.2	40.8	12.7	3.8	1.7	1.5	2.3	145.5	49	68	(63)
契約社員	7.7	45.3	27.6	10.9	4.8	2.1	1.6	215.4	72	82	(87)
嘱託社員	4.8	43.7	33.8	11.2	3.3	2.5	0.6	222.0	75	86	(－)
派遣労働者	12.3	44.2	37.2	4.3	0.4	0.4	2.1	190.9	64	74	(77)
登録型	12.3	44.2	37.2	4.3	0.4	0.4	1.2	188.1	63	74	(77)
常用雇用型	12.3	44.4	27.8	7.6	2.8	0.9	4.2	197.6	66	75	(80)
臨時的雇用者	44.3	33.8	12.5	2.8	0.3	0.0	6.3	123.0	41	60	(50)
パートタイム労働者	50.8	40.0	5.7	0.7	0.0	0.1	2.6	108.1	36	57	(50)
その他	14.3	56.8	20.7	4.9	1.0	1.2	1.2	170.2	57	66	(－)

（注）1. 平均賃金月額は、各賃金総額階級の中央値（例：「10～20万円未満」の場合は15万円）を、賃金総額階級別の人員比で加重平均して求めた概算値。
2. 時間当たり賃金指数は、上記の平均賃金月額を平均労働時間で除した値について、「正社員=100」として指数化した概算値。

資料出所：厚生労働省「2003年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

化に関する総合実態調査」から知ることができます。2003年調査にある賃金総額階級別のデータから平均賃金月額を試算すると、非正規社員の値は146千円となり、正規社員の5割程度の水準にあります（図表Ⅱ-3-19）。このうち、賃金水準が比較的高い就業形態は、嘱託社員、契約社員、派遣労働者であり、比較的低い就業形態は、パートタイム労働者、臨時的雇用者となっています。労働時間の長短の違いを除いた時間当たり賃金水

準（正社員=100とした概算値）をみると、非正規社員は約68となり、正規社員との差は縮まります。非正規社員の時間当たり賃金水準を就業形態別にみると、平均賃金月額と同様に、嘱託社員、契約社員、派遣労働者が高く、パートタイム労働者、臨時的雇用者は低く、さらに4年前の調査と比べても大きな変化はありません*3。

パートタイム労働者の1時間当たりの賃金水準

次に、パートタイム労働者（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」では2005年調査から「短時間労働者」に呼称を変更）について、1時間当たりの賃金水準をみます。所定内給与額は、男1,069円、女942円となっています。これを年齢階級別にみると、男は30歳代

図表Ⅱ-3-20　短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり所定内給与額

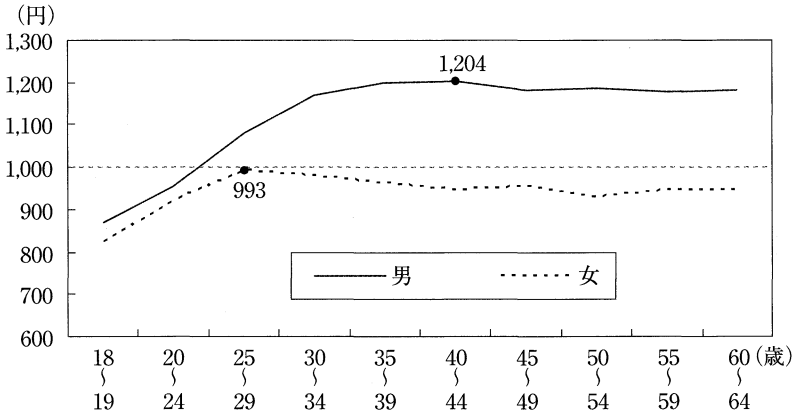

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

図表Ⅱ-3-21　短時間労働者の性、企業規模別1時間当たり所定内給与額および企業規模間賃金格差

	1時間当たり賃金（円）			賃金格差（大企業=100）	
	大企業	中企業	小企業	中企業	小企業
男	1,032	1,075	1,095	104	106
女	942	961	923	102	98

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

*3 2003年調査と1999年調査とでは非正規社員の就業形態の区分が一部異なり、連続していないため、厳密な比較はできません。

図表Ⅱ-3-22　短時間労働者の産業、性別1時間当たり所定内給与額
および労働者構成比

産業	1時間当たり賃金(円)		労働者構成比(産業計=100)(%)	
	男	女	男	女
製造業	1,068	853	8.6	14.3
卸売・小売業	985	889	36.4	37.9
飲食店，宿泊業	893	869	15.3	12.2
サービス業（他に分類されないもの）	1,148	980	18.9	15.6

資料出所：厚生労働省「2005年賃金構造基本統計調査」

後半、女は20歳代後半までは年齢階級の高まりとともに賃金水準が高まりますが、以降は横ばい、あるいは水準が低下します（図表Ⅱ-3-20）。

企業規模別では、一般労働者ほどは賃金格差は大きくなく、男は、大企業より中企業および小企業が高く、女は、中企業が961円と最も高く、大企業、小企業の順に低くなります（図表Ⅱ-3-21）。

産業別では、労働者構成比が高い「卸売・小売業」の賃金は相対的に低く、「サービス業」、「製造業（男性）」は相対的に高くなっています（図表Ⅱ-3-22）。

職種別では、職種ごとの賃金水準のばらつきが大きく、産業、職種構成の変化がパートタイム労働者の平均賃金水準の変動に大きな影響を及ぼすことになります。

(3) 一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差の推移

一般労働者とパートタイム労働者（短時間労働者）の賃金水準を比べると、一般労働者100に対するパートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は、2005年調査で男が52.5、女が69.0という水準にあります。これを前年の賞与、期末手当等特別給与を含めたものを「年間収入額」と見なして試算すると、男は43.4、女は58.4と、さらに一般労働者との格差は拡大します。

パートタイム労働者の多い女性について、過去15年間の推移をみると、1990年代から拡大をみせた賃金格差は、2000代初頭まで拡大を続け、2002年に底を打ってからは、縮

図表Ⅱ-3-23　一般労働者・短時間労働者の1時間当たり年間収入額および賃金比の推移
（一般労働者=100）

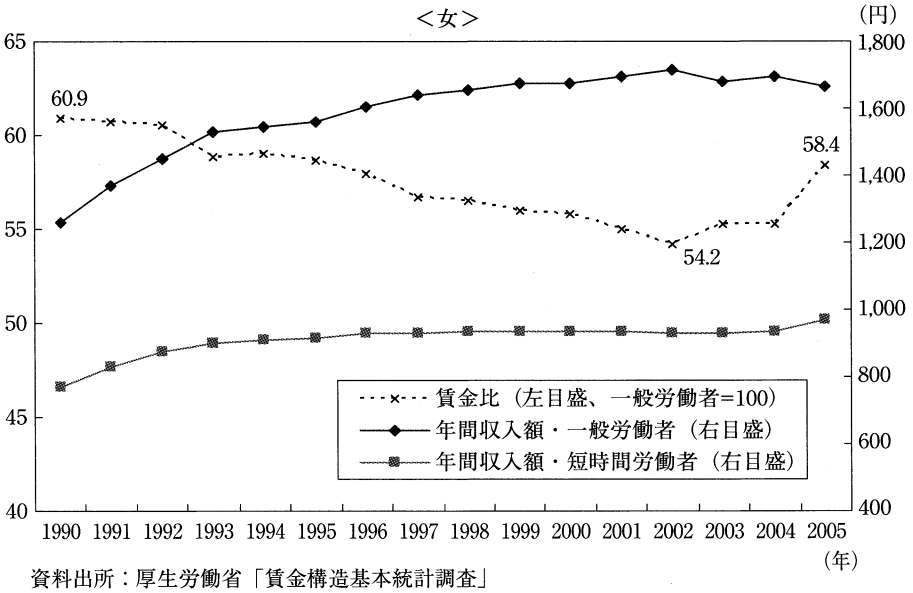

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

まる傾向にあります（図表Ⅱ-3-23）。なお、2005年の値は、対前年＋3.2ポイント（2004年55.2、2005年58.4）と縮小幅が顕著ですが、これについては、職種構成の変化や同年調査から従来の調査票で用いていた「パートタイム労働者」という呼称を「短時間労働者」に変更したことによる影響について留意が必要です*4。

(4) 賃金格差の背景・要因（パートタイム労働者を中心に）

一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差の背景・要因としては、単純かつ定型的業務というパートタイム労働に固有の事情から、賃金水準が低く設定されていること、

*4 当調査では、従来から、労働者を所定労働時間の長短により、「一般労働者」と「パートタイム労働者」とに区分しています。しかし、“フルタイムのパートタイム労働者”（以下、「フルタイムパート」という。）という呼称が一般に使われてきたことから、本来「一般労働者」として回答すべきフルタイムパートの一定程度が、誤って「パートタイム労働者」として回答されていた可能性があります。2005年の調査では、「パートタイム労働者」の呼称を「短時間労働者」に変更したことにより、こうした誤りが少なくなったことが考えられます。このことは、パート女性の所定内労働時間の対前年比が、毎月勤労統計調査で－1%であったのに対し、当調査では－11%とマイナス幅が大きく上回っていることからも推察できます。

ちなみに、粗い試算ですが、女性の一般労働者の5%（=パートの7%）に相当するフルタイムパートが、「パートタイム労働者」から「一般労働者」に区分が移ったと仮定すると、数字のうえでの影響は、一般労働者の1時間当たり年間収入額は2%程度マイナスになり、パート賃金比は1ポイント程度上昇（＝格差は縮小）します。

また勤続年数が長くなっても賃金の伸びが少ないということがかねてより指摘されています。また、収入が一定額を超えると税・社会保険料負担が生じる、あるいは配偶者が配偶者手当をもらえないなどの理由で就業調整（＝年収調整）をする女性パートが少なくないことも、パート賃金相場の引き上げに対してマイナスの影響が及ぶとされています。

1990年代以降、賃金格差が拡大した背景・要因については、「平成15年（2003年）労働経済白書」において、上記の要因に加えて、パートタイム労働者が賃金の低い職種に集中する傾向が進んだことが指摘されています。一般労働者とパートタイム労働者の職種構成を同一に調整して、一般労働者の時間当たり年間収入額100に対するパートタイム労働者の水準を試算したところ、調整前に比べてその差は16.0ポイント縮まるという結果が出ています（2001年の数値）。そして、1995年の数値との比較では、この期間に拡大した賃金格差のほとんどが職種構成の変化によるものとされています。

他の要因としては、経済停滞期において、企業側が「賃金（人件費）の節約」を理由にパートを中心とした非正規社員の雇用を伸ばしたこと、その一方で、労働者側としては正規社員になる機会が狭まるなかでやむなく非正規社員としての働き方を選ばざるを得ない、あるいは家計補助のため労働条件は二の次にして働かなくてはならないというケースが少なくなかったことなど、労働市場が買い手優位で推移したなかで賃金水準が抑制されたことが考えられます。（図表Ⅱ-3-24、25）

(5) 小括

非正規社員の増大による所得格差の背景にある正規社員・非正規社員間の賃金格差は近年縮小傾向にあるとはいえ、依然として大きいものがあり、非正規社員として働く労働者において生計の維持・確保、および賃金・処遇の納得感という点から問題の改善が図られなければなりません。

第一には、非正規社員の賃金水準が伸び悩むなかで、非正規社員としてフルタイムで働いても生計維持に必要な収入を確保できないケースも存在しており、バブル経済崩壊以降続いている正規社員としての就労機会の減少は、生計面で自立できない層を拡大さ

図表Ⅱ-3-24　非正社員を雇用する理由（事業所調査）

（単位：%）

就業形態		非正社員がいる事業所計	契約社員	嘱託社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非正社員を雇用する理由（3つまでの複数回答）	賃金の節約のため	51.7	30.3	26.1	26.2	37.8	55.0	43.8
	1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため	28.0	3.5	1.6	8.0	23.4	35.0	18.3
	景気変動に応じて雇用量を調節するため	26.5	21.7	7.7	26.4	30.0	23.4	25.4
	即戦力・能力のある人材を確保するため	26.3	37.9	38.7	39.6	19.2	12.3	14.6
	専門的業務に対応するため	23.1	44.9	35.1	25.9	11.6	10.1	15.0
	賃金以外の労務コストの節約のため	22.5	11.9	6.1	26.6	16.4	23.9	22.3
	正社員を確保できないため	20.1	14.3	6.4	16.9	13.6	12.4	15.8
	長い営業（操業）時間に対応するため	18.1	8.9	3.9	2.8	17.8	20.4	10.0
	臨時・季節的業務量の変化に対応するため	17.6	9.0	3.7	14.4	45.5	15.4	23.6
	正社員を重要業務に特化させるため	15.4	15.4	7.2	17.2	7.6	12.8	14.5
	高年齢者の再雇用対策のため	14.2	7.3	56.5	1.7	6.7	6.4	5.1
	正社員の育児・介護休業対策の代替のため	3.0	2.1	0.2	8.8	2.3	2.1	3.4
	その他	3.8	1.8	1.8	1.7	0.3	2.4	4.7

（注）計は、当該就業形態の労働者がいる事業所のうち、「非正社員を雇用する理由」に回答がある事業所を100としている。
資料出所：厚生労働省「2003年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

図表Ⅱ-3-25　現在の就業形態を選択した理由（個人調査）

（単位：%）

就業形態		非正社員計	契約社員	嘱託社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現在の就業形態を選択した理由（複数回答）	家計の補助、学費等を得たいから	35.0	14.4	15.7	15.5	39.1	42.3	22.5
	自分の都合のよい時間に働けるから	30.9	9.9	5.5	15.2	21.6	38.8	16.9
	通勤時間が短いから	28.1	14.4	13.5	15.0	22.8	33.2	20.9
	正社員として働ける会社がなかったから	25.8	36.1	31.2	40.0	20.2	21.6	35.1
	自分で自由に使えるお金を得たいから	24.6	14.5	11.1	16.7	17.0	28.0	22.1
	勤務時間や労働日数が短いから	23.2	8.8	8.8	14.7	14.5	28.8	10.0
	家庭の事情や他の活動と両立しやすいから	22.6	10.3	7.4	23.5	33.5	25.8	15.8
	専門的な資格・技能が生かせるから	14.5	40.7	37.3	21.1	7.8	9.5	15.6
	就業（年収や労働時間）調整をしたいから	9.5	3.3	2.9	5.0	4.3	12.4	2.2
	簡単な仕事で責任も少ないから	9.4	4.3	7.3	6.3	11.7	10.9	6.1
	より収入の多い仕事に従事したかったから	8.9	14.6	8.8	15.7	7.5	7.0	13.5
	組織にしばられたくないから	8.6	9.9	5.4	23.1	9.0	7.5	7.3
	体力的に正社員として働けないから	5.3	2.6	9.1	2.7	9.7	5.6	4.3
	その他	3.4	7.0	12.4	4.4	7.0	1.7	6.7

（注）計は、「現在の就業形態を選択した理由」について回答した労働者を100としている。
資料出所：厚生労働省「2003年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

せたことになります。雇用環境が次第に改善するなかで、正規社員への就労機会を逸した若年層が正規社員として雇用されることを促すような公的職業訓練や就労支援策も重要ですし、同時に、生計費確保をも考慮した法定最低賃金制度の整備など、水準底上げに資する政策の検討が重要になります。また、賃金の低い産業・職種において一定の公正競争を確保し、労働生産性を高めつつ秩序ある社会的な賃金相場の形成を図るために、

産業別ないし職種別最低賃金の確立が重要な政策課題になるとともに、その環境整備を進めるためにパートタイム労働者を含む全従業員を対象とした企業内最低賃金協定の締結とその水準引き上げを促進することが重要です。

第二の問題としては、職場での非正規社員の増大に伴い、基幹化・戦力化が進み、仕事は正規社員と同等であっても賃金は追いつかないという状況が少なくありません。労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」（2005年：従業員調査）では、非正規社員のうち「自分とほとんど同じ仕事をしている正社員がいる」との回答が5割超（52.9%）という結果が出ており、そのうちの6割超（61.8%）が正規社員に比べて賃金が低いと回答しています。さらに、そのなかの6割弱（56.4%）が自身の賃金に「納得していない」と回答しています。

非正規社員における賃金・処遇への納得感の欠如は、当該労働者のモラールや生産性の低下を招くことにつながり、企業における非正規社員の活用・戦力化に支障が生ずることも考えられます。このような問題の解決に向けては、非正規社員に対する職責、役

図表Ⅱ-3-26　適用される制度別労働者割合

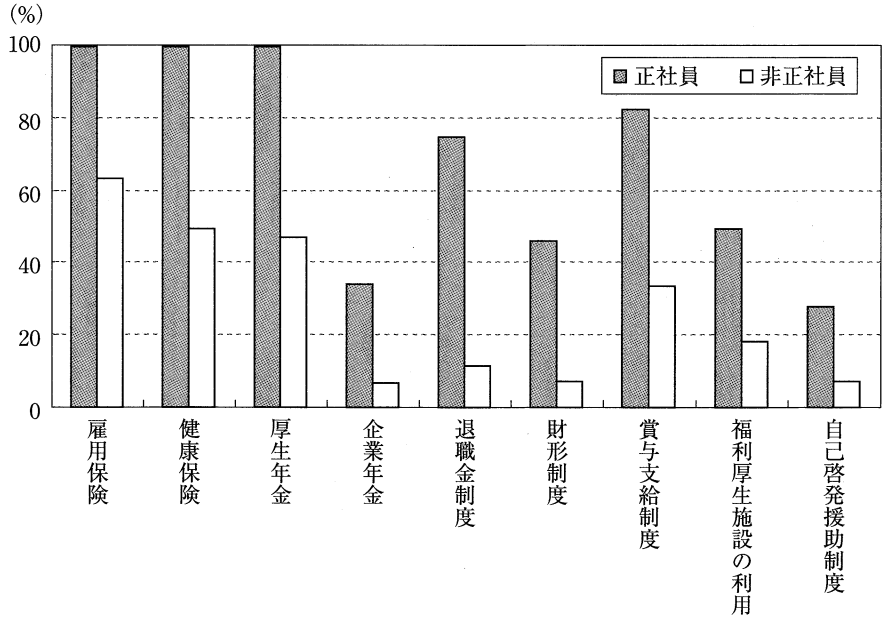

資料出所：厚生労働省「2003年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

割、難易度など個人の評価が反映されるような賃金・処遇体系の適用や、正規社員と非正規社員の垣根を外した「統合型人事制度」の構築による均等処遇の実現が求められます。その際には、賃金だけではなく、非規正社員への適用が少ない退職金制度や法定・法定外福利厚生制度を含めた検討も重要になります（図表Ⅱ-3-26）。

また、非正規社員の戦力化の促進という観点からは、教育訓練など非正規社員の職務能力の向上を促進するための人事施策を講ずることも重要です。

第4章　最低生活費未満の賃金雇用者と格差経済社会の課題

第Ⅱ部　第４章のポイント

第1節　最低生活費未満の雇用者の問題について

○ 生活保護制度の最低生活費に税、社会保険料を加算した1人世帯および3人の世帯の最低生活費を試算した。1人世帯最低生活費は2002年には186.3万円、3人世帯の最低生活費は294.7万円となる。同じ考えで1997年、1992年のそれぞれの最低生活費を計算した。

○ 1人最低生活費に達しない雇用者（15歳～64歳）数および比率を計算した。その値は、2002年には1,476万人、全雇用者の28.5%、男性雇用者が351.5万人、その11.6%、女性雇用者では1,124.5万人、その52.4%となった。この未満者雇用者数、未満者比率は、男女ともに92年、97年、2002年と増加してきている。

○ 性別・雇用形態別の1人世帯最低生活費未満者の比率は、2002年の正規労働者では男性が3.9%、女性が18.7%である。パート労働者では男性71%、女性92%、派遣労働者では男性24.5%、女性47.4%である。

　3人世帯最低生活費未満者は、生産人口の雇用者で2,440万人、その雇用者総数の47%を占めている。男性雇用者ではその27.8%、女性雇用者ではその74.4%にも達している。

第2節　公正で健全な経済社会への課題

○ 90年以降に格差は拡大傾向を取り続け、低所得者、低賃金者の比率が増大傾向にある。特に90年代後半以降には非正規労働者が若年・青年層に広汎に広がってきており、その低所得や格差が社会問題を生み出しつつある。

○ これら格差問題を解決するためには、①所得格差の拡大に歯止めをかけ、機会均等の条件を整備すること、②非正規労働者の雇用･労働条件格差を改め、勤労の価値を高めること、③低所得者対策、非正規労働者の条件改善策により社会的連帯、相互扶助の意識を高め、経済社会への信頼感を回復すること、が重要になっている。

第1節 最低生活費未満の賃金雇用者の問題について

昨今、わが国においてワーキング・プア（雇用貧困者）の増大が指摘され、健全な経済社会の発展への悪影響が懸念されています。ここでは、最低生活費未満の賃金雇用者に着目し、雇用者に占めるその比率や近年における変化を概観します。

(1)　最低生活費未満の賃金雇用者の定義

最低生活費未満の賃金雇用者とは、ここでは、生産人口（15歳～64歳）にある雇用者（含む非正規雇用）であって、個人の賃金年間収入が「最低生活費」に達しない賃金雇用者と定義します。

「最低生活費」は、生活保護制度の生活扶助額、一時扶助額、住宅扶助を加算し、その社会保険料、所得税等を加えて算出しました。すなわち1人世帯最低生活費としては、生活保護制度の20歳～40歳の1人世帯の生活扶助額（第1類＋第2類）に冬季加算、期末一時扶助費、住宅扶助を加算した額に所得税、地方税および社会保険料を加えた年間所得としました。3人世帯最低生活費は、モデル世帯（33歳男、29歳女、4歳子）を設定して同様に積み上げ、税金、社会保険料を加算して算出しました（図表Ⅱ-4-1）。

以下、この2つの最低生活費について、生産人口（15歳～64歳）における個人ベースの雇用者（正規労働者、パート労働者など）の年間賃金が1人世帯最低生活費を満たしていない者（以下、「単独最低生活費未満者」という。）、および3人世帯最低生活費を満たしていない者（以下、「世帯最低生活費未満者」という。）の数と、その雇用形態の人数に対する比率について試算します。

(2) 最低生活費未満の賃金雇用者の人数とその比率の推移

(1) で求めた最低生活費をもとに、生産人口（15歳～64歳）の雇用者における単独最低生活費未満者および世帯最低生活費未満者の人数と比率を求めました。

図表Ⅱ-4-1　最低生活費の試算

（単位：円）　（千円未満四捨五入、単位：円）

1人世帯（20歳～40歳）	生活扶助（基準額）＊ 第1類 20歳～40歳	第1類 －	第2類	冬季加算（Ⅵ区、11～翌3月）	期末一時扶助費（12月）	住宅扶助＊＊	児童養育加算＊		扶助額合計		税＋社会保険料＊＊＊		最低生活費
	人・月	人・月	世帯・月	世帯・月	人・年	世帯・月	人・月		年間		年間		年間
1992年	37,330		39,360	2,840	13,250	18,747		→	1,173,000	+	197,000	=	1,370,000
1997年	40,060		42,980	3,090	14,220	23,625		→	1,466,000	+	278,000	=	1,744,000
2002年	40,410		43,910	3,130	14,340	30,247		→	1,563,000	+	300,000	=	1,863,000

3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子）	生活扶助（基準額）＊ 第1類 20歳～40歳	第1類 3歳～5歳	第2類	冬季加算（Ⅵ区、11～翌3月）	期末一時扶助費（12月）	住宅扶助＊＊	児童養育加算＊		扶助額合計		税＋社会保険料＊＊＊		最低生活費
	人・月	人・月	世帯・月	世帯・月	人・年	世帯・月	人・月		年間		年間		年間
1992年	37,330	25,180	48,300	4,390	13,250	28,656	5,000	→	2,243,000	+	322,000	=	2,565,000
1997年	40,060	27,010	52,740	4,770	14,220	34,369	5,000	→	2,457,000	+	358,000	=	2,815,000
2002年	40,410	27,250	53,880	4,840	14,340	41,552	5,000	→	2,569,000	+	378,000	=	2,947,000

（注）＊　生活扶助、児童養育加算：各年における1級地−1の基準額。
＊＊　住宅扶助：厚生労働省「生活保護被保護者全国一斉調査」より。1997年は1級地計、他は1級地−1の値。
＊＊＊ 税込み額の計算前提：
1. 税率、社会保険料率は2002年7月時点の値に固定して計算した（介護保険料は除外）。
2. 3人世帯では、配偶者について「収入70万円未満（＝特別控除38万円適用）」および「社会保険料の個人負担なし」として計算した。

まず、総務省「2002年就業構造基本調査」を用いて生産人口（15歳～64歳）の雇用者のうち単独および世帯最低生活費未満者の人数・比率を示したものが図表Ⅱ-4-2です。単独最低生活費未満者数は男女計で1,476万人であり、その比率は3割弱（28.5%）を占めます。世帯最低生活費未満者数は男女計で2,440万人であり、同比率は5割弱（47.1%）を占めます。性別では、人数・比率ともに女性が男性を上回っており、女性の単独最低生活費未満者数は約1,120万人、同比率は5割強（52.4%）、女性の世帯最低生活費未満者数は約1,600万人、同比率は4分の3（74.4%）に達します。

なお、参考として示した「65歳以上」の有業者は、全般的に「15歳～64歳」よりも単独および世帯最低生活費未満者比率が高くなっており、また「自営業主*1」はすべての階級において「雇用者」よりもそれぞれの比率が高くなっているのが特徴です。

次に、1992年、1997年、2002年の時点における単独および世帯最低生活費未満者比率をみたのが図表Ⅱ-4-3です。1992年と2002年とを比較すると、雇用者、正規社員、パートともに単独および世帯最低生活費未満者比率が高まっています。

性別に1992年と2002年とを比較すると、男女ともに単独および世帯最低生活費未満者

＊1 就業構造基本調査における自営業主の年間収入（所得）には、「1年間の売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの（＝営業利益）」が用いられています。

図表Ⅱ-4-2　最低生活費未満の賃金雇用者数および比率

＜生産人口（15歳～64歳）の雇用者における人数・比率＞

●単独最低生活費未満の賃金雇用者数および比率　（千人、%）

年収186.3万円未満		雇用者			参考：自営業主（外数）		
		総人数	最低生活費未満者の数	比率	総人数	最低生活費未満者の数	比率
生産人口（15歳～64歳）計	男女計	51,802	14,760	28.5	6,119	2,899	47.4
	男性	30,329	3,515	11.6	4,475	1,654	37.0
	女性	21,473	11,245	52.4	1,644	1,244	75.7
参考：65歳以上	男女計	2,405	1,248	51.9	2,087	1,363	65.3
	男性	1,604	692	43.1	1,602	982	61.3
	女性	801	556	69.4	485	381	78.5

●世帯最低生活費未満の賃金雇用者数および比率　（千人、%）

年収294.7万円未満		雇用者			参考：自営業主（外数）		
		総人数	最低生活費未満者の数	比率	総人数	最低生活費未満者の数	比率
生産人口（15歳～64歳）計	男女計	51,802	24,402	47.1	6,119	3,967	64.8
	男性	30,329	8,421	27.8	4,475	2,534	56.6
	女性	21,473	15,981	74.4	1,644	1,433	87.2
参考：65歳以上	男女計	2,405	1,678	69.8	2,087	1,655	79.3
	男性	1,604	1,019	63.6	1,602	1,229	76.7
	女性	801	659	82.2	485	426	87.9

資料出所：総務省「2002年就業構造基本調査」から試算

図表Ⅱ-4-3　最低生活費未満の賃金雇用者比率の推移

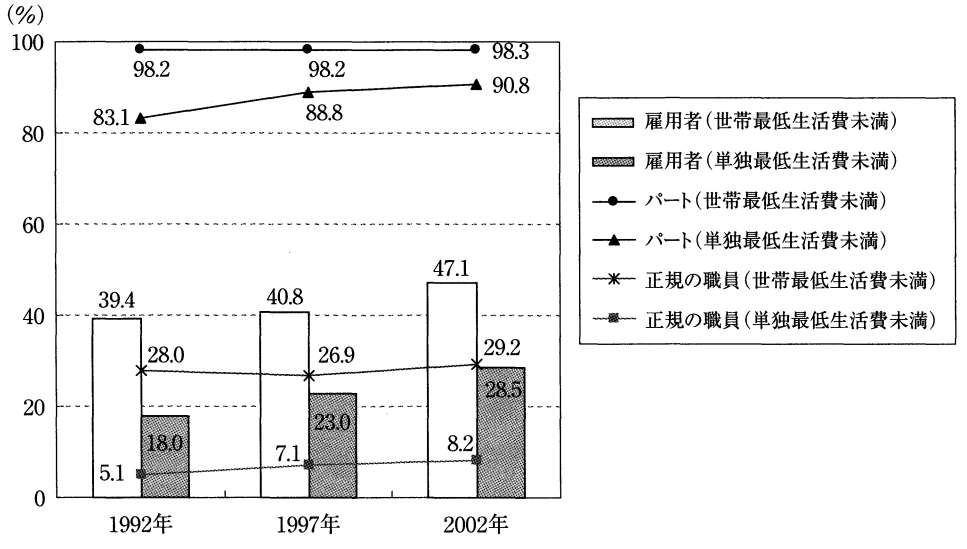

資料出所：総務省「就業構造基本調査」から試算

比率が高まるなかで、女性の単独最低生活費未満者比率の上昇（14.3%ポイント増）、男性の世帯最低生活費未満者比率の上昇（8.5%ポイント増）が目立ちます（図表Ⅱ-4-4）。

年齢層別に1992年と2002年とを比較すると、雇用者で単独最低生活費未満者比率の上昇が大きいのは15歳～19歳・20歳代の若年層と60歳～64歳で、なかでも15歳～19歳では37.9%ポイント増（43.8%→81.7%）となっています。世帯最低生活費未満者比率の上昇は20歳代で大きくなっています。

図表Ⅱ-4-4　最低生活費未満の賃金雇用者比率の推移（性別・年齢層別）

●単独最低生活費未満の賃金雇用者の比率　(%)

		雇用者			うち正規の職員・従業員			うちパート			うちアルバイト		
		1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年
生産人口（15歳～64歳）		18.0	23.0	28.5	5.1	7.1	8.2	83.1	88.8	90.8	74.3	81.4	84.3
	男	5.0	7.3	11.6	1.6	2.8	3.9	48.1	58.7	71.1	66.0	73.3	78.0
	女	38.1	46.3	52.4	12.6	17.1	18.7	84.6	90.2	92.2	82.5	89.0	90.2
15歳～19歳		43.8	67.7	81.7	20.2	38.1	48.5	76.6	87.1	92.3	88.2	94.4	95.8
20歳代		13.5	21.8	30.4	4.7	8.8	11.8	74.4	82.8	86.6	70.8	80.3	83.8
30歳代		15.4	17.6	20.7	3.5	4.3	5.0	88.4	91.3	92.1	65.8	70.8	73.7
40歳代		19.7	23.1	26.8	4.1	5.2	5.5	85.6	91.0	92.8	74.0	76.4	78.6
50歳代		17.6	21.5	26.3	5.5	6.4	7.0	79.2	87.0	89.6	69.7	75.8	79.6
60歳～64歳		27.5	34.5	42.6	13.1	17.4	19.8	76.9	86.0	89.2	70.6	78.4	85.0
参考：65歳以上（外数）		35.8	44.3	51.9	24.2	29.9	38.4	77.3	86.0	89.2	71.9	82.5	87.0

●世帯最低生活費未満の賃金雇用者の比率　(%)

		雇用者			うち正規の職員・従業員			うちパート			うちアルバイト		
		1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年
生産人口（15歳～64歳）		39.4	40.8	47.1	28.0	26.9	29.2	98.2	98.2	98.3	94.5	95.3	96.3
	男	19.3	20.6	27.8	15.4	15.8	19.5	85.5	87.2	93.2	91.2	92.2	94.7
	女	70.4	70.9	74.4	55.6	52.4	52.4	98.8	98.7	98.6	97.6	98.4	97.8
15歳～19歳		91.6	94.5	96.8	87.8	90.2	93.3	97.6	96.1	97.4	98.9	98.9	98.3
20歳代		49.5	54.7	65.0	42.5	45.2	52.5	97.0	97.4	97.9	94.1	96.0	97.1
30歳代		28.8	29.4	36.0	16.7	16.0	20.1	98.8	98.3	98.7	89.0	89.8	93.2
40歳代		33.2	33.8	38.2	17.7	16.3	17.3	98.6	98.6	98.5	93.5	91.8	93.5
50歳代		33.8	33.7	39.4	21.6	19.1	20.7	97.6	98.0	97.9	92.9	91.5	94.6
60歳～64歳		54.2	54.6	61.8	44.9	42.3	44.8	96.9	97.7	98.3	95.8	95.7	96.6
参考：65歳以上（外数）		62.8	64.7	69.8	62.5	60.2	65.9	96.7	98.1	97.4	97.0	97.9	96.4

資料出所：総務省「就業構造基本調査」から試算

(3) 最低生活費未満の賃金雇用者の雇用形態とその年齢階層における特色

極めて高い最低生活費未満者比率

最低生活費未満者を2002年の就業構造基本調査により15歳～64歳の雇用者について試算しますと、1人世帯最低生活費未満の「単独最低生活費未満者比率」はパート労働者で

図表Ⅱ-4-5　男女別・雇用形態別の単独最低生活費未満の雇用者比率（2002年）

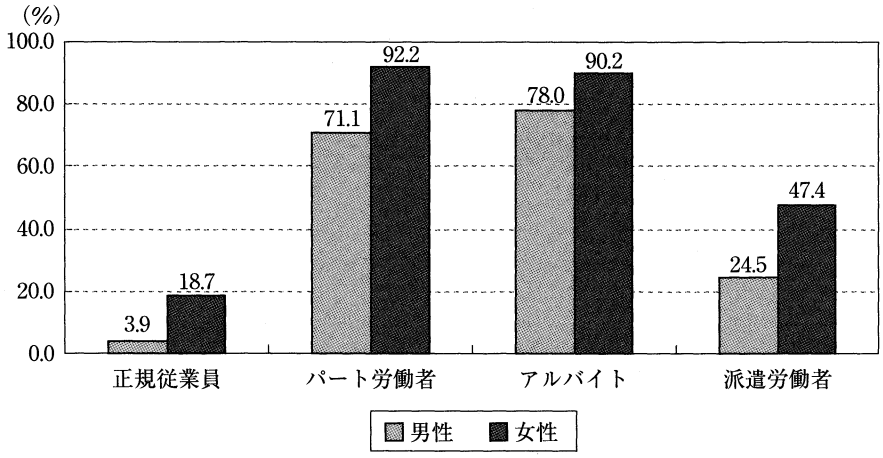

（注）15歳～64歳の雇用者における値。
資料出所：「就業構造基本調査」(2002年）から試算

は9割、アルバイトでは84%、派遣労働者で4割強、正規労働者で8%となっています（図表Ⅱ-4-4、5参照)。すなわち、パート、アルバイトでは、独立した1人世帯を形成することが困難な姿です。

3人世帯最低生活費未満の「世帯最低生活費未満者比率」(15歳～64歳での値）は、パート労働者では98%、アルバイトでは96%、派遣労働者では82%、正規労働者では29%です。この世帯最低生活費未満の賃金労働者の比率の高さは、パート、アルバイトは無論のこと、派遣労働者においても2人以上世帯を形成することが困難であること、また正規雇用者においてもその3割が子育てを行うことが困難な賃金水準にあることが読み取れます。

正規労働者における最低生活費未満者比率：女性の20歳代、40～50歳代で17～21%

15歳～64歳の正規労働者における単独最低生活費未満者の現状をみましょう。図表Ⅱ-4-6および図表Ⅱ-4-7に示したように、正規労働者においても20歳未満の男女労働者の場合には約半数前後の者の賃金は単独最低生活費に達していません。この比率が次に高いのが、女性の60歳代前半層（43%）です。男性に比べて女性の単独最低生活費未満者比率はいずれの年代においても高く、30歳代の14%を底に、その他の年代層では20%前後となっています。男性の場合のこの比率は、60歳前半層では11%ですが、20歳代で8%、

図表Ⅱ-4-6　男性正規労働者における単独最低生活費未満者の比率

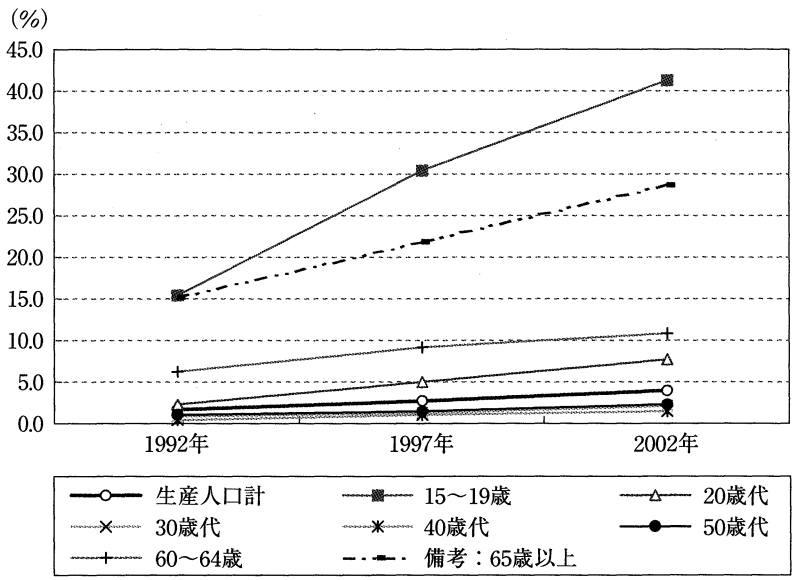

（注）生産人口計は15歳～64歳の当該労働者の計。
資料出所：「就業構造基本調査」（1992年、1997年、2002年）

図表Ⅱ-4-7　女性正規労働者における単独最低生活費未満者の比率

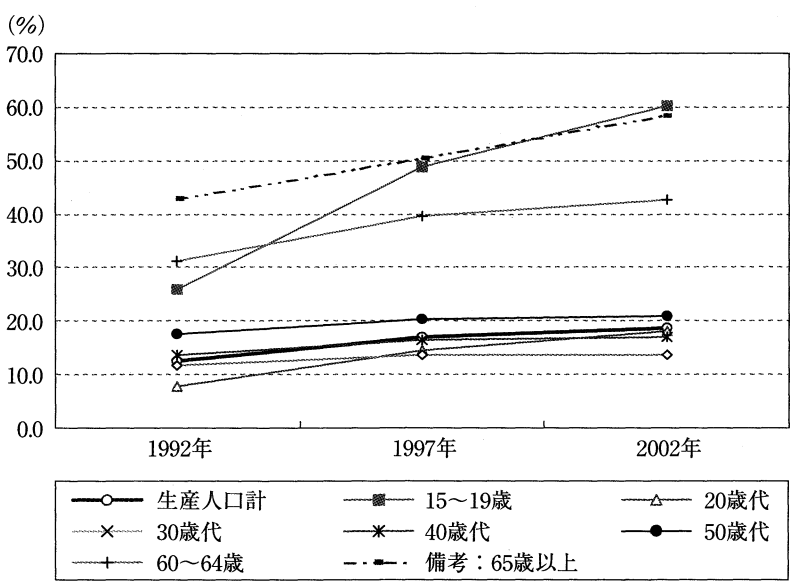

資料出所：「就業構造基本調査」（1992年、1997年、2002年）

40歳代で最小の1.5%など女性に比較してかなり低くなっています。しかし、男女別の正規労働者のどの年齢階層においてもこの比率は1992年、1997年、2002年にかけて着実に増加しています。

正規労働者において3人世帯最低生活費水準を下回る賃金の労働者比率（世帯最低生活費未満者比率）は、男性の場合が20%、女性が52%です。まず男性の年齢階層別の特色をみますと、この比率が高いのは15～19歳（91%）、20歳代（44%）、60～64歳（35%）です。これに比較すると、30歳代では13%、40歳代で9%、50歳代で11%と相対的には低くなっていますが、いずれの年齢階層ともに92年、97年に比較してこの比率は高まっています。

女性正規労働者の場合における年齢階層別の世帯最低生活費未満者比率をみますと、65%を上回っているのが15～19歳（97%）、60～64歳（69%）、20歳代（65%）です、30歳代では40%、40歳代では43%、50歳代では49%の比率であり、ほぼ半数弱が世帯最低生活費を超えられない賃金水準となっています。

非正規労働者で高い最低生活費未満者比率：パート・アルバイトでは9割前後

次に非正規労働者における単独最低生活費未満者比率について、年齢階層の特色をみましょう。女性パート労働者の場合のその比率は、2002年には生産年齢計で92%ですが、各年齢層ともにその値は20歳代の88%を底としていずれも91～93%と極めて高くなっています（図表Ⅱ-4-8参照）。女性のパート賃金では単独最低生活費を確保することは困難なのが現状です*2。そして92年以降では65歳以上層を例外にしてこの比率は高まる傾向にあります。

男性パート労働者の単独最低生活費未満者比率は、2002年には生産人口では71%であり女性の率よりも20%ポイントほど低くなっています。しかし97年から2002年にかけて急上昇しておりその比率は高まっています。その比率が高い年齢階層は、15～19歳が99%、60～64歳が79%、20歳代が72%などです（図表Ⅱ-4-9参照）。

*2：パート労働者の賃金は、実労働時間対応の賃金で最低生活費未満者比率を計算しています。パートの週労働時間は年収150万円前後の収入階層では週当たり約35時間です。これを週40時間換算でパート年収を計算すると約13%増となりますが、この増加分では同比率を10～6%ポイント程度削減するにとどまり、依然として88%程度の比率となります。

図表Ⅱ-4-8　女性パート労働者の単独最低生活費未満者の比率

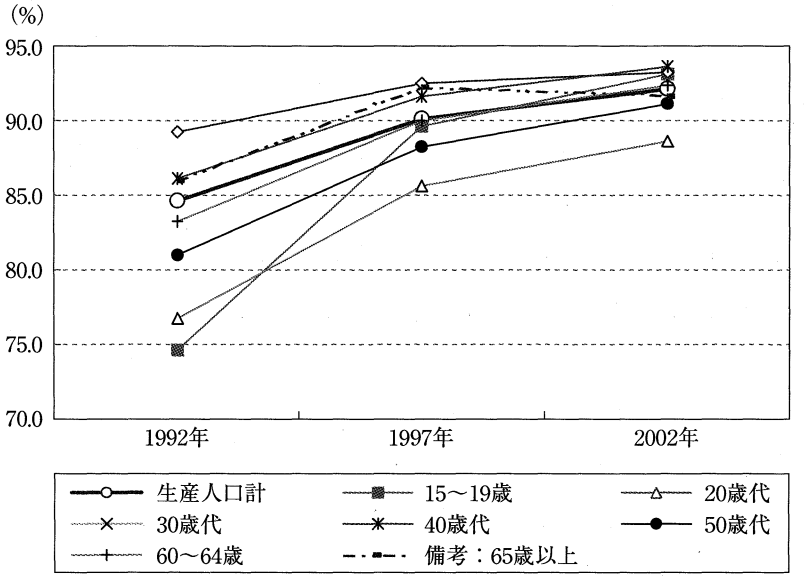

資料出所：「就業構造基本調査」(1992年、1997年、2002年)

図表Ⅱ-4-9　男性パート労働者の単独最低生活費未満者の比率

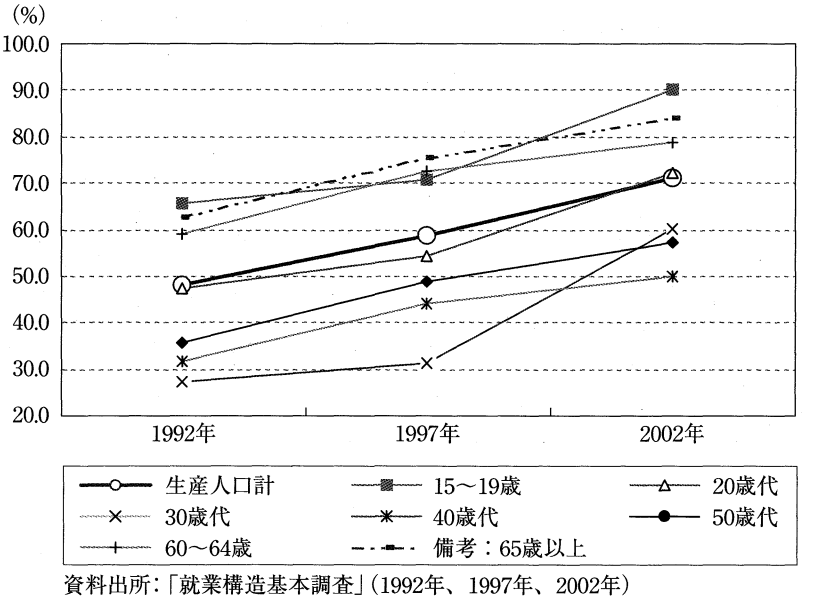

資料出所：「就業構造基本調査」(1992年、1997年、2002年)

アルバイトの場合の単独最低生活費未満者比率を男性についてみますと、生産人口では78%であり、パートよりは幾分低いものの高い率となっています。アルバイトの年齢階層別では、15～19歳が95%、20歳代が81%、60～64歳が80%と高く、30歳代、40歳代では53%前後となっています。男性パート労働者と男性アルバイトの場合の最低生活費未満者比率は両者で似た特色をみせています。

派遣労働者における男女別･年齢階層別の単独最低生活費未満者比率の特色をみましょう。派遣労働者の7割強を占める女性派遣労働者の場合には、その比率は47%であり、女性派遣労働者の約半数弱が単独最低生活費に届いていません。女性派遣労働者の年齢階層別では、この比率が高いのは、60～64歳の86%、15～19歳の81%、50歳代の75%です。これに比較して20歳代では41%、30歳代では38%とやや低くなっています。しかし、30歳代、40歳代においても世帯最低生活費未満者比率では、その比率はそれぞれ81%、93%と高く、女性の派遣労働者においては、2人以上世帯を派遣労働者賃金でまかなうことが困難な姿になっています。

男性派遣労働者の単独最低生活費未満者比率は25%であり、女性の場合よりもかなり低くなっています。年齢階層別にみますと、この比率が50%を上回っているのは、15～

図表Ⅱ-4-10　派遣労働者の年齢階層別の単独最低生活費未満者比率（2002年）

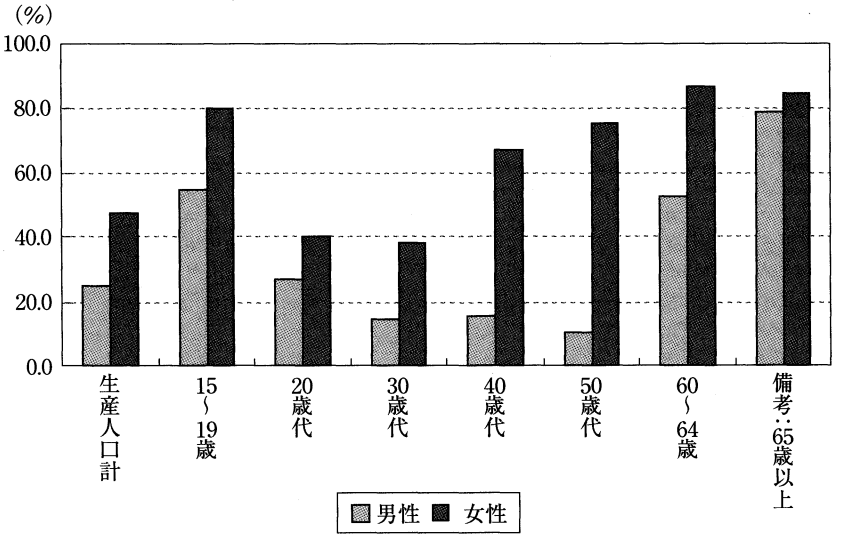

資料出所：「就業構造基本調査」(2002年)

19歳の55%、60～64歳の53%であり、50歳代では11%、40歳代では16%、30歳代では15%、20歳代でも27%であり、男性の派遣労働者の場合には正規従業員に次いでこの比率はやや低くなっています（図表Ⅱ-4-10参照）。

しかし、派遣労働者においても、世帯最低生活費に達しない者（世帯最低生活費未満者）の比率は、男性の30歳代、40歳代、50歳代において50%強と半数を上回り、20歳代では78%と高くなっており、正規従業員に比較してその比率はかなり高い現状にあります。

第2節　公正で健全な経済社会への課題

(1) 所得格差の拡大から、「機会の均等」条件の再構築へ

日本においては所得格差の拡大が、若い世代、特に30歳未満の世帯で進行していたことをみてきました。そのなかで、世帯主30歳未満の世帯を中心にして可処分所得200万円以下の低所得者層の比率が増加傾向をみせていました。世帯主29歳以下層、世帯主65歳以上層においてはその4割、35%の世帯が可処分所得200万円未満の水準にとどまっています。中位数の所得の50%以下水準の相対的貧困率（OECD「所得分配と貧困／ワーキングレポート22」）をみると、日本の場合には、30歳代、40歳代、50歳代など働き盛りの年齢層においても相対的貧困者が11%を上回って存在しています。

また、単独最低生活費未満賃金の雇用者は、2002年において1,470万人も存在し、その比率は28.5%にも達しています。女性においては2人に1人の割合で単独最低生活費の賃金を得ることができていません。特にパート、アルバイト、派遣労働者においては女性の場合には9割前後がこの最低生活費未満賃金の層に当てはまります。男性の場合にもアルバイト（195万人）の78%が単独生活費未満の賃金収入となっています。

そして、失業者数約280万人前後のなかで、1年以上失業者が3割を上回り続けており、40歳未満の中年・青年層において長期失業者が滞留する傾向も生じています。この失業者の滞留のなかで、生活保護の被保護者数が増加し続けています。

このような低所得者層の増大は、塾費用を含め教育費が高い日本の教育環境において

は、低所得階層の子どもたちから高等教育の機会を奪いつつあります（教育格差）。特に日本では高等教育費が高くかつ個人負担が重い現状にあり、そのなかで低所得層の人々は高等教育や就労への機会を奪われかねない不平等社会に直面しつつあります。

グローバル化、少子・高齢社会のなかで求められるのは、人々の社会参加を可能にする条件です。これらの意欲を損なう所得格差の拡大は大きな弊害を生み出しつつあります。これを防止し、低所得者に対しても「機会の平等」を保障する対策が求められます。

(2) 非正規労働者の増大による所得格差の拡大は、日本の高い勤労意欲を侵食

所得格差の拡大には、非正規労働者の増大が影響しています。とりわけ、29歳以下、および30歳代の世帯を中心にして非正規雇用がこの間に急速に増大しています。

非正規雇用者とは、パート・アルバイト労働者、派遣労働者、契約社員、有期契約労働者など、雇用期間に定めがない正規労働者とは異なる有期雇用形態で働いている人々のことです。その雇用条件は有期契約のため不安定であり、賃金など労働条件は正規労働者に比較して低いなどその労働条件は低水準になっています。これらの非正規労働者が30歳未満の若い世代で急激にその比率を高め、24歳以下の世代では5割前後を占める大きさになっています。この章の前節でみたように、これら非正規労働者、特にパート・アルバイトの場合には、単独生活費未満賃金の人々が女性で9割強、男性でも7～8割を占めています。派遣労働者においても単独最低生活費未満者の比率は、男性で25%、女性で47%（世帯最低生活費未満者比率では男性67%、女性88%）に達します。

非正規労働者の問題は正規労働者に移行したくてもその手段が極めて乏しいことに大きな原因があります。2004年以降の景気回復期においても、25歳～35歳のフリーター数は99～97万人に高止まりしています。また25歳～35歳の無業者（ニート）も37万～39万人と多くを数え、減少の兆しがみえていません*3。このように雇用・労働条件の良くない仕事にとどまり、また無業を続ける青年層が100万人を上回る事態が続くならば、日本においても雇用・労働に対する人々の期待は弱まり、さらに日本の高い勤労意欲が侵食されかねない事態を生み出す可能性が高いといわねばなりません。

*3 厚生労働省「平成18年版 労働経済の分析」21～23頁。

OECDの調査では、日本では働きながらもその所得が低いため相対的貧困層にとどまるものが多い問題点が指摘されています。これまでの日本では、就労・労働による社会参加が社会の健全な発展に重要な役割を演じてきました。最近の所得格差の拡大がこれまでの高い勤労意欲を損なうに至りかねない事態を生んでいることは、今後の日本の経済社会の健全性を危うくする問題が現在進行していることを意味します。公正と社会から評価される非正規労働者の労働・雇用条件を早急に確立することが求められます。

(3) 貧弱な低所得者対策・所得再分配政策は、経済社会の安全性、連帯観を弱める

OECD諸国と比較すると日本の低所得者対策、所得再分配政策の貧しさが際立っています。相対的貧困率が高いなかで生活保護率の水準は国際的に極めて低くなっています。また、失業者数に対して失業保険給付を受けている者の比率は3割程度にとどまっています。児童手当など生活給付を受給する世帯比率も低く、母子家庭への対策も弱い現状にあります。

所得が下から20%の第Ｉ五分位階層の世帯は、その6割が世帯主65歳以上の世帯、その1割強が世帯主50歳代、そして世帯主40歳未満の世帯が15%を占めています。これらの低所得者に対する対策をおろそかにし個人の自助努力により貧困問題の解決を図ることは、高齢者層に根深い生活不安を抱かせることにつながっています。

また、最近ではフリーターに代表される非正規雇用の若年･青年が急速に増大し、これら世代では3割強に達しています。これら非正規雇用の青年層に自己努力をまず強要するならば、青年層の人々の社会参加意欲は失望感に転化しかねないといわなければなりません。そして、これらの低所得者対策、非正規雇用者の条件改善が進まなければ、日本の経済社会に対する国民の安心感、信頼感を喪失させる事態を生み出しかねません。その結果、人々の相互扶助の気持ちは弱まり、日本の経済社会を維持するために多大な社会的コストが必要になります。犯罪などの発生、地域社会の荒廃、世代間の断絶など大きな社会問題への対策が求められるからです。そして、そのことが人々の共助意識をさらに弱め、それが社会的コストを一層高める悪循環の経済社会を作りだします。すでに

EU（ヨーロッパ連合）では社会の競争力を高めるために社会から排除者を生み出さない社会的包摂、社会的統合の政策の重要性が強調され、その政策が各国で進められています。

少子・高齢化、グローバル化が進行するなかで、人々が求めている健全な経済社会とは、人々の教育機会、就労機会、社会参加への意欲を受けとめる社会ということができましょう。人々の社会参加を促す政府の所得再分配政策、さらに勤労意欲を高める公正な労働条件の確立政策がいま極めて重要になっています。

むすび

2002年1月を谷とした今回の景気回復局面は2006年9月で56ヶ月の長さとなりました。景気回復が長期化し、ようやく日本経済がデフレから脱却する動きが強まっています。減速傾向にある米国経済の先行き、また世界的な経常収支不均衡の拡大や原油価格の高騰などの懸念材料が存在しますが、設備投資は好調であり、また消費も堅調に推移していることから、景気回復局面は、今後も当面持続すると考えられます。

今後、内需中心の持続的な安定成長のためにも、本格的かつ持続的な消費拡大が必要ですが、そのためにも、所得水準向上とともに雇用の安定性に対する勤労者の不安を解消し、将来に対する安心感を保障することが必要です。

労働市場に目を向けますと、雇用情勢が回復し失業者が減少するなかにあって、依然として失業者の3割以上が長期失業者として失業状態にあります。特に若年雇用の悪化が影響しており、若年層における所得格差拡大の一因となっています。

第Ⅱ部でみたように、所得格差を示す指標として用いられるジニ係数の値は2001年から2003年にかけてはやや低下傾向にあったのですが2004年には上昇しています。格差拡大には高齢化の影響を指摘する向きもありますが、高齢者世帯の増加とあわせて64歳以下の世帯における所得格差の拡大が影響を与えているのです。年齢別にみても若年層の世帯のジニ係数が高まってきています。

賃金格差に目を転じますと、長期にわたる不況が中小企業に深刻な影響を与え、また、業績回復が大企業に比べると遅いこともあって、大企業に対する中小企業の賃金格差は拡大しています。年齢別にみると、成果主義型賃金の広がりを背景に、中高年層における賃金カーブのフラット化や同一年齢階級内での賃金差の拡大がみられます。男女別にみると賃金格差は縮小傾向にあるものの依然として課題は残されています。

所得格差の拡大の背景にあるのは、非正規雇用の増大です。いまや雇用者の3人に1人が非正規雇用ですが、正規、非正規間の賃金格差は依然として大きいものがあります。

最近、働いているにもかかわらず所得が低い層が増加しているといわれています。実態を把握することは難しいのですが、本報告では、一つの試みとして、雇用者の賃金を生活保護制度における最低生活費水準と比較しました。女性パート・アルバイト労働者のなかには自らの判断で所得を抑えている場合も存在すると考えられますが、派遣労働者を含め

非正規労働者の賃金水準についてみると、生活保護における最低生活費と比較しても低い水準にある割合が少なくありません。

景気回復が長期化するなか、成果の公正な分配の観点からも、正規雇用としての就労機会を逸した若年層に対する公的職業訓練や就労支援策を充実させる必要があります。世帯を維持するという生計費確保の観点からは水準の底上げに資する政策の検討も重要です。

日本が直面している人口減少社会において、今後も、中長期的に安定した経済成長を達成していくためにも、国民一人ひとりにとって元気の出る公正で健全な経済社会を作り上げていくことが必要です。雇用の質を高め、また勤労者の勤労意欲を高めるような労働条件の形成が不可欠です。また、今次景気回復局面をさらに持続的かつ安定的なものとするためにも、経済成長に見合った分配は正規労働者、非正規労働者問わず適切に行われなければなりません。所得格差、また、賃金格差が改善されることにより、勤労者全体での所得水準の向上が図られ、潜在的な需要が喚起され今後の消費の伸びにつながるという好循環が必要です。

2006～2007年度・経済情勢報告

［参　考］

2007年度日本経済の展望

1. 経済の現状
2. 2007年度の情勢
3. 2007年度見通し

（付表）連合総研見通し総括表

1. 経済の現状

2002年1月を谷とした景気回復局面は2006年9月で56ヶ月の長さとなりました。国内経済をみますと、企業収益がバブル期を抜き最高値となっているなか、企業の設備投資は大幅な伸びが続いており、企業の期待成長率も高まりました。雇用情勢も回復傾向にあり、消費マインドも改善してきました。所得面においても改善がみられ、家計消費は2005年前半には増加基調に入り、緩やかな増加傾向を続けています。景気動向指数で景気の動きをみますと、景気とほぼ同じ動きをする一致指数は、2002年の初めを底として上昇過程にあります。

原油価格は2006年に入ってからも再び上昇していました。原油等一次産品の価格の上昇は輸入物価には影響を及ぼしていますが、輸入物価の上昇が国内の消費者物価に与える影響はかなり小さくなっており、原油価格が日本経済に与える影響は低下していると考えられます。2006年8月時点では原油価格の上昇傾向も止まりつつありますが、引き続き、その動向には注意が必要です。なお、原油価格高騰による名目輸入の拡大により、GDPデフレータは若干低下傾向にあると予想されます。公共事業は引き続き抑制が続いていることから、公的固定資本形成は大きく減少します。

2005年度に製造業を中心に増加した設備投資については、2006年度も増加傾向にあります。2006年度においては、設備投資の大幅な伸びに加えて消費の緩やかな伸びにより、

2.7%程度の成長は遂げることができるものと考えられます。世界経済をみると、アメリカ経済は減速傾向がみられますが、アジアにおいては中国等で景気は拡大が続いており、また、欧州経済も景気は緩やかに回復していますので、為替レートがこれまで円安で推移してきたこともあって輸出は引き続き増加するものと考えられます。

2. 2007年度の情勢

設備投資、個人消費は来年度も日本経済を引き続き支えていくと考えられますが、2006年度に大幅に伸びた設備投資については、2007年度には、アメリカ経済等の減速による輸出の伸びの鈍化や、また数年来、設備投資が高い伸びで推移してきたことによるストック調整もあって、伸びは鈍化するものと考えられます。機械受注の動向をみても、これまでの増加傾向に変化がみられています。

日本経済が減速に陥る不安要因がこのところ顕在化しています。アメリカ経済は減速傾向にあるものと考えられます。機動的な金融政策が取られれば、急激なまたは大幅な減速には至らないものと考えられますが、成長率の鈍化は避けられません。アメリカ以外をみても、成長率は横ばいないしは鈍化傾向であり、世界経済全体でみても成長率は鈍化するものと考えられ、これまで日本経済を牽引してきた輸出の伸びは鈍化するでしょう。

このところの所得格差の背景には、高齢者世帯の増加とあわせて64歳以下の世帯における所得格差の拡大があり、年齢別にみても若年層世帯の格差拡大が生じてきています。若年層については、不本意な非正規化など厳しい雇用情勢にあり格差が生じていた可能性があります。雇用者数が増加傾向にあること、また役員を除く雇用者に占める非正規比率についても非正規化の進展が止まりつつあることなどは、長期化する景気回復のなかで雇用環境における明るい材料ですが、いまだ十分とはいえません。

さらに、家計部門をみますと、消費マインドは2006年春にかけて改善していましたが、その後足踏みしています。年金保険料アップ、また景気回復を背景とした定率減税廃止によって家計への負担が今後も大きいことが予想されるなか、消費マインドがさらに改善していくかは不安材料です。

3. 2007年度見通し

これまで、労働生産性が今次景気回復局面の初期から上昇傾向にあった一方で実質賃金が頭打ちとなっていた結果、依然として労働分配率は低い水準で推移しています。企業の収益・利益が過去最高の水準をみせているなか、労使が十分に協議して、これまでの経済成長に見合った適切な成果の分配の向上を実現し、それを中小企業や非正規の分野に波及させていく必要があります。それらが安定した所得に裏付けられた消費拡大を通じて持続的な景気回復を可能とし、デフレからの脱却を確実なものとすることになります。

2007年度も緩やかな景気回復局面が続くものと考えられますが、世界経済を中心に不透明感が強いものとなります。しかし、来年度春闘における賃金改定の結果により、見通しも異なってきます。

［ケースA］労働生産性上昇を反映した賃金改定が実現できるケース

すでに示したように、これまで労働生産性の上昇に実質賃金の上昇が追いついていない状況でした。労働生産性の上昇率を反映した適切な賃金改定が進めば（おおむね3%程度）、個人消費の拡大を通じて、日本経済は順調に推移すると考えられます。労働分配率も下げ止まりからやや上昇に転じることになります。実質成長率は、2.2%程度を達成することになります。経済が順調に回復することから、失業率も改善し、2007年度末には3.6%程度になると見込まれます。有効求人倍率も改善します。長期の景気回復により、非正規雇用であった層の正規化が進むなど、雇用環境はさらに改善するでしょう。

消費拡大が続けば、地方や中小企業に対する需要が増大することにもつながり、地域経済の活性化にも資することになります。GDPデフレータでみても、デフレからは脱却し、名目成長率も高まるでしょう。海外経済の減速に伴う輸出鈍化がみられたとしても、国内の消費主導の景気回復が持続していれば、日本経済への影響は軽微なものになると考えられます。

［ケースB］家計の所得改善が伸び悩むケース

賃金改定が定期昇給分にとどまる場合（おおむね1.6%）、輸出や設備投資の鈍化を消費の伸びでカバーすることが困難となるため、実質成長率も低いままで推移するこ

とになるでしょう。公共事業が削減されていくなかで、消費の伸びが思わしくなければ、地方経済の活性化は進まず、また、大企業と中小企業間の格差も解消しないでしょう。労働分配率の改善もみられません。また、所得改善が完全にはみられないなかでのさらなる減税廃止は、可処分所得の減少をもたらす可能性があります。

日本経済は、長期にわたる景気回復局面にあります。内需中心の持続的な安定成長のためにも、本格的かつ持続的な消費拡大に向け、勤労者にとっての雇用の安定性への不安の解消、将来に対する安心感の保障、勤労者すべての層へ所得としての成果の分配が不可欠です。雇用の質を高めるとともに適正な分配を行って、勤労者の勤労意欲を高めることが必要です。そのためにも、2007年度の春闘において、これまでの労働生産性を反映した適切な賃金改定を実現することが必要です。

（付表）連合総研見通し総括表

(1) 見通し

	2005年度 実　績	2006年度 見通し	2007年度見通し	
			ケースA	ケースB
名目GDP	1.8%	2.1%	2.5%	1.8%
実質GDP	3.2%	2.7%	2.2%	1.7%
内需寄与度	2.7%	2.3%	2.4%	1.9%
外需寄与度	0.5%	0.4%	−0.2%	−0.1%
民間最終消費	2.3%	1.9%	2.8%	1.9%
民間住宅投資	−0.2%	1.4%	1.4%	0.9%
民間設備投資	7.5%	9.2%	5.2%	4.4%
民間在庫投資（寄与度）	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
政府最終消費	1.5%	0.9%	1.1%	1.4%
公的固定資本形成	−1.4%	−8.6%	−5.5%	−5.3%
財・サービスの輸出	9.1%	8.3%	3.2%	3.2%
財・サービスの輸入	6.5%	6.9%	6.2%	5.3%
GDPデフレータ	−1.3%	−0.6%	0.3%	−0.1%
鉱工業生産	1.7%	3.5%	2.2%	1.4%
国内企業物価	2.1%	3.0%	2.1%	1.9%
消費者物価	−0.3%	0.6%	0.7%	0.5%
労働力人口	0.2%	−0.2%	−0.3%	−0.3%
就業者数	0.5%	0.1%	0.1%	−0.1%
完全失業率（年度末）	4.2%	3.9%	3.6%	3.8%
有効求人倍率（年度末）	1.03	1.14	1.28	1.24
名目雇用者報酬	1.8%	2.1%	4.3%	2.2%
現金給与総額（5人以上）	0.6%	0.8%	3.3%	1.2%
総実労働時間（5人以上）	1,812	1,812	1,813	1,812
経常収支（兆円）	19.2	18.0	19.8	20.5
同名目GDP比	3.8%	3.5%	3.8%	3.9%

(2) 見通しの前提条件

	2005年度 実　績	2006年度 見通し	2007年度 見通し
名目政府最終消費支出	1.3%	1.1%	1.7%
名目公的資本形成	−0.1%	−7.4%	−4.0%
名目短期金利（3ヶ月物）	0.1%	0.5%	0.7%
名目為替レート（円／ドル）	113.3	115.4	114.3
実質世界経済成長率（暦年）	4.8%	4.9%	4.5%
原油価格（ドル／バレル）	60.0	72.2	70.0

（注1）2007年度の賃金改定率の想定は、ケースAは定期昇給分と労働生産性上昇率を反映し、3%程度。ケースBは、定期昇給分程度。

（注2）年度末は1～3月期平均。

編集後記

本報告書は、以下の執筆分担により連合総研の責任でとりまとめました。発刊にあたり、ご助言・ご示唆を賜りました経済社会研究委員会の委員各位に厚く御礼申しあげます。

第Ⅰ部	第1章、第3章、第4章	岡田　恵子（連合総研主任研究員）
	第2章（第1節、第2節）	久保　雅裕（連合総研前主任研究員、2006年9月に中央労働委員会へ異動）
	第2章（コラム）	川島　千裕（連合総研主任研究員）
第Ⅱ部	第1章	岡田　恵子（連合総研主任研究員）
	第2章、第4章	成川　秀明（連合総研上席研究員）
	第3章	川島　千裕（連合総研主任研究員）

公正で健全な経済社会への道
＜2006～2007年度 経済情勢報告＞

2006年10月20日　初版第1刷発行

編　者　財団法人 連合総合生活開発研究所
所 長　薦田　隆成

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-3-2
曙杉館ビル 3F
TEL　03-5210-0851
FAX　03-5210-0852

制作・発売　株式会社 第一書林
〒104-0061 東京都中央区銀座8-12-11
第2サンビル
TEL　03-3545-0601
FAX　03-3545-0660

印刷・製本／株式会社 ニッポンパブリシティー
ISBN 4-88646-191-3 C3033